

平成29年度
包括外部監査結果報告書

補助金等に関する事務の執行について

平成30年3月
久留米市包括外部監査人
香 月 孝 文

～ 包括外部監査 目次～

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	1
5. 包括外部監査の方法	1
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人を補助した者	2
8. 利害関係	3

第2章 補助金等の概要

1. 補助金等の定義	4
2. 補助金の法的性質等	4
3. 久留米市の補助金等の概要	5
4. 外郭団体への補助金	8
5. 教育委員会の補助金	9
6. 監査対象とした補助金等について	10
7. 補助金の申請から交付決定等までのフローについて	16

第3章 監査結果総括

1. 全体の総括	17
2. 共通の結果	34

第4章 各部別 各論

(補助金)

1. 総合政策部	40
2. 協働推進部	47
3. 市民文化部	80
4. 健康福祉部	87
5. 子ども未来部	121
6. 環境部	150
7. 農政部	169
8. 商工観光労働部	193

9. 都市建設部	3 1 5
10. 議会事務局	3 2 0
11. 農業委員会事務局	3 2 5
12. 上下水道部	3 2 8
(負担金)	
1. 健康福祉部	3 3 2
(交付金)	
1. 都市建設部	3 3 7

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

補助金等に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

久留米市は現在、「久留米市新総合計画第3次基本計画」に係る様々な施策の取り組み等を行っているが、一方で、その実現のために多くの負担金、補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）が活用されている。

久留米市の平成27年度の補助金等の歳出額は240億7,572万円で、一般会計歳出総額である1,427億9,536万円のおよそ17%を占めており、平成23年度から一般会計歳出総額に対する補助金等の歳出額の割合（平成23年度はおよそ12%）は増加の一途を辿っている。

補助金等は、民間では採算がとれない公益性のある事業へ支出することで行政の目的を間接的に果たす機能があるが、他方で選定基準が曖昧である、一旦支出されてしまうと既得権益化し、削減することが難しいなどの問題が内在しやすい性格も有する。かかる補助金等について、交付決定までの手続きの合規性はもとより、各々の補助金等の必要性や経済性などについて検証を行うことは、財政的のみならず、政策的な観点からも大きな意義があると思われる。

また久留米市は、「久留米市行財政改革推進計画」の中で、持続可能な財政運営を可能とするため、補助事業の見直しを進めることとしており、計画期間のうち2年が経過した現在において、その進捗状況を検証するにはよい機会と考えた。

以上のことから、補助金等に関する事務の執行について監査を実施することは、久留米市の行財政運営に有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

（1）監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。また効率的であるか。

(2) 実施した主な監査手続

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
 - (ア) 補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確認し、その公益上の必要性を検証する。
 - (イ) 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で定める事業及び組織が補助対象になっているか、その適切性を検証する。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
 - (ア) 必要な書類はすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているか確認する。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
 - (ア) 補助金額について、補助事業の趣旨に沿った算定方法が取られているか検討する。
 - (イ) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているか確認する。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
 - (ア) 補助金交付団体の補助に係る経理は適正か確認する。
 - (イ) 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切か確認する。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
 - (ア) 補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認する。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
 - (ア) 補助事業の効果測定方法をヒアリングし、その実際の効果等を検証する。
- ⑦①～⑥の検証の結果を踏まえ、その有効性や効率性に疑義があるものはないか。
 - (ア) ①から⑥の手続きの結果、補助金等の有効性や効率性に疑義があると判断し得るものについては、今後の方向性について検証を行う。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 29 年 6 月 21 日から平成 30 年 3 月 31 日

7. 包括外部監査人を補助した者

黒岩 延時 (公認会計士)

松尾 英二 (公認会計士)

馬場 範夫 (公認会計士)
川野 武志 (公認会計士)
猿渡 慎也 (公認会計士)
小林 正幸 (弁護士)
江上 英介 (公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 補助金等の概要

1. 補助金等の定義

久留米市では補助金等について、下記のように定義している。

- (1) 負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなる経費である。負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合と、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合とに区分できる。
- (2) 補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出することとなる経費である。補助金は、法令等に基づき、公益性の高い特定事業や活動を奨励または育成するために支出する場合と、法令等の定めはないが国や他の地方公共団体との協調事業や、久留米市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励又は育成することが、公益上必要性が高いと判断し支出する場合とに区分できる。
- (3) 交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出することとなる経費である。交付金は専ら報償として一方的に交付されることから、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託である委託金とは区別される。

2. 補助金の法的性質等

(1) 補助金交付の根拠条文

地方自治法は、232条の2において以下のように規定している。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

すなわち本条は、普通地方公共団体が公益上必要がある場合に限り、寄附または補助をすることができるとした普通地方公共団体の権能を確認した規定といえる。

(2) 公益上の必要性の判断基準

「公益上必要がある場合」に該当するか否かについては、当該地方公共団体の長および議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行政実務昭28・6・29 自行行発第186号）。

一般に、本条に関し、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱または濫用があつ

たか否かについては、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質および状況、当該地方公共団体の財政の規模および状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮して検討することとされている（広島高判平 13・5・29 判時 1756 号 66 頁）。

すなわち補助金交付が公益上必要か否かの判断については、唯一客観的な基準があるわけではなく、各地方公共団体において個別具体的に各補助金の公益性の有無についての判断が求められることになる。

（３）補助金の法的性質

地方公共団体の補助金は、「地方公共団体からの一定の条件を満たした場合に、一定の金額を補助する」ことを約した負担付贈与契約と解されている。すなわち、補助金交付は行政処分ではなく契約と解される以上、そこには補助金交付規則の手続きや補助金交付要綱に定める条件等を補助金交付決定通知書に明示する必要がある。

３．久留米市の補助金等の概要

（１）補助金等の決算の状況

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
負担金	7,658	10,588	11,412	13,944	9,191
補助金	8,202	7,611	9,703	9,470	8,976
交付金	256	254	256	662	615
合 計	16,116	18,453	21,371	24,076	18,782

一般会計歳出総額	123,291	126,711	134,304	142,795	128,619
うち負担金	6.2%	8.4%	8.5%	9.8%	7.1%
うち補助金	6.7%	6.0%	7.2%	6.6%	7.0%
うち交付金	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.5%
合計	13.1%	14.6%	15.9%	16.9%	14.6%

（２）補助金等の増減について

①負担金

平成 26 年度（11,412 百万円）から平成 27 年度（13,944 百万円）にかけて、2,532 百万円増加しているが、主たる理由は六ツ門 8 番街地区再開発事業のための組合員負担金として 5,678 百万円（前年比＋2,174 百万円）を支出したためである。平成 28 年度（9,190 百万円）については、主として前述の六ツ門 8 番街地区再開発事業のための組合員負担金の支出を要しなくなったことで前年比 4,754 百万円の減少となっている。

②補助金

平成 25 年度（7,610 百万円）から平成 26 年度（9,702 百万円）にかけては、2,092 百万円増加している。これは平成 26 年度に実施された消費税率引上げに伴う影響を緩和することを目的に一定の要件を満たす市民に対し臨時福祉給付金（776 百万円）及び子育て世帯臨時特例給付金（345 百万円）を交付したことや私立保育所施設整備費補助金が平成 25 年度と比較し 488 百万円増加したことなどが主たる理由である。

平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、六ツ門 8 番街地区の再開発のための補助金として 1,084 百万円（前年比＋739 百万円）や私立保育所の施設整備のために 1,083 百万円（前年比＋587 百万円）を交付したが、校区コミュニティセンターへの建築のための補助金（前年比△787 百万円）や幼稚園就園奨励金（前年比△434 百万円）、臨時福祉給付金（前年比△416 百万円）、子育て世帯臨時特例給付金（前年比△223 百万円）などの減少により前年比 232 百万円の減少となっている。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけては、高齢者向け年金生活者等給付金（907 百万円）や公的介護施設等整備のための補助金として 586 百万円、産地規模拡大に係る施設等の導入支援に伴い 466 百万円の交付を行ったが、六ツ門 8 番街地区の再開発事業が落ち着き、そのための補助金交付がなかった（前年比△1,084 百万円）ことなどから、前年比 494 百万円の減少となっている。

補助金の各年度の増減については、主として国等の政策や民間が行うハード事業の存否により増減しているといえる。

③交付金

各年度間の推移をみると平成 26 年度（254 百万円）から平成 27 年度（661 百万円）にかけて（406 百万円）増加しているが、この主たる要因は当該年度よりスタートした農地の多面的機能を維持するための交付金（317 百万円）とマイナンバーカード関連の事務交付金（84 百万円）の交付によるものである。いずれも国等の政策に関連するものである。

（3）基本目標別の補助金等の分類

久留米市は、「久留米市キラリ創生総合戦略（2015～2019 年度）」において、5 つの基本目標とその実現のための政策事業を掲げている。政策のために支出される補助金は多くあることから、補助金を監査する上でその整理は重要である。

以下に H28 年度における基本目標及び政策事業ごとの歳出合計額とその中に占める補助金等の合計額を示す。

(単位：百万円)

中長期的展望(2060年を視野)	基本目標	キラリ政策パッケージ又は政策事業	歳出金額	負担金	補助金	交付金
I. 人口の現状分析 ①国勢調査人口では、長年続いた人口増加が、2010年で減少に転じた ②住民基本台帳人口では、「転入者の増加」により、2013年度、2014年度と2年連続で人口増加 ③出生率は2013年で、1.54と、全国・県平均よりも101ポイント程度高い ④年代別では20代前半の男性、地域別では東京圏や福岡市など大都市圏への人口流出が顕著 ⑤市内中央部地域、南部地域で人口が増加。東部地域で人口減少が大きい 【将来人口の推計】 ⑥社会人研推計では、国調ベースで2060年：18.8万人まで減少 ⑦市独自推計では、最大で2060年：25.9万人まで抑制可能。中長期的には人口減少は避けられない 【人口の変化が市の将来に与える影響】 ⑧「地域経済の縮小と日常生活圏の持続性の低下」「産業における労働力の不足」「個人市民税の減少と扶助費の増加」等の影響が懸念される	安定した雇用を創出する	産業集積推進事業	288		288	
		地域企業成長支援事業	163		131	
		ものづくり企業イノベーション推進事業	84		83	
		バイオ産業促進事業	88		67	
		大学等の魅力向上支援事業	33		33	
		新たな産業拠点整備事業	172	58	4	
		高度メカニカルシフトづくり事業	103		101	
		豊かな農産物を活かす食と農の連携強化事業	19		9	
		強い手輝力強化事業	38		37	
		久留米でやってみよう農・食・農 なんでも応援事業	83		83	
		高齢者の県民生活支援事業	37		37	
		「久留米で創業」応援事業	130		25	
		学生・企業W1up事業	14		14	
		「久留米暮らしのいいね!」事業	77	1	58	
		移住サポート事業	65	1	34	
久留米市への新しい人の流れをつくる		地域密着観光事業	58		6	
		みどりの里地域活性化事業	38		6	
		W1up！環境循環事業	4			
		音楽によるまちづくり推進事業	18			
		歴史ルートづくり事業	31		4	
		耳納北麓観光振興事業	280		42	
		文化芸術・スポーツによる楽しみ創出事業	1,937	858	77	
		MTIC認証推進事業	59		26	
		インバウンド推進のための環境整備事業	12		6	
		西武沿線周縁観光推進事業	18		6	
		久留米駅DMOの設置事業	18		6	
		男女共同参画行動計画の総合推進事業	1			
II. 人口の将来展望 【目指すべき将来の方向】 ①若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する ②東京圏や福岡市への人口流出に歯止めをかける ③人口減少・超高齢社会など時代を見据えた都市を構築する 【人口の将来展望】 ①は住基ベースに換算した値 ◎2020年：302,000人 (2020年度当初：305,000人) 2060年：259,000人 (2060年度末：262,000人) □自然増減に関する仮定(出生率) ：2030年に国民希望出生率1.8を0.1上回る1.9、2040年に2.07まで上昇 □社会増減に関する仮定(純移動率) ：2020年までは年間500人程度の転入超過を維持、2021年以降は人口移動を均衡(転入者と転出者が同数) ⇒2060年に約71,000人、高齢化率10.4ポイント改善の施策効果を実現(社会研推計の推計比)	若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	若年者雇用安定促進事業	8			
		ワーク・ライフ・バランス応援事業				
		女性活躍推進事業				
		くるめくろあい応援事業	14		6	
		げんきに学ぶくるめくろ事業	103			20
		子育てつよいみかた事業	1,522		498	
安全な暮らしを守る		地域特色を活かした周辺地域形成事業	39		1	
		中心拠点整備事業	349		300	
		住生活推進事業	19		7	
		自転車利用促進事業	39			
		公共交通利用促進事業	58		68	
		幹線道路整備事業	37			
		新エネルギー取組推進事業	2		1	
		公共施設の総合的・計画的な管理推進事業	4			
		久太木線新線の設置推進事業	3			
		空き家活用新生推進事業	8		7	
		健康のびのび・安心事業	118	30	3	
		セーフコミュニティ推進事業	137		68	
		防災対策事業				

(4) 市の単独補助金とそれ以外の補助金

補助金には市の裁量で交付の可否を決定し得る補助金（以下、市の単独補助金）と市の裁量では交付の可否の決定が不可能又は困難な補助金（以下、それ以外の補助金）がある。今回、市の単独補助金に絞って監査を行うことで、限られた監査資源の中でより効率的な監査を実施できると判断し、市の協力を得て市の単独補助金を抽出した。市全体の補助金を市の単独補助金とそれ以外の補助金に分類した過去3年の推移は下表のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①市の単独補助金	3,608	4,254	4,273
②それ以外の補助金	6,094	5,216	4,703
③合計	9,702	9,470	8,976
①／③	37.1%	44.9%	47.6%

4. 外郭団体への補助金

(1) 外郭団体の定義（広義）

久留米市では、総務省の「第三セクター」の基準に準拠し、以下のいずれかに当たる団体を外郭団体と定義している。

- ①団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上
- ②団体の収入に占める市からの支出金が2分の1以上
- ③市職員を派遣している団体
- ④市の支援や調整を必要とする団体

(2) 外郭団体への補助金の交付状況

上記①～④のいずれかの要件に当たる団体は、久留米市には14団体あり、下記の13団体に対し、補助金の交付を行っている。

(単位：千円)

交付先	設置年	決算額 (H28)
久留米市土地開発公社	昭和 48 年	72,000
(公財) 久留米文化振興会	昭和 31 年	353,802
(公財) 久留米市体育協会	平成 5 年	35,570
(福) 久留米市社会福祉協議会	昭和 37 年	179,464
(公財) 久留米市生きがい健康づくり財団	昭和 63 年	47,448
(一財) 久留米市みどりの里づくり推進機構	平成 2 年	31,883
(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会	平成 2 年	208,578
(公社) 久留米市シルバー人材センター	昭和 55 年	37,027
(職) 久留米地区職業訓練協会	昭和 49 年	28,214
(公財) 久留米地域地場産業振興センター	昭和 56 年	27,723

(公社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	平成 6 年	6,746
(公財) 久留米市都市公園管理センター	昭和 58 年	49,500
久留米市学校給食会	昭和 29 年	20,168
①合 計		1,098,125
②市の補助金の合計 (H28 年)		8,976,039
①／②		12.2%

外郭団体へ交付する補助金は 1,098 百万円と実に市全体の補助金の 12%を占め、そのほとんどは各外郭団体への運営費補助である。

(3) 外郭団体への補助金に対する監査

久留米市の外郭団体については、平成 27 年度の包括外部監査「外郭団体の財務に関する事務の執行について」において、各外郭団体の①組織、②財務、③運営、④ガバナンス、⑤リスク管理、⑥指定管理、⑦存在意義についてそれぞれの監査項目を設定し、監査が実施されている。その結果、各外郭団体に対し、様々な指摘や意見がなされているが、現在市において監査結果への措置を進められている。

5. 教育委員会の補助金

(1) 教育委員会の補助金の交付状況

久留米市教育委員会の補助金の交付状況は下表のとおりである(3,500 千円以上の補助金のみ掲載している。)(単位：千円)

補助金名称	決算額 (H28)
久留米有馬大茶会展示事業補助金	6,399
青少年学校外活動支援事業費補助金	10,028
校区生涯学習振興事業費補助金	28,148
久留米市子ども会連合会事業費補助金	4,070
久留米生涯学習振興市民協会事業補助金	11,780
有馬記念館保存会事業補助金	11,007
紫灘旗全国高校遠的弓道大会事業補助金	4,000
久留米オリンピック事業補助金	5,600
久留米市東京オリンピック・パラリンピック等事前キャンプ誘致事業補助金	7,000
(公財) 久留米市体育協会事業補助金	35,570
久留米市奨学金	21,833
中体連・中文連部活動補助金	20,082
久留米市学校給食会事業費補助金	20,168

久留米市人権・同和教育研究協議会補助金	4,400
団体教育地区活動費（質問教室事業）補助金	7,000
久留米市就園・就学・進学等奨励金	3,859
中学校人権教育・啓発推進事業補助金	7,110
団体育成事業補助金	6,540
その他の教育委員会の補助金	58,801
①合計	273,395
②市の補助金の合計	8,976,039
①／②	3.0%

（２）久留米市教育委員会の補助金に対する監査

久留米市教育委員会については、平成 28 年度の包括外部監査「久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について」において、各課、各学校の歳出、歳入それぞれに対し監査を実施し、様々な指摘や意見を添えたところである。この監査結果の中には負担金・補助金及び交付金も含んでおり、現在、市教育委員会において、監査結果への措置が進められている。

6. 監査対象とした補助金等について

（１）監査対象の選定を行う必要性について

久留米市は平成 28 年度において、約 400 の補助金を交付しているが、これらすべての補助金について監査を実施することは、時間的、資源的制約がある監査の性質上、不可能である。そのため、下記に示す条件の下に監査対象とする補助金等の抽出を実施し、選定された監査対象補助金等について、監査を実施することとした。

（２）監査対象補助金の選定の方法

（補助金）

第一段階として、今回の包括外部監査の対象とする補助金を市の単独補助金に限定することとした（３．（３）参照）。それ以外の補助金、例えば国等の政策に関連する補助金（臨時福祉給付金など）について監査を実施した場合、その監査結果に対し、市が単独でその措置にあたるのが困難であることなどから、監査の実効性が乏しくなるおそれがあるためである。

第二段階として市の単独補助金の中から、平成 27 年度に実施した包括外部監査「外郭団体の財務に関する事務の執行について」において監査対象となった市の外郭団体への補助金、平成 28 年度に実施した包括外部監査「久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について」において監査対象となった久留米市教育委員会への補助金を監査対象から除外し、さらに監査対象を絞りこんだ。いずれも監査実施後から、相当期間が

経過しておらず、また現在、市においてこれらの監査結果に対する措置が行われている最中であることからすると、今この時期においてこれらの補助金について監査を実施することは適当とはいえず、監査資源を他の補助金監査に充てたほうが効果的な監査が実施できると判断したためである。

第3段階として、平成28年度をもって廃止される補助金についても、監査の結果に対する措置の有効性が乏しいことから、監査の対象から除外している。

かかる条件の下、監査対象となり得る補助金を抽出し、この中から交付額が3,500千円以上の補助金を監査対象補助金とした。また、金額が3,500千円未満の補助金についても、補助金の概要等を閲覧した結果、監査が必要と外部監査人が判断した補助金と交付開始時期が平成元年より前のものについても補助金を交付する必要があるか否かについて検証すべきと考えたことから、別途監査対象としている。※なお監査対象の抽出時点における情報を基にしていることから、一部この条件に当てはまらない事項があることは申し添えておく。

(負担金・交付金)

負担金、交付金については、法律上又は契約上の制約から、市の裁量でその支出、交付の可否を決定することが難しいことから、外部監査人の判断で任意に抽出した1件ずつを監査対象とした。

以上の条件により、監査対象とした補助金等は下記のとおりである。

(単位：千円)

No	補助金等名称	交付額
(補助金)		
1	定住促進奨励金	32,170
2	シティプロモーション事業補助金	22,407
3		
4	久留米学術研究都市づくり推進協議会補助金	2,545
5	校区コミュニティ組織運営費補助金	530,344
6	キラリ輝く市民活動活性化事業費補助金	26,196
7	地域情報連絡奨励補助金	23,570
8	まちづくり推進事業費補助金	18,434
9	同和対策事業費補助金	17,111
10	校区人権啓発推進協議会補助金	10,810
11	校区コミュニティ連絡組織補助金	9,514
12	解放会館運営費補助金	7,458
13	防犯協会等補助金	6,523
14	交通安全協会補助金	6,387

15	久留米市暴力追放推進協議会補助金	4,629
16	交通安全対策協議会補助金	2,300
17	人権擁護委員協議会補助金	1,532
18	文化芸術事業費補助金（インガットホール活用事業補助金）	8,550
19	文化芸術事業費補助金（そよ風ホール企画運営事業補助金）	8,123
20	文化芸術事業費補助金（久留米連合文化会事業補助金）	4,000
21	文化芸術事業費補助金（青木繁記念大賞西日本美術展事業補助金）	3,600
22	久留米市軽費老人ホーム運営費補助金	221,747
23	民生委員協議会補助金	82,340
24	障害者地域活動支援センター運営費補助金	64,599
25	病院群輪番制病院運営事業補助金	36,276
26	久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金	35,070
27	特定不妊治療費補助金	74,742
28	久留米市単位老人クラブ活動事業補助金	18,684
29	障害者共同作業所運営費補助金	7,800
30	長生園運営費補助金	4,430
31	身体障害者福祉協会等補助金	3,916
32	老人いこいの家活動事業補助金	2,958
33	医師会補助金	2,453
34	保護司会補助金	2,144
35	遺族会補助金	1,908
36	久留米市献血推進協議会補助金	1,792
37	知的障害者育成会補助金	1,576
38	食生活改善推進員協議会運営費補助金	1,500
39	私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金	293,087
40	私立保育所運営費補助金	173,945
41	私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金	43,855
42	認定こども園運営費補助金	22,666
43	私立幼稚園運営費補助金	10,051
44	久留米市校区青少年育成協議会等補助金	8,869
45	久留米市青少年育成市民会議補助金	5,796
46	私立幼稚園心身障害児教育振興補助金	3,337

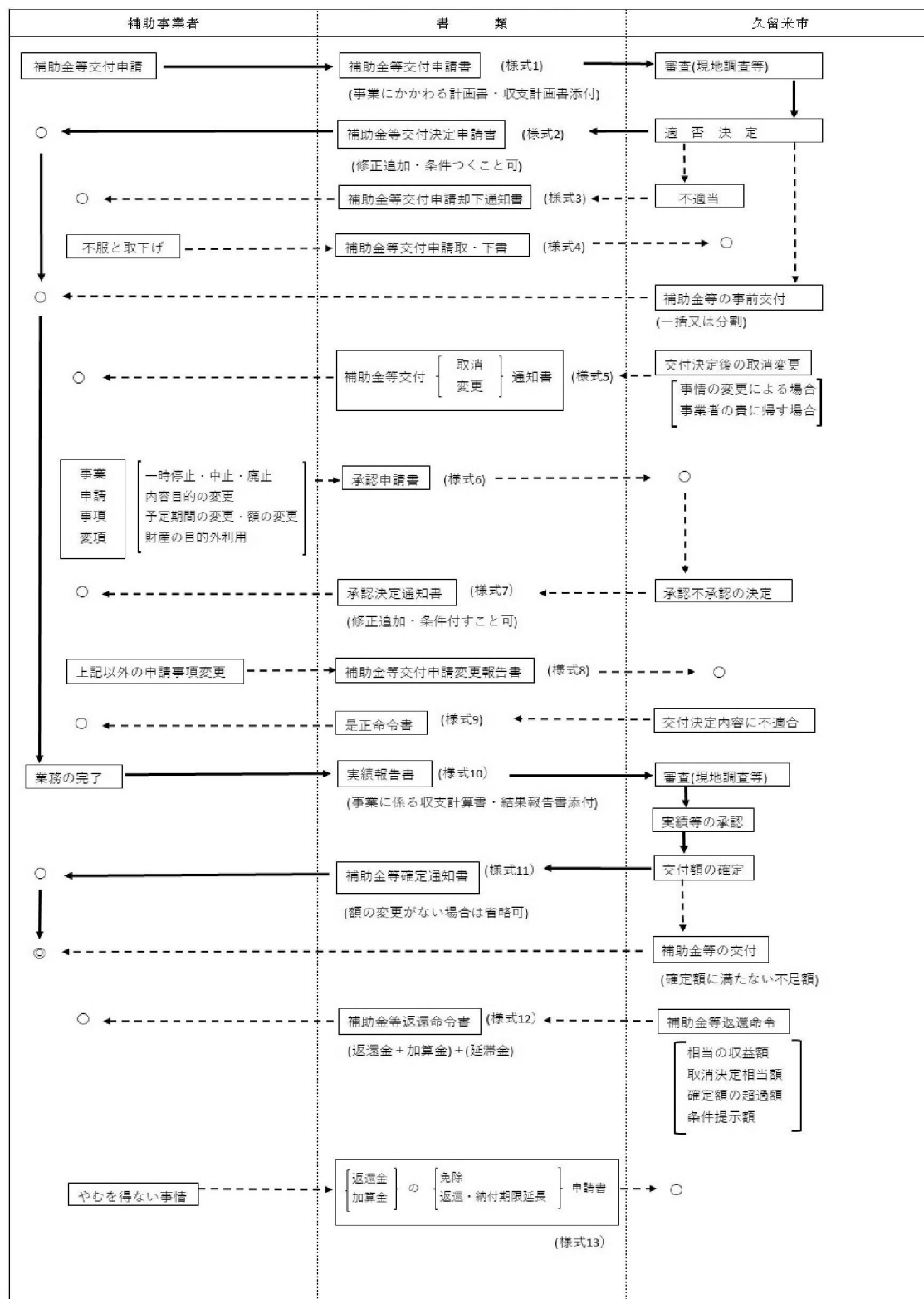
47	すくすく子育て委員会補助金	3,599
48	産休等代替職員費補助金	3,047
49	私立幼稚園協会研修事業費補助金	1,793
50	私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金	1,603
51	久留米市保育所連盟研修推進委員事業補助金	1,248
52	地域分別推進活動事業補助金	17,626
53	資源回収奨励金	19,424
54	有価物（古紙・布類）回収事業費補助金	13,619
55	久留米市環境衛生関連団体等補助金	12,464
56	久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金	5,911
57	久留米市生ごみ処理用器具購入費補助金	4,379
58	久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金	14,250
59		
60	地域農業振興補助金	21,397
61	農業まつり補助金	8,934
62	植木・花き振興対策事業費補助金	4,790
63	野菜価格安定事業費補助金	4,102
64	学童農園設置事業費補助金	4,000
65	地域特産物普及推進対策事業費補助金	3,318
66	久留米つばきフェア開催補助金	3,100
67	久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会補助金	3,000
68	酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金	2,924
69	食育推進事業費補助金	2,178
70	米消費拡大推進事業費補助金	1,510
71	6次産業化推進事業費補助金	1,422
72	農商工連携推進事業費補助金	3,653
73	産業振興奨励金	278,860
74	商品券発行事業費補助金	114,824
75	信用保証協会保証料補給金	34,160
76	筑後川花火大会補助金	27,676
77	久留米商工会議所補助金	25,519
78	産業技術振興事業費補助金	23,330
79	久留米南部商工会補助金	22,309
80	くるめ水の祭典振興会事業費補助金	17,200
81	久留米東部商工会補助金	13,273

82	ビジネスインキュベーション支援事業費補助金（久留米 ビジネスプラザ分）	4,881
83	久留米市雇用・就労推進協議会補助金	14,990
84	久留米南部観光物産振興会補助金	9,280
85	久留米市ふるさとみづま祭補助金	9,179
86	コスモスフェスティバル関連事業費補助金	8,598
87	まちなか賑わいづくり支援事業費補助金	7,286
88	田主丸町商工会補助金	6,983
89	田主丸耳納の市補助金	6,852
90	城島まつり補助金	6,747
91	久留米都心部イルミネーション事業費補助金	6,000
92	雇用奨励補助金	5,629
93	ビジネスインキュベーション支援事業費補助金（くるめ 創業ロケット分）	12,771
94	バイオ産業振興事業費補助金	34,862
95	知的財産普及活用推進事業費補助金	4,522
96	中心市街地活性化協議会補助金	4,500
97	人にやさしい商店街づくり事業費補助金	4,322
98	久留米つつじマーチ事業補助金	4,188
99	（公財）高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金	3,909
100	中小企業共同事業等補助金	3,671
101	中小企業経営改善支援事業費補助金	3,447
102	海外経済交流事業費補助金	2,914
103	中心市街地活性化推進イベント補助金	3,230
104	久留米市勤労者福祉推進団体補助金	2,261
105	久留米市雇用・就労推進協議会補助金	N o 8 3 と合算
106	サイクリングセンター事業費補助金	646
107	ものづくり支援事業費補助金	8,801
108	久留米みどりの市民会議補助金	6,996
109	消防家族慰安会補助金	1,800
110	政務活動費交付金	19,010
111	土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金	16,567
112	久留米市浄化槽維持管理費補助金	9,140
113	久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金	1,620
	①監査対象補助金等合計	2,827,818

	②市の単独補助金の合計	4,273,456
	①／②	66.1%
(負担金)		
114	浮羽老人ホーム組合負担金	15,223
(交付金)		
115	久留米市消防団運営費交付金	175,949

7. 補助金の申請から交付決定等までのフローについて

第1章. 5. (1) 監査の着眼点②における補助金の申請、決定、交付等の手続きの適切性については、下表の業務フローを基に検証を行っている。



第3章 監査結果総括

1. 全体の総括

詳細については各論で述べるため、ここでは要約した形で示す事にする。

総 括 表

部	N o. 補助金名	
	指摘	意見
総論	なし	1. すべての補助金について可能な限り終期を設定することを検討すること、その前提として各補助金の効果を測定するための指標を明確にしておくべき必要があることを市全体の課題として認識していただきたい。 2. 補助金の有効性判断やその他様々な意思決定を適切に行っていくために、少なくとも市及び市の関連団体の無償の人材提供については、補助金の効果測定を行うにあたり考慮してその判断にあたるべきと考える。 3. 補助対象経費の中に市職員の退職者に係る人件費が含まれている場合は、採用に対する補助金であるかのような外観を保持することのないようにしなければならない。
総合政策部	N o 1. 定住促進奨励金	
	なし	なし
	N o 2, N o 3. シティプロモーション事業補助金	
	なし	1. プロモーション活動の現場で、来場者にアンケートを実施するなどの方法で効果測定を行っているが、首都圏にまで範囲を広げて実施することが望まれる。
	N o 4. 久留米学術研究都市づくり推進協議会補助金	
	なし	なし

協働推進部	N o 5. 校区コミュニティ組織運営費補助金	
	なし	なし
	N o 6. キラリ輝く市民活動活性化事業費補助金	
	1. 汎用性が高いものについては、私的流用されることがないようなフォローが必要ではないか。	なし
	N o 7. 地域情報連絡奨励補助金	
	なし	なし
	N o 8. まちづくり推進事業費補助金	
	なし	1. 本補助金の需要の有無を含め、検討、対策が必要である。
	N o 9. 同和対策事業費補助金	
	1. 実績報告書には活動ごとにおける費目の内訳を明らかにすべきである。	なし
	N o 10. 校区人権啓発推進協議会補助金	
	1. 交付先における各校区について、積立に係る一定のルール設定等を検討すべきではないか。	1. すべての校区で活動が活発化するためのより様々な取組みが必要である。
	N o 11. 校区コミュニティ連絡組織補助金	
	なし	1. 引き続き補助金の効果を検証していくことが必要である。 2. 広報媒体の認知度を高める施策を検討することが望ましい。
	N o 12. 解放会館運営費補助金	
	1. 実績報告書には活動ごとにおける費目の内訳を明らかにすべきである。	1. 補助事業のより効率的な運営が図られるよう、交付先への助言、指導を行っていただきたい。
	N o 13. 防犯協会等補助金	
	1. 実績報告書には活動ごとにおける費目の内訳を明らかにすべきである。	1. 交付先の財政状態に応じて弾力的に交付額を決定する必要があるのではないか。
	N o 14. 交通安全協会補助金	
	なし	1. 各団体ごとの補助金交付の必要性、財政状態に応じた交付額の見直しなどについて再考いただきたい。

	N o 1 5. 久留米市暴力追放推進協議会補助金	
	なし	なし
	N o 1 6. 交通安全対策協議会補助金	
	1. 交付先における備品の管理を徹底するなどの改善を要する。	なし
	N o 1 7. 人権擁護委員協議会補助金	
	1. 実績報告書には活動ごとにおける費目の内訳を明らかにすべきである。	特になし
市民文化 部	N o 1 8. 文化芸術事業費補助金（インガットホール活用事業補助金）	
	なし	1. 交付要綱の内容が極めて脆弱である。 2. 同様の補助事業間の連携、協議に欠けているのではないか、また、同様の補助事業それぞれの報告の仕方も統一されることが望まれる。
	N o 1 9. 芸術文化事業費補助金（そよ風ホール企画運営事業補助金）	
	なし	1. 交付要綱の内容が極めて脆弱である。 2. 同様の補助事業間の連携、協議に欠けているのではないか、また、同様の補助事業それぞれの報告の仕方も統一されることが望まれる。
	N o 2 0. 文化芸術事業費補助金（久留米連合文化会事業補助金）	
	1. 交付要綱において、明確になっていない事項がある。	なし
	N o 2 1. 文化芸術事業費補助金（（青木繁記念大賞西日本美術展補助金）	
	1. 大賞など受賞した作品の今後の保管を含めた活用が未定となっている。	なし
健康福 祉部	N o 2 2. 久留米市軽費老人ホーム運営費補助金	
	特になし	なし
	N o 2 3. 民生委員協議会補助金	
	なし	なし
	N o 2 4. 障害者地域活動支援センター運営費補助金	
	なし	なし

N o 2 5 . 病院群輪番制病院運営事業補助金	
なし	なし
N o 2 6 . 久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金	
なし	1 . 広く市民への認知度を高め、施設の有効活用を最大限に図っていく方策の必要性を感じる。
N o 2 7 . 特定不妊治療費補助金	
なし	1 . 出産後も市内において安心して育児等ができる環境の構築を、関係部局と連携して実施していくなどの方策が必要と考える。
N o 2 8 . 単位老人クラブ補助金	
なし	1 . 事務作業の効率化、集約化が必要である。また、各交付先の繰越金を無くしていくよう市の指導が必要である。
N o 2 9 . 障害者共同作業所運営費補助金	
なし	なし
N o 3 0 . 長生園運営費補助金	
なし	1 . 補助金の有効性を判定する指標を見いだせていない。経営上の課題について、行政と長生園とが十分な意見交換を図っていくことが必要である。
N o 3 1 . 身体障害者福祉協会等補助金	
なし	なし
N o 3 2 . 校区老人クラブ連合会補助金	
なし	なし
N o 3 3 . 医師会補助金	
なし	なし
N o 3 4 . 保護司会補助金	
なし	なし
N o 3 5 . 遺族会補助金	
なし	なし

子ども未来部	N o 3 6 . 久留米市献血推進協議会補助金	
	なし	なし
	N o 3 7 . 知的障害者育成会補助金	
	なし	なし
	N o 3 8 . 食生活改善推進員協議会運営費補助金	
	なし	なし
	N o 3 9 . 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金	
	なし	1. 保育士不足の解消のため、積極的に看護師等への働きかけを行うべきである。 2. 補助金交付が遅くなっているため、交付先の資金繰りが苦しくなっている可能性も否定できない。交付時期を早めるべきである。
	N o 4 0 . 私立保育所運営費補助金	
	なし	1. 今後の国の政策に応じて、個別の施設の経営状況の精査、指導を強化する必要がある。 2. 補助金交付が遅くなっているため、交付先の資金繰りが苦しくなっている可能性も否定できない。交付時期を早めるべきである。
	N o 4 1 . 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金	
	なし	1. 補助金の効果を測定する方法が明確になっていない。
	N o 4 2 . 認定こども園運営費補助金	
	なし	1. 今後の国の政策に応じて、個別の施設の経営状況の精査、指導を強化する必要がある。 2. 補助金交付が遅くなっているため、交付先の資金繰りが苦しくなっている可能性も否定できない。交付時期を早めるべきである。

	N o 4 3 . 私立幼稚園運営費補助金	
	なし	1. 補助金交付が遅くなっているため、交付先の資金繰りが苦しくなっている可能性も否定できない。交付時期を早めるべきである。
	N o 4 4 . 久留米市校区青少年育成協議会等補助金	
	なし	実績報告書に監査役の署名押印が無いものが散見された。責任の所在を明確にするためにも必要である。
	N o 4 5 . 久留米市青少年育成市民会議補助金	
	なし	なし
	N o 4 6 . 私立幼稚園心身障害児教育振興補助金	
	なし	なし
	N o 4 7 . すくすく子育て委員会補助金	
	なし	1. さらなる事業の拡大に努めていただきたい。 2. 補助額の増加の影響が大きくならないよう、実施回数と金額の区分を細分化することを検討してはどうか。
	N o 4 8 . 産休等代替職員費補助金	
	なし	なし
	N o 4 9 . 私立幼稚園研修費補助金	
	なし	なし
	N o 5 0 . 私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金	
	なし	なし
	N o 5 1 . 久留米市保育所連盟研修推進事業補助金	
	なし	なし
環境部	N o 5 2 . 地域分別推進活動事業補助金	
	なし	1. 補助金が具体的に何に使用されたのかについて把握がなされていない。

	N o 5 3. 資源回収補助金	
	なし	1. 報告書だけではなく、市として直接の調査等も必要ではないか。
	N o 5 4. 有価物（古紙・布類）回収事業費補助金	
	なし	1. 収集経費の見積値の正確性については、定期的な検証を行う必要がある。 2. 補助金の算定式について、交付要綱等の文書に規定されることが望ましい。
	N o 5 5. 久留米市環境衛生関連団体等補助金	
	なし	1. 本補助金の内訳のうち、事務費及び事業活動費補助は、当初の目的を達したとのことで、平成 29 年度を最後に終了することで合意されているが、今後、その合意を確実に実行されたい。
	N o 5 6. 久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金	
	なし	1. 補助金の使途のひとつである薬剤の購入の大半が、特定の 2 社に集中しているため、より多くの業者から広く購入する方法も検討してみてはどうか。
	N o 5 7. 久留米市生ごみ処理用器具購入費補助金	
	なし	1. 登録販売店の新規参入を促す施策を講じてはどうか。
	N o 5 8、N o 5 9. 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金	
	なし	1. 交付要綱には補助率のみ規定がなされているため、補助金の額が概算総事業費の枠内に収まるように一層の管理を徹底していく必要がある。
農政部	N o 6 0. 久留米市地域農業振興補助金	
	なし	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。

N o 6 1. 農業まつり補助金	
なし	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。
N o 6 2. 植木・花き振興対策事業費補助金	
なし	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。 2～6. それぞれの交付先について、1と同様の内容。
N o 6 3. 野菜価格安定事業費補助金	
なし	1. 負担金的性質が強いとも思われることから、負担金への科目変更も一考してよいのではないか。 2. 繰越の根拠等に対する把握が担当課の方でできていない
N o 6 4. 学童農園設置事業費補助金	
なし	1. 予算を使い切るための年度末の調整的支出について、その取り扱いを再考していただきたい。
N o 6 5. 地域特産物普及推進対策事業費補助金	
なし	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。 2～5. それぞれの交付先について、1と同様の内容。
N o 6 6. 久留米つばきフェア開催補助金	
なし	なし
N o 6 7. 久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会補助金	
なし	なし
N o 6 8. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金	
1. 実績報告書において、正しい科目で計上されるよう、交付先への是正・指導が必要である。	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。

商工観光労働部	No 69. 食育推進事業費補助金	
	なし	1. 補助金の効果について検証し得る実績報告書の記載がなされるよう、交付先に指導・監督すべきである。
	No 70. 米消費拡大推進事業費補助金	
	なし	なし
	No 71. 6次産業化推進事業費補助金	
	なし	なし
	No 72. 農商工連携推進事業費補助金	
	なし	なし
	No 73. 産業振興奨励金	
	なし	1. 現在時点、久留米市内では新たな企業立地を促す産業団地がない状況である。かかる現状の中で、企業誘致を進め、雇用を促進し、ひいては法人や雇用者からの納税を獲得するためには、本社機能やコールセンターの誘致に注力する必要性が高まっていると考えられる。
	No 74. 商品券発行事業費補助金	
	なし	1. 販売方法にインターネット販売方法を追加しプレミアム商品券の購入方法を拡大することも「事業の継続性」を担う有用な手段である。交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助対象事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要である。
	No 75. 信用保証協会保証料補給金	
	なし	1. 補助金の効果を示す指標は、定量的に設定されていない。

N o 7 6 . 筑後川花火大会事業費補助金	
なし	1. 花火大会の主要な準備を行う市職員等の人件費は決算書に含まれておらず、花火大会に掛かる経費の規模が明らかにできているとはいえない。 2. 協賛金の獲得、出店料の値上げ等により、まつりの自主財源を確保することが望まれる。
N o 7 7 . 久留米商工会議所補助金	
1. 補助対象経費の審査資料において、数字の誤りがあったにもかかわらず、修正、指導等がなされていないことから、確認体制が十分に機能しているとは言い難い。	1. 事業実績報告書において、補助金の効果を客観的かつ定量的に把握できる。さらに経営指導を受けた対象企業より経営指導の良い点等を聴き、より良い経営指導の向上に向けた取組みを行うためにも、定性的な側面の報告書を受領することも必要ではないか。
N o 7 8 . 産業技術振興事業費補助金	
なし	1. 補助金効果測定のための具体的な指標が設定されていない。 2. 交付先である久留米リサーチ・パークに対しては、本補助金以外に他の補助金が交付されている。補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替処理がなされていないことを検証する体性及び精査方法を定期的に見直すことが必要である。
N o 7 9 . 久留米南部商工会補助金	
No 7 7 にて記載	No 7 7 にて記載
N o 8 0 . くるめ水の祭典振興会事業費補助金	
なし	なし
N o 8 1 . 久留米東部商工会補助金	
No 7 7 にて記載	No 7 7 にて記載

No 82. ビジネスインキュベーション支援事業費補助金（久留米ビジネスプラザ分）	
1. 専務、参事の管理全般部分についても補助金が交付されているが、これは本補助金の趣旨に合致しない。専務、参事の人件費負担を明確に区分しなければならない。	なし
No 83. 久留米市雇用・就労推進協議会補助金	
なし	1. アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等の作成することで、補助金の効果測定業務を標準化し、かつ継続運用することが必要である。
No 84. 久留米南部観光物産振興会補助金	
なし	なし
No 85. 久留米市ふるさとみづま祭補助金	
なし	1. 当該補助金の一部は合併特例の基金であり、時限基金であるため、実行委員会は市の単費で運営できるよう出店料等の増収等を検討する必要がある。
No 86. コスモスフェスティバル関連事業費補助金	
なし	なし
No 87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金	
1. 補助金の効果が見受けられないと判断されるなら、事業そのものからの撤退を検討すべきことから、その判断のための指標の設定と効果測定の終期の設定について検討すべきである。	1. 事業を継続するならば損益状況の改善が必要であり、運営母体を変更する、購買者の動向を分析し、在庫リスクを低減する、また店舗賃貸料の減額交渉などの対策を講じるべきである。
No 88. 田主丸町商工会補助金	
No 77にて記載	No 77にて記載
No 89. 田主丸耳納の市補助金	
なし	なし

N o 9 0 . 城島まつり補助金	
1. まつりで実施されるアオみこしのタイムレース賞等に対し、順位に応じて現金が支出されているが、補助金の使途としては好ましくなく、再検討すべきである。	1. 当該まつりは城島支所の職員が実働部隊として準備を行っているが、職員の作業時間の付替えは行われておらず、まつり全体の経費が明らかでない。 2. 入場者数のより効果的な集客のために、開催時期の見直し等も一考である。
N o 9 1 . 久留米都心部イルミネーション事業費補助金	
なし	1. アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等の作成することで、補助金の効果測定業務を標準化し、かつ継続運用することが必要である。
N o 9 2 . 雇用奨励補助金	
なし	1. アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等の作成することで、補助金の効果測定業務を標準化し、かつ継続運用することが必要である。
N o 9 3 . ビジネスインキュベーション支援事業費補助金（くるめ創業ロケット分）	
なし	なし
N o 9 4 . バイオ産業振興事業費補助金	
なし	1. 補助金効果測定のための具体的な指標は設定されていない。 また、交付先である久留米リサーチ・パークに対しては、当該補助金以外に他の補助金が交付されているため、補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替処理がなされていないことを検証する体制及び精査方法を定期的に見直すことが必要である。

N o 9 5 . 知的財産普及活用推進事業費補助金	
1 . 専務、参事の管理全般部分についても補助金が交付されているが、これは本補助金の趣旨に合致しない。専務、参事の人件費負担を明確に区分しなければならない。	1 . 他の補助金との整理統合を検討する必要性が高いと考えられる。
N o 9 6 . 中心市街地活性化協議会補助金	
なし	1 . 協議会より提供される事業報告書は書面にて入手しているものの、情報資産としての活用に乏しいため、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となるのではないかな。
N o 9 7 . 人にやさしい商店街づくり事業費補助金	
なし	1 . イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。 2 . 蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となるのではないかな。
N o 9 8 . 久留米つつじマーチ開催事業費補助金	
なし	1 . 成果指標をただ参加者人数とするのではなく、海外からの参加者や宿泊者の経済効果などを細かく把握し、イベント開催の効果を目に見える形に落とし込み、次年度以降への開催につなげる視点があっても良いのではないかな。

N o 9 9 . （公財）高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金	
なし	1. 補助対象の庭園等は、訪問者数は少なく、市内住民、市外、海外の観光客に対する認知が全くない状況である。また久留米市側の観光資源として活用していく具体的方針もない。一定の補助金を支給して庭園等を管理しているため、市が認めている価値を一般市民が共有できるような発信をする責任が市には存在するのではないか。
N o 1 0 0 . 中小企業共同事業等補助金	
なし	1. 補助事業の効果測定のための具体的な指標の設定は見受けられない。補助事業の効果を検証するために、商店街における購入者の人数又は売上高等の具体的な指標を設定し、当該データを蓄積することで期間比較を実施できるよう業務体制の整備及び運用方法を構築することが必要である。また当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は可否を検討することが可能となるのではないか。
N o 1 0 1 . 中小企業経営改善支援事業費補助金	
なし	1. 当該補助金の効果については現在のアンケート調査（定性的な評価）で一定の評価が可能であるので、当該調査を継続していくことが望ましい。その際、当該情報を重要な無形資産として保管していく必要がある。

N o 1 0 2 . 海外経済交流事業費補助金	
なし	1. 補助事業の効果測定の観点において、海外ビジネスコーディネーター事業におけるビジネスマッチング成約後の企業に対する調査までは実施されていない。ビジネスマッチング後の企業に対しアンケート調査を実施し、成功した要因並びに失敗した要因を把握し、情報を蓄積することが必要ではないか。
N o 1 0 3 . 中心市街地活性化推進イベント補助金	
なし	1. 当該補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定指標の設定と当該方法の継続運用が必要である。
N o 1 0 4 . 久留米市勤労者福祉推進団体補助金	
なし	1. 補助対象事業に係る必要経費の決算額の内訳を把握できる資料明細までは入手していない状況である。つまり各経費に係る内容の確認検証は実施されていない。交付先より補助対象事業の経費金額及び内容等の明細を確認できる資料を入手すると共に、領収書等の根拠資料の有無を確認及び補助対象経費の該当に適否等を精査することが必要である。
N o 1 0 5 . 久留米市雇用・就労推進協議会補助金	
なし	No83 にて記載
N o 1 0 6 . サイクリングセンター事業費補助金	
なし	1. 久留米市はブリヂストン発祥の地として、自転車利用を促進するための取組が複数の部で存在するが、それぞれが単発で方向性が異なっているように見受けられる。制度、部署を今一度見直し、調和性のある一体的な制度となるよう整理することが望まれる。

都市建設部		2. 百年公園サイクリングセンターの事業については、利用者が少ないことから、事業を廃止して、他の観光ツールへ事業費を集約したほうが、観光資源の有効活用になると考えられる。
	No 107. ものづくり振興補助金	
	なし	1. 当該補助金に関するホームページには、制度概要を記載しているのみで、各年度の補助企業、補助内容、補助金等は公表されていない。市からの補助実績については公表することで市民への説明責任を果たすことになり、後発の補助金申請者への補助金利用の誘引ともなり得る。できるだけ補助実績、成果等について公表することが望まれる。
	No 108. 久留米みどりの市民会議補助金	
	なし	1. 実績報告書の記載について、どの程度補助金の効果があるのか、分析、検討をするには若干不十分であるため、交付先への指導・監督が望まれる。また、「久留米市緑化基金」の今後の活用も含めた補助事業の効果的・効率的な実施について、今後の議論が望まれる。
	No 109. 消防家族慰安会補助金	
	1. 一部の年度について実績報告書の確認ができなかったため、再発防止対策をとられたい。	1. 現状として、実績報告書からはどの程度効果があったどうかを判断することが難しいため、事業の成果を具体的に検証しうる報告をするよう指導・監督していただきたい。 また当該事業の決算について、監事による監査がなされているが、市による確認は行われていないことから、支出の適切性について市自らが実施すべきである。

		２．補助金を毎年一律で固定させるのではなく、中長期的な事業計画を策定し、補助金の中長期的運用を行うなど工夫が必要である。
議会事務局	Ｎｏ１１０．政務活動費交付金	
	なし	１．調査研究費における視察報告書の内容等について、その成果の記載が不十分であることなどから、その改善を要する。 ２．研修費における研修報告書の内容等について、その成果の記載が不十分であることなどから、その改善を要する。 ３．「市政報告」に関し、内容の統一性、個別に作成配布する必要性などについて、一度慎重に議論していただきたい。 ４．旅費について実費精算とする条例等の改正を検討することも一考ではないか。
農業委員会事務局	Ｎｏ１１１．土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金	
	１．本補助金の申請は、本来農業経営体が行われなければならないところ、実際は、市が交付要件を満たすと思われる申請対象者に対し、「案内文」の発送や市が作成した申請書に、申請対象者が日付等の記載、捺印する運用となっている。 かかる決裁手続きは、誤っていることから、改める必要がある。	１．実績報告書の内容から、本補助金が、どの程度認定農業者の経営安定に寄与しているのかなどについて把握することができない。
上下水道部	Ｎｏ１１２．久留米市浄化槽維持管理費補助金	
	なし	１．浄化槽の必要性に鑑み、補助金の増額や期間の延長を検討すべきではないか。

	N o 1 1 3．久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金	
	なし	1．補助金額の決定にあたり、収支のみならず、交付先の財政状態も勘案してみてはどうかと考える。
健康福祉部	N o 1 1 4．浮羽老人ホーム組合負担金	
	1．久留米市における負担金支出額が妥当かどうか再度検討することが望ましい。	1．久留米市における負担金支出額が妥当かどうか再度検討することが望ましい。 2．組合が運営に携わってから 13 年が経過しているが、運営主体の見直しを実施することにも必要ではないか。負担金支出額が妥当かどうかと併せて、負担金の実質的な効果を測定するため、第三者による外部監査の導入も検討してはどうか。
都市建設部	N o 1 1 5．久留米市消防団運営費交付金	
	1．各消防団からの平成 28 年度以前の実績報告については、支出実績の内容を適切に把握できていない。また、所管部署における指導監督の管理の運用状況が不十分である。	1．H29 年度からの見直した事項について、各消防団への周知徹底が重要である。また、費目間における振替え処理がなされていないことを検証する体制等を構築する必要がある。 最後に、大規模災害等が発生した場合に備え、予算額を上方修正することができるなどの柔軟な対応ができるよう見直しが必要である。

2．共通の結果

(1) 監査結果の概略

第 1 章．5．(1) の監査の着眼点に基づき実施した監査の結果の概略を以下に記載する。

まず補助金交付のための入り口である「公益上の必要性の有無」についての監査結果を概略すると、市の政策との関連性と共に、すべての監査対象において交付要綱等の閲覧や各担当部署へのヒアリングを実施しその内容を検証したが、監査上、公益上の必要性に問題があるとされる補助金はなく、各担当部署において、各々の補助金の公益上の必要性や市の政策との関連性について、丁寧に整理、検討がなされていると評価できた。しかしその一方で、「補助金の趣旨と合致していない」部分に対する交付があった補助

金（N o 8 2、N o 9 5）があり、これは補助金の交付目的や補助対象に対する整理が不十分であったことから生じたものと考えられる。公益上の必要性自体に問題はなくとも、交付要綱で定めた補助事業以外の部分にまで交付がなされた場合、補助金の交付目的が有名無実化してしまうことから、特に留意が必要な事項となる。具体的な事例については後述（（全体意見3）参照）する。

また、監査対象のすべての補助金について交付要綱等の内容を確認したが、その内容に不備があるとされる補助金（N o 1 8、N o 1 9、N o 2 0）やその内容が不十分なため内規等で定めて明文化すべきとされる補助金（N o 5 4）があった。これらについては、補助金行政の透明性を確保する観点から市民に対して説明責任を果たせるよう、その見直し等の対応を求める指摘、意見を付したが、全体としてみれば、概ね適切な内容であったと判断している。

次に「補助金の申請から交付までの手続きの適切性」に関しその結果を概略すると、いずれの担当部署においても概ね適切な処理がなされていたが、1 件の補助金（N o 1 1 1）についてその不備に対する指摘を行っている。当該補助金については、本来あるべき補助金の申請ではなく、誤った運用が認められることから、今後、その誤った運用について改める必要があることは、該当の各論において詳細に記載している。監査対象となった他の補助金で同様の運用が認められる事例は確認されなかったが、監査対象とならなかった補助金において、同様の運用を行っている事例がないかどうか、併せて検証、整理を行わねばならないところである。

続いて「補助金額の算定及び交付時期の適切性」に関して、「補助金が具体的に何に使用されたかについての把握ができていない（N o 5 2）」、「補助対象経費に係る必要経費の決算額の内訳を把握できる資料・明細まで入手していない（N o 1 0 4）」などの意見があった。この状況では補助金はその補助対象事業に充てられたのかさえ検証ができておらず、補助金の繰越の要件に該当しなかったならば、返還を求めるべき補助金があった可能性も否めない。このように補助対象経費と補助対象事業との対応関係が明確でない場合、もう一つ問題となるのが、一つの団体に二つの補助金が交付される場合の補助対象経費の補助事業間の振替や混同である。補助対象経費と補助対象事業との対応関係を事後的に検証できるような実績報告書の提出を補助金交付団体に求めること（その指導・監督も含む）及び各担当部署でのそれらを検証できる体制の構築やその体制の定期的な見直しが必要なことについては各論に意見として述べているためご参照いただきたい。

最後に、「補助事業の実績報告書の適切性や補助交付団体への指導・監督への適切性、補助事業の効果測定等の適切性」に関する監査結果について述べる。監査結果の中で最も多く見受けられたのがこの着眼点に関することであり、「実績報告書から、交付先の具体的な活動内容が把握できない。」、「補助金の効果について、十分な分析・検討がなされていない。」「補助金の効果測定のための指標が定められていない。」といった、補

助金の効果を検証するための資料が不十分、効果の検証ができていないとする意見であった。また、現在のところ、監査上、その効果に疑問が生じると判断される補助金についてはその廃止の検討もすべきとする意見（No 87、No 106 参照）も付しており、こちらも詳細は各論をご参照いただきたい。

ここまで監査結果について概略したが、以下に市全体による措置や整理が特に必要と考える事項について個別に述べることにする。

（２）全体への意見

（全体意見１）補助金の効果の測定と終期の設定について

上記（１）でも触れているが、監査中のヒアリング等で補助金の効果の測定に対する市の見解として多く聞かれたのは、その効果の測定が難しいことやその必要性が乏しいといった事項であった。しかし協議を進める中で、監査人側から指標の提案等を行うことにより、その効果の測定が可能と判断できる補助金も少なからずあったことは事実である。

補助金は、公益性があり、かつ、市の政策の実現のために交付されるものであるが、これは補助金を交付するための最低限の要件であり、この要件を満たしていることが補助金の交付をすべて正当化するといった、いわば免罪符となるわけではない。公金を充てる以上、そこには当然にその効果が求められて然るべきであり、補助金の交付ありきでその効果を事後的に測るのではなく、事前にその効果を見込んだ上で補助金の交付を決定する必要があるし、そうであれば自ずと効果測定の指標は定まるはずである。補助金の効果に対する意識は、担当部署により温度差があることから、市全体で、あらためて意識の統一を図っていく必要があるといわざるを得ない。

また、補助金の効果測定のための指標の設定がなされないことの弊害となり得るものとして、補助金の廃止の時期（終期）の判断が困難となることが挙げられる。今回の監査では、監査対象のすべての補助金について、その終期の設定の有無の確認を実施したが、残念ながら終期が設定されている補助金は２件のみであった。市としては当然、今後その効果がないと判断される補助金は廃止する意向と思われるが、現状ではその効果について適切に判断し得る補助金は決して多いとはいえないのではないか。「第１章．３．特定の事件を選定した理由」にも記載したが、補助金は一旦支出してしまうと既得権益化してしまい、有効性に明らかな問題がある、もしくは政策を大きく転換するなど補助金を廃止するための積極的要因の後押しがなければ、その廃止は難しく、長期にわたり交付され続けてしまう可能性が高い。また明確な終期の設定がなされないことで、市の財政が補助金の交付による長期的な負担を強いられ、またそれがかえって補助交付団体の自立を阻害し、市と補助金交付団体の永続的な依存関係をつくりあげてしまうことにもなりかねない。

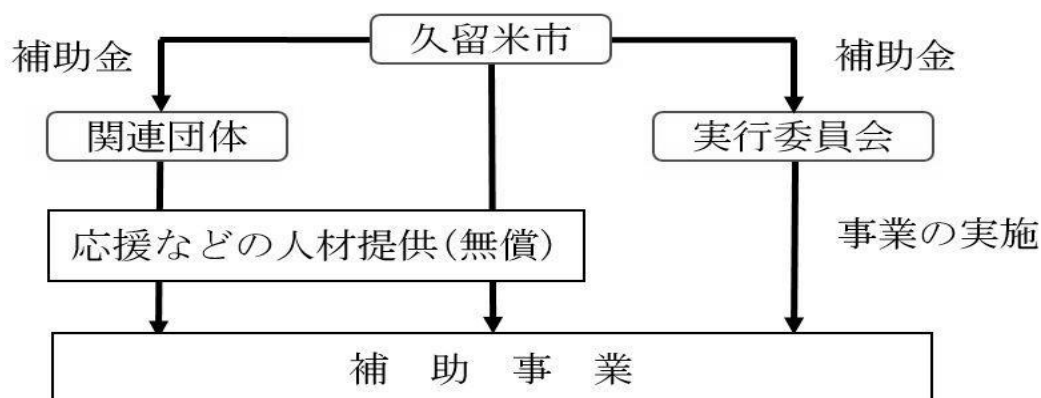
終期を明確にしておくことで、その都度、継続の必要性などを再度検討するよい機会が生まれることはいうまでもなく、また、一般的に様々な契約にはその期限が設定されているが、これは期間満了時において、契約時に見込んだ効果が得られているかなどについて再検証を行う機会を設けるために設定されるものであり、負担付贈与契約と解される補助金についてこの趣旨を踏襲することはむしろ自然なことに思える。

終期の設定を可能にするため、言い換えれば補助金を廃止すべき時期の判断を誤らないようにするため、補助金の効果測定のための指標は明確にしなければならない。その上で「設定した指標を達せられない場合」などを補助金の終期とすることで、補助金を適時に廃止することが可能となり、またその時々市の財政状態や市政を取り巻く環境の変化に弾力的に対応することもできる。

繰り返しになるが、以上のことから、すべての補助金について可能な限り終期を設定することを検討すること、その前提として、各補助金の効果を測定するための指標を明確にしておくべき必要があることを市全体の課題として認識していただきたい。

(全体意見2) 補助事業の網羅的な経費の把握について

他の団体と特定の事業を実施するために実行委員会を組織し、補助金を実行委員会に交付して事業を実施している自治体は多く、これは久留米市も例外ではない。



実行委員会を組織することのメリットとしては、市単独の事業として実施するより幅広く協力者を募ることができること、特定の事業について委託するより、ボランティア等の活用ができるため、より廉価で事業を実施することができることなどである。

確かに実行委員会形式のメリットについては理解できるところであり、可能な限り最小の経費で最大の効果をあげるためのひとつの方法と言える。ただ、実行委員会が実施する事業に係る経費について、市はあくまで補助金支出額を含めた実行委員

会の決算額で把握しており、当該決算額に対する補助金の効果を測っているが、この考え方については改善すべき点があると思われる。

今回の監査の対象の中にも、実行委員会に交付した補助金が多くあったところであり、補助事業の実施にあたり、市の職員や市の関連団体の職員が無償で補助事業の実施に参加、協力をしているケースが多く見受けられた。当然そこには、市や市の関連団体がその職員に対し負担している人件費があり、その人件費は、補助事業に係る収支決算書には計上されず、市や市の関連団体において、当該職員に対する人件費として計上されている。しかし、補助金の費用対効果を測定するにあたっては、このようなみえざる人件費も考慮にいれて、その効果について論ずる必要がある。真の経費を網羅的に把握することによって、現状より高い次元での補助金の効果が求められるであろうし、また、補助金として交付するよりも、業務委託にしたほうが効率的となるなどの、様々な意思決定に有用な材料ともなり得る。補助金の有効性判断やその他様々な意思決定を適切に行っていくために、少なくとも、市及び市の関連団体の職員の無償の人材提供については、補助金の効果測定を行うにあたり、考慮してその判断にあたるべきと考える。

（全体意見 3） 補助金交付先の市職員の退職者の採用について

市の政策をより確実に反映させるために、補助金交付先が市職員の退職者を採用する、また、実行委員会を組織した際の事務をより確実に執行させるために、その事務局に市職員の退職者が雇用される、そして、それらの人件費については、市の補助金で填補されているといった事例は少なくなく、実際に今回の補助金等の監査を実施していく上でも比較的多く見受けられたものである。

市内の企業・団体における市職員の退職者の採用自体は否定されうるものではなく、むしろ高年齢者の雇用を促進するという近年の時流からしても、また長年の行政経験で培った知識・経験を活かし地域に貢献するという面でも必要なことである。しかし、監査結果の中で、補助金の趣旨（交付目的）に合致しない業務に従事する市職員の退職者に係る人件費に対して交付されている補助金（No 82、No 95）があり、これは（1）でも述べたが、補助対象外であるにもかかわらず補助金が交付されている部分がある点で是正が必要な事項であり指摘を行った。この問題について別の視点からの検討として、それが市職員の退職者の人件費に充てられていることを鑑みると、公益性が認められるような補助金であったとしても、この運用の結果、市職員の退職者への人件費補助を主たる目的とした補助金であるかのような外観を呈することとなり、補助金の交付と市職員の退職者の採用の間に因果関係があるかのような疑念を抱かせてしまう可能性もある。

また、これに関連し、平成 27 年度の包括外部監査（テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行について）においても、外郭団体の市職員の退職者の再雇用の適切

性について検証がなされているが、この論点に対する結果について、直接的に不適切とされた指摘、意見はなされていないものの、その詳細を参照すると、その一部において「現状適切と考えている（同報告書 P177 参照）。」、「その必要性や適切さの面において、否定できるものではないと判断している。（同報告書 P120 参照）」といった内容が見受けられ、その時点での適正性は認めつつ、今後も慎重な判断を求めていくという意味が含まれているような印象を受ける。

補助金交付団体や外郭団体による市職員の退職者の採用については、一般論として、その関係性から安易な人事がなされるとの誤解を招きやすいところであるため、補助対象経費の中に市職員の退職者に係る人件費が含まれている場合は、交付目的と補助対象との整合性の判定に際し、必要な資料の入手及びヒアリング等実施により、特に慎重に作業を行い、採用に対する補助金であるかのような外観を保持することのないようにしなければならない。

今回の監査結果を受け、補助交付団体や外郭団体で交付対象となっている市職員の退職者の人件費について、その交付目的に合致したものであるか、補助対象として適切であるかなどについて今一度整理を行い、また継続的にその検証を行っていく必要がある。

(補 助 金)

1. 総合政策部

№ 1. 定住促進奨励金 (久留米市転入ファミリー定住奨励補助金・久留米市通勤定期利用補助金)

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	三大都市圏等をはじめとする市外から本市への移住を後押しすることにより、定住人口の増加を図る。
交付対象事業の概要	本市に自己が所有するための住宅を購入し、定住する意思をもって市外から転入した移住者に対して補助金を交付する。また、転入ファミリー定住奨励補助金の対象世帯のうち1名に限り通勤定期券代の一部を補助する。
補助金の交付先	<久留米市転入ファミリー定住奨励補助金> 平成27年7月1日から平成30年3月31日までの間に、久留米市に自己が所有するための住宅を購入し、住宅の所有権登記を完了し、住所を市外から住宅の所在地に移した者で、3年以上久留米市に定住する意思がある者。 <久留米市通勤定期利用補助金> 久留米市転入ファミリー定住奨励補助金の補助対象者の属する世帯構成員のうち、既に通勤している者又は3か月以内に通勤を始める予定の者 ・新幹線通勤定期利用補助 ・遠距離通勤定期利用補助
補助金の算出根拠	① 久留米市転入ファミリー定住奨励補助金 基本額：100,000 円 加算額 (1)100,000 円：中学生以下の子どもと同居 (2)50,000 円：三大都市圏及び福岡市から転入 (3)50,000 円：三代市市内近居（同居含む） ② 久留米市通勤定期利用補助金 新幹線通勤：月額1万円 JR在来線又は西鉄電車通勤：月額5千円
公告の方法	なし。 ※公告について、この報告書では「補助金の周知」と定義する（以下、すべてについて同じ）。
市の政策との関連性	久留米市新総合計画（第3次基本計画）において定住誘導の支援施策の充実を図ることを掲げている。また、久留米市キラリ創生総合戦略では、移住サポート事業として住宅取得補助や通勤定期利用支援の実施を掲げている。

②補助金の交付要綱等の名称

- ・久留米市転入ファミリー定住奨励補助金交付要綱
- ・久留米市通勤定期利用補助金交付要綱

③所管部署

総合政策部 移住定住促進センター

④補助金の交付開始年度

平成 27 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	—	—	—	19,259	34,404
決算額	—	—	—	13,870	32,170

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

定住人口の確保は、地域経済の縮小を抑制するために必要であり、当該補助金については市の計画に明確に位置づけている事業であるため。

⑦市が期待する補助金の効果

定住人口の確保は、地域経済の縮小を抑制するために必要であるため。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

平成 27、28 年度の各補助金の申請状況は以下のとおりである。

1 転入ファミリー定住奨励補助金

	平成 27 年度	平成 28 年度
申請件数	78 件	176 件
補助額	13,700 千円	30,450 千円

2 通勤定期利用補助金

	平成 27 年度		平成 28 年度	
新規	10 件	170 千円	27 件	1,120 千円
継続	－	－	10 件	600 千円
合計	10 件	170 千円	37 件	1,720 千円

平成 27 年度より補助金の利用者にアンケートを実施しており、補助金の効果を測定している。また、効果的なアナウンスの方法を探るなど効果を高める努力をしている。

平成 28 年度の補助金交付申請書と交付決定通知を閲覧した結果、手続きに問題はなかった。

(3) 結果

特に問題はなかった。

No 2, No 3. シティプロモーション事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	久留米の地域資源を活かした魅力づくりや情報発信を通じ、久留米市の活性化を図ることを目的とする。
交付対象事業の概要	久留米シティプロモーション実行委員会が実施するシティプロモーション事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助金の交付先	久留米シティプロモーション実行委員会
補助金の算出根拠	久留米シティプロモーション実行委員会の事業計画に基づいて事業費を積算し、担当課にて予算要求。
公告の方法	なし。
市の政策との関連性	シティプロモーションの促進は久留米市新総合計画（第 3 次基本計画）の中でも重点施策として位置づけている。

②補助金の交付要綱等の名称

シティプロモーション事業補助金交付要綱

③所管部署

総合政策部 シティプロモーション課

④補助金の交付開始年度

平成 25 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	—	19,200	14,811	19,122	22,047
決算額	—	19,200	14,811	19,122	22,047

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

補助金の目的が久留米市の地域資源を活かした魅力づくりや情報発信を通じた久留米市の活性化であり、公益に寄与していると考ええる。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米市の活性化

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

補助金の交付先は久留米シティプロモーション実行委員会であり、交付額は久留米市の広報宣伝、情報発信といった事業に使われる。毎年、実行委員会が作成した事業計画に基づき補助金等申請書が作成され、交付決定通知が交付されて補助金が交付される。年度の終わりには実績報告が提出され、決算書（見込）が平成 29 年 3 月 31 日に提出されている。確定決算は 5 月に提出され、監事の監査報告書が添付されている。

平成 28 年度の補助金交付申請書と交付決定通知、実績報告書を閲覧した結果、手続きに問題は無かった。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1) 補助金の効果の測定方法について

平成 28 年度の段階で補助金の成果を測る方法として株式会社ブランド総合研究所が毎年行う、地域ブランド調査の「認知度」の全国順位を用いているが、プロモ

ーションの結果が「認知度」の調査に反映されているかは疑問である。プロモーション活動の現場で、来場者にアンケートを実施するなどの方法で効果の測定を行っているが、首都圏においては実施されていないので首都圏にまで範囲を広げて実施することが望まれる。

N o 4. 久留米学術研究都市づくり推進協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	久留米市における学術・研究機関等の充実強化、有機的ネットワーク形成を進め、学術研究と産業技術の融合をめざす都市づくりについて協議する久留米学術研究都市づくり推進協議会の円滑な運営並びに事業推進を確保することにより、学術研究都市づくりに寄与することを目的とする。
交付対象事業の概要	補助金の交付目的を達成するために必要な次の経費について、予算の定める範囲内で補助金を交付する。 (1) 運営費（会議費、事務局費、予備費） (2) 事業費（啓発交流費、調査研究費、広報費）
補助金の交付先	久留米学術研究都市づくり推進協議会
補助金の算出根拠	前年度の活動実績および見積もり金額等を考慮して算出
公告の方法	公告は実施していない。
市の政策との関連性	《久留米市新総合計画第3次基本計画》 大分類：活力あふれる中核都市久留米 中分類：アジアに開かれたまち 小分類：学術研究都市づくり 《久留米市キラリ創生総合戦略》 基本目標1：安定した雇用を創出する 基本目標2：久留米市への新しい人の流れをつくる

②補助金の交付要綱等の名称

久留米学術研究都市づくり推進協議会補助金交付要綱

③所管部署

総合政策部 総合政策課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,393	3,393	3,393	3,089	3,639
決算額	2,593	2,893	3,093	2,824	2,545

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米学術研究都市づくりの将来ビジョンでは、都市づくりの基本テーマを「創造的な地域社会づくり」とし、その達成のために基本目標を、①地域全体の知的水準の向上、②産学官連携・地域との交流強化、③人材定住のための都市環境の充実、と定めている。この目標に基づき、取り組みを具体的に推進する組織として、平成 5 年に設立された久留米学術研究都市づくり推進協議会の円滑な運営並びに事業推進を確保することは、学術研究都市づくりに大きく寄与するものであり、補助金の目的は公益に寄与している。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米学術研究都市づくり推進協議会の円滑な運営並びに事業推進を確保することにより、学術研究都市づくりに寄与すること。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

久留米学術研究都市づくり推進協議会の行う事業は同会の規約によれば、

- 1) 久留米学術研究都市づくりのための都市環境整備の調査研究に関すること
- 2) 久留米地域の学術研究機能の強化・拡充に関する調査・研究に関すること
- 3) 学術研究の地域ネットワークの中核となる推進機構についての調査・研究に関すること
- 4) 地域の学術研究機関相互の連携強化、資料・情報の交換に関すること

- 5) その他、目的達成のために必要な事業とされており、大きな枠組みを前提としている。そのため協議会の委員は久留米市の各大学の学長や商工会議所会頭、久留米市長、公的機関の長等 19 名の錚々たるメンバーで構成されている。総会の資料の閲覧、幹事会の資料の閲覧をしたが出席状況や内容に問題は無かった。補助金の交付手続きにも問題は無かった。

(3) 結果

特に問題は無かった。

2. 協働推進部

№5. 校区コミュニティ組織運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

「久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則」に基づいて登録された校区コミュニティ組織に対し、運営費の一部を助成することにより、組織の安定的な運営を図り、校区住民による自主自立的なまちづくり活動の振興に寄与するものである。

(イ) 交付先

46校区コミュニティ組織

(ウ) 終期の設定

終期の設定はない。

(エ) 公告の方法

実施していない。

(オ) 市の政策との関連性

「久留米市新総合計画第3次基本計画」に「地域づくり活動の活性化」を施策として掲げ、校区コミュニティ組織の運営支援を行うこととしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市校区コミュニティ組織運営費補助金交付規程

久留米市校区コミュニティ組織運営費補助金交付事務要領

③所管部署

協働推進部 地域コミュニティ課

④補助金の交付開始年度

平成19年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	491,060	491,357	531,359	540,261	536,673
決算額	475,956	480,954	518,396	531,897	530,344

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

校区住民による自主自立的なまちづくり活動の振興に寄与するため

⑦市が期待する補助金の効果

地域において、社会福祉の増進や防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくする活動を進めていく中で、校区コミュニティ組織は中心的な役割を担っている。

その校区コミュニティ組織の人件費や校区コミュニティセンターの維持管理費等へ補助を行うことで、組織の安定的運営が図られる。また、地域課題の解決や市民活動の活性化等が図られることで魅力ある地域社会がつくられる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

N o 6 . キラリ輝く市民活動活性化事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

市民が取り組む公益的な活動のうち、地域の課題解決につながるもので、「地域でできる思いやり活動」、「地域でできる安全安心活動」、「地域でできる持続的な賑わいづくり活動」の分野で市の施策推進に合致する事業に直接必要な費用のうち、報償費、旅費、消耗品費、原材料費などの経費について、補助率 100%（補助総額の上限あり）で助成するものである。また、経費によっては（例えば備品など）一部補助率 50%の品目や補助上限額がある。

(イ) 交付先

地域コミュニティ組織 42 団体 (H28 実績) ・市民公益活動団体等 67 件 (H28 実績)

(ウ) 終期の設定

補助年限の制限を定めていない。※活動推進部門については補助年限が1団体あたり5年以内としている。

(エ) 公告の方法

広報の方法は、公募型補助金であるため複数の媒体を使って広く市民に呼び掛けている。例としては、広報くるめ、久留米市ホームページ、ラジオ等である。

(オ) 市の政策との関連性

- i) 久留米市新総合計画 協働を基本視点とした都市づくり
- ii) 久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第32号）第10条第6号を根拠とした市民活動に関する財政的な支援

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金交付規程

③所管部署

協働推進部 協働推進課

④補助金の交付開始年度

平成24年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
決算額	18,467	17,944	22,989	26,058	26,196
申請実績	44件	53件	79件	96件	109件

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

市民活動の安定的、継続的な運営と活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的としており、市民が取り組む公益的な活動へ支援をすることにより、地域の課題解決につながるためである。

⑦市が期待する補助金の効果

(ア) 市民による自発的な活動の芽生え

団体による自由な発想と創意工夫による幅広い事業提案が可能となり、市民の自発的な活動が促進される。

(イ) 市民活動団体の活動の活性化

市民活動団体が設立され、活動基盤の整備が進み、個別課題の解決に向けた市民活動が活発化する。また、資金力が乏しい学生が補助金を活用することにより、学生が主体となった市民活動が活性化する。

(ウ) 市民と行政との協働の拡大

新たな市民サービスの提供など、市民サービスの面での充実が図られる。

また、市民活動団体と直接対話できる場が増えたことにより、行政の市民活動団体に対する理解促進と連携の強化が図られる。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか

補助対象者の要件として、5名以上の構成員を有する団体としており、当該団体は地域コミュニティ組織、市民公益活動団体等としている。また、公序良俗に反する活動、宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体、暴力団でないこと等を要件としていることから補助対象は適切である。

不特定多数の者の利益の増進を目的とし、社会的な課題の解決に取り組む営利を目的にしない活動に対するものであることから、公益性は高い。

また本補助金においては、どのような活動に交付されたのかなどについて、毎月の提案事業を市のホームページに掲載するとともに、活動事例報告会や校区まちづくり連絡協議会等にも情報提供を行っており、広く市民へ周知されていることから、公正性の点からも異論はない。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

②～④に関してはおおむね適切ではあるが、申請団体により添付書類にばらつきがある。また、全体から見るとわずかではあるが、記載内容において年度が誤っているものがあつた。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

申請の際と実績報告の際に、必ず申請団体と面談を行っており、その記録も残されている。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

当該補助金は市の施策推進に合致することに加えて、解決すべき地域課題と事業目的が所管部局と共有されていることが要件となっている。よって、市民活動を行う上での問題点を掘り起こし、所管部局も共有化できるという効果が期待できる。

また、青パトによる自主防犯活動については、申請している団体も多く、重要性、

有効性が高いことから、平成 29 年度から独立した補助金として制度創設に至った。

市は事業を行うにあたり予算措置が必要なためすぐに対応できないことはあり得るし、市民が必要としていることすべてを行政が把握することは、現実的に考えて不可能に近い。本補助金は、市民のニーズをさぐり、重要性が高いものを採用していくというボトムアップ型の補助金であることから、地域の課題解決等に効果的であると考えられる。

(3) 結果

(指摘 1) 補助金による備品購入後のフォローについて

汎用性の高いものについては私的に流用されるおそれがあることから、その防止策を講じる必要がある。各交付先はもちろん市の担当課のほうでも定期的な備品台帳と現物の突合、使用状況等の確認を行い、適正な備品管理を行わなければならない。

(意見)

特になし。

N o 7. 地域情報連絡奨励補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

校区コミュニティ組織が発する情報で団体広報紙や地域各種行事及び会議等の案内情報等の伝達に要する経費に対する助成である。

(イ) 交付先

46 校区コミュニティ組織等

(ウ) 終期の設定

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

「久留米市新総合計画第 3 次基本計画」に「地域づくり活動の活性化」を施策として掲げ、コミュニティ意識の醸成や活動への理解を深めるための啓発・情報発信などの取り組みを進めることとしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市地域情報連絡奨励補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 地域コミュニティ課

④補助金の交付開始年度

平成 9 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	23,034	23,205	23,433	23,577	23,601
決算額	22,993	23,198	23,328	23,446	23,570

交付基準：校区均等割 1 校区 30 万円、世帯割 1 世帯 75 円

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

自治会組織を通じた地域情報の配送を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成がすすみ、校区住民による自主自立的なまちづくり活動の振興に寄与するため

⑦市が期待する補助金の効果

地域情報紙の配送に対する支援を行うことで、地域での連絡体制の確立および自治会等の組織活性化が図られる。また、連絡体制が確立することにより地域情報が住民へ適正かつ的確に伝達されることで、地域住民の地域活動への理解が深まるとともに、住民や自治会等の連帯感の醸成が図られる。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

№ 8. まちづくり推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

個性豊かな地域社会の振興、発展に資することを目的として行う祭りの実施にかかる費用や自主防災の備品購入にかかる費用の一部を助成する。

(イ) 交付先

自治会および校区コミュニティ組織等

※年度ごとの件数

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
167 件	167 件	170 件	183 件	186 件

(ウ) 終期の設定

終期設定についてはない。

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

「久留米市新総合計画第 3 次基本計画」に「地域づくり活動の活性化」を施策として掲げ、地域の特色を活かしたまちづくり活動や地域の課題解決、活性化に向けた活動に対する支援の充実を図ることとしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市まちづくり推進事業費補助金交付規程

③所管部署

協働推進部 地域コミュニティ課

④補助金の交付開始年度

平成 5 年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	34,200	34,129	34,200	34,200	34,200
決算額	16,218	16,185	17,708	17,998	18,434

交付基準：自治会は 10 万円、校区は 20 万円を上限に、2 分の 1 以内を交付

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

自治会や校区コミュニティ組織等が行う、地域の特色を活かした自主的な活動に対し助成を行うことで、校区住民による自主自立的まちづくり活動の振興に寄与するため

⑦市が期待する補助金の効果

地域住民の連帯及び自治意識が高揚することで、地域の一体感が生まれ、安定的・継続的な自治活動の活性化が図られる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

複数校区において、校区が自治会に対して本補助金の活用を促していることや、旧 4 町地域において、校区が組織として醸成されてきたこともあり、新規事業や従来事業の拡充などが見られ、件数・単価ともに増加が見込まれている。それにもかかわらず、現在までのところ予算枠が十分に活用されていないことは一考を要する。仮に本補助金に予算枠ほどの需要がないなら、予算枠を削減し、他の必要な歳出に充てるべきであるし、需要があるのであればなぜ活用されていないのか、その原因を収集、分析し、その内容に応じた対策をとる必要がある。

N o 9 . 同和対策事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

同和対策事業の実施及び啓発・学習会等を開催する同和関係団体の事業費の一部を補助することにより、同和問題早期解決の実現に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会、全日本同和会久留米支部、全日本同和会三井支部、全日本同和会三潞・城島支部、福岡県地域人権運動連合会である。

(ウ) 終期の設定の有無

終期設定については、設けていない。

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市では「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする」、「市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努める」と定めている。また、「久留米市新総合計画」第3次基本計画において、人権の尊重と男女共同参画が確立されたまちづくりを掲げ、その中で「人権意識の確立」、「人権擁護対策の推進」、「同和対策の充実」などの施策を挙げている。

このような中、久留米市が補助金を交付する同和関係団体の活動は、市民の人権意識の醸成を図る教育・啓発や、人権侵害被害者救済の相談の取り組みなど、差別解消に向け、人権・同和行政において大きな役割を担っている。

さらに、平成28年12月に「部落差別解消の推進に関する法律」が制定、施行され、「今なお部落差別が存在する」と明記される中、差別解消に向けた取り組みを一層進めていく必要があり、これらの補助金交付による各団体の啓発活動等が、差別解消に向けた大きな意味を持っているものと考えている。

②補助金の交付要綱等の名称

同和対策事業費補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 人権・同和対策課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度（合併により補助対象とした団体は平成 17 年度に開始している）

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	17,785	17,785	17,525	17,111	17,111
決算額	14,985	17,785	17,512	17,111	17,111

平成 24 年度決算額が少ないのは全日本同和会久留米支部において支部運営上の都合により年度当初に計画していた事業ができなかったため、返還が発生しているためである。

平成 24 年度は、支部運営ができなかったことにより全日本同和会久留米支部が担う、差別解消のための啓発活動、同和地区及び周辺地域の交流事業等が十分に実施されず、周辺地域住民との交流活動が滞るなどの影響があった。団体の円滑な運営と補助金の適正な活用による活動を指導し、平成 25 年度以降は通常の人権啓発活動を補助金交付により実施できている。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

補助団体においては、行政との連携により、差別解消のための啓発活動、同和地区及び周辺地域との交流事業、人権意識の高揚等を目的とした各種研修会や大会等への参加、会員相互の研修等の奨励や地区住民の自立支援等、日本固有の差別である同和問題の解決に向けた活動を積極的に実施している。また、基本的人権を尊重し、法の下での平等という国民が当然に有する権利を守るため、人権・同和問題の解決に取り組む営利を目的にしない活動に対するものであることから、公益性は高い。

⑦市が期待する補助金の効果

被差別当事者で組織されている団体や関連する人権啓発団体が、行政と連携・協働し、市民の人権意識の醸成を図る教育・啓発や、人権侵害被害者救済の相談の取り組みなどを実施することにより、市民が人権・同和問題を身近な人権課題として捉え、被差別当事者の想いを知り、差別解消に向けた行動に繋げるよう、人権・同和行政の推進を図る。

⑧実績等について

部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会、全日本同和会久留米支部、全日本同和会三井支部、全日本同和会三潯・城島支部に対する補助金は活動に対する補助金となっており、福岡県地域人権運動連合会に対する補助金は福岡県人権問題研究集会の実行委員会に対する補助金である。

平成 28 年度における補助金 17,111 千円の各団体への内訳は以下の通りである。

部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会 10,891 千円

全日本同和会久留米支部 5,133 千円

全日本同和会三井支部 350 千円

全日本同和会三潯・城島支部 300 千円

福岡県地域人権運動連合会 437 千円

部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会の支出のうち約半分を占めるのが教育宣伝活動費である。教育宣伝活動費の内訳としては人権学習・啓発学習の開催及び参加に伴う費用である。なお、自主財源として会費等収入が 3,975 千円ある。

なお、部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会、全日本同和会久留米支部、全日本同和会三井支部、全日本同和会三潯・城島支部は、同和地区住民を中心に組織され、自ら差別解消のための啓発活動を実施し、同和地区住民に対する偏見と不当な差別意識の解消を図るために活動している団体である。

上記 4 団体が選定された理由は、行政と連携し同和問題の解決をめざした活動を行っている団体であるからである。

補助交付団体への監査としては、実績報告時において、市の職員が領収証等の確認を現地で原本証憑を確認しており、確認者の署名捺印がされている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

団体によって、実績報告書における支出項目が、人件費、借り上げ料など費目毎となっているものと、教育宣伝活動費、支部活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。

(意見)

特記事項なし

N o 1 0 . 校区人権啓発推進協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

部落差別をはじめ一切の差別をなくすため、地域全体で自主的な学習・啓発・実践に努め、“明るく住みよいまちづくり”を進めるために設立された校区人権啓発推進協議会の運営費の一部を補助することにより、「人権が尊重される明るいまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

市内46小学校区の校区人権啓発推進協議会である。

(ウ) 終期の設定の有無

終期設定については、特に設けていない。

(エ) 公告の方法

公募型の補助金ではないため、特に公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市では「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする」、「市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努める」と定めている。

また、「久留米市新総合計画」第3次基本計画において、人権の尊重と男女共同参画が確立されたまちづくりを掲げ、その中で「人権意識の確立」、「人権擁護対策の推進」、「同和対策の充実」などの施策を挙げている。

このような中、校区人権啓発推進協議会は、市民の人権意識の確立に向けて、地域における人権啓発を推進するため、各校区独自の、草の根の人権啓発活動を行っ

ており、差別解消に向け、人権・同和行政において大きな役割を担っている。

さらに、平成 28 年には「今なお部落差別が存在する」と明記された「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」など個別の人権問題に対応した法律が施行されていることから、部落差別を始めとした一切の差別解消に向けた取り組みを一層進めていく必要があり、補助金交付による地域からの啓発活動等が、差別解消に向けた大きな意味を持っているものと考えている。

②補助金の交付要綱等の名称

校区人権啓発推進協議会補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 人権・同和対策課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	10,810	10,810	10,810	10,810	10,810
決算額	10,810	10,810	10,810	10,810	10,810

予算算出の根拠は 1 小学校あたり 235 千円である。

平成 28 年度の予算額は 46 校区に 235 千円を掛けた額である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

校区に根付いた、校区独自の草の根の人権啓発活動を推進するために必要な経費であり、公益性は高い。

⑦市が期待する補助金の効果

各校区人権啓発推進協議会が、校区独自の地域の実情に沿った人権学習会や研修会、講演会などの啓発活動を実施し、各小学校区内の地域住民を対象とした人権啓発を推進することにより、同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決に向けた人権・同和行政の推進を図る。

⑧実績等について

交付先は市内 46 小学校区の校区人権啓発推進協議会である。

経費の内訳は、報償費、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、通信費、使用料、

研修費、啓発活動費である。各経費の使途や活動内容は各校区の自由裁量となっているが、当該補助金の使途は校区における人権啓発活動のみに制限されている。

各校区の世帯数の多寡にかかわらず、一律 235 千円としているのは、校区毎に講演会等の人権啓発活動を実施するために最低限必要な補助金額として支給しているほか、人権啓発活動は校区毎に確実に行うべきものとしての動機づけとしての意義もある。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘 1)

年間の人権啓発活動に 235 千円以上の経費を要し、超過部分を自己負担している校区がある一方で、人権啓発活動の横断幕の購入に備えて、毎年一定額の積み立てをしている校区もある。啓発活動に要する高額な物品の購入にあたっては、積立に係る一定のルール設定や別枠の補助金とするなどの方法も検討すべきではないか。

(意見 1)

各校区での人権啓発活動を活性化する動機づけとして、全校区での補助金額を同額としていることは理解できるが、その一方で、校区ごとの人権啓発活動に差がある現状は否めない。補助金を最大限に活かすため、まず市としてやるべきことは、すべての校区で活動が活性化するように、かかる活動の差を解消するための、より様々な取組みを行うことである。

N o 1 1 . 校区コミュニティ連絡組織補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

各校区コミュニティ組織相互の連携と共通課題の解決を図るために組織された「久留米市校区まちづくり連絡協議会」に対し、事務局職員の人件費や事業運営費の一部を助成する。

(イ) 交付先

久留米市校区まちづくり連絡協議会

(ウ) 終期の設定

終期設定についてはない。

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

「久留米市新総合計画第3次基本計画」に「地域づくり活動の活性化」を施策として掲げ、地域の特色を活かしたまちづくり活動や地域の課題解決、活性化に向けた活動に対する支援の充実を図ることとしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市校区コミュニティ連絡組織補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 地域コミュニティ課

④補助金の交付開始年度

平成19年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	9,279	9,360	9,514	9,688	9,743
決算額	9,279	9,360	9,592	9,714	9,514

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該協議会の運営費等の一部を助成することにより、事業運営の活性化が図られることで、校区コミュニティ組織の活動の活性化に寄与するため

⑦市が期待する補助金の効果

当該協議会は、校区まちづくり活動の振興に必要な会議の開催、情報の収集・調査研究、研修・広報、行政・関係機関との連絡調整を行う唯一の組織であり、人件費や運営費への補助を行うことで、協議会活動の安定性・継続性が図られ、各校区コミュニティ組織の個性を生かしたまちづくりの活性化、充実が促進される。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

当該補助金について、全市的な対応が必要な場合にその情報を各校区コミュニティ組織に適時に伝達していることや、各校区コミュニティ組織へまちづくり活動に役立つ手引きや災害等に備えた対応マニュアルなどの作成を促していることなどの実績から、その一定の効果は認められる。加えて大事なことは、手引きや対応マニュアルが、作成されただけに留まらず、適時に活かされることであり、それこそが各校区コミュニティ組織の機能充実という観点からの補助金の効果といえる。市としては、手引きや対応マニュアルについて、事前のサポートだけではなく、各校区コミュニティ組織で適切に運用できるものになっているか、また運用できたかどうかについての事後的な検証を行うことをサポートしていく必要がある。

(意見2)

当該協議会は、ホームページなどで各校区コミュニティ組織等の様々な活動や実績を写真等でわかりやすく説明しているが、かかる媒体の認知度は現状では高いとはいえない。各校区コミュニティ組織等の活動等が多くの人に認知されることは、各校区コミュニティ組織等の機能充実や発展につながり得ることから、より多くの市民に周知していくための施策を検討することが望ましい。

N o 1 2. 解放会館運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

筑後地区の同和問題解決のために設立された解放会館の運営費の一部を補助することにより、同和問題早期解決の実現に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

部落解放同盟筑後地区協議会

(ウ) 終期の設定の有無

終期設定については、設けていない。

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市では「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする」、「市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努める」と定めている。また、「久留米市新総合計画」第3次基本計画において、人権の尊重と男女共同参画が確立されたまちづくりを掲げ、その中で「人権意識の確立」、「人権擁護対策の推進」、「同和対策の充実」などの施策を挙げている。

このような中、部落解放同盟筑後地区協議会は解放会館の運営を通じ、市民の人権意識の醸成を図る教育・啓発や、人権侵害被害者救済の相談の取り組みなど、差別解消に向けた人権・同和行政において大きな役割を担っている。

さらに、平成28年12月に「部落差別解消の推進に関する法律」が制定、施行され、「今なお部落差別が存在する」と明記される中、差別解消に向けた取り組みを一層進めていく必要があり、補助金交付による部落解放同盟筑後地区協議会の啓発活動等が差別解消に向けた大きな意味を持っているものと考えている。

②補助金の交付要綱等の名称

解放会館運営費補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 人権・同和対策課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	7,458	7,458	7,458	7,458	7,458
決算額	7,458	7,458	7,458	7,458	7,458

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

筑後地区解放会館は『基本的人権の尊重の精神に基づき、社会的・経済的・文化的向上を図り、同和問題の速やかな解決を目指し、もって筑後地区住民の福祉の増進を図る』目的で、昭和 47（1972）年に建設され、その運営を筑後地区全 12 市町の協議会により、部落解放同盟筑後地区協議会に依頼している。

補助団体においては、基本的人権の尊重を図り、同和問題の速やかな解決を目指す活動を実施しており、筑後地区地域全体を活動対象として、基本的人権を尊重し、法の下での平等という国民が当然に有する権利を守るため、人権・同和問題の解決に取り組む、営利を目的にしない活動に対するものであることから、公益性は高い。

⑦市が期待する補助金の効果

被差別当事者で組織されている団体（部落解放同盟筑後地区協議会）が、解放会館の運営を通じ、行政と連携・協働し、市民の人権意識の醸成を図る教育・啓発や、人権侵害被害者救済の相談の取り組みなどを実施することにより、市民が人権・同和問題を身近な人権課題として捉え、被差別当事者の想いを知り、差別解消に向けた行動に繋げるよう、人権・同和行政の推進を図る。

⑧実績等について

部落解放同盟筑後地区協議会が解放会館を運営することに対して交付する補助金である。

解放会館は久留米市櫛原町にあり、その運営にあたっては筑後地区全体を対象として同和問題の早期解決を図るため、12 の自治体から合わせて 23,232 千円の補助金を部落解放同盟筑後地区協議会に交付している。久留米市が交付しているのは、約 3 分の 1 の 7,458 千円である。なお、自主財源として会費収入が 2,200 千円、研修負担金などのその他収入が 2,779 千円ある。

支出の主なものは、全国研究集会、学習会などへの旅費が 3,540 千円、教育啓発の情報収集および発信活動費用である情報発信費が 3,878 千円、人権相談・生活指導等の地域連携費が 3,412 千円、啓発指導等の啓発研修費が 3,140 千円などである。

補助交付団体への監査としては、実績報告時において、市の職員が領収証等の確認を現地で原本証憑を確認しており、確認者の署名捺印がされている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

実績報告書における支出項目が、人件費、借り上げ料など費目毎となっているものと、情報発信費、地域連携費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。

(意見1)

補助金負担額は每期一定であるが、これは解放会館の運営全体にかかる経費とそれに対する筑後地区全12市町の負担割合を協議の上で算定された結果である。

部落差別の解消に向けた法律も施行された中、市としてすべきことは、現在の解放会館の活動は維持しつつ、今以上に効率的な運営を行っていくことで、更なる効果的な啓発活動等が図れるよう指導・助言を行っていくことである。

No13. 防犯協会等補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

地域防犯活動の推進を図り、もって市民の安全な日常生活を確保することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米市内防犯協会

(ウ) 終期の設定

設けていない

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

市は「久留米市防犯まちづくり条例（平成 20 年 4 月施行）に基づく「久留米市防犯まちづくり推進計画（現行：第 2 次計画）」を策定し、「犯罪のない安全で安心な久留米市の実現」に向け総合的に防犯対策に取り組んでいる。

計画の目標のひとつとして、地域における防犯活動を推進しており、市民による自主的な防犯活動を推進するとともに、防犯活動を行う市民団体を支援することとしている。また、市が推進している安全安心のまちづくり「セーフコミュニティ」の防犯分野において、各種取り組みを協働で実施するなど、防犯協会は市の政策と密接に関わる団体である。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市防犯協会連合会等補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 安全安心推進課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度以前

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,523	6,523	6,523	6,523	6,523
決算額	6,523	6,523	6,523	6,523	6,523

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

防犯協会は、各年齢層への防犯教室や金融機関でのキャンペーンなどによる防犯思想の普及啓発をはじめ、青少年の育成指導・非行防止、校区防犯協会（分会）や企業、警察との連携・協力などを行っている。市民や地域、企業等と密着した取り組みにより、市全域における犯罪の抑止に大きく貢献されている。

会費収入等の自主財源はあるものの、現在の事務局体制を維持し、活動を継続、発

展させるためには、市の補助金が必要であると考える。

⑦市が期待する補助金の効果

(ア) 犯罪の未然防止、犯罪認知件数の減少

(イ) 地域、企業等による自主防犯活動の活性化・拡大

⑧実績等について

交付先は、久留米市防犯協会連合会に 5,895 千円、うきは防犯協会に 628 千円交付している。

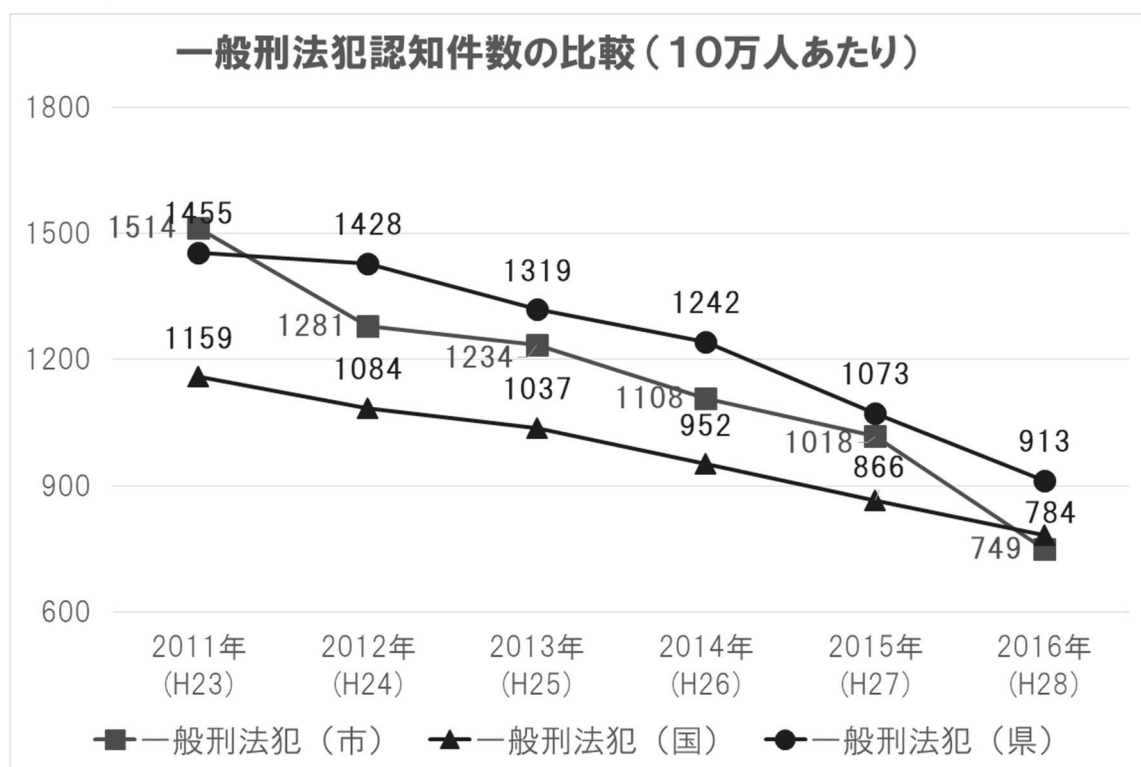
自主財源が、久留米市防犯協会連合会は 7,413 千円、うきは防犯協会は 3,929 千円ある。

久留米市防犯協会連合会の主な支出は広報誌費、防犯宣伝費である。

広報誌費は公益財団法人防犯協会連合会が発行している「防犯ふくおか」に対するものが年間約 600 千円（5 円/枚）、久留米市防犯協会連合会が発行している「地域安全ニュース」の発行費が年間約 670 千円（5.6 円/枚）等である。

防犯宣伝費は防犯宣伝に係るコピー機リース料、謝金、防犯啓発のための配布グッズなどである。

当該補助金は次の通り 10 万人あたりの一般刑法犯認知件数が減少していることから一定の効果が出ていると推測できる。



補助交付団体への監査としては、監事監査が行われており、収支帳簿および領収証など詳細に監査されている旨が報告されている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

実績報告書における支出項目が、人件費、通信費など費目毎となっているものと、防犯宣伝費など活動毎となっているものがある。活動毎とした場合、様々な費目が混在するため金額も大きくなる。また、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。例えば、平成28年度において防犯宣伝費の中にパソコン用の机いすなどの事務用品等やドライブレコーダーが含まれているが、備品消耗品として管理すべきではないか。事業の運営上は、活動毎でもよいが、実績報告書では補助金を交付している以上、明瞭性が重視されることから、活動毎ではなく費目ごととするべきではないか。

(意見1)

各交付先の繰越金について、久留米市防犯協会連合会では836千円、うきは防犯協会では903千円計上されている。これらは当面の運転資金として必要との回答である。久留米市防犯協会連合会の月平均経費は705千円なので約1か月分の運転資金となる。一方、うきはの月平均経費は約466千円である。うきは防犯協会は200千円を車買い換え経費として積立していることから実質繰越額は703千円となり約1.5か月分の運転資金となる。過去5年間において補助金交付額は変わっていないが、両協会とも自主財源があり、理論上ではあるが両協会とも1か月分以上の運転資金は確保できている。かかる現状を鑑みると、每期一定額の交付を行うのではなく、交付先の財政状態に応じて弾力的に交付額を決定していく必要があるのではないか。

No 1 4. 交通安全協会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

交通安全思想の普及・啓発、交通安全運動等の推進を図り、もって安全で安心な地域の形成に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米市内交通安全協会

(ウ) 終期の設定

設けていない

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市における交通安全事業については、市、警察をはじめ、関係機関・団体等で組織する「久留米市交通安全対策協議会」が主体となって推進しており、市内の各交通安全協会はその構成員である。

協議会や市が実施する事業への参加・協力のほか、それぞれの交通安全協会が管轄する地域での交通安全啓発や広報活動を行っており、市内の交通事故の防止に大きく貢献されている。また、市が推進している安全安心のまちづくり「セーフコミュニティ」の交通安全分野において、各種取り組みを協働で実施するなど、交通安全協会は市の施策と密接に関わる団体である。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市交通安全協会運営事業費補助金交付規程

③所管部署

協働推進部 安全安心推進課

④補助金の交付開始年度

平成 1 7 年度以前

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	5,641	5,641	6,387	6,387	6,387
決算額	5,641	5,641	6,387	6,387	6,387

平成 25 年度から平成 26 年度について金額が増加しているのは、新一年生に配布

するランドセルカバー（市のキャラクターであるくるっばイラスト付き）分である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

交通安全協会は、警察やコミュニティ組織（校区支部等）、地域住民、企業等と密着した取り組みにより、市全域における交通事故の防止に大きく貢献されている。

会費収入や免許更新事務に関連する収入はあるものの、現在の事務局体制を維持し、活動を安定的に継続させるためには、市の補助金が必要だと考える。

⑦市が期待する補助金の効果

（ア）交通事故発生件数の減少

（イ）地域、企業等による交通安全活動の活性化・拡大

⑧実績等について

交付先は、久留米市交通安全協会 883 千円、小郡三井地区交通安全協会 201 千円、浮羽地区交通安全協会 525 千円、城島三潞交通安全協会 4,778 千円である。

自主財源として久留米市交通安全協会約 22,800 千円、小郡三井地区交通安全協会 19,036 千円、浮羽地区交通安全協会 45,995 千円、城島三潞交通安全協会 3,147 千円である。

特別積立金として久留米市交通安全協会約 50,000 千円、小郡三井地区交通安全協会 11,962 千円、浮羽地区交通安全協会 24,016 千円がある。なお、城島三潞交通安全協会に特別積立金はない。

支出の主な項目は人件費、支部への助成費、広告活動費などである。

補助交付団体への監査としては、実績報告時において、市の職員が領収証等の確認を現地で原本証憑を確認しており、確認者の署名捺印がされている。

（２）監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特記事項なし

(意見1)

交付先は、久留米市交通安全協会 883 千円、小郡三井地区交通安全協会 201 千円、浮羽地区交通安全協会 525 千円、城島三潞交通安全協会 4,778 千円である。

なお、久留米市交通安全協会は平成 21 年 4 月 1 日に法人格を取得し、一般社団法人となっている。

上記も記載したが、各交付先は自主財源があり、全体収入に占める補助金の割合は、久留米市交通安全協会約 3%、小郡三井地区交通安全協会約 1 %、浮羽地区交通安全協会約 1%、城島三潞交通安全協会約 55%である。さらに、久留米市交通安全協会、小郡三井地区交通安全協会、浮羽地区交通安全協会は積立もしている。城島三潞交通安全協会が自主財源が少ないのは会費収入が他に比べて少ないことと、他と異なり、場所が警察署から離れているため、証紙売りさばき手数料収入が得られないためである。

城島三潞に関しては、地理的な要因もあることから、補助金交付は必要かと思われるが、他の団体に関しては、補助金の額も相対的に小さいことから、補助金交付の有無の検討が必要ではないか。

また、当該補助金については毎年同額が各団体に交付されていることから、補助金交付額についての見直しが適切になされていないのではないかと懸念される。すなわち、各団体のその時の財政状態に応じて、交付額を変えていくことを検討すべきではないか。その他、特別積立金の積立をしている理由として、事務所建替え、公用車の買い換え等の目的が挙げられているが、通常の一般企業であれば、将来の投資に向けて内部留保するのは当然であることから、将来の投資のために積立が必要であるということが、補助金が必要という結論にはならないのではないか。

これらを踏まえ、各団体ごとの交付の必要性、各団体の財政状態に応じた交付額の見直しなどについて再考いただきたい。

No 1 5. 久留米市暴力追放推進協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

暴力排除に関する市民運動の推進を図り、もって市民の安全な日常生活を確保することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米市暴力追放推進協議会

(ウ) 終期の設定

設けていない。

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

市、警察をはじめ、市民、地域、関係機関・団体が一体となった全市的な組織として結成され、市民総決起大会の開催や広報活動、暴迫相談、校区や企業等の暴迫運動への支援など、久留米市の暴力団壊滅・排除に関する取り組みの中心を担う組織である。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市暴力追放推進協議会補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 安全安心推進課

④補助金の交付開始年度

平成15年度以前

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	6,766	7,301	4,486	4,486	4,629
決算額	5,234	4,316	3,337	3,717	4,629

予算額のうち、2,300千円は各校区に対する校区暴迫協支援費である。

校区暴迫協支援費は1小学校区あたり上限50千円である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

暴力追放推進協議会は久留米市の暴迫活動を担う組織であり、暴力団の壊滅に向け、久留米市民が暴力団を恐れない、許さないという強い意志を示し続けるために必要な組織である。

協議会は補助金以外の収入は無く、活動を継続維持するためには市の補助金が必要であると考えます。

⑦市が期待する補助金の効果

- ・暴力団の壊滅に向けた活動の継続
- ・地域や企業による暴迫運動の活性化
- ・市民、企業等の「暴力団排除条例」遵守 等

⑧組織や本補助金の効果について

久留米市暴力追放推進協議会事務局は久留米市となっている。

協議会が中心となって久留米市における暴力団壊滅・暴力追放運動を展開するとともに、地域（校区）における暴迫運動を支援する。なお、会長は久留米市長である。

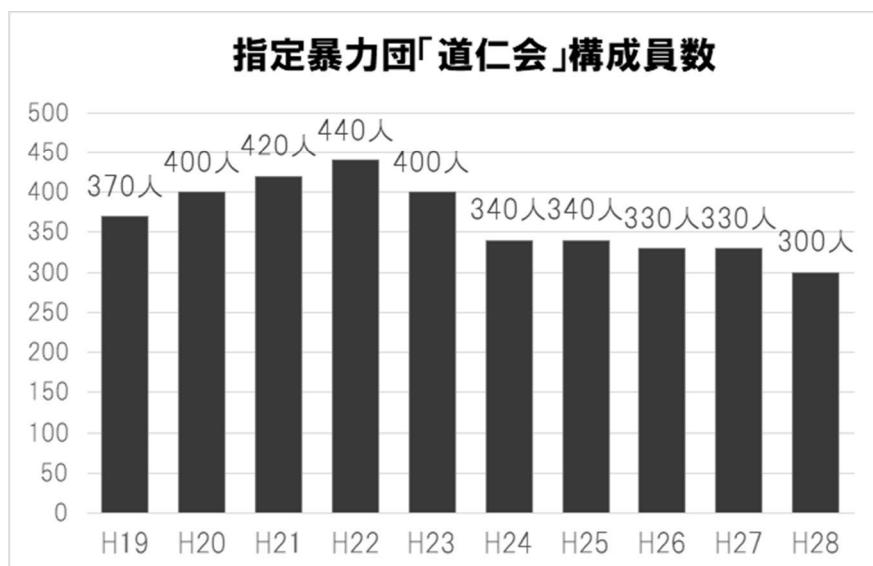
組織は久留米市暴力追放推進協議会と幹事会、下部組織として下記の 3 会で構成されている。

- ・校区暴迫協連絡会議・・・小学校区単位で組織された暴迫団体（46 団体）
- ・職域部会・・・商工会議所、商店街組合、土木組合など各種職域団体（70 団体）
- ・地域部会・・・まちづくり振興会、校区防犯協会、校区交通安全協会など校区各種団体（174 団体）

支出の主なものは前述した校区暴迫協支援費と暴迫活動費である。

暴迫活動費は決起大会における業務委託料等である。

当該事業の効果としては次の通り、指定暴力団「道仁会」構成員数が減少していることから、一定の効果をあげていると推測できる。



予算額には特殊事項が反映されたものとなっている。

例えば、平成 24 年度と平成 25 年度が増加しているのは、暴力団訴訟の支援清算作業分を見込んだものである。よって、翌年平成 26 年度には、当該特殊事項を除いたものとなっている。また、平成 28 年度が前年より増加しているのは、市が負担していた啓発活動分を加算したためである。

補助金の性質上、不特定多数の者の利益の増進を目的とし、社会的な課題の解決に取り組む営利を目的にしない活動に対するものであることから、公益性は高い。そのため、補助金額の適正額の算出が難しいと思われるが、予算額を毎期検討していることは評価できる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特記事項なし

(意見)

特になし

No 16. 交通安全対策協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

交通安全思想の普及・啓発、交通安全運動等の推進を図り、もって安全で安心な地域の形成に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米市交通安全対策協議会

(ウ) 終期の設定の有無

設けていない

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

交通安全対策協議会は、交通安全の機運の高まりにより、市、警察をはじめ、関係機関・団体、企業等で組織され、交通安全に関する啓発や教育等を中心に、久留

米市における交通安全運動の推進を担う組織である。

市が推進している安全安心のまちづくり「セーフコミュニティ」の交通安全対策分野においても、交通安全対策協議会の構成団体と協働で進めている取り組みが多く、市の政策と密接に関わっている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市交通安全対策協議会運営事業費補助金交付規程

③所管部署

協働推進部 安全安心推進課

④補助金の交付開始年度

平成17年以前

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,300	1,880	1,300	1,300	2,300
決算額	1,300	1,880	1,300	1,300	2,300

平成25年度に金額が増加しているのは、セーフコミュニティの取り組み強化充実を図ったためである。

平成28年度に金額が増加しているのは、交通安全教室用のデモ信号機を4台購入したためである。なお、当該購入費用は、全額久留米市に対する寄付金を充当している。交通安全に役立ててほしいという寄付者の意思を反映して、購入したものである。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

交通安全対策協議会は、警察や各地区の交通安全協会をはじめ、地域や企業との連携、協力を図りながら、市民の交通安全意識の向上や交通事故防止対策等に取り組んでおり、市全域における交通安全の向上に大きく貢献している。

市の補助金以外の収入は無く、活動を継続・発展させるためには、市の補助金が必要であると考えます。

⑦市が期待する補助金の効果

(ア) 交通事故の抑止、交通事故発生件数の減少

(イ) 地域、企業等による交通安全活動の活性化・拡大

⑧実績等について

交通安全対策協議会事務局窓口は久留米市となっている。

平成 28 年度については交通事故のない「安全で安心なまちづくり」のため、承認を得た 5 つの重点事項（1.交通安全思想普及対策、 2.交通安全施設（交通環境）対策、 3.学童・園児保護対策、 4.高齢者対策、 5.交通災害対策）に基づき、市民、事業者、関係機関が一体となった広報啓発や交通安全教育の実施、交通環境の整備促進、セーフコミュニティの仕組みを活用した交通安全対策について、各種事業を展開している。

支出の主なものは広告活動費であり、会場使用料や啓発活動グッズなどの費用である。

補助事業の効果としては、下記の通りである。

久留米市内における交通事故発生件数は、平成 28 年中（H28.1.1～H28.12.31）2,757 件、対前年比 94.4%（165 件減）と、平成 16 年以降減少傾向で推移している。ただし、高齢者関連の交通事故発生件数は 792 件と増加・横ばい傾向で推移しており、全体件数に占める割合も、平成 28 年は 28.7%と増加傾向で推移している。また、交通事故発生件数は減少しているものの、人口 10 万人あたりに換算すると、全国、県と比較して高い水準となっている。

寄附により購入した充電式信号機は、いつでも使用できるよう充電され、車に積まれており、遊休資産となっていないことを確認している。

当該協議会には監事監査が実施されている。

（2）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（3）結果

（指摘 1）デモ信号機（4 台）の財産管理について

平成 28 年度に購入しているデモ信号機（4 台）は、交通安全に役立ててほしいという寄附者の意思を反映して、その寄附額の全額を充当している。当該デモ信号機は、交通安全対策協議会においても備品管理台帳等で管理されていない。

当該協議会において、備品管理台帳等の記載、市からの補助金をもって購入して

いる旨の備考欄の記載を行い、その管理を徹底するなどの改善を要する。

(意見)

特記事項なし

N o 1 7. 人権擁護委員協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

地域住民の人権を擁護し、自由人権思想の普及と高揚を図るために組織された久留米人権擁護委員協議会の運営費の一部を補助することにより、人権の擁護の実現に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米人権擁護委員協議会

(ウ) 終期の設定の有無

終期設定については設けていない。

(エ) 公告の方法

公募型補助金でないため公告はしていない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市では「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする」、「市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努める」と定めている。

また、「久留米市新総合計画」第3次基本計画において、人権の尊重と男女共同参画が確立されたまちづくりを掲げ、その中で「人権意識の確立」、「人権擁護対策の推進」、「同和対策の充実」などの施策を挙げている。

人権擁護委員協議会は「人権擁護委員法」においてその組織を定められており、人権擁護委員の職務に関する連絡・調整、情報収集等を行い、人権擁護委員が取り組む市民の人権意識の醸成や人権侵害に対する相談などを支援する組織であり、久留米市の人権・同和行政の推進に資するものである。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米人権擁護委員協議会補助金交付要綱

③所管部署

協働推進部 人権・同和対策課

④補助金の交付開始年度

平成15年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,517	1,528	1,530	1,532	1,532
決算額	1,517	1,528	1,530	1,532	1,532

予算算出の根拠は前年の10月1日の人口に5円を掛けて算出している。

なお、平成28年度の予算額は306,419人に5円を掛けた額である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

人権擁護委員制度は人権擁護委員法に基づく、法務省所管の施策である。

同法に組織を定められている人権擁護委員協議会の活動への補助金は、基本的人権を尊重し、法の下での平等という国民が当然に有する権利を守るという社会的な課題の解決に取り組む営利を目的にしない活動に対するものであることから、公益性は高い。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米人権擁護委員協議会への補助金を通じて、人権擁護委員が行う啓発活動や人権侵害に関する相談等を支援し、これらの活動を円滑に実施することにより、差別解消に向けた人権・同和行政の推進を図る。

⑧実績等について

交付先の久留米人権擁護委員会協議会は自由人権思想の普及・高揚を図るため、市や関係機関との連携を図りながら、啓発活動を行う団体である。

支出の主たるものとしては以下の通りである。

啓発活動費である宣伝費816千円、各種研修会等費用である研究費301千円、定期総会関連諸経費・県連総会の費用総会費245千円である。

補助交付団体への監査としては、実績報告時において、市の職員が領収証等の確認を現地で原本証憑を確認しており、確認者の署名捺印がされている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

実績報告書における支出項目が、通信運搬費、印刷・消耗品費など費目毎となっているものと、宣伝費、相談活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。

(意見)

特記事項なし

3. 市民文化部

N o 1 8. 文化芸術事業費補助金（インガットホール活用事業補助金）

（1）概要

①補助金の概要

（ア）交付目的

インガットホールの活用、地域における文化芸術の振興、交流の促進、魅力ある地域づくり・地域活性化を目的として交付している。

（イ）交付先

インガットホール活用実行委員会

（ウ）終期設定の有無

なし

（エ）公告の方法

なし

（オ）市の政策との関連性

久留米市文化芸術振興基本計画では、「各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開」という項目で、西エリアの中核施設として位置付けられている。

②補助金の交付要綱等の名称

インガットホール活用事業補助金交付要綱

③所管部署

市民文化部 文化振興課（城島総合支所文化スポーツ課へ執行委任）

④補助金の交付開始年度

平成 18 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額（単位：千円）

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	8,550	8,550	8,550	8,550	8,550
決算額	8,542	8,531	8,539	8,550	8,550

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

市民の文化芸術の振興に資するために、継続して必要と考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

インガットホールは、旧城島町地域にある城島総合文化センター内にあるホールで、

市西部の文化拠点施設である。この施設において様々な文化芸術事業を実施することにより、市民の文化芸術活動の更なる促進と、心豊かな地域の発展に寄与する。

(2) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

下記の点を踏まえ、今後補助金を有効かつ効率的に運用されるべく規定の整備と運用基準を明確にし、その結果を一定の秩序をもって適正に報告される必要があると考える。

(意見 1)

「インガットホール活用事業補助金交付要綱第 4 条（その他）」で、必要な事項は別途定めるとあるが、補助金の交付申請、交付決定、交付時期や経理に関する規定などがなく、当該交付要綱の内容は極めて脆弱であった。また「久留米市補助金等交付規則第 26 条」を受けて、補助金の適正かつ効率的な執行管理を行うための事務手続きとして「補助金等の交付事務手続について」の「7. 交付要綱の制定」について内部処理基準として補助金の目的、補助対象、補助率、要件及び手続細則等を具体的に明示することになっているが、目的と補助対象以外は明確になっていない。

(意見 2)

久留米市文化芸術振興基本計画では、市の文化政策を効果的・効率的に展開していくため各施設の管理や活用の在り方を総合的かつ多角的に検討されている。その意味では、インガットホール及びそよ風ホールとの相互連携はどのように検討されているのか、また、事業の実施開催数及びその集客数などの運営など相互に協議されていないのではないかと推察する。因みに、平成 27、28 年度にインガットホールで実施された年間事業数 11 回に対してそよ風ホールは年間事業数 6 回であり、事業数に差がある。またそよ風ホールのチケット販売数と入場者数は実績報告書に表記されているが、インガットホールではチケット販売数のみで入場者数の表記がされていなかった。表記を含めた報告の仕方も統一されることが望まれる。

№ 19. 文化芸術事業費補助金（そよ風ホール企画運営事業補助金）

（1）概要

①補助金の概要

（ア）交付目的

そよ風ホールの活用、地域における文化芸術の振興、交流の促進、魅力ある地域づくり・地域活性化を目的として交付している。

（イ）交付先

そよ風ホール企画運営事業実行委員会

（ウ）終期設定の有無

なし

（エ）公告の方法

なし

（オ）市の政策との関連性

久留米市文化芸術振興基本計画では、「各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開」という項目で、東エリアの中核施設として位置づけられている。

②補助金の交付要綱等の名称

田主丸そよ風ホール企画運営事業補助金交付要綱

③所管部署

市民文化部 文化振興課（田主丸総合支所文化スポーツ課へ執行委任）

④補助金の交付開始年度

平成 17 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額（単位：千円）

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	8,123	8,123	8,123	8,123	8,123
決算額	8,123	8,123	8,123	8,123	8,123

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

市民の文化芸術の振興に資するために、継続して必要と考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

そよ風ホールは、旧田主丸町地域にあるホールで、市東部の文化拠点施設である。この施設において様々な文化芸術事業を実施することにより、市民の文化芸術活動の

更なる促進と、心豊かな地域の発展に寄与する。

(2) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

№18. 文化芸術事業費補助金（インガットホール活用事業補助金）の（意見1）、（意見2）に同じ。

№20. 文化芸術事業費補助金（久留米連合文化会事業補助金）

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市民や文化団体等が行う文化芸術に係る事業等に対して補助金を交付することにより、久留米市の文化芸術の振興に資することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米連合文化会

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

久留米市文化芸術振興基本計画では、「市民の多様な文化芸術活動の支援」という項目で、市の補助金、後援などによる活動支援を行うとしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市市民文化振興補助金交付要綱

③所管部署

市民文化部 文化振興課

④補助金の交付開始年度

昭和25年

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
決算額	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米連合文化会は、久留米及び地方の文化の発展に寄与することを目的に、昭和24年に創立した市民文化団体であり、6部門25部の分野で約660名の会員により、久留米市を中心に広域的に優れた芸術文化活動を行っている。

その活動の中において、市内各地で展覧会など様々な文化事業に取り組んでいる団体であるため必要と考える。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米連合文化会の会員により様々なジャンルの文化活動や文化事業が市内で実施されることにより、久留米市の文化芸術の振興につながる。

(2) 結果

(指摘1)

補助金交付要綱において、目的、交付の対象は明確だが、補助基準、補助率、要件及び手続細則が明確になっていない。「久留米市補助金規則第26条」を受けての「補助金事務手続き」の「7. 交付要綱の制定」では、具体的に明示が求められているにもかかわらず、明確になっていない。制度の明確化といった早急な改善が必要である。

(意見)

特になし

No21. 文化芸術事業費補助金（青木繁記念大賞西日本美術展事業補助金）

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市民や文化団体等が行う文化芸術に係る事業等に対して補助金を交付することにより、久留米市の文化芸術の振興に資することを目的としている。

(イ) 交付先

青木繁記念大賞西日本美術展実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性について

久留米市文化芸術振興基本計画では、「文化芸術にかかわる人材の育成と活用」という項目で、芸術家の発掘・育成支援を行うとしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市市民文化振興補助金交付要綱

③所管部署

市民文化部 文化振興課

④補助金の交付開始年度

平成 3 年度（青木繁記念大賞公募展）

※平成 20 年度より、青木繁記念大賞公募展と西日本美術展が統合し、青木繁記念大賞西日本美術展となる。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,600	5,600	3,600	5,600	3,600
決算額	3,600	5,600	3,600	5,600	3,600

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米出身で近代日本美術史上最も著名な洋画家の一人である青木繁を顕彰する事業であるため必要と考える。

⑦市が期待する補助金の効果

全国公募展であることから、青木繁と久留米市との関係の PR につながる。
表彰や展示機会を設けることにより、美術作家の育成や、支援につながる。

(2) 結果

(指摘 1)

大賞など受賞した作品の今後の保管を含めた活用について未定となっている。作品の一部は、市内の公共施設にて展示されているが、そのほとんどは市役所地下 2

階に保管されている状況である（17点表彰賞金合計 52,650 千円）。また、受賞作品も備品台帳に登録されており、購入取得された作品と同様に、その活用計画が必要ではないか。

（意見）

特になし

4. 健康福祉部

N o 2 2. 久留米市軽費老人ホーム運営費補助金

(1)概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある者であって、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の者を、無料または低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームの円滑な運営のため、運営に要する経費のうち一部を補助するもの。

(イ) 交付先

軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等（市内 8 施設）

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市高齢者福祉計画のなかで、高齢者が安心して暮らせる住居等の整備を掲げており、当補助金は高齢者にとって生活の基盤となる住まいの提供に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

久留米市軽費老人ホーム運営費補助金交付要領

久留米市軽費老人ホーム利用料取扱基準

③所管部署

健康福祉部 長寿支援課

④補助金の交付開始年度

平成20年4月1日

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
予算額	235,405	234,738	236,166	227,846	228,380
決算額	209,789	211,777	216,355	213,899	221,747

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

高齢者の住宅確保について特に配慮が求められる中で、軽費老人ホームは自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、安心して暮らせる住まいの提供に十分な役割を果たしている。

補助金を廃止した場合、無料または低額な料金で入所できる軽費老人ホームとしての機能が果たせなくなるため、現入居者の経済的負担が増加し、その大半が継続して入所することが困難になりうる。

⑦市が期待する補助金の効果

施設の運営に要する経費の一部を補助することにより、入居者の負担額軽減につなげ、安心して生活できる住まいの提供に寄与する。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

- ・ 施設の入居率
(生活の基盤となる住まいをどれだけ提供できているか)
- ・ サービス提供費基準額に対する本人徴収額の比率
(本人負担額をどれだけ軽減できているか)

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

軽費老人ホーム運営費補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されていると判断する。

N o 2 3 . 民生委員協議会補助金

(1)概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

民生委員児童委員の活動が地域福祉の向上に資するものであり公益上の必要性に鑑み、民生委員児童委員で組織する久留米市民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費について、補助金を交付することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米市民生委員児童委員協議会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

新総合計画第 3 次基本計画施策の体系において、「市民一人ひとりが輝く都市久留米－お互いのやさしさと思いやりの見えるまち－支えあう地域づくり事業」の中に位置づけられる。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 地域福祉課

④補助金の交付開始年度

不明（久留米市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱制定は平成 1 8 年）

（参考）

1928（昭 3）年 「方面委員制度」が全府県に普及

1936（昭 11）年 11 月 13 日方面委員令制定・公布（方面委員制度が全国統一の制度となる）→施行は昭和 12 年 1 月 15 日、任期は 4 年

これにより方面委員の活動が全国統一的に運用されるようになる

1946（昭 21）年 民生委員令公布（方面委員を民生委員と改称）

1948（昭 23）年 7 月 29 日民生委員法制定・公布、即日施行、任期は 3 年
（民生委員令廃止）

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	78,010	80,580	82,100	82,100	84,132
決算額	77,134	79,427	81,227	81,109	82,340

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

民生委員児童委員で組織する久留米市民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費について補助金を交付し、地域福祉の向上に資する民生委員児童委員の活動に活用し、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

補助金を廃止した場合、民生委員児童委員の活動が困難になり、その役割が果たせなくなることが懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

地域福祉の向上、社会福祉の増進に寄与すること。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

指標：民生委員の活動状況（相談・支援件数、訪問回数、連絡調整回数、活動日数等）

手法：上記について報告を受ける。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

民生委員協議会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

N o 2 4 . 障害者地域活動支援センター運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

地域活動支援センターの円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(イ) 交付先

補助金受給 9 団体

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

第 2 期久留米市障害者計画において、障害者が生きがいを持って自分らしく生きるために、日中活動の促進を目標に掲げている。地域活動支援センターは、障害者にとっての創作的活動又は生産活動の場、社会参加の場など、多様な日中活動を行う場となり、日中活動の促進に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市地域活動支援センター等運営費補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

④補助金の交付開始年度

平成 3 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
予算額	79,392	80,398	71,288	71,888	65,833
決算額	78,566	79,991	70,433	64,809	64,599

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

地域活動支援センターは、障害者の自立と社会参加の促進等を図るため、障害者の方の創作的活動又は生産活動の場、社会参加の場として必要である。

地域活動支援センターは財政基盤が脆弱であり、運営費の大部分を補助金に依存しているため、補助金を廃止した場合、事業所の運営が困難になる可能性が高く、障害

者にとって日中活動の場の消失につながる。

⑦市が期待する補助金の効果

地域活動支援センターの運営費の補助を行うことによって、当該センターは健全に運営され、障害者は通所することができる。通所により、障害者の方の自立と社会参加の促進が見込まれ、障害者が生きがいをもって自分らしく生きることにより寄与する。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

久留米市地域活動支援センター等運営費補助金交付要綱に基づき、事業完了後 30 日以内に実績報告書を提出させ、事業決算、活動内容等の報告を受けている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

障害者地域活動支援センター運営費補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

No 25. 病院群輪番制病院運営事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

第一次救急医療機関では対応できない平日夜間、休日昼間、休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため。

(イ) 交付先

- (i) 久留米医師会
- (ii) 大川三潞医師会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

新総合計画第3次基本計画施策の体系において、「市民一人ひとりが輝く都市久留米－健康で生きがいもてるまち－地域医療の確保」の中に位置づけられる。

②補助金の交付要綱等の名称

(i) 久留米地区病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

(ii) 大川三潞・柳川山門地区病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 医療・年金課

④補助金の交付開始年度

(i) 久留米地区病院群輪番制病院運営事業補助金 平成16年4月1日

(ii) 大川三潞・柳川山門地区病院群輪番制病院運営事業補助金 平成17年4月1日

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	38,595	38,596	36,185	36,303	36,277
決算額	38,594	38,596	36,184	36,303	36,276

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

平日夜間、休日昼間、休日夜間における二次救急医療を確保することは、市民の安心・安全のため不可欠であり、公益上必要であると考えます。

補助金の廃止により、事業の維持・継続が困難となった場合、平日夜間、休日昼間、休日夜間における二次救急医療の確保に支障をきたすおそれがある。

⑦市が期待する補助金の効果

平日夜間、休日昼間、休日夜間における二次救急医療の確保。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

医師会、広域消防本部を通じて、成果及び課題について確認している。

また、市、広域消防本部、医師会（救急病院含む）との三者懇談会において、確認を行っている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

病院群輪番制病院運営事業補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

№ 26. 久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

平成 14 年 7 月に整備された「久留米赤十字会館」内に設置された水難訓練用の温水プール等を広く市民に開放し市民の健康増進を図ることを目的に、開放に必要な経費を助成するもの。

(イ) 交付先

日本赤十字社 福岡県支部

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

「第 2 期健康くるめ 21」計画において、基本方針「健康に関する生活習慣の改善」のもと、「保健センターや体育施設等の利活用の促進」の取り組みの中で、費用助成を行っている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米赤十字会館温水プール補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 保健所健康推進課

④補助金の交付開始年度

平成14年7月1日

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	35,070	35,070	35,070	35,070	35,070
決算額	35,070	35,070	35,070	35,070	35,070

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

(i) 温水プール等(ジム利用も含む)は、市民の健康づくり支援拠点機能の整備等を目的としたものであり、また、毎年度延べ7万人以上(うち久留米市民は約7割)の方が利用するなど、市民の健康増進施設として大変親しまれている。このため、当該補助金を廃止すれば、多くの市民の健康づくり活動に大きな影響を及ぼすこととなる。

(ii) 温水プールは、他の施設からは利用を断られた身障者の方も利用されており、また、赤十字独自の事業として、水中健康講座などが実施されるなど、市民の様々なニーズに対応した事業や利用者増に結びつけるための取り組みが展開されている。

⑦市が期待する補助金の効果

市民の健康増進が図られ、「第2期健康くるめ21」計画の基本目標である「健康寿命の延伸」への寄与が期待される。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

補助金の効果については、毎年度の「第2期健康くるめ21」計画の進捗管理の中で実施している。

【評価指標】日常生活の中で意識的に体を動かしたり運動している者(一日30分以上で週2回以上)の割合の増加

【現状値(平成24年度)】 20歳～64歳 男性33.3%、女性28.5%
65歳以上 男性56.8%、女性52.5%

【目標値(平成34年度)】 20歳～64歳 男性43.0%、女性39.0%
65歳以上 男性67.0%、女性63.0%



(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

平成 27 年度から平成 28 年度にかけての年間入場者数は 75,540 人から 77,108 人（プールが 64,177 人から 65,681 人、ジムが 11,363 人から 11,427 人）と対前年比約 2.0%増加している。

ただ、過去最高の入場者数を記録した平成 25 年度の 78,068 人（プールが 67,862 人、ジムが 10,206 人）と比較すると、まだ約 96.8%に止まっている。

特に冬季（11 月～4 月）の半年間の入場者数は、夏季（5 月～10 月）の入場者数に対して約 70%であることを勘案すると、冬季に健康関連のイベント等を積極的に開催するなど、広く市民への認知度を高めていく方策が望まれる。

東京オリンピックの開催を 2 年後に控えた日本において、スポーツ選手のみならず一般市民の健康志向を追い風に、他部局との連携もとりながら、施設の有効活用を最大限に図っていく方策の必要性を感じる。

N o 2 7 . 特定不妊治療費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、もって、不妊の悩みに対する支援の一助とすることを目的とする。

(イ) 交付先

特定不妊治療助成対象者

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

第 2 期健康くるめ 2 1 計画において、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進として生涯を通じた女性の健康支援の取り組みとしている。特定不妊治療費補助金は、経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすくする環境づくりを図るとともに、少子化対策の一助となっている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

③所管部署

健康福祉部 保健所健康推進課

④補助金の交付開始年度

平成 18 年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	50,047	64,542	60,069	66,954	92,454
決算額	44,941	47,631	55,773	59,685	74,742

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

特定不妊治療費補助金は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受けやすくする環境づくり及び少子化対策として必要である。

特定不妊治療は1回あたりの治療費が30～60万円程度かかる上、1組の夫婦が数回にわたり治療を行うケースも多く、経済的・精神的負担は過大である。補助金を廃止した場合、経済的負担により特定不妊治療を受けることが困難になる可能性が高く、少子化にも影響を及ぼすものとする。

⑦市が期待する補助金の効果

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、もって、不妊の悩みに対する支援及び少子化対策の一助となっている。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

i 申請件数

平成24年度 296件

平成25年度 308件

平成26年度 357件

平成27年度 351件

平成28年度 361件

ii 申請者の内、出産した者の割合。

平成24年度 31.09% (助成対象193人→出産60人)

平成25年度 35.03% (助成対象197人→出産69人)

平成26年度 35.14% (助成対象222人→出産78人)

平成27年度 35.34% (助成対象249人→出産88人)

iii 久留米市住民基本台帳各月の自然移動(出生)集計

平成24年度 2,937人

平成25年度 2,960人

平成26年度 2,974人

平成 27 年度 2,934 人

平成 28 年度 2,788 人

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

現代の日本において少子高齢化に歯止めをかけることが喫緊の課題であることは言うまでもないことである。それは将来の人口減少が懸念される久留米市にとっても例外ではなく、当該補助金事業は人口増加への有意義な事業と考える。

一方、不妊治療費と、その成功率を勘案すると、補助金事業の効率性の観点からは問題も提起される。

上記(1)⑧iiにおいて出産した女性が仮に一人の子どもを出産したと仮定すると、人口を一人増やすため毎年約 70 万円以上の負担をしている計算になる。

また、助成後、補助事業自体は終了するのであるが、その出産した家族が助成後に継続して久留米市内に居住するか否かのデータは現段階で保有していない。

将来的に魅力ある久留米市を創っていくためには、出産後も市内において安心して育児・子育てができるような環境の構築を、関連部局と連携して実施していくなどの方策が必要と考える。

№ 28. 久留米市単位老人クラブ活動事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市内における単位老人クラブに対し、社会奉仕活動や高齢者教養講座、健康増進事業等を実施するために必要な経費の一部を会員数に応じて補助すること

により、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者福祉を増進することを目的とする。

単位クラブ会員数	補助基準額
35名未満	35,000円
35名以上～49名以下	40,000円
50名以上～64名以下	45,000円
65名以上～79名以下	55,000円
80名以上～99名以下	65,000円
100名以上	80,000円

(イ) 交付先

久留米市老人クラブ連合会加入で、補助金申請があった単位老人クラブ

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のなかで、「高齢者の積極的な社会参加・参画」の一環として「老人クラブ活動支援」を掲げ、「老人クラブ活動を通じて、高齢者の連携と幅広い社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり（スポーツや健康づくりの講座等）、生きがいくくり（社会奉仕活動や文化事業奨励、世代間・団体間交流支援等）、地域見守り事業（地域見守りに関する情報提供相談活動等）に必要な経費の一部を助成する」こととしている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市単位老人クラブ活動事業補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 長寿支援課

④補助金の交付開始年度

昭和33年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	21,645	21,625	21,150	20,145	19,705
決算額	20,923	20,545	19,785	19,420	18,684

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

老人福祉法第13条第2項の規定により、老人クラブは老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者と位置づけられる一方、地方公共団体は当該事業を行う者に対して適当な支援を行う努力義務が課せられている。

また、平成21年厚生労働省通知「老人クラブ活動等事業の実施について」では、「介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、老人クラブの活動及び役割が今後ますます期待される。」としている。

老人クラブが行う社会奉仕活動、教養向上活動、健康増進活動は、高齢者の連携と幅広い社会参加活動を促進するものであり、今後さらに進展が予想される超高齢社会にあって、その公益上の必要性は高いと考えている。

補助金を廃止した場合、老人クラブ会費等でこれらの取り組みの財源を賄うことは難しく、活動の停滞、ひいては老人クラブ数や会員数の減少に拍車がかかることが懸念される。

～老人福祉法（抜粋）～

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

⑦市が期待する補助金の効果

生涯学習機会の増大や多様化、高齢者世代間の意識の違い、就労の必要性、地域における人間関係の希薄化といった社会情勢の変化に伴い、久留米市を含め全国的に老人クラブ数、会員数ともに減少しているが、本補助金制度を活用することにより可能な限り老人クラブ活動が活性化することを期待している。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

久留米市単位老人クラブ活動事業補助金交付要綱に基づき、「クラブ活動実績書」

にて、月別、活動内容別の活動回数の報告を受け、各クラブの活動状況を把握するとともに、補助金の制度が活動の活性化に資するかどうか随時検討をしている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助金の総額そのものは年々減少しているが、久留米市内の単位老人クラブ数が現在約 340 程度活動しており、その単位老人クラブごとに補助金の申請・承認手続きが実施されているので、現状全ての校区の作業終了までに時間がかかっている。

このような事務作業を効率化・集約化するなど、より短期間で補助事業が完了するような方策を検討すべきと考える。

N o 2 9 . 障害者共同作業所運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

共同作業所の円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(イ) 交付先

補助金受給 2 団体

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

第 2 期久留米市障害者計画において、障害者が生きがいを持って自分らしく生きるために、日中活動の促進を目標に掲げている。共同作業所は、障害者にとっての

創作的活動又は生産活動の場、社会参加の場など、多様な日中活動を行う場となり、日中活動の促進に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市地域活動支援センター等運営費補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

④補助金の交付開始年度

平成 3 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
予算額	4,640	4,640	9,088	14,488	8,800
決算額	4,592	4,400	9,088	4,400	7,800

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

共同作業所は、障害者の自立と社会参加の促進等を図るため、障害者の方の創作的活動又は生産活動の場、社会参加の場として必要である。

共同作業所は地域活動支援センターよりさらに財政基盤が脆弱であり、運営費の大部分を補助金に依存しているため、補助金を廃止した場合、事業所運営が困難になる可能性が高く、障害者にとって日中活動の場の消失につながる。

⑦市が期待する補助金の効果

共同作業所の運営費の補助を行うことによって、当該作業所は健全に運営され、障害者は通所することができる。通所により、障害者の方の自立と社会参加の促進が見込まれ、障害者が生きがいをもって自分らしく生きることにより寄与する。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

久留米市地域活動支援センター等運営費補助金交付要綱に基づき、事業完了後 30 日以内に実績報告書を提出させ、事業決算、活動内容等の報告を受けている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

障害者共同作業所運営費補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

№ 30. 長生園運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

市西部の高齢者福祉・介護基盤の安定的な運営のため、社会福祉法人長生園の人員費（理事長分）及び運営事業の一部を補助するもの。

(イ) 交付先

社会福祉法人長生園

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

当該補助金は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームなどにおける、市西部地域の高齢者福祉・介護サービスの安定的な提供に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

社会福祉法人長生園の施設整備及び運営事業に対する補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 長寿支援課

④補助金の交付開始年度

平成4年4月1日

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,989	5,005	3,239	3,239	4,619
決算額	4,912	3,173	3,181	3,185	4,430

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

従来より、養護老人ホーム等を運営し、高齢者福祉の向上及び介護サービスの安定的な提供に努め、市の福祉の増進に大きな役割を果たしている社会福祉法人長生園の安定的な運営に資するため。

法人が施設整備に着手した当時から実施している補助であり、廃止した場合は法人の運営に影響を与えることが考えられる。

⑦市が期待する補助金の効果

高齢者福祉の向上及び介護サービスの安定的な提供について役割を果たす社会福祉法人長生園の人件費及び運営事業の一部を補助することで、法人の安定的な運営につなげ、福祉の増進に寄与する。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

社会福祉法人長生園の施設整備及び運営事業に対する補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出させ、決算書及び法人の活動内容等が記載された事業報告書を確認している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

長生園が旧三潞郡4町の主導により設立されたという経緯より、久留米市がその運営に深く関わりを持たねばならず、市職員や市職員の退職者が理事職(事務局長)又は理事長職に就いてきている。

当該補助金は、その人件費補助の性質を有するものであるが、当該補助金の有効性を判定する適切な指標を見いだせていないのが現状である。

そもそも長生園は、養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営を柱としているが、平成28年度の資金収支状況を検討すると、人件費率(人件費支出÷事業活動収入)が法人全体で70.4%(養護老人ホーム:67.6%、特別養護老人ホーム:75.4%)と非常に高い。一つの要因として入居者の身体状況等を配慮する中で、国の基準よりも多くの職員を配置していることが考えられる。

幸い、支払資金残高が平成28年度末で449,098千円あるため、今後は長生園が中長期的視点に立って、施設営繕等を始めとした様々な課題を検討し、行政と十分な意見交換を図っていくことが重要であると考えます。その中で、補助金の有効性を判断する指標を見出していくことも併せて検討していくべきである。

№31.身体障害者福祉協会等補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の福祉向上と会員相互の親睦を深めることを目的に組織され、相談事業や各種事業への積極的参加などの活動を行っている団体の運営費・事務員設置費等の助成を行う。

(イ) 交付先

久留米市身体障害者福祉協会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市障害者福祉計画の中で、障害者団体への各種活動支援、事業実施の補助を掲げており、障害者の地域活動への参画促進に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市障害者福祉団体活動補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

④補助金の交付開始年度

昭和 29 年度（身体障害者福祉協会）

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
予算額	3,916	3,916	3,916	4,216	3,916
決算額	3,916	3,916	3,916	4,216	3,916

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

相談事業や各種事業への積極的な参加等の活動を行っている団体の運営費・事務員設置費等の助成を行い、障害者の自立と社会参加の促進、障害者の福祉の向上に十分な役割を果たしている。

補助金を廃止した場合、現行の相談支援事業等への積極的な活動を行うことが制限され、さらなる障害者団体への加入率の低下を引き起こし、障害者の自立と社会参加を促進していくことが困難となる。

⑦市が期待する補助金の効果

各種活動支援や事業実施に係る運営費・事務員設置費等を補助することにより、障害者の地域活動への参画促進に寄与している。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

久留米市障害者福祉団体活動補助金交付要綱に基づき、「実績報告書」にて、活動内容、事業決算等の報告をチェックしている。

（２）監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

身体障害者福祉協会等補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を

実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

N o 3 2 . 老人いきいの家活動事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

校区老人クラブ連合会に対し、社会奉仕活動や社会参加活動、教養向上活動、趣味の活動等事業の実施に必要な老人いきいの家の管理に要する経費及び事業費を補助することにより、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者福祉を増進することを目的とする。

(イ) 交付先

校区老人クラブ連合会（上津、青峰、日吉、御井）

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のなかで、「高齢者の積極的な社会参加・参画」の一環として「高齢者の教養向上及びレクリエーションの場の提供を通じ、健康増進・福祉の向上を図るとともに、地域での生きがいづくり・健康づくり等の拠点として、高齢者はもとより他世代間の交流促進を図る」こととしている。

②補助金の交付要綱等の名称

老人いきいの家活動事業補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 長寿支援課

④補助金の交付開始年度

平成18年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2,861	2,861	2,958	2,958	2,958
決算額	2,860	2,860	2,958	2,958	2,958

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

老人福祉法第13条第2項の規定により、老人クラブは老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者と位置づけられる一方、地方公共団体は当該事業を行う者に対して適当な支援を行う努力義務が課せられている。

また、平成21年厚生労働省通知「老人クラブ活動等事業の実施について」では、「介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、老人クラブの活動及び役割が今後ますます期待される。」としている。

老人いこいの家の活動事業補助金は、社会奉仕活動、教養向上活動、健康増進活動等の場として高齢者を中心に利用される老人いこいの家の管理に要する経費及び事業費について補助するものである。今後さらに進展が予想される超高齢者社会にあって、その公益上の必要性は高いと考えている。

補助金を廃止した場合、老人いこいの家の維持管理が困難になり、また施設を活用した活動ができなくなることが懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

生涯学習機会の増大や多様化、高齢者世代間の意識の違い、就労の必要性、地域における人間関係の希薄化といった社会情勢の変化に伴い、久留米市を含め全国的に老人クラブ数、会員数ともに減少しているが、本補助金制度を活用することにより可能な限り老人クラブ活動が活性化することを期待している。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

老人いこいの家活動事業補助金交付要綱に基づく、「事業実績報告書」の報告を受け、活動状況を把握している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

校区老人クラブ連合会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと

判断する。

N o 3 3 . 医師会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

○久留米医師会運営事業補助金

久留米市内における地域医療の充実及び保健衛生、予防医学の向上

○「予防接種協力事業」助成

市民の健康、特に感染症予防の向上に資すること

○「急患医療協力事業」助成

市民の初期救急医療体制を充実させること

(イ) 交付先

(i)久留米医師会

(ii)大川三潞医師会

(iii)浮羽医師会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

新総合計画第3次基本計画施策の体系において、「市民一人ひとりが輝く都市久留米ー健康で生きがいもてるまちー地域医療の確保」の中に位置づけられる。

②補助金の交付要綱等の名称

○久留米医師会運営事業補助金交付要綱

○「予防接種協力事業」助成交付要綱

○「急患医療協力事業」助成交付要綱

③所管部署

健康福祉部 医療・年金課

④補助金の交付開始年度

○久留米医師会運営事業補助金交付要綱 平成16年度

○「予防接種協力事業」助成交付要綱 平成17年度

○「急患医療協力事業」助成交付要綱 平成17年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2,445	2,453	2,437	2,445	2,454
決算額	2,444	2,434	2,437	2,444	2,453

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

市民の保健福祉向上に資する事業への補助であり、公益上必要であると考えます。

補助金等を廃止した場合、医師会の協力のもと円滑に進めている、市民保健福祉向上を目的とした市の事業の遂行に支障をきたすおそれがある。

⑦市が期待する補助金の効果

各医師会との協力のもと、久留米市内における地域医療の充実及び保健衛生、予防医学、市民の健康の向上に資すること。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

年間を通じて、随時、医師会役員及び事務局と協議確認し、状況を把握することにより、効果を把握し、補助目的に資するかどうか検討している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

医師会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

N o 3 4 . 保 護 司 会 補 助 金

(1) 概 要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

犯罪者や非行少年の改善及び更生を助けると共に、犯罪予防のための啓発活動を行っている久留米保護区保護司会の運営等に要する経費について、補助金を交付することにより社会福祉の増進に資することを目的とする。

(イ) 交付先

久留米保護区保護司会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

法務省主唱のもと、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が全国的に取り組まれている。中央と都道府県及び市町村を単位とする地区に実行委員会が置かれており、久留米市社会を明るくする運動実行委員会委員長に久留米市長が就任している。この運動の中で、保護司会と久留米市とが協力し、街頭啓発活動や講演会、作文募集などを行っている。

また、「再犯防止等の推進に関する法律」第8条に、都道府県及び市町村は「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないとされており、久留米市においても全庁的に取組が必要であると検討をすすめている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市保護区保護司会補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 地域福祉課

④補助金の交付開始年度

平成20年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,330	1,330	1,330	1,330	2,144
決算額	1,330	1,330	1,330	1,330	2,144

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

保護司には給与は支弁されておらず、その活動費について費用弁償という形で補助金が交付されているため、廃止した場合には保護司会の活動・運営自体が厳しくなるものとする。

⑦市が期待する補助金の効果

補助金を交付することにより、社会福祉の増進に資することを期待する。特に、犯罪者の更生、再犯防止に寄与するものとする。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

事業活動報告・決算報告等で、毎年補助金をどのように使ったか、どのような活動を行ったかを確認している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

保護司会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

N o 3 5 . 遺族会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

第2次世界大戦における戦没者等の遺族について、専ら援護福祉事業等の活動を行う団体に対して補助金を交付することにより、団体会員の相互扶助及び利益増進を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため。

(イ) 交付先

久留米市遺族連合会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市は、核兵器廃絶平和都市宣言をしており、戦争の惨禍を繰り返してはならないと考えている。遺族会は第2次世界大戦等の戦没者遺族の団体であり、平和を目的とした活動を行っているため、その活動等を助成することにより、公益の増進を図る。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市援護団体活動補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 生活支援第1課

④補助金の交付開始年度

昭和23年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,909	1,909	1,909	1,909	1,909
決算額	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

日本国憲法前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し・・・」と書かれている。

一方、平和を祈念する活動には、一定の労力が必要で、住民の協力が必要であるところである。遺族会は、先の大戦の戦没者遺族が集まって創設されたものであり、英霊顕彰をはじめ、戦没者の遺族の福祉の増進を行い、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的して活動している団体である。

補助金を廃止した場合については、戦後70年以上になり、役員および会員が高齢化している中、会費負担増が厳しいことから、慰霊祭等の中止、戦没者遺族との相談活動の停止等の活動の縮小が生じることになり、久留米市における平和に対する活動の縮小や遺族間の交流の低下につながるものと考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

慰霊祭等の平和に対する活動を行うこと。

遺族の相談、交流事業等により、その団体会員の福祉の向上を図ること。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

事業報告書より、慰霊祭参加事業の回数等により、遺族会の活動状況を確認する。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

遺族会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

Ｎｏ３６．久留米市献血推進協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市における献血運動の推進を図ることを目的とし、市内全域で献血推進活動を行なっている久留米市献血推進協議会(事務局:久留米市社会福祉協議会)に対し、運営費及び事業費の一部を補助するもの。

(イ) 交付先

久留米市献血推進協議会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

献血等血液事業の基本理念や国等の関係者の責務を定めた、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条において、「都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市献血推進協議会補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 保健所総務医薬課

④補助金の交付開始年度

平成 22 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予 算	1,814	1,814	1,814	1,814	1,884
決 算	1,814	1,814	1,814	1,814	1,792

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

福岡県全体の献血者数が平成 23 年度以降年々減少する中、久留米市では、増減があるものの平成 23 年度の水準を維持し、また、「福岡県献血推進計画」に定める久留米市における献血目標人数を大幅に上回っており、血液製剤の安定供給等に寄与している。

補助金を廃止した場合、協議会の啓発活動、特に、校区における活動に影響が出ることで、献血者数の減少が懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

協議会を中心に校区献血推進委員会や職域（企業等）をはじめとする関係団体等と連携して、献血に対する正しい知識や必要性等について普及啓発を継続して行うことで、市民の意識の高揚及び安定した献血者数が確保されることを期待する。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

福岡県が毎年度策定する「福岡県献血推進計画」に定める久留米市における献血目標人数の達成

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

献血推進協議会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

№ 37. 知的障害者育成会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の福祉向上と会員相互の親睦を深めることを目的に組織され、相談事業や各種事業への積極的参加などの活動を行っている団体の運営費・事務員設置費等の助成を行う

(イ) 交付先

久留米市手をつなぐ育成会、三潞知的障害児者育成会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

久留米市障害者福祉計画の中で、障害者団体への各種活動支援、事業実施の補助を掲げており、障害者の地域活動への参画促進に寄与している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市障害者福祉団体活動補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

④補助金の交付開始年度

昭和 29 年度（身体障害者福祉協会）

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,576	1,576	1,576	1,776	1,576
決算額	1,576	1,576	1,576	1,776	1,576

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

相談事業や各種事業への積極的な参加等の活動を行っている団体の運営費・事務員設置費等の助成を行い、障害者の自立と社会参加の促進、障害者の福祉の向上に十分な役割を果たしている。

補助金を廃止した場合、現行の相談支援事業等への積極的な活動を行うことが制限され、さらなる障害者団体への加入率の低下を引き起こし、障害者の自立と社会参加を促進していくことが困難となる。

⑦市が期待する補助金の効果

各種活動支援や事業実施に係る運営費・事務員設置費等補助することにより、障害者の地域活動への参画促進に寄与している。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

久留米市障害者福祉団体活動補助金交付要綱に基づき、「実績報告書」にて、活動内容、事業決算等の報告を受けている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

知的障害者育成会補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

N o 3 8 . 食生活改善推進員協議会運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

生活習慣病予防に向けて、地域における自主的な健康づくり活動の推進を図るために、食生活改善の普及啓発・実践を担う地域活動団体である「久留米市食生活改善推進員協議会」の活動に必要な経費を助成するもの。

(イ) 交付先

久留米市食生活改善推進員協議会

(ウ) 終期の設定の有無

設定なし

(エ) 久留米市の政策との関連性

「第2期健康くるめ21」計画において、基本方針「健康に関する生活習慣の改善」のもと、「食生活改善推進員の養成・活動支援」の取り組みの中で、費用助成を行っている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市食生活改善推進員協議会補助金交付要綱

③所管部署

健康福祉部 保健所健康推進課

④補助金の交付開始年度

平成20年4月17日

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
決算額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当協議会では、生活習慣病予防の講話や調理実習などの地区活動（100回超）、地産地消の料理講習会（30回）、及び社会福祉協議会や地域からの依頼事業（50回）など、市内において年間180回を超える地区活動を行っている。このため、当該補助金を廃止した場合、これら地区活動が大幅に縮小せざるを得なくなり、食を視点とした健康づくり施策が大きく後退することとなる。

※会員拡大のために、養成教室を毎年継続的に開催しており（修了者 H28:28 名、H27:41 名、H26:28 名、H25:31 名、H24:45 名、H23:65 名、H22:39 名）、平成 29 年度（4 月時点）の会員数は、365 名となっている。

※会員になるためには、養成教室を受講することが必須であり、生活習慣病予防、調理実習、運動に関する講話や実技などのカリキュラムを一定時間以上の受講者に、修了証を交付している。

⑦市が期待する補助金の効果

市民の健康増進が図られ、「第 2 期健康くるめ 21」計画の基本目標である「健康寿命の延伸」への寄与が期待される。

⑧補助金の効果を判定する具体的な指標、手法等について

補助金の効果については、毎年度の「第 2 期健康くるめ 21」計画の進捗管理の中で実施している。

【評価指標】適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25.0 以上）、やせ（BMI18.5 以下）の減少）

【現状値（平成 24 年度）】 20 歳代から 60 歳代男性の肥満者の割合：29.3%
40 歳代から 60 歳代女性の肥満者の割合：16.9%
20 歳代から 30 歳代女性のやせの者の割合：22.8%

【目標値（平成 34 年度）】 現状値から減少

（2）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（3）結果

食生活改善推進員協議会運営費補助金事業は、関係書類の査閲、及び質問等による監査を実施した結果、特に指摘すべき事項等は認められず、適切に実施されているものと判断する。

5. 子ども未来部

N o 3 9. 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	養護児保育を充実させるため、民間保育所及び認定こども園に対して必要な経費を助成することにより、養護児の心身の発達及び養護児保育の質の向上を図ることを目的とする。												
交付対象事業の概要	・加配保育士配置のための補助…養護児加配保育士費助成 ・職員厚生、処遇充実のための補助…加配保育士社会保険掛金助成												
補助金の交付先	保育所・認定こども園												
補助金の算出根拠	1. 養護児加配職員分 養護児の障害の程度により加配職員が配置され、以下のように補助基準額が算定される。 <table><tr><td>障害の程度</td><td>養護児の数</td><td>加配職員数</td></tr><tr><td>A</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>B</td><td>2 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>C</td><td>3 人</td><td>1 人</td></tr></table> ・賃金月額(上限 172,800 円/月)×雇用月数×加配保育士数 ・B 判定子ども 1 名に対して、保育士 1 人を加配する場合は、補助対象経費の 1/2 を補助する。 2. 社会保険料分 養護児加配保育士（社会保険料対象者）の加配保育士補助額×0.16	障害の程度	養護児の数	加配職員数	A	1 人	1 人	B	2 人	1 人	C	3 人	1 人
障害の程度	養護児の数	加配職員数											
A	1 人	1 人											
B	2 人	1 人											
C	3 人	1 人											
公告の方法	交付対象が特定の施設のみであるため、公告は実施していない。												
市の政策との関連性	○「基本目標」若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる ○子ども・子育て支援事業計画 ○久留米市保育要領												

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市特別支援保育事業費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	203,831	194,206	271,775	331,881	332,616
決算額	173,306	198,468	238,099	252,320	293,087

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

特別な支援を必要とする子どもの受け入れに際し、加配職員の賃金相当を補助することにより、各保育所等における受け入れ促進が図られている。

また、養護児の活動の中で、その子たちにあった保育を行うことで、障害の程度を軽減したり心身の成長・発達を助長し、指導・援助する必要がある。

⑦市が期待する補助金の効果

特別な支援を必要とする子どもが

- ・ 集団生活のなかで健全な発達が図られること
- ・ 一人ひとりの子どもを大切にし、生きる力を育てること

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

「養護児」とは小学校就学前の子どものうち心身に障害を有する者、及び特別な支援を要する者で子ども・子育て支援法の第 20 条の認定を受けた者である。

久留米市の養護児保育は「久留米市養護児保育実施要綱」に基づいて実施されている。養護児保育の対象と見込まれる子どもについて、特別支援保育相談会を実施し、相談会では養護児審査会委員のうち 2 名以上の面接により、養護児の発達・病状及び

保護者の養育状況等を把握する。相談会を実施した養護児について、養護児の保育所等における保育の適否を審査するとともに、保育条件その他の養護児保育に関することを協議する。養護児保育を円滑に推進するため、久留米市養護児審査会が開催され保育の対象となった養護児の状態により、配慮の必要性を A、B、C に分け加配職員の数が決められる。加配職員は平成 28 年度までは保育士の資格を持つ者に限られていたが、子どもの状況に応じた支援の幅を広げるため、平成 29 年度からは看護師又は准看護師の資格を持つ者にまで範囲が広がられている。保育所等を利用できることになった養護児は集団の中で保育を受けることになる。

－参考－

最近の養護児数と実施施設の推移は以下のようである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護児数	161 人	191 人	212 人	207 人
施設数	52	58	62	59

平成 28 年度の申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知書（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

第 1 回 10 月上旬、第 2 回 10 月中旬、第 3 回 10 月下旬、第 4 回 11 月

第 5 回 1 月、第 6 回 3 月 に均等額を交付

○変更承認申請書（平成 29 年 1 月 31 日）・・・当初補助申請額の変更承認申請

○承認決定通知書（平成 29 年 2 月 22 日）

○補助金等返還命令書（平成 29 年 2 月 22 日）

○変更承認申請書（平成 29 年 3 月 31 日）

○承認決定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

○補助金等確定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）

○補助金等返還命令書（平成 29 年 3 月 31 日）

(4) 結果

（意見 1）加配保育士の資格要件について

子どもの状況に応じた支援の拡充を図ることに加え、全国的な保育士不足の中で養護児に対して個別に保育士を充てることは難しくなっていることもあって、平成 29 年度から加配職員の対象を看護師、准看護師にまで範囲が広がられている。一つの集団の中に保育士と看護師、准看護師といった異なる専門性を持つ者が協力し合って保育を行うことは、より大きな効果が期待できると思われる。現状、加配さ

れている保育士に看護師、准看護師が替わることができれば、保育士不足の解消にもつながるので積極的に看護師、准看護師への働きかけを行っていただきたい。

(意見2) 補助金の交付日について

補助金が6回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が10月上旬となっており、しかも10月に3回に分けて交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は4月1日に行われているのだから、交付時期を早めていただきたい。

N o 4 0 . 私立保育所運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	私立保育所を利用している子どもや職員の安全・安心を含めた処遇の改善を図るため、運営に要する費用に対し助成を行い、保育事業の充実を図る。
交付対象事業の概要	・加配保育士配置に対する補助…充実保育士・新入園児加配保育士費助成 ・職員厚生・処遇充実のための補助…退職手当共済掛金助成・加配保育士社会保険掛金助成 ・保育環境、衛生の維持・充実のための補助…寄生虫卵検査費助成
補助金の交付先	保育所
補助金の算出根拠	下記の補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。 <運営費補助> 1. 退職手当共済掛金 @39,000 円×平成 28 年 4 月 1 日現在の加入人員 2. 充実保育士雇用分 賃金月額(上限 172,800 円/月)×月数 3. 社会保険料分 充実保育士雇用費×0.16 4. 新入園児保育加配保育士分 賃金月額 (上限 172,800 円/月) ×2 か月 (限度) <育児休業中の施設利用補助> (各施設の年齢区分保育単価)－(年齢区分の保育料最高額)

公告の方法	交付対象が特定の施設のみであるため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	久留米市新総合計画（待機児童ゼロ事業）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市民間保育所等運営費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	236,664	236,664	227,166	226,002	210,756
決算額	231,375	213,843	218,382	175,902	173,945

※平成 27 年度以降、認定こども園は、「認定こども園運営費補助金」として実施。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

保育事業の充実を促し、子どもの健全な発達に寄与するものである。国の保育制度においても、職員配置基準などの改善が進められているが、地域の実情に応じながら保育の量と質の維持・改善を図る観点から必要である。

⑦市が期待する補助金の効果

保育環境の改善及び保育士の処遇改善・離職防止

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

平成 28 年度の補助金交付対象保育所は 57 施設であり、申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知書（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

第 1 回 10 月上旬、第 2 回 10 月中旬、第 3 回 10 月下旬、第 4 回 11 月

第 5 回 1 月、第 6 回 3 月 に均等額を交付

○変更承認申請書（平成 29 年 1 月 31 日）・・・当初補助申請額の変更承認申請

○承認決定通知書（平成 29 年 2 月 22 日）

○補助金等返還命令書（平成 29 年 2 月 22 日）

○変更承認申請書（平成 29 年 3 月 31 日）

○承認決定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

○補助金等確定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）

○補助金等返還命令書（平成 29 年 3 月 31 日）

－参考－

1. 保育所施設数と入所定員の推移（各年 4 月 1 日現在）

年度 区分	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
公立	12	1,365	12	1,365	12	1,390	9	1,190	9	1,190
私立	55	6,467	55	6,480	55	6,495	58	6,940	58	6,980
認定こども園	14	661	14	661	15	695	15	710	15	710
計	81	8,493	81	8,506	82	8,580	82	8,840	82	8,880

2. 待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
15 人	9 人	33 人	78 人	59 人

(3) 結果

(意見1) 指導の強化について

内閣府は平成 29 年 11 月 14 日に 2017 年度の私立保育所や幼稚園の経営実態調査を公表し、私立保育所、幼稚園、認定こども園の利益率が全産業平均の利益率(4.5%)を上回っているとしている。今後、国においても公定価格の全体の適正化に向けて検討が進められる予定であるため、個別の施設の経営状況を精査し、施設運営に支障が及ぶことが無いよう、指導を強化する必要があると思われる。

(意見2) 補助金の交付日について

補助金が 6 回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が 10 月上旬となっており、しかも 10 月に 3 回に交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は 4 月 1 日に行われているのだから、交付を早めていただきたい。

N o 4 1 . 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	保育所等で保育認定を受けた 3 歳以上児に対する主食の提供に係る必要な経費を助成することにより、給食における安全・衛生・栄養面の質を向上させ、子どもの健全な発達に資することを目的とする。
交付対象事業の概要	現行保育制度における 3 歳以上児の給食は、施設は副食のみを提供し、主食（ご飯）は各家庭から持参することとなっている。 このため、衛生管理上の課題解決及び保護者負担の軽減を図る観点から、平成 2 8 年 6 月から市内全施設において主食を提供することとし、その経費（人件費）について助成するものである。ただし、材料費については保護者負担としている。
補助金の交付先	久留米市内の私立保育所及び認定こども園
補助金の算出根拠	下記の補助基準額と対象経費の実支出から当該事業にその用途を制限された寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額 ＜完全給食準備補助金＞補助事業開始の平成 28 年度のみ 1 施設あたり 50,000 円（上限） ＜主食提供補助金＞

	・定員 40 人以下 45,500 円×実施月数 ・定員 41 人～90 人 56,875 円×実施月数 ・定員 91 人～150 人 68,250 円×実施月数 ・定員 151 人～190 人 76,925 円×実施月数 ・定員 191 人以上 91,000 円×実施月数
公告の方法	補助金の交付対象は、市内の保育所及び認定こども園のみであるため、公告等は実施していない
市の政策との関連性	久留米市キラリ創生総合戦略 ・若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

②補助金の交付要綱等の名称

私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 28 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	—	—	—	—	50,174
決算額	—	—	—	—	43,855

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

保育所給食における安全面・衛生面・栄養面の質の向上及び子どもの健全な発達に寄与するものである。安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯の負担をできるだけ軽減し、仕事と子育てを両立できる社会環境を整えるとともに、子育てに向かう心理的な負担を取り除く取り組みが必要である。

⑦市が期待する補助金の効果

市内すべての保育認定を受けた3歳以上児に対する主食の提供
数値目標…子育てしやすいまちだと思える市民の割合を80%にする

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

3歳以上児の主食費用は公定価格に含まれていないため、約半数の私立保育所等及び公立保育所では、3歳以上児に対して自宅からご飯を持参してもらっている。このため夏季は衛生管理上の課題もあり、冬季は冷たいご飯を3歳以上児に食べさせることになる等の問題があった。また、保護者アンケートを行った結果、多くの保護者が3歳以上児に対する主食提供の実施を望んでいることが判明したために平成28年度より新たに開始された補助事業である。

平成28年度の補助金交付の対象施設は65施設であり、補助金の申請、交付、決定について以下の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成28年4月1日）

○交付決定通知書（平成28年4月1日）

交付予定時期

平成28年10月、平成29年3月 年2回

○変更承認申請書（平成29年3月31日）・・・当初補助申請額の変更承認申請

○承認決定通知書（平成29年3月31日）

○補助金等返還命令書（平成29年3月31日）

○実績報告書（平成29年3月31日）

○補助金等確定通知書（平成29年3月31日）

○補助金等返還通知書（平成29年3月31日）

(3) 結果

(意見1)

平成28年度より新たに開始された補助事業であり、補助金の必要性に問題は無いが、効果を測定する方法が明確になっていない。保護者へのアンケートを実施す

る等の方法によりどのような効果が得られているか、改善事項は無いかなどを検討していただきたい。

N o 4 2. 認定こども園運営費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	認定こども園を利用している子どもや職員の安全・安心を含めた処遇の改善を図るため、運営に要する費用に対し助成を行い、保育事業の充実を図る。
交付対象事業の概要	・加配保育士配置に対する補助…充実保育士・新入園児加配保育士費助成 ・職員厚生・処遇充実のための補助…退職手当共済掛金助成・加配保育士社会保険掛金助成 ・保育環境、衛生の維持・充実のための補助…寄生虫卵検査費助成
補助金の交付先	認定こども園
補助金の算出根拠	私立保育所運営費補助金と同様
公告の方法	交付対象が特定の施設のみであるため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	久留米市新総合計画（待機児童ゼロ事業）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市民間保育所等運営費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 27 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	—	—	—	42,963	42,953
決算額	—	—	—	20,139	22,666

※平成 26 年度以前は、「私立保育所運営費補助金」として実施。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

保育事業の充実を促し、子どもの健全な発達に寄与するものである。

国の保育制度においても、職員配置基準などの改善が進められているが、地域の実情に応じながら保育の量と質の維持・改善を図る観点から必要である。

⑦市が期待する補助金の効果

全ての施設が当該補助金の交付を受けていることから、保育所運営及び保育環境の改善に繋がっていると考えられる。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

認定こども園は近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため平成 18 年度から開始された制度である。幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、一定の基準を満たす施設を、久留米市長が認定した施設である。

市内には平成 28 年度末現在、幼保連携型 7 園、保育所型 1 園、幼稚園型 7 園が認定を受け、教育・保育に係る提供体制を確保するうえで重要な役割を果たす施設となっている。

平成 28 年度の補助金交付対象施設は上記の 15 施設であり、申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知書（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

第 1 回 10 月上旬、第 2 回 10 月中旬、第 3 回 10 月下旬、第 4 回 11 月

第 5 回 1 月、第 6 回 3 月 に均等額を交付

○変更承認申請書（平成 29 年 1 月 31 日）・・・当初補助申請額の変更承認申請

○承認決定通知書（平成 29 年 2 月 22 日）

- 補助金等返還命令書（平成 29 年 2 月 22 日）
- 変更承認申請書（平成 29 年 3 月 31 日）
- 承認決定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）
- 実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）
- 補助金等確定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）
- 補助金等返還命令書（平成 29 年 3 月 31 日）

（３）結果

（意見）

N o 4 0．私立保育所運営費補助金の（意見 1）、（意見 2）に同じ。

N o 4 3．私立幼稚園運営費補助金

（１）概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	幼稚園教育の振興、保護者の負担の軽減及び園児の安全・安心を含めた処遇の改善を図る。
交付対象事業の概要	幼児教育に係る人件費等の経常的運営経費に対し助成を行う。
補助金の交付先	学校法人が久留米市内に設置する幼稚園（子ども・子育て支援法給付対象外）
補助金の算出根拠	均等割額（年額 500,000 円）＋園児数割額（在籍園児×年額 2,400 円）
公告の方法	交付対象が特定されているため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	子ども・子育て支援事業計画

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 6 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	22,720	22,872	23,011	22,640	11,992
決算額	22,720	22,872	22,468	11,565	10,051

平成 27 年度に決算額が減少したのは子ども子育て支援新制度になり対象外になったところがあったためである。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

幼児教育の充実を促し、子どもの健全な発達に寄与するものである。

保護者の負担感をやわらげ幼児教育の振興を図ることは、久留米市が実施する子ども・子育て施策に資するものと考ええる。

⑦市が期待する補助金の効果

明確な数値指標は定めていない。参考指標として、入園料及び保育料の平均額を確認している。大幅な保護者負担増が認められず、おおむね成果は達成されている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

子ども・子育て支援法の施行（平成 27 年度）以降、私立幼稚園は、新制度のもとで「施設型給付費」を受ける幼稚園（あるいは認定こども園）となるか、従来どおり私学助成のみを受ける幼稚園にとどまるか、いずれかを選択することになっている。

新制度に移行した幼稚園については、その運営等に要する費用を「施設型給付費」として国等が財政措置することになっており、この補助金の対象は「施設型給付費」を受けない幼稚園に限定している。

平成 28 年度の補助金交付対象施設は 11 施設であり、申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 5 月 1 日）

○交付決定通知書（平成 28 年 5 月 1 日）

交付予定年月日

平成 28 年 10 月 31 日頃

(3) 結果

(意見 1) 補助金の交付日について

補助金の交付決定通知書が 5 月 1 日だが、交付日が 10 月 31 日頃となっており、
相当な期間を要している。運営費の補助であるので施設の資金的負担を軽減するため
に早期に交付することが望ましい。

N o 4 4. 久留米市校区青少年育成協議会等補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	小学校区青少年育成協議会等に対し交付を行うことによ って、青少年の健全な育成に資する。
交付対象事業の概要	地域で青少年の非行防止や福祉の増進を進めるため設立 された青少年育成協議会の安定した運営や事業の活性化 を図る。
補助金の交付先	久留米市小学校区青少年育成協議会
補助金の算出根拠	定額の均等割及び少年の人口割の合計
公告の方法	特定団体への補助金交付であり公告はしていない。
市の政策との関連性	各地域で青少年の健全育成を推進することで、久留米市全 体の青少年の健全育成に繋がる。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市校区青少年育成協議会等補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 青少年育成課

④補助金の交付開始年度

平成 19 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,991	8,877	8,869	8,869	8,869
決算額	7,481	8,869	8,869	8,869	8,869

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

地域で青少年の健全育成活動に取り組むなど、公益に寄与している。

市との協働による青少年の健全育成を推進しており政策上も必要である

⑦市が期待する補助金の効果

各地域が独自の計画に基づき青少年の健全育成に努めること。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

市内全 46 校区の青少年育成協議会の運営を補助するための補助金である。具体的には駅伝大会や青少年弁論大会などの行事や青少年の健全育成のための活動を行うための運営費の補助として充てられる。補助金の交付申請書には年間の事業計画書と予算書が添付され、実績報告書には事業実績の報告と決算書が添付されている。

平成 28 年度の補助金の決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知書（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

平成 28 年 6 月中旬、平成 28 年 8 月中旬、平成 28 年 10 月中旬、平成 29 年 1 月中旬

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

(3) 結果

(意見 1)

実績報告書は監査役の監査が必要になっているが、実績報告書の日付が 3 月 31 日と早い場合監査役の署名押印が無いものが散見された。実績報告書の提出後、監査役の監査を受けているケースがあるとのことである。領収書との照合等は事務局では行っていないため、責任の所在を明確にするために監査役の署名押印のある実績報告書を入手して決裁稟議に回すようお願いしたい。

N o 4 5 . 久留米市青少年育成市民会議補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	久留米市青少年育成市民会議に対して交付を行うことにより、青少年の健全な育成に資する。
交付対象事業の概要	広く市民の総意を結集し、国、県及び市の施策と連携し、次代を担う青少年の健全育成を推進することを目的に設立された、久留米市青少年育成市民会議の安定的な運営を図る。
補助金の交付先	久留米市青少年育成市民会議
補助金の算出根拠	団体の運営費及び事業費の合計
公告の方法	特定団体への補助金のため公告はしていない。
市の政策との関連性	市の施策と連携し、市全体で一致協力して取り組む事業である。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市青少年育成市民会議補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 青少年育成課

④補助金の交付開始年度

平成 19 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	7,401	5,515	5,796	5,796	5,796
決算額	6,903	5,515	5,796	5,796	5,796

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

国、県及び市の施策と連携した取り組みを行っている。

⑦市が期待する補助金の効果

青少年の健全育成の推進

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

久留米市青少年育成市民会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を集結し、国、県及び市の施策と連携して、時代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として昭和 52 年 2 月 20 日に設立され、青少年の健全育成に関わる市民団体等で構成されている。常任理事会(12 名)、理事会(32 名)、協力団体(20 団体)である。事業内容は青少年弁論大会、青少年健全育成市民大会、子ども文化祭、少年健全育成駅伝大会などの運営に関することが中心である。事務局は久留米市青少年育成センター内に置かれ決算書は事務局が作成し監事の監査を受けている。平成 28 年度の決算において繰越金 618,221 円あるが、運営資金として問題のない金額である。

平成 28 年度の補助金の決定、交付について次の手続きが行われていた。

○交付決定通知書（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

平成 28 年 5 月下旬、平成 28 年 8 月中旬、平成 28 年 10 月中旬、平成 29 年 1 月中旬

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

(3) 結果

特に問題は無かった。

N o 4 6 . 私立幼稚園心身障害児教育振興補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	心身障害児に対し、その能力並びに心身障害の種別及びに程度に応じた教育を行うなど、私立幼稚園等における心身障害児教育の振興を図る。
交付対象事業の概要	心身障害児教育に係る経常的経費の一部を助成する。
補助金の交付先	久留米市内に設置された私立幼稚園及び認定こども園

補助金の算出根拠	月額 12,500 円 × 対象園児数
公告の方法	交付対象が特定されているため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	子ども・子育て支援事業計画、第 4 期久留米市障害福祉計画

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市私立幼稚園心身障害児教育振興補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 5 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,650	5,888	5,796	6,150	6,150
決算額	3,613	5,888	5,796	3,150	3,337

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

幼児教育の充実を促し、子どもの健全な発達に寄与するものである。

⑦市が期待する補助金の効果

心身障害児の障害の種別及びに程度に応じた教育を行う。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

久留米市私立幼稚園心身障害児教育振興補助金交付要綱によれば「心身障害児」とは公的機関が心身に障害を有すると認めた幼児で、市長が教育上特別な取り扱いを要

すると判定した幼児をいう。

平成 28 年度の補助金交付対象施設は 6 施設、対象園児数は 23 名であり、申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知（平成 28 年 4 月 1 日）

交付予定年月日

平成 29 年 3 月 31 日頃

○変更承認申請書（平成 29 年 3 月 31 日）

○承認決定通知書（平成 29 年 3 月 31 日）

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

（３）結果

特に問題はなかった。

Ｎｏ４７．すくすく子育て委員会補助金

（１）概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	地域の子育て支援のニーズに応えるために、小学校区を単位として、主任児童委員及び地域の団体の代表などで組織された委員会（「すくすく子育て委員会」と称する）に対して必要な経費を補助することにより、子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
交付対象事業の概要	小学校区・地区ごとに、主任児童委員や民生委員、地域ボランティア等で構成する「すくすく子育て委員会」を設置し、地域ニーズに応じた子育て支援のための事業を企画し実施する。
補助金の交付先	各校区すくすく子育て委員会
補助金の算出根拠	1 委員会につき 30 万円を限度とし、子育て支援事業の実施回数により、次のとおり交付する。 （１）年間実施回数が 10 回から 12 回までを 10 万円を限度とする。 （２）年間事業回数が 13 回から 24 回までを 20 万円を限度とする。 （３）年間事業回数が 25 回以上を 30 万円を限度とする。
公告の方法	各校区コミュニティ組織、民生委員児童委員等に対し事業説明を行っている。

	また、HP 上で事業の紹介を行っている。
市の政策との関連性	「久留米市子ども・子育て支援事業計画」における、地域子育て支援拠点事業の一環として、地域を主体とした子育て支援事業の促進を図り、子どもが健やかに成長できる環境が確保されるよう地域の実情やニーズに対応している。

②補助金の交付要綱等の名称

すくすく子育て委員会補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども政策課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,100	4,100	4,100	4,400	4,200
決算額	3,432	3,689	3,551	3,605	3,599

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当補助金によって各校区の子育てサロンが運営されており、地域での子育て支援事業に寄与しているものとする。

⑦市が期待する補助金の効果

校区子育てサロンを市内全校区で実施することを目標としている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

平成 28 年度のすくすく子育て委員会への補助金の交付は 28 校区となっている。サロンの開催時には子育て支援センターの職員も協力しており、必要に応じて市の職員も出席し、運営状況を把握している。運営は校区主任児童委員・民生委員児童委員・地域ボランティアが中心になっており、子育て中の保護者への助言や指導を行っており、また、情報交換の場として大変有意義なものになっている。

実績報告にはサロンの開催回数と参加者実績数が記載され子育てサロンの開催状況が分かるようになっている。おおむね毎月開催のサロンが多く 11 回から 12 回開催の校区が多いが、中には 50 回近く開催しているところもある。大変有意義な事業であり、指導・監督も適切に行われていた。

(3) 結果

(意見 1) 実施校区の拡大について

平成 28 年度は 46 校区中 28 校区で事業を実施している。子育ての支援に直接貢献する事業であり、市も事業の推進と拡大を図っている。運営は地元のボランティアの協力によるところが大きいので難しい面もあるようであるが更に拡大に努めていただきたい。

(意見 2) 補助額の算定方法について

補助額については

年間 10 回～12 回までが 10 万円を上限

年間 13 回～24 回までが 20 万円を上限

年間 25 回以上が 30 万円を上限

となっている。実際の実施回数は 11 回か 12 回のところが一番多く、次に 13 回か 14 回のところが多い。

現時点では 13 回開催になると補助額が一気に 10 万円増額となり、また 13 回と 24 回実施の場合でも補助額は同じということになる。必要経費の額はサロンの内容にもよるが、補助額の増加の影響が大きくならないように年間 13 回～24 回を 2 段階に分けて 5 万円ずつの増加にするなどの検討をしてみてもいいと思われる。

N o 4 8 . 産休等代替職員費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	施設等の職員が出産又は疾病のため、長期にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ施設等における児童等の処遇を確保することを目的とする。
交付対象事業の概要	出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため 31 日以上の療養を必要とする者で賃金の全額の支給を受ける者（産休等職員）の職務を行わせるために産休等代替職員に係る経費を交付する。
補助金の交付先	保育所
補助金の算出根拠	免許又は資格保有者 5,940 円×勤務日数 免許又は資格を有しない者 5,150 円×勤務日数
公告の方法	公告はしていない。
市の政策との関連性	子ども子育て支援事業計画

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 20 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	5,702	5,702	5,346	5,097	4,776
決算額	4,174	3,232	3,820	3,780	3,047

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

産休等職員の職務を継続して行うにあたり、臨時的に任用する代替職員の経費について補助しているため。

代替職員を任用することで適切な児童の処遇を確保するものであり、継続的な保育サービスの提供を行うため。

⑦市が期待する補助金の効果

代替職員の任用が図られている施設においては、おおむね成果は達成されている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

産休等代替職員費補助金制度は平成20年4月1日に県の事業を引き継いだ制度である。平成28年度の補助金交付は8件(8名)であり、確定額は約20万円から約50万円の間であり年間を通して都度、補助金等交付申請書が提出され、審査の結果、交付決定通知が送付されている。確定後に請求書に基づき後日、振り込みが行われている。他の自治体でも同様の補助金制度は実施されており、産後の保育士が職場に復帰しやすくなる効果もあると思われる。補助金の効果測定は行われていないが特に問題は無い。

(3) 結果

特に問題はなかった。

N o 4 9 . 私立幼稚園協会研修事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	幼稚園及び認定こども園の教職員の資質を向上し、幼稚園等に在籍する園児の保護者の幼児教育に対する理解の促進を図ることにより、園児の心身の発達を助長することを目的とする。
交付対象事業の概要	私立幼稚園協会で実施する教職員及び保護者の研修に係る経常的経費の一部補助
補助金の交付先	久留米市私立幼稚園協会
補助金の算出根拠	(1) 久留米市私立幼稚園協会に所属する幼稚園等の教職員数に4,500円を乗じた額及び教職員の人権研修に要する講師謝金相当額として、59,000円、(2) 保護者の研修に

	要する経費の補助金として、100,000 円
公告の方法	交付対象が特定されているため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	子ども・子育て支援事業計画、人権教育・啓発基本指針実施計画

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市私立幼稚園協会研修事業費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,675	1,675	1,675	1,734	1,793
決算額	1,558	1,527	1,513	1,715	1,793

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

幼児教育の充実を促し、子どもの健全な発達に寄与するものである。

⑦市が期待する補助金の効果

教職員に対する人権意識の啓発も行われ、おおむね成果は達成されている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

補助金交付申請書に当該年度の研修事業計画を添付しており、事業報告に記載された研修事業の実績を照合している。決算書には対象経費の内訳が記載されており、補

助金が正しく使用されたことを確認している。協会には会費収入や研修事業収入もあるため 900,000 円の特別積立金が計上されているが事業継続のために必要な範囲のものである。

平成 28 年度は申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 5 月 1 日）

○交付決定通知（平成 28 年 5 月 1 日）

交付予定年月日

平成 28 年 11 月 30 日頃

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

（３）結果

特に問題は無かった。

N o 5 0 . 私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金

（１）概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	幼児教育の環境を整備し、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。
交付対象事業の概要	私立幼稚園が幼児教育に資するための施設・設備を整備することを目的として金融機関から資金を借り入れた場合において、その借入に係る利子の一部を予算の範囲内で補給する。
補助金の交付先	学校法人が久留米市内に設置する幼稚園（子ども・子育て支援法給付対象外）
補助金の算出根拠	借り入れた資金に係る利子（延滞利子を除く。）の 4 0 パーセントに相当する額（又は融資利率のうち年 1 パーセントに相当する額）を上限
公告の方法	交付対象が特定されているため、公告は実施していない。
市の政策との関連性	子ども・子育て支援事業計画

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 12 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	812	1,028	1,297	2,278	2,466
決算額	812	814	1,240	1,067	1,603

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

幼児教育の環境を整備し、幼児教育充実を図ることは、子どもの健全な発達に寄与するものである。

⑦市が期待する補助金の効果

幼児教育環境の向上。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

子ども・子育て支援法の施行（平成 27 年度）以降、私立幼稚園は、新制度のもとで「施設型給付費」を受ける幼稚園（あるいは認定こども園）となるか、従来どおり私学助成のみを受ける幼稚園にとどまるか、いずれかを選択することになっている。

新制度に移行した幼稚園については、その運営等に要する費用を「施設型給付費」として国等が財政措置することになっており、この補助金の対象は「施設型給付費」を受けない幼稚園に限定している。

平成 28 年度の交付申請件数は 10 件であり、申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 7 月 1 日）

継続分 2 件、新規分 3 件

○交付決定通知（平成 28 年 9 月 30 日）

○補助金等交付申請書（平成 29 年 1 月 31 日）

継続分 4 件、新規分 1 件

○交付決定通知（平成 29 年 2 月 28 日）

（3）結果

特に問題は無かった。

№ 51. 久留米市保育所連盟研修推進事業補助金

（1）概要

①補助金の概要

補助金の交付目的	市内の保育園の保育士、調理員を対象に各種研修会（基本・専門・課題・特別）を開催する久留米市保育所連盟研修推進委員会に補助をおこなうことにより保育及び教育の質の向上を図る。
交付対象事業の概要	研修推進委員会の年間計画に基づき、推進委員、専門リーダーを中心に市内の保育園の保育士、調理員等を対象に職責または、職種別に年間約 40 回の研修を実施する。 毎年、6 月には、久留米市保育研修大会を開催し、1 年間の研修及び研究の成果を発表している
補助金の交付先	久留米市保育所連盟研修推進委員会
補助金の算出根拠	補助の対象になる経費に対して市長が予算の範囲で認めた額
公告の方法	補助金の対象は、久留米市保育所連盟の研修委員会なので、公告は実施していない。
市の政策との関連性	・子ども子育て支援事業計画・・・「保育の質の改善」に向け、職員への研修の充実を図る。 ・久留米市男女平等政策・・・研修内容（男女平等、ジェンダー・虐待防止、障害者差別解消法等おこなう。）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市保育所連盟研修推進事業費補助金交付要綱

③所管部署

子ども未来部 子ども施設事業課

④補助金の交付開始年度

平成 4 年度 終了年度は設定されていない。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248
決算額	618	1,248	1,248	1,248	1,248

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市内の保育士、調理員等の質の向上により、久留米の子どもたちの健全育成や保護者支援に寄与していると考えられる。

⑦市が期待する補助金の効果

- ・ 保育園、保育士等の資質の向上
- ・ 研修回数、研修の参加人数

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

市内の公立・私立保育所及び保育士会、行政機関で構成された久留米市保育所連盟研修推進委員会が実施する研修費用に対して補助金が交付され、主に消耗品の購入費用や研修会場の借上料などに充てられている。

研修は保育士等の経験・職務内容に応じた基本検収・課題研修・特別研修・専門継続研修などが、役 40 回実施されており、今日的課題に対応した内容で実施されている。平成 27 年度にスタートした、子ども・子育て支援制度で求められる教育・保育の質の向上に繋がるものであり、補助金の必要性について問題は無い。

平成 28 年度の申請、決定、交付について次の手続きが行われていた。

○補助金等交付申請書（平成 28 年 4 月 1 日）

○交付決定通知（平成 28 年 4 月 1 日）

○実績報告書（平成 29 年 3 月 31 日）

以上の手続きが適切に実施されていることを確かめた。

（３）結果

特に問題は無かった。

6. 環境部

N o 5 2. 地域分別推進活動事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

地域分別推進活動事業補助金とは、平成 10 年 4 月からの 17 種分別収集の実施にあたり、各地域でゴミ集積所を中心とした本市の収集計画に対応した分別排出の自主的な推進体制の構築を図り、ゴミ減量・リサイクルを推進することを目的に、久留米市地区環境衛生連合会に対して交付を行う。

(イ) 交付先

久留米市地区環境衛生連合会

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

・久留米市環境基本計画

「もったいない」の心があふれる暮らし＜循環型社会の構築＞に関する具体的な施策

・久留米市一般廃棄物（ゴミ）処理基本計画

「ゴミの発生抑制と資源循環に向けた取り組みの推進」に関する具体的な施策

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市地域分別推進活動事業に関する補助金交付要綱（以下、交付要綱）

③所管部署

環境部 資源循環推進課

④補助金の交付開始年度

平成10年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	22,230	22,730	22,870	17,600	17,720
決算額	22,207	22,480	22,653	17,461	17,626

補助基準は交付要綱の別表に定められており、均等割（1 校区あたり 100,000 円）

と世帯割（1世帯あたり100円）からなる。また世帯数は、前年度末（3月31日現在）における住民基本台帳に登録されている校区ごとの世帯数を使用している。よって、補助金の金額は{@100,000円×46世帯+@100円×世帯数}という算式により決定されている。

ここで平成27年度から、予算額及び決算額ともに前年度に比べて約5,000千円減少している。この原因は、1市4町の合併に伴う調整として、平成23年度から平成26年度までの4年間に限り、田主丸地域（15,000円×自治会数）、北野、城島、三潴の各地域（40,000円×自治会数）の額を補助基準に加えた額を補助金の額としていたためである。この点についても交付要綱の附則に規定されている。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

集積所での分別排出の指導啓発やパトロール、集積所の適切な管理体制の確保、環境美化活動や集団回収の推進など、地域における循環型社会を構築するための中心的役割を果たすため。

⑦市が期待する補助金の効果

ごみ集積所での立ち番等の諸活動の実施により、排出者の分別方法の理解及び分別意識の向上が図られ、分別排出制度に対応する各校区、地域における自主的な住民協力体制の充実、ごみ減量・リサイクルの促進に効果が期待される。

特に平成28年からの城島・三潴地域の八女西部広域事務組合離脱に伴う分別変更、容器包装プラスチックを含む新18種分別収集開始、平成29年10月からのペットボトルラベルの剥離と軟質プラスチック拡充など、新制度定着に向けての市民への周知において、環境衛生連合会を通じての会報、各校区だよりの発行、各校区での地域説明会の計画、実施など住民協力体制作りに繋がっている。

（2）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、または補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助金の目的は、主としてごみ集積所での立ち番等の諸活動を推進する事であるが、市では各地区における衛生連合会の収支決算書の数値を確認するに留まり、補助金が具体的に何に使用されたかの把握は行っていない。補助金が交付要綱第3条の「分別推進活動」のために使用されたことを、領収書等の証票書類で確認してみてもどうかと考える。

No 53. 資源回収奨励金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

資源物の集団回収を促進するとともに、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の高揚を図り、併せて地域におけるコミュニティ活動の振興を図ることを目的とし、子ども会、自治会、PTAなど地域の各団体を対象として、回収量や活動回数に応じて奨励金を交付する。

奨励金の額は、数量奨励金と回数奨励金を合算した額であり、それらの算定方法は「久留米市資源回収奨励金交付要綱」に記載されている。これによると、数量奨励金は、アルミ・金属類1kgあたり4円、一升ビン1本あたり3円、ビールビン・その他ビン類1本あたり2円、古繊維類・新聞紙・段ボール・雑誌類1kgあたり6円、その他の資源1kgあたり4円である。また回数奨励金は1回あたり4,500円であり、年6回を限度としている。

(イ) 交付先

自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、保育所及び幼稚園の保護者会、その他同様の活動を行う市民団体（要登録）

(ウ) 終期の設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の施策との関連性

・久留米市環境基本計画

「もったいない」の心があふれる暮らし（循環型社会の構築）に関する具体的な施策

- ・久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
「ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組みの推進」に関する具体的な施策

②奨励金の交付要綱等の名称

久留米市資源回収奨励金交付要綱（以下、交付要綱）

③所管部署

環境部 資源循環推進課

④奨励金の交付開始年度

昭和 61 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	28,915	27,967	25,000	25,000	23,475
決算額	23,258	21,859	21,229	20,638	19,424

平成 28 年度の決算額は、19,424 千円であり、過去 5 年間の推移を見ると少しずつ減少している。この原因は、新聞、雑誌等の電子化による流通量の減少や、久留米市内のスーパー等でも資源回収が行われるようになったことから、上述した数量奨励金が減少したためである。

奨励金の交付先数は、平成 28 年度は約 500 件である。そのほとんどが、少額の奨励金を受け取る団体であるが、奨励金の年額が 100,000 円を超える団体も 24 団体あり、その中の最高額は、年 325,562 円であった。

数量奨励金の額は、回収業者が作成する「資源回収実績報告書」を団体が持込み・引渡し時に受け取っている計量票などと確認され、集計することにより決定されており、当該報告書が市に保存されている。

⑥市が奨励金について、公益上必要と考える理由

集団回収は、子どもたちの環境学習の場であり、地域コミュニティ活動の場でもあることから、この活動により、ごみ減量・リサイクルに対する意識高揚に繋がり、さらには地域コミュニティの活性化にも寄与するため。

⑦市が期待する奨励金の効果

活動実績に対して奨励金を交付することにより、各団体の活動意欲を増進し、活動の活性化による分別・リサイクルの向上が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化にも繋がる。また、回収量は年間 2,300t に及び全市リサイクル量の約 10%を

占める有効な手段である。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助金の額は資源の回収量に比例しており、その数量は、上述したとおり回収業者が作成する「資源回収実績報告書」によってのみ市が把握する仕組みとなっている。奨励金の交付先が約 500 団体あるため全ての団体は難しいと思われるが、一定の基準を定めて資源の回収状況を市が直接調査を行い、その結果を書類として保存する体制を構築するべきではないかと考える。

N o 5 4. 有価物（古紙・布類）回収事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米地域、田主丸地域及び城島・三潞地域における古紙・布類回収事業として資源回収業者で組織された「久留米地区リサイクル事業協同組合」、「田主丸地区リサイクル事業協同組合」（平成 26 年 4 月から）、「城島三潞地区リサイクル事業協同組合」（平成 28 年 4 月から）との協定により、組合が古紙（新聞・ダンボール・雑誌類・紙パック）及び布類を市の収集計画に従い、資源物集積所に分別排出された古紙・布類の収集等を行う事業に対して補助金を交付することにより、資源の有効利用とごみ減量を図ることを目的とする。

協定の具体的な内容は、収集に係る経費と組合による売却金額との差引によるとしており、売却金が収集経費を上回ったときは組合が差額を市に納入し、売却金が収集経費を下回ったときは、市が差額を組合に助成（補助金）することになっている。

る。

(イ) 交付先

久留米地区リサイクル事業協同組合

久留米市田主丸地区リサイクル事業協同組合

久留米市城島・三潞地区リサイクル事業協同組合

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

・久留米市環境基本計画

「もったいない」の心があふれる暮らし＜循環型社会の構築＞に関する具体的な施策

・久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「ごみの発生抑制と資源循環に向けた取り組みの推進」に関する具体的な施策

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市有価物（古紙・布類）収集事業費補助金交付要綱

③所管部署

環境部 資源循環推進課

④補助金の交付開始年度

平成3年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

（久留米地域：H28年1月～H28年12月）

区分	回収量 (前 年比)	収集経費	売却金	補助金額	予算額
H28年度	3,753 t (97%)	36,816	24,167	12,649	23,337
H27年度	3,858 t (87%)	37,476	24,728	12,748	25,100
H26年度	4,432 t (88%)	43,820	28,152	15,668	30,300
H25年度	5,043 t	46,268	30,099	16,169	33,500

	(88%)				
H24 年度	5,714 t (90%)	52,600	37,935	14,665	26,000

(田主丸地域：H28 年 4 月～H29 年 3 月) ※ 平成 26 年度より補助開始

区分	回収量 (前年比)	収集経費	売却金	補助金額	予算額
H28 年度	260 t (76%)	2,465	1,611	853	1,788
H27 年度	331 t (99%)	3,215	1,941	1,274	1,891
H26 年度	335 t	3,238	2,059	1,179	2,389

(城島・三瀦地域：H28 年 4 月～H28 年 12 月) ※ 平成 28 年度より補助開始

区分	回収量	収集経費	売却金	補助金額	予算額
H28 年度	57 t	461	344	117	1,179

過去 5 年間の推移をみると、全ての年度において収集経費が売却金額を上回っており、市が補助金を支出する形になっている。言い換えれば、売却金額が収集経費を上回り、組合が差額を市に納入した年度はなかった。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市が実施する分別収集を円滑に行うように、市の収集計画に従い、資源物集積所に分別排出された古紙・布類の収集等を行う事業に対して補助金を交付することにより、資源の有効利用とごみ減量を図ることが可能となるため。

⑦市が期待する補助金の効果

古紙問屋を含む古紙回収事業者で構成するリサイクル事業協同組合に当該事業（収集・売却）を行ってもらうことで、安定的な古紙のリサイクルが実現できる。

また、古紙の買取価格は、古紙の需要と輸出入取引動向が大きく影響することから、古紙問屋を含む古紙回収事業者が取り組むことで、事業の安定化とともに静脈産業の育成につながる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見総論)

補助金の交付手続きは交付要綱に従っており、監査を実施した範囲内において適正であった。また、関係資料も適切に保存されていた。

但し、交付要綱に記載されている補助金の額の算定方法については、以下の意見を記載することとした。

(意見1)

上述したとおり補助金の額は、収集経費が売却金額を上回った額である。但し、ここでいう「収集経費」は回収量等を考慮して一定の計算式により算定した見積値である。現在は、収集経費（見積値）が売却金額を上回った額を補助金として交付しているが、収集経費の見積値の正確性については、定期的な検証を行う必要がある。

(意見2)

交付要綱には、収集経費を算定するための計算式は記載されていない。補助金の額の決定要因の一つに収集経費の額がある以上、その算定式は内規等の文書によって規定しておくべきである。

№55. 久留米市環境衛生関連団体等補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

ごみ減量・リサイクル推進・河川等清掃・廃食用油回収・水質汚濁防止・衛生害虫駆除等、市の行政目的の達成に寄与する自主的活動を行う久留米市地区環境衛生連合会の運営にかかる経費について助成する。

(イ) 交付先

久留米市地区環境衛生連合会

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

○久留米市環境基本計画基本目標の

『2. 「もったいない」の心があふれる暮らし＜循環型社会の構築＞』

『4. 心地よい暮らしを守る＜快適な生活環境の保全＞』

○ごみ減量・リサイクル活動の推進

○清潔で美しいまちづくりの推進

○そ族・衛生害虫の駆除

○河川・水路等の一斉清掃

○家庭の廃食油回収

○廃棄物等の不法投棄防止啓発 等

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市環境衛生関連団体等補助金交付要綱（以下、交付要綱）

③所管部署

環境部 環境政策課

④補助金の交付開始年度

昭和 33 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	19,904	18,812	15,759	12,530	12,592
決算額	19,199	18,154	15,037	12,530	12,464

過去 5 年間の補助金の推移をみると、予算額、決算額ともに減少している。これは平成 17 年の 1 市 4 町合併後も、それぞれの地区の衛生連合会が別々に活動していたが、平成 27 年度において 1 つに統合したため、人件費や地域美化活動費が段階的に削減されていったことによる。

過去 5 年間の補助金の内訳

(単位：千円)

	H24年度 (※)	H25年度 (※)	H26年度 (※)	H27年度	H28年度
人件費	10,669	10,186	7,707	7,804	7,738
地域美化活動費	5,452	4,876	4,302	3,726	3,726
事務費及び事業活動費	2,054	2,054	2,030	1,000	1,000
その他（環境整備対策費等）	1,729	1,696	1,720	0	0
計	19,904	18,812	15,759	12,530	12,464

(※) 予算額

平成 28 年度の決算額の内訳は、人件費補助 7,738 千円、地域美化活動費補助 3,726 千円、事務費及び事業活動費 1,000 千円である。ここで、人件費補助は、局長とプロパー職員の計 2 名分の給与の全額である。また地域美化活動費補助は、主に一斉清掃活動に対する補助であり、校区毎に 1 回の作業につき 27,000 円を年 3 回まで(27,000 円×46 校区×3 回)の支給となる。さらに、事務費及び事業活動費補助は、衛生連合会の事業費に対する財政支援としての補助である。

過去 5 年間の普通預金及び定期預金の推移

(単位：円)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
普通預金	4,708,636	4,912,632	5,389,763	7,946,921	9,226,196
定期預金	4,835,726	3,210,482	1,584,131	1,584,448	1,584,785
計	9,544,362	8,123,114	6,973,894	9,531,369	10,810,981

普通預金及び定期預金の残高合計も平成 28 年は、10,810,981 円であり、平成 26 年度から増加傾向にある。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

ごみ減量・リサイクル推進・河川等清掃・廃食用油回収・水質汚濁防止・衛生害虫駆除等に自主的に取り組む同連合会の運営を助成することによって、市の行政目的の達成に大きく寄与するため。

⑧市が期待する補助金の効果

地球温暖化を始めとする環境問題への意識の高まりや、河川・水路等の地域一斉清掃による地域美化及び分別排出指導等によるリサイクル促進等の直接的効果も期待される。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助金額の決定、交付等の手続きは、交付要綱に従い行われており、監査をした限りにおいて適正に実施されていた。但し、以下の点につき意見を記載する。

平成28年度の補助金の内訳のうち、事務費及び事業活動費補助1,000,000円は、平成27年度の統合にあたり資金不足が懸念された衛生連合会の財政支援を目的とするものである。ここで、衛生連合会の歳入歳出決算書をみると平成28年度は翌年度繰越額が9,226,196円であり、収入超過となっている。それと同時に、衛生連合会の預金残高は増加傾向となっている。そのため、統合にあたっての財政支援は、当初の目的に達したとして平成29年度を最後に終了する事が担当課と衛生連合会の間で合意されているとのことである。今後その合意を確実に実行されたい。

№56. 久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

健康で快適な郷土建設を図るため環境衛生の改善設備を行う久留米市地区環境衛生連合会に対し、感染症予防および生活環境衛生の向上のために用いる薬剤や器具等の購入に関して予算の範囲内で補助金を交付する。

(イ) 交付先

久留米市地区環境衛生連合会

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

久留米市環境基本計画基本目標中の 4. 心地よい暮らしを守る（快適な生活環境の保全）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金交付規程

③所管部署

環境部 環境保全課

④補助金の交付開始年度

昭和34年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,690	3,690	3,690	10,698	10,698
決算額	3,373	3,085	3,127	5,273	5,911

過去 5 年間の補助金の推移をみると、予算額、決算額ともに平成 27 年度より増加している。その主な原因は、平成 17 年の 1 市 4 町合併後も各地区の環境衛生連合会は別々に活動してきたが、平成 27 年度に一つに統合された結果、衛生事業も統一され補助制度が拡大したためである。

補助金申請手続きの流れは、まず申請者が久留米市長あてに申請書を提出する。次に、久留米市は申請者あてに決定通知書を発行する。その後申請者は薬剤等を購入し、その領収書を久留米市に提出する。久留米市は、領収書を確認したうえで交付規程の補助限度額の枠内で補助金を交付している。

平成 28 年度の決算額は 5,911 千円であるが、これに関する領収書を確認したところ、そのほとんどが、株式会社 A と B 株式会社のものであった。当該 2 企業からの購入金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	購入金額		合計
	株式会社 A	B 株式会社	
感染症予防のための薬剤（1 回目）	449, 185	257, 040	706, 225
薬剤（2 回目）	4, 772, 530	63, 607	4, 836, 137
合 計	5, 221, 715	320, 647	5, 542, 362

このように補助金を使った薬剤の購入金額の 9 割以上が上記 2 社からの購入となっている。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

各校区の環境衛生連合会を中心に地域の感染症予防等の活動を効果的・効率的に推進するため。

⑦市が期待する補助金の効果

地域の自主的なそ族・昆虫等駆除活動による効果的な感染症予防および生活環境衛生の向上が期待される。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

補助金の使途の一つである薬剤の購入の大半が、特定の 2 社に集中している。購入金額に補助金を使用される以上、より多くの業者から広く購入する方法を検討してみてもどうかと考える。

N o 5 7 . 久留米市生ごみ処理用器具購入費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

家庭から排出される生ごみの減量を推進するとともに、資源化に対する意識の高揚を図るために、生ごみ処理容器等の購入に対して補助を行う。

(イ) 交付先

a . 生ごみ処理容器購入費等

久留米市地区環境衛生連合会

b . 家電用電動式自家処理機器購入費

家電用電動式自家処理機器登録販売店から市長が適当であると認める処理機器を購入し、かつ、市内に設置した者。

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

・久留米市環境基本計画

「もったいない」の心があふれる暮らし〈循環型社会の構築〉に関する具体的な施策

・久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組みの推進」に関する具体的な施策

②補助金の交付要綱等の名称

a . 久留米市生ごみ処理容器購入費等補助金交付要綱

b . 久留米市家庭用電動式自家処理機器購入費補助金交付要綱

③所管部署

環境部 資源循環推進課

④補助金の交付開始年度

a . 昭和 58 年 生ごみ処理容器購入費補助

※平成 27 年に、久留米・田主丸・北野・城島・三潴地域の補助制度を完全統一

b . 平成 14 年度 家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助

※平成 27 年度（10 月）から家庭用電動式剪定枝葉粉碎機購入費補助を追加

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,095	4,972	4,271	4,054	5,209
決算額	1,941	2,248	1,085	3,586	4,379

平成27年度から補助金の決算額が増加している原因は、上述したとおり a.生ごみ処理容器購入費補助等補助においては、合併した1市4町の各地域の補助制度を完全統一したことであり、b.家庭用電動式自家処理機器購入費補助においては、平成27年10月から家庭用電動式選定枝葉粉碎機購入費補助を追加したことである。

補助基準は、a.生ごみ処理容器が補助率4分の3以内で補助限度額6,000円、生ごみ処理容器の設置に伴う適正指導活動費が、生ごみ処理容器購入費補助金確定額の5%及び事業に係る事務費となっている。また、b.家庭用電動式自家処理機器購入費補助は、購入金額の2分の1で補助限度額20,000円である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

家庭から排出される生ごみ等の自家処理によるごみ排出量の抑制及びリサイクルを推進するため。また、各校区の環境衛生連合会により生ごみ処理容器によるリサイクルを効率・効果的に推進するため。

⑦市が期待する補助金の効果

家庭から排出される生ごみ及び庭木の剪定枝、落ち葉等のごみの発生抑制と併せて、野焼きの抑制などが期待できる。

また、自家処理によるリサイクルにより焼却ごみ量の減量とともに、生ごみ等を使った堆肥を使い自家菜園や植物を育てることで循環型社会の構築にも繋がる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

N o 5 8、N o 5 9. 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

宮ノ陣クリーンセンターを設置する久留米市宮ノ陣町八丁島地区等における地域振興を図るため、地域振興計画事業を補助することである。

地域振興計画事業は、①排水設備整備事業、②農業用施設等整備事業、③共同利用施設支援事業、④合併処理浄化槽整備事業、⑤畜産業用施設等整備事業の 5 つに分類される。

ここで、①排水設備整備事業とは、汚水を下水道に流入させるために必要な排水設備（洗面器、手洗器、浴槽、流し台等に接続する屋内の排水管を含む）を設置する工事及びくみ取り便所を水洗便所に改造する工事をいう。②農業用施設等整備事業とは、八丁島地区等に受益地をもつ水田作経営を行う農業生産法人が、八丁島地区等において利用を計画している農業用施設の新設及び農業用機械の購入をいう。③共同利用施設支援事業とは、宮ノ陣クリーンセンター建設に伴い、経営農地が減少し、農業施設の稼働率の低下により運営に支障がないように、カントリーエレベーター、大豆乾燥調製施設、宮ノ陣土地改良区及び床島堰土地改良区の運営の安定化と利用組合員の経費の軽減を図ることにより地域農業の活性化を図る事業をいう。④合併処理浄化槽整備事業とは、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、し尿浄化槽の構造基準（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）第 1 第 4 号及び第 5 号の構造基準に適合し、又は第 8 の認定を受けた浄化槽を設置する工事及び屋外の排水管工事をいう。⑤畜産業用施設等整備事業とは、八丁島地区で畜産業を営営するものが、八丁島地区において利用を計画している井戸の新設をいう。

(イ) 交付先

i) 排水設備整備事業

自らが居住する一戸建住宅の所有者であって、八丁島自治会に加入する者

ii) 農業用施設等整備事業

八丁島地区に受益地を持ち、かつ所在地を有する水田作経営を行う農業生産法人

iii) 共同利用施設支援事業

カントリーエレベーター施設利用組合、J A くるめ（大豆振興協議会）、宮ノ陣土地改良区、床島堰土地改良区

iv) 合併処理浄化槽整備事業

八丁島地区の家屋の所有者又はその所有者の同意を得て当該家屋を使用する者であって、八丁島自治会に加入する者

v) 畜産業用施設等整備事業

八丁島地区で畜産業を経営し、かつ所在地を有するもの

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

地元説明会による周知

(オ) 市の政策との関連性

久留米市新総合計画

第3次基本計画（平成27年度～31年度）

各論第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

第4節 環境を育み共生するまち

2 循環型社会の構築

宮ノ陣クリーンセンターの整備

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金交付要綱(以下、交付要綱)

③所管部署

環境部 建設課

④補助金の交付開始年度

平成24年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	29,122	18,547	29,918	25,600	24,298
決算額	26,029	18,092	21,476	17,080	14,250

過去 5 年間の補助金の決算額内訳

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
排水設備整備事業	0	0	7,558	7,663	6,554
農業用施設等整備事業	26,029	18,092	0	9,417	1,798
共同利用施設支援事業	0	0	13,918	0	2,148
合併処理浄化槽整備事業	0	0	0	0	0
畜産業用施設等整備事業	0	0	0	0	3,750
合 計	26,029	18,092	21,476	17,080	14,250

過去 5 年間の補助金の決算額の推移を見ると、年度によって大きく増減していることが分かる。その主な要因は、農業用施設等整備事業と共同利用施設支援事業の額は年度によって変動していることにある。このうち農業用施設等整備事業は、農業用施設の新設と農業用機械の購入であり、平成 28 年度は 1,798 千円と比較的少額であるが、次年度以降に農業用機械の購入等により金額が変動することもあると考えられる。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

宮ノ陣クリーンセンターを安定的かつ長期的に運営する上で、地元との信頼関係や協力が不可欠であり、そのためには①地域農業の振興及び②地域環境の整備に取り組む必要がある。

⑦市が期待する補助金の効果

地域農業の振興及び地域環境の整備

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、または補助事業は効果的か

つ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

農業用施設整備事業に関し、久留米市は地元からの要望書に含まれる農業機械購入補助の要望（平成23年9月12日付）を受け、各農業機械の要望台数から算定した概算総事業費を念頭に、補助相手方の要望計画に基づいて総事業費の管理を行っている。しかしながら、交付要綱に補助率（機械購入費総額の75%等）の規定はあるが、補助限度額がないため、補助金の額が概算総事業費の枠内に収まるように一層の管理を徹底していくことが必要であるとする。

7. 農政部

N o 6 0 . 地域農業振興補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市に事業区域を有する農業協同組合が行う農業振興の取り組みを支援し、各地域の特色ある農業振興を図ることを目的として、久留米市に事業区域を有する各農業協同組合に対し交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市地域農業振興補助金交付要綱

③所管部署

農政部 農政課

④補助金の交付開始年度

平成 1 7 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	21,397,000	21,397,000	21,397,000	21,397,000	21,397,000
決算額	21,397,000	21,397,000	21,397,000	21,397,000	21,397,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

農業振興は市民個人で実現することは難しく、各地域に密着し継続的に農業振興に取り組んでいる各農業協同組合の活動を支援することが農業振興を図ることに有益であり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

各農業協同組合が実施する事業費の 1 / 2 を上限として補助金を交付することにより、農業振興の各種事業（食の安心、食農教育、食農に対する市民の理解促進、優良農地の確保、担い手育成、産地育成、地産地消、農業関連技術の研究開発・製品化、環境保全型農業の推進、農村環境整備、男女共同参画社会確立に関する事業）を実施しやすくし、もって前記各事業内容に対応する農業振興を促進する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か
- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった(なお、手続上の適正性について問題点は見受けられなかったが、補助金額自体の妥当性についてはこれを判断しうる資料が不足している。特に、後述するように、実績報告書の不十分性から、予算規模の妥当性の判断が困難である。)

しかし、④実績報告書の内容が極めて不十分であり、そのため、⑤同団体への適切な指導・監督の適切性や⑥補助事業が効果的・効率的であるかを十分に把握することができない。

以下、この点につき意見として述べる。

(意見1)

実績報告書の不十分さは、交付要綱が定める報告書の様式の不十分さにも起因すると思われる。

報告書様式は、まず、「事業種目」、「事業の目的」、「期待される効果」を記載することとなっている。

しかし、「期待される効果」は、事業計画書において検討・記載すべき事項であり、事業の実績報告においては、実際に事業を実施した結果、具体的にどのような効果・成果があったのかを報告しなければならないはずである。そうでなければ、今後の事業継続の必要性・妥当性、すなわち、今後の補助金交付の必要性・妥当性を判断することができない。

したがって、報告すべきは、「期待される効果」ではなく、「事業実施により得られた効果」(あるいは「事業実施により得られた成果」)であるべきである。

また、報告書は、「事業内容」の報告を求めているが、その記載内容が極めて抽象的である。例えば、「・・・検査」、「・・・体験」、「・・・会議」というように、事業のタイトルだけの記載となっている。

しかし、事業内容は、事業目的に対しどのような効果・成果があったのかという

報告を検証しうる程度の具体的事実の記載が必要である。そうでなければ、真実、事業実施による当該成果・効果があったか否かを判断することができない。

したがって、「事業内容」は、単なるタイトルではなく、時期、場所、対象、参加者（人数）、スケジュール、具体的実施内容、参加者の声（アンケート等）など具体的に報告すべきである。

以上のことから、事業報告書の様式のうち、「期待される効果」は、「事業実施により得られた効果（成果）」に改め、掲げた目的との関係で、どのような効果（成果）が得られたのか具体的に記載するよう指導・監督し、「事業内容」については、時期、場所、対象、参加者（人数）、スケジュール、具体的実施内容、参加者の声（アンケート等）など、報告された成果が得られたのか否か検証しうる程度に具体的に記載するよう指導・監督していただきたい。

Ｎｏ６１．農業まつり補助金

（１）概要

①補助金の概要

伝統的生業である農業を大切にし、ふるさとの発展と農業に対する理解を深める機会となる「ふるさとくるめ農業まつり」を実施するために、その推進費、施設費、事業費等を同実行委員会に交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

ふるさとくるめ農業まつり実行委員会補助金等交付要綱

③所管部署

農政部 農政課

④補助金の交付開始年度

平成３年度

⑤過去５年間の補助金の予算及び決算額

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	8,730,000	8,730,000	8,730,000	8,934,000	8,934,000
決算額	8,730,000	8,730,000	8,730,000	8,934,000	8,934,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

「ふるさとくるめ農業まつり」は平成 28 年度で 42 回目を数え、多くの市民が参加する久留米市の食と農のイベントとして定着しており、同事業を実施することは、

久留米市の食と農に対する市民の理解を深める契機となるものであり公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米市民ひいては市外の人たちに対して、久留米市の食と農に対する理解を深める効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった(なお、手続上の適正性について問題点は見受けられなかったが、補助金額自体の妥当性についてはこれを判断しうる資料が不足している。特に、後述するように、実績報告書の不十分性から、予算規模の妥当性の判断が困難である。)

しかし、④実績報告書の内容が不十分であり、そのため、⑤同団体への適切な指導・監督の適切性や⑥補助事業が効果的・効率的であるかを十分に把握することができない。

以下、この点につき意見として述べる。

(意見1)

実績報告書において、実施した事業内容自体は概ね詳細な報告がなされている。

しかし、その結果、目的に照らしどのような効果・成果がどの程度得られたのか、分析・検討がなされておらず、あるいは、分析・検討しうる報告がなされていない。

具体的には、「ふるさとくるめ農業まつり」は、その事業計画において、「生産者と消費者がともにまつりの会場に集い、くるめの豊かな実りに感謝するとともに、久留米の食と農に関する情報発信、情報交流、体験を通して、久留米市の食料・農業・農村に対する市民の理解と参加の促進を図ること」、「6次産業化、農商工連携、農産物のブランド化、地産地消などの取り組みについての周知を行うとともに、く

るめ食育フェスタを同時開催することで、久留米市食育推進プランに基づく食育の普及、実践の機会とし、しっかりと地域に根差したくるめの農業や農産物のさらなる認知度の向上と消費の拡大を図り、久留米産農産物の販売力強化を促進する契機とする」ことが目的として掲げられている。

しかし、実施した結果、実際、どの程度、市民の理解と参加が得られたのか、どの程度、食育の普及・実践の機会が得られたのか、どの程度、認知度の向上と消費の拡大が図られたのか、判断し得る情報が記載されておらず、これらを判断することができない。

したがって、これらを判断しうる程度の事業内容と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。

N o 6 2. 植木・花き振興対策事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

植木・花き生産団体の活性化を促進するための各種事業を支援することで、久留米市の植木・花き産業の振興を図るため、植木・花きに関する農業協同組合その他の事業団体に対して交付するものである。

平成 28 年度は、「福岡県苗木農業協同組合」、「久留米地域植木・花卉市場連絡協議会」、「久留米花卉園芸農業協同組合」、「久留米花卉生産組合」、「くるめ緑花センター協同組合」、「久留米市植木農業協同組合」に対し、補助金が交付されている。

②補助金交付要綱等の名称

植木・花き振興対策事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 みどりの里づくり推進課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,724,000	4,724,000	4,724,000	4,724,000	4,824,000
決算額	4,723,250	4,589,000	4,682,504	4,668,526	4,790,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市の特色として植木・花き産業を強調していきたいところ、単純に作れば売れるという時代ではなく、生産者の生産意欲が低下することのないよう生産団体の活性化を推進する必要がある、かかる事業を支援する公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

植木・花き生産団体の事業を支援することにより、生産者の生産意欲等を向上させ、久留米市の植木・花き産業の振興を増進する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった(なお、手続上の適正性について問題点は見受けられなかったが、補助金額自体の妥当性についてはこれを判断しうる資料が不足している。特に、後述するように、実績報告書が不十分である団体が複数あり、予算規模の妥当性の判断が困難である。)

しかし、④実績報告書の内容が不十分であるものが複数あり、そのため、⑤同団体への適切な指導・監督の適切性や⑥補助事業が効果的・効率的であるかを十分に把握することができない部分があった。

以下、この点につき交付先団体ごとに個別に意見を述べる。

(意見1)「福岡県苗木農業協同組合」について

実績報告書における活動報告は、実施した時期とタイトル（検討会や講習会等）のみであり、その詳細が把握できない。また、実施した結果、植木・花き生産団体としての活性化に、どのようにどの程度寄与したかについての効果に関する報告がない。

この点、担当者からのヒアリングの結果によると、検討会や講習会等は、その性質上、成果を評価することは困難であるし、そもそもの本交付金の趣旨が、植木・花き生産業界を支援することに主眼があり、当該団体がその目的に沿った活動をしている以上、支援をしていくべきであるという観点に立っていることから、詳細な活動内容やその効果の評価まで求める必要性は低い、とのことであった。

確かに、かかる観点や考え方に一定の理解を示すことはできる。そのため、実施した活動内容によっては、目的に沿っていることが把握できれば、それほど詳細な活動内容の報告までは求める必要がないものもあるといえる。

しかし、市税を特定の団体に特定の目的のために投入する以上、それが効果的・効率的なものであるかを何らかの客観的資料等に基づき常に分析・検討・評価する必要はあるし、少なくとも、交付先の団体が特定の目的のもとに補助金を使用して事業を行っていることを意識して報告を行う必要はある。

したがって、少なくとも、当該団体として、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。

(意見2)「久留米地域植木・花卉市場連絡協議会」について

上記と同様に、具体的な活動内容が把握できない報告書である。

また、「事業効果」と題して報告がなされているが、記載内容は、「事業内容」であって、「効果」ではない。

上記と同様に、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。

また、同協議会の平成28年度の事業については、事業費の10%を超える約38万円の余剰金が生じ、原則として久留米市に返還しなければならないところ、平成30年度の「全国つつじサミット2018 in くるめ」のPRを強化するため次年度への繰り越し依頼がなされている。そして、久留米市は、これに対し、「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」し、繰越を認めている。

しかしながら、平成28年度の事業費を次年度に繰り越すための根拠に関する資料が

不足していることから、どのような根拠に基づき、当該繰越依頼に対して「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」したのか、監査上、その合理性の検証ができない。

例外を認める際の具体的根拠についてしっかりと説明と検討を踏まえたことを示す客観的資料を残すべきである。

(意見3)「久留米花卉園芸農業協同組合」について

事業の実績とその成果を評価するという視点で報告がなされており、この点は評価できる。

もっとも、事業内容の報告が簡潔にすぎ、もう少し詳細な内容を記載したり写真を添付したりするなどして活動内容が分かりやすく伝わる工夫をしていただきたい。

(意見4)「久留米花卉生産組合」について

上記久留米花卉園芸農業協同組合で述べたのと同様である。

(意見5)「くるめ緑花センター協同組合」について

福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。

(意見6)「久留米市植木農業協同組合」について

福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。

№63. 野菜価格安定事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市の野菜、果実、い製品等の園芸農産物の計画的な生産・出荷の推進、経営安定対策、需要拡大等を図るために、国・県のルールに基づいて交付されるものである。

交付先は、社団法人ふくおか園芸農業振興協会となっている。

主として、園芸農産物の生産者の経営安定のため、園芸農産物の最低補償額を算定し、平均販売価格がこれを下回る場合、その差額を生産者の填補するものであり、国が3分の1、県が3分の1、市町村が15分の1、生産者が15分の4を負担するとう考え方にに基づき、補助金額が算定されている。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市野菜生産出荷安定事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 生産流通課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,162,000	3,483,000	5,734,000	2,265,000	7,876,000
決算額	0	0	2,747,276	0	4,102,024

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

園芸品農産物の計画的・安定的供給には公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

園芸品農産物の生産者の経営安定を図り、もって園芸農産物を計画的・安定的に供給する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(意見 1)

本件は、国・県・市町村が負担金として拠出（造成）したものを社団法人ふくおか園芸農業振興協会が集約し運用する事業に対する交付であり、損金を補償するという損害保険に類するものとして、通常の補助事業とは一線を画されるもののよう

に思える。

官公庁が負担するものとしての負担金と補助金の区別論争には言及しないが、支出科目に「負担金」という科目があることから、科目変更も一考してよいのではない

いか。

(意見 2)

上記(2) 監査の着眼点①について問題はなく、②について手続面での特段の問題はない。

しかし、実績報告書は、当該年度の精算額とこれと全く同額の次年度予算額が記載されているだけで、実際に最低保障額を下回り填補された金額はいくらであるのか、それによって次年度へいくら繰り越されたのかなどの詳細な事項までは担当課のほうで把握ができていない。上述したように、負担金的性質が強いことは否めないとはいえ、そのことが直ちに本件に関する詳細な内容についての把握が不要となるわけではない。

実績報告書には、少なくとも、翌年度の繰越金額、当該年度の補助金額、当該年度に支出した填補額、次年度への繰越金額を計上し、支出した填補額の根拠を示す内容を報告すべきである。

N o 6 4 . 学童農園設置事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

市民の食料、農業、農村への理解推進の一環として、次代を担う小学校の児童に農作業の体験及び指導者との交流を通じて、食と農への認識を深めるため、当該事業を実施する主体に対し10万円を限度として交付するものである。

平成28年度時点において、久留米市内の小学校46校のうち、40校において当該事業を実施する主体となる協議会や運営委員会が存在し、当該40団体に対し補助金が交付されている。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市学童農園設置事業実施要綱

③所管部署

農政部 生産流通課

④補助金の交付開始年度

平成9年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
決算額	4,100,000	4,100,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

次代を担う小学生に食と農への認識を深めることは公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

小学生が農業体験を通じて食と農への認識を深める効果を期待している。

⑧補助金の効果の検証について

市の担当者が事業実施時に現場に赴き、その際、参加した児童や学校側から意見や要望を聞き取り、データ化して情報を共有し、よりよい事業になるよう事後的な検証を行っている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(意見1)

上記(2) 監査の着眼点①について問題はなく、②、③について手続面での特段の問題はない。なお、10万円の予算を使い切るため年度末に少額ではあるが調整的支出が認められるのが若干気になった。円滑な支出事務処理上の許容範囲とみるか、改めるよう指導するか、検討していただきたい。

№65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

地域特産物普及推進を行う事業を支援し、久留米市の地域特産物の普及促進を促進するため、農業協同組合及び事業を地域一体となって取り組む団体に交付するのである。

平成28年度は、「久留米つつじまつり実行委員会」、「久留米菊花振興会」、「田主丸巨峰会」、「グリーンフェスティバル実行委員会」、「浮羽菊朋会」に補助金が交付

されている。

②補助金交付要綱等の名称

地域特産物普及推進対策事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 みどりの里づくり推進課

④補助金の交付開始年度

平成 14 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,857,000	4,562,000	4,562,000	4,562,000	4,562,000
決算額	3,812,000	4,245,500	4,009,765	4,006,760	3,318,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市の地域特産物の普及推進を図ることは公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

地域特産物の普及、特に緑花事業や緑花に関わる生産事業者の支援によって緑花用樹木等の普及推進が図られる効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられな

かった（なお、手続上の適正性について問題点は見受けられなかったが、補助金額自体の妥当性についてはこれを判断しうる資料が不足している。特に、後述するように、実績報告書が不十分である団体が複数あり、予算規模の妥当性の判断が困難である。）。

しかし、④実績報告書の内容が不十分であるものが複数あり、そのため、⑤同団体への適切な指導・監督の適切性や⑥補助事業が効果的・効率的であるかを十分に把握することができない部分があった。

以下、この点につき交付先団体ごとに個別に意見を述べる。

（意見１）「久留米つつじまつり実行委員会」について

実績報告書の内容は、経費の配分と収支計算書のみとあってよく、具体的な事業の内容やその成果・効果についてはほとんど把握できないものとなっており、問題である。

久留米市としては、つつじまつりは、市の花であるつつじに触れる大事な機会であると捉えている。しかしながら、事業団体からの報告内容は詳細等について不十分なものとなっているのではないと思われる。

効果的・効率的な事業実施のため、詳細な事業内容とその成果についての報告をさせるべきであり、そのような指導・監督をしていただきたい。

（意見２）「久留米菊花振興会」について

事業報告書は、久留米市菊花振興課の年間を通じた活動の概要について把握できるが、当該団体に補助金を交付することにより、その目的である「地域特産物の普及促進」にどのように結びつくのか分かりにくい。

おそらく、菊花団体の活動を支援すること自体が、普及促進につながるという考えのもと交付されているものと理解されるが、市税を特定の団体に特定の目的のために交付する以上、少なくとも、当該団体の事業活動の効果や課題について報告するよう指導・監督していただきたい。

（意見３）「田主丸巨峰会」について

「久留米菊花振興会」で述べたことが同様に当てはまる。また、事業の詳細についての添付資料が不足しているため、その活動内容が一読して分かる程度の報告はするよう指導・監督していただきたい。

（意見４）「グリーンフェスティバル実行委員会」について

実施した事業内容については概ね把握できる報告書となっているが、様々なイベントが、緑化用樹木等の普及推進とどのように結びつくのか判断できない。

各種イベントごとに、緑化用樹木等の普及推進を図るためにどのような工夫をしたのか、その成果はどうであったか、課題はどこにあるのか等の視点にたって報告するよう指導・監督していただきたい。

(意見5)「浮羽菊朋会」について

「久留米菊花振興会」、「田主丸巨峰会」で述べたのと全く同様である。

補助金の目的に沿って検証ができるように報告するよう指導・監督していただきたい。

N o 6 6 . 久留米つばきフェア開催補助金

(1) 概要

①補助金の概要

「久留米つばき」を久留米市の都市ブランド、観光資源として定着させ、多くの観光客を集めるとともに、緑化木産業の振興、地域の活性化に資することを目的として開催する久留米つばきフェアに要する経費のため、久留米つばきフェア実行委員会に交付されるものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米つばきフェア開催事業補助金交付要綱

③所管部署

農政部 みどりの里づくり推進課

④補助金の交付開始年度

平成 22 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,100,000
決算額	2,948,125	2,931,733	3,000,000	2,850,058	3,100,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米つばきフェアは、久留米つばきを久留米市のブランド・観光資源となしうるものであるとともに、久留米市の緑化振興にも資するものであり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米つばきフェアの充実化、定着化により、久留米つばきのブランド化、観光資源化、緑化推進の効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった。

また、④事業報告書は、その実施内容やPR方法まで詳細な報告がなされるとともに、その結果どのような成果がありどのような課題があるかという視点に立った分析・検討までなされており大変評価できる。⑤十分な指導・監督がなされていることが伺えるし、⑥効果的かつ効率的な事業が実施されていると評価できる。

№67. 久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

農林産物に被害をもらたす有害鳥獣の防除を図るために、久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会に対し交付されるものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会補助金交付要綱

③所管部署

農政部 みどりの里づくり推進課

④補助金の交付開始年度

平成 15 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,060,000	3,650,000	3,650,000	3,650,000	3,650,000
決算額	4,060,000	3,650,000	3,650,000	3,650,000	3,000,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

有害鳥獣を防除することは、市民の農林産物を保護するものであり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

有害鳥獣を防除する対策協議会の活動費用の一部を負担することで、有害鳥獣の適正かつ効率的な防除を実現する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった。

④実績報告書では、駆除実績は把握できるが、より詳細な駆除実績の推移やそれによる被害額(減少)の推移は、任意で提出されている同協議会の総会資料によって把握できた。今後は、総会資料の当該部分を、実績報告書の一部として添付して報告することが望ましいと考える。その他特段の問題は見受けられなかった。

No 68. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

酪農ヘルパー事業を実施する酪農ヘルパー利用組合の体制を強化するため、当該利用組合に対し、(酪農ヘルパー事業円滑化対策事業対象事業費を除いた) 事業費の 1/3 を上限として交付するものである。

現在、久留米酪農ヘルパー利用組合と久留米地酪ヘルパー利用組合に対し補助金が交付されている。

②補助金交付要綱等の名称

酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 生産流通課

④補助金の交付開始年度

平成 8 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	2,924,000	2,924,000	2,924,000	2,924,000	2,924,000
決算額	2,924,000	2,924,000	2,924,000	2,924,000	2,924,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

酪農ヘルパー利用組合の活動は、酪農業者の継続的・安定的事業経営を助けるものであり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

そのほとんどが個人事業として経営している酪農事業者に対し、休日がとれるようヘルパーを派遣する利用組合の事業を支援し、もって酪農事業者の継続的・安定的事業経営を図る効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(指摘1)

実績報告書における当該利用組合の決算書につき、支出について、専任雇用費と臨時雇用費の科目があるが、専任雇用と臨時雇用のいずれの人件費も専任雇用費に計上しているため、それぞれの科目に正しく計上されるよう、是正、指導等を行っていただきたい。

(意見1)

上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②、③について手続面での特段の問題はなかった。

しかし、いずれの利用組合の④実績報告書も記載が不十分であり、そのため、⑤、⑥の点について十分な判断ができない。

具体的には、いずれの実績報告書においても、「事業の効果」として、「酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図り、組合員の休日の確保を図るとともに、酪農経営の安定的発展に資することを目的とした事業を展開した。」とだけ記載されている。

しかし、これらを目的とした事業として、具体的にどのような事業を展開し、その結果、どのような成果が得られたのか、また、どのような課題があるのか、について報告しなければならない。

事業内容として、ヘルパー派遣実績や確保出来た休日の実績の記載はあるが、これが、酪農経営の安定的発展と休日の確保の視点からどのように評価できるのか、また、その評価を前提としてどのような課題があるのかについて具体的に報告するよう指導・監督していただきたい。

№69. 食育推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

市民に対する食育を推進するため、久留米市食育推進会議に交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市食育推進会議補助金交付要綱

③所管部署

農政部 農政課

④補助金の交付開始年度

平成17年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,250,000	4,250,000	3,680,000	3,758,000	2,360,000
決算額	4,018,962	5,751,176	3,387,636	2,840,095	2,178,468

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市食育推進会議を開催するための委員謝金等と「食育フェスタ」の開催経費である。食育推進プランの進捗管理を行い、市民啓発のシンボルイベントを開催することで、食育推進を図るものであり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

上記⑥で述べたような、市民体験、参加型の事業を実施するとともに、食育推進プランの進捗について意見をいただくことで、市民協働の食育推進の効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か
- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった(なお、手続上の適正性について問題点は見受けられなかったが、補助金額自体の妥当性についてはこれを判断しうる資料が不足している。特に、後述するように、実績報告書の不十分性から、予算規模の妥当性の判断が困難である。)

しかし、④実績報告書の内容が不十分であり、そのため、⑤同団体への適切な指導・監督の適切性や⑥補助事業が効果的・効率的であるかを十分に把握することができない。

以下、この点につき意見として述べる。

(意見 1)

「くるめ食育フェスタ」に関して、事業内容の概要については報告されているが、その詳細についての報告がなされていない。

「くるめ食育フェスタ」は、「食育の認知度・関心度の向上を図るとともに、市民自ら食育を実践する力を養うことで、『市民みんなが参加し、協働する食育』を推進することを目的に、第3次久留米市食育推進プランにおける、市民への食育啓発の中心事業として実施する」ことが目的として掲げられている。

しかし、実際に事業を実施した結果、上記目的に対し、どのような成果がどの程度得られたのか判断することできる内容が報告されていない。

したがって、これらを判断しうる程度の事業内容の詳細と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。

N o 7 0 . 米消費拡大推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市の農業者が生産した米麦等の普及促進と販売力の強化を図るため、久留米市産米推進協議会に対し交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市産米推進事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 生産流通課

④補助金の交付開始年度

平成 23 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	2,400,000	2,000,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
決算額	1,636,877	1,981,158	1,404,116	1,389,494	1,510,132

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市産の米麦の普及促進と販売力強化には公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米市産米推進協議会の事業を支援することにより、久留米市産の米麦の普及促進と販売力強化が図られるという効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

特に記載すべき事項はない。

№ 71. 6次産業化推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米産農産物の販売力強化を図るため、「6次産業（農業者及び農業団体等が農産物の生産から加工、販売までの一連の経済活動を行う事業（農業者及び農業団体等が商工業者を活用して新商品、新技術及び新サービスを開発し、及び提供する事業を含む）」を実施しようとする農業者・農業団体等に交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市6次産業化推進事業補助金交付要綱

③所管部署

農政部 農政課

④補助金の交付開始年度

平成24年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,700,000	2,200,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
決算額	1,237,000	2,093,812	1,136,507	909,155	1,422,300

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

農業者・農業団体等が、新たな商品開発や販路開拓を実現することにより、新たな久留米ブランドの誕生につながり、久留米産農産物の販売力強化に資するため公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

農業者・農業団体等の新たな商品開発や販路開拓の努力が促進され、久留米市農産物の販売力が強化される効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

上記(2) 監査の視点で述べた①～③の点については特段の問題は見受けられなかった。

また、④実績報告書も、その結果と効果を判断しうる程度にしっかりと報告されており、⑤指導・監督も適切になされていることが伺えた。

また、実際に新たな商品開発に成功し販売実績があるものも相当程度あり、⑥補助事業が効果的かつ効率的になされていると評価できる。

№ 7 2. 農商工連携推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

地域に根差した基幹産業である農業や商工業等の産業間の連携を強化する取り組みを支援し、久留米市の地域経済の活性化を図るために久留米市農商工連携会議に対

し交付されるものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市農商工連携会議事業費補助金交付要綱

③所管部署

農政部 農政課

④補助金の交付開始年度

平成 2 4 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,000,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000
決算額	77,465	1,658,685	2,826,314	3,629,748	3,653,899

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市の地域経済の活性化のためには、個別の団体の活動のみではなく、農商工団体の連携を強化する事業が有益であり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

基幹産業である農業や商工業の産業間の連携を強化することによって、個別の団体ではできない新規事業の成功が期待でき、地域経済が活性化される効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

④補助事業の実績報告書は適切か

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

①～③について特段の問題は見受けられなかった。

また、総じて、④実績報告書は、事業実施内容のみならず、目的に照らしてどのような効果があったか、またどのような課題があるか、という視点から報告されていて適切であり、⑤指導・監督が適切であることが伺え、⑥補助事業が効果的・効率的に実施されていると評価できる。

特に、「ハトムギ活用推進プロジェクト」の実績報告書は詳細であり、実施した事業内容が詳細に把握できるとともに、成果及び課題が適切に把握でき評価できる。

8. 商工観光労働部

No 7 3. 産業振興奨励金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

立地企業の初期投資の経費負担を軽減するため、税負担や設備投資経費等を助成することにより、企業誘致を推進し、雇用の創出および産業の振興を図ることを目的とする。

具体的には、産業団地等へ立地する場合に税金、設備投資等に対する補助、本社機能の移転・拡充を行う場合に賃料等の補助、中心市街地等へオフィスを設置する場合、中心市街地等へコールセンターを設置する場合に賃料の補助を行う制度を設けている。

(イ) 交付先

久留米市内で事業所の新設、増設及び移設をする企業

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

市役所内にチラシを設置、ホームページ公開、対象可能性のある企業への説明等を行う。

(オ) 市の政策との関連性など

- ・久留米市新総合計画第3次基本計画

第3章第1節 知恵と技術を創造するまち 3 地域経済を支える産業の集積

- ・久留米市キラリ創世総合戦略

「耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創世パッケージ」の新たな産業拠点整備事業

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市産業振興奨励金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 企業誘致推進課

④補助金の交付開始年度

平成9年度（平成23年度内容見直し）

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	80,108	300,451	355,969	385,537	477,255
決算額	58,412	144,724	229,523	271,546 (繰越明許 8,157 を含む)	278,860

⑥成果指標及びその実績

産業振興奨励金の各年度の補助金額と件数は以下のとおりである。

■産業振興奨励金

	H24		H25		H26		H27		H28	
	件数	支給額(千円)	件数	支給額(千円)	件数	支給額(千円)	支給額(千円)	支給額(千円)	件数	支給額(千円)
事業所立地分	6	58,412	8	144,724	13	229,523	17	263,389	21	265,507
オフィス系企業							3	8,157	3	12,071
本社機能									1	1,282
合計	6	58,412	8	144,724	13	229,523	20	271,546	25	278,860

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

企業誘致の自治体間競争が激しくなっている現状で、企業の立地におけるメリットの1つとして必要である。

当該補助金を廃止した場合には、企業立地が進まず、固定資産税や都市計画税、事業所税等の税収減少による市の財政への影響や新たな雇用の受け皿の喪失が懸念される。

⑧市が期待する補助金の効果

(ア) 雇用への効果

雇用状況は、市内の主な産業団地に立地している 137 社に 5,700 人を超える就業者が雇用されており、ここ 7 年間で、492 人の新規雇用者が創出されている点から、産業団地に企業を誘致することで、久留米市の雇用の創出の観点からメリットが大きいものと考えられる。

また、最近注力しているオフィス活動についても、今後、雇用の創出や中心市街地の活性化に寄与していくと考えられている。

(イ) 市の税収への効果

産業団地に立地する企業の市の税収(「固定資産税」「都市計画税」「事業所税」「法人市民税」)は、平成 28 年度は約 89 億円にのぼる。

これらの税収は、企業が久留米市に存続する限り生じる税金であるため、将来的にも久留米市に対して税収ももたらすこととなる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

平成 29 年 11 月末現在、久留米市内の産業団地はほぼ完売又は賃貸済みの状況で新たな企業立地を促す産業団地がない状況である。新たな産業団地の開発は、農地法等関連法規の関係で県の許可が必要な事象が多く、久留米市単独での開発は困難な状況である。

このような現状の中で、企業誘致を進め、雇用を促進し、ひいては法人や雇用者からの納税を獲得するためには、本社機能やコールセンターの誘致に注力する必要性が高まっていると考えられる。

No 74. 商品券発行事業費補助金

(1) 概要

①商品券発行事業費補助金の概要

商品券発行事業費補助金は、久留米市の商工会及び商工会議所が実施する商品券発行事業に対し、久留米市が市内における消費者の購買意欲を喚起、地域外への購買力流出を防止ならびに市内中小零細事業者や都心部商業の振興による地域経済の活性化を図り、地域内商工業の振興発展に資することを目的として交付される。

補助金の交付対象者は、久留米市の商工会及び商工会議所(以下、事業主体という。)と定められている。交付対象経費は、商品券の発行事業に必要な経費のうち、福岡県地域経済活性化支援事業補助金交付要綱(平成 29 年 4 月 1 日施行。以下、県要綱という。)の経費の区分プレミアムを除く経費(以下、事務経費という。)と販売総額の 100 分の 7 に相当する額とされている。なお、販売総額とは、商品券を発売する対価として受領する金額の総額のことをいう。

下表は、補助金交付先である久留米商工会議所より入手している平成 28 年度にお

けるプレミアム商品券事業収支決算書である。

(久留米商工会議所に係る平成 28 年プレミアム商品券事業収支決算書)

(収入の部)

単位：円

費目	決算額	計算基礎 (明細)
商品券販売額	1, 000, 000, 000	@10, 000×10 万セット
久留米市補助金	73, 099, 000	1, 097, 542, 000×7/110 (千円未満切捨て) 3, 256, 000 (事務経費)
福岡県交付金	36, 406, 963	29, 932, 963 (プレミアム交付金) 6, 474, 000 (事務経費分交付金)
取扱手数料収入	10, 975, 420	換金額の 1%
雑収入	277, 424	登録料、のぼり旗追加購入代金他
会議所負担金	4, 091, 837	
合 計	1, 124, 850, 644	

(支出の部)

単位：円

費目	決算額	計算基礎 (明細)
商品券換金支払	1, 097, 542, 000	会議所含む全機関換金総額
換金手数料	6, 527, 589	金融機関での換金総額 755, 508, 000×0. 8%×1. 08
商品券印刷費	7, 517, 880	
商品券	7, 257, 600	千円券 11 枚 1 セットで 9 万セット、5 百円券 11 枚 1 セットで 2 万セット
封筒	190, 080	20, 000 枚
登録証	70, 200	@65×1, 000 枚
広告宣伝費	2, 365, 381	
のぼり旗・ポール	514, 296	のぼり旗 1, 000 枚、ポール 620 本
折込みチラシ・ポスター	1, 365, 085	チラシ 20 万部印刷、ポスター 2 千枚、新聞 4 紙等折込料
取扱店一覧	486, 000	@30×15, 000 枚
警備費	1, 751, 328	臨時販売所警備及び現金輸送
通信費	540, 072	取扱店案内、アンケート・領収証発送費他
販売委託費	3, 024, 621	販売委託料
雑給	1, 420, 421	事務アルバイト代
租税課金	740, 000	消費税

雑費	3,421,352	紙幣計算機レンタル、損害保険他
合 計	1,124,850,644	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 21 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

(単位：円、店)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額		105,000,000	112,000,000	133,333,000	416,620,000	115,256,000
決算額		104,812,000	111,682,000	133,228,000	414,594,000	114,824,000
余剰金	東部	914,337	294,786	310,846	282,274	46,102
	田主丸	114,203	0	247,970	282,018	152,348
	会議所	0	0	0	0	0
繰越残高	南部	1,947,332	2,225,693	2,514,859	3,115,489	4,124,157
取扱 店舗数	会議所	619	606	676	883	764
	南部	336	339	350	379	367
	東部	232	231	238	234	222
	田主丸	385	387	378	202	183

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

上表において、会議所は久留米商工会議所、南部は久留米南部商工会、東部は久留米東部商工会、田主丸は田主丸町商工会のことである。

毎年 6 月中には交付決定額の 95%を一旦交付先へ概算で支払い、年度末で実績に応じて精算している。手数料等の収入額に比べ、経費支出が少ないため、久留米商工会議所を除き、南部、東部及び田主丸に余剰金の発生があるが、返還の必要はない。なお、東部及び田主丸については、現年度一般会計へと繰り入れるため、翌年度繰越金はゼロであるが、南部は一般会計に繰り入れせず、商品券発行事業単独の会計を行っているため繰越金が増加している。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該補助金は、本市の商工会及び商工会議所が実施する商品券発行事業に対して交付するものであり、市内における消費者の購買意欲の喚起、地域外への購買力の流出防止を行い、もって市内中小零細事業者や都心部商業の振興による地域経済の活性化を図り、地域内商工業の振興発展に資することを目的としている。

また、公平かつ公正に販売するために必要な事務費も補助の対象としている。

効果測定のために消費者アンケートを実施しており、この結果から、平成 28 年度の経済効果（消費流出抑制、消費喚起）を 8.8 億円と算出している。また、市外からの購入もあることから、消費の流入効果も見られる。

近隣市町村が商品券発行事業を継続するなか、本市のみ当該補助金を廃止した場合、市内商工団体は事業を継続できないため、市外に消費が流出することが危惧される。

⑦市が期待する補助金の効果

- ・ 地域消費者の需要喚起と域内の資金還流
- ・ 市内中小零細事業者の振興と地域経済の活性化

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

平成 28 年度より商品券の販売方法を対面販売方法に加えて事前予約販売方法を追加している。昨今、スマートフォン等の IoT の進化は著しいことから、販売方法にインターネット販売方法を追加しプレミアム商品券の購入方法を拡大することも、取扱店アンケートの結果である「事業の継続性」を担う有用な手段と考ええる。

また、所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画

を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。

N o 7 5 . 信用保証協会保証料補給金

(1) 概要

①信用保証協会保証料補給金の概要

信用保証協会保証料補給金は、久留米市内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業をいう。以下同様。）が、久留米市が定める融資制度（久留米市が金融機関に資金を預託し、金融機関が当該資金を基金として協調融資を行う制度をいう。以下同様。）を利用し、金融機関から事業資金を借り入れた場合において、当該借入に係る保証料を補給することにより、中小企業の振興に寄与することを目的として交付される。

補給の対象は下記に掲げる者に対して行われる。

- ・久留米市中小企業融資制度要綱（昭和 42 年 4 月 1 日施行）に基づく融資制度を利用し、金融機関から 350 万円以下の事業資金を借り入れた者
- ・久留米市都心部地域商業賑わい創出支援資金融資制度要綱（平成 26 年 7 月 1 日施行）に基づく融資制度を利用し、金融機関から 350 万円以下の事業資金を借り入れた者
- ・久留米市新規開業資金融資制度要綱（平成 10 年 1 月 1 日施行）に基づく融資制度を利用した者

ただし、上記の対象者が暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者に対しては保証料補給金を交付しないことが定められている。

保証料の補給額は、中小企業者が福岡県信用保証協会（以下、保証協会という。）に対し支払う保証料の額を限度とし予算の範囲内で執行している。

保証料の補給を受けようとする者は、交付申請書を市長へ提出しなければならず、中小企業者が保証協会に保証料を支払った日から 3 か月以内の提出期限が定められている。チラシ、ホームページ上でも当該保証料補給金については公告している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中小企業資金保証料補給規則

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

昭和 36 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

(単位：千円、件、千円/件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	56,132	43,789	41,846	44,700	40,254
決算額①	39,687	34,099	32,997	32,582	34,160
件数②	685	624	582	579	581
①/②	57.9	54.6	56.6	56.2	58.7

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

上表における件数は、申請して確定支給した件数であり、平成 24 年度から平成 28 年度において、申請の決定取り消しは該当しない。

また、決算額を件数で除した 1 件当たり決算額の年度推移を比較すると、最小 54.6 千円/件から最大 58.7 千円/件と差額 4.1 千円/件と著しい変動は見受けられない。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市の企業約 14,000 者の内、中小企業者は 99.6%を占めており、これら大多数を占める中小企業者が資金調達を容易に行うことができ、経営の安定化を図ることは、地域経済にとり重要なことである。よって、市制度融資を利用し易くするために、中小企業者が制度融資利用時の一時的な負担が大きい保証料の補給を行っている。当該補助金を廃止することは、月々の資金繰りに苦慮することが多い零細個人事業者（1 人から 5 人程度）の円滑な経営に、影響が生じるものである。

⑦市が期待する補助金の効果

中小企業者が制度融資利用時の一時的な負担が大きい保証料の補給を行うことで、早期に経営の安定が図られることを期待できる。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「中小企業者が制度融資利用時の一時的な負担が大きい保証料の補給を行うことで、早期に経営の安定が図られること」を示す指標は、定量的に設定はされていない。例えば、久留米市内の中小企業、零細企業の倒産件数を増加させないという観点など、当該補助金の効果の検証を定量的に実施することが必要と考える。

また、当該補助金の定性的な側面についても、保証料の補給先へ事後調査等を行い、保証料補給の重要性等についての回答を入手することも有用な手段と考える。

No 76. 筑後川花火大会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

水天宮奉納花火を起源とする筑後川花火大会は、300年以上の伝統を誇り、平成28年度は第357回を数えた西日本最大級の花火大会で、久留米と言えば花火、花火と言えば久留米と言われるほど全国に認知される久留米市最大のイベントで、地域振興に寄与するとともに、久留米市の観光振興の中心的イベントである。

イベントの運営は筑後川花火大会実行員会、実務面は水天宮・警備面は（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会が担っている。

平成28年は、花火大会の協賛企業が180社、グループを超え、官民がともに盛り上げる花火大会となっている。



(イ) 交付先

筑後川花火大会実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

無し

(オ) 市の政策との関連性

久留米市の地域資源と特性を活かした魅力ある伝統的な観光イベントとして PR し、交流人口のさらなる拡大を図るとともに、安全性を確保するための役割を担っている。

②補助金の交付要綱等の名称

筑後川花火大会事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

④補助金の交付開始年度

平成 16 年度（交付要綱を新設した年度で補助自体は別の形式で過去から実施）

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	24,776	24,776	26,298	26,920	27,676
決算額	24,776	24,776	26,298	26,920	27,676

筑後川花火大会の平成 28 年度の決算書は以下のとおりである。

筑後川花火大会

平成 28 年度決算書

(円)

収入の部

久留米市補助金	27,676,000	運営費補助金
鳥栖市補助金	700,000	運営費補助金
花火協賛金	34,625,000	
花火業者分担金	4,840,000	運営費分担金
西日本新聞社補助金	350,000	運営費補助金
水天宮補助金	700,000	運営費補助金
南部移動商店組合協力金	100,000	運営費協力金

その他	481,624	
前年度繰越金	1,422,996	
収入計	70,895,620	
支出の部		
花火費	34,625,000	
補設費	21,507,196	フェンス、ロープ、仮設トイレ、発電機等
委託費	9,179,985	警備費、JR 駅前清掃代など
保険費	1,220,870	傷害保険、賠償保険など
その他	2,955,153	
支出計	69,488,204	
収支差額	1,407,416	

実行委員会の収入総額は 70 百万円で、久留米市からの補助金が 27 百万円、協賛金 34 百万円、花火業者分担金約 5 百万円が主な収入源である。南部移動商店組合協力金は、出店業者からの協力金であるが 10 万円の収入である。

一方支出は、花火費 34 百万円、フェンス、仮設トイレ等の補設費 21 百万円、警備費、清掃等の委託費 9 百万円が主な支出である。この支出には、花火大会の主要な準備を行う（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会の人件費、花火大会当日の警備や観客の誘導などを行う久留米市職員の人件費は含まれていない。

⑥成果指標及びその実績

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
観客数	450,000	400,000	400,000	450,000	450,000

※平成 25 年度、26 年度は、雨のため延期開催した影響で観客数が減少した。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

水天宮奉納花火を起源とする筑後川花火大会は、300 年以上の伝統を誇るものであり、西日本最大級の花火大会として全国に認知される久留米市最大のイベントで、地域振興に寄与するとともに、久留米市の観光振興を図るものであるが、市からの補助金を廃止した場合、警備体制の確保など安全対策に関する費用がなくなり警察の許可がでないため、大会が開催できなくなる可能性が高まる。

⑧市が期待する補助金の効果

当該補助金による花火大会の実施により、地域振興に寄与するとともに、久留米市の魅力の対外的 PR による認知度向上、交流人口拡大を期待する。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1) 人件費の負担について

花火大会決算書には、主に花火大会当日に掛かる現金支出のみが計上されているが、花火大会の主要な準備を行う(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会の人件費、花火大会当日の警備や観客の誘導などを行う久留米市職員の人件費などは含まれていないために、花火大会に掛かる経費の規模が明らかにできているとはいえないであろう。まつりの費用対効果を論ずるときは、全ての経費を集計して補助金の効果を検討すべきではあるが、現在の決算書や公財)久留米観光コンベンション国際交流協会との関係、久留米市職員の協力体制の中では目に見えない経費がどれだけあるか明らかにできない。

この論点は花火大会に限らず、全てのまつりに同様のことが言える状況である。

(意見2) 出店料、協賛金について

花火協賛金は34百万円と久留米市の祭りの中でも最大の協賛金を獲得しているが、出店業者からの協賛金が10万円と極めて少額である。観客動員が45万人という規模から考えると、出店や近隣商店の売上高は相当なものとなっていると考えられ、これらの店舗からの協賛金の獲得、出店料の値上げを実施し、まつりの自主財源を確保することが望まれる。

N o 7 7 . 久留米商工会議所補助金、N o 7 9 . 久留米南部商工会補助金、N o 8 1 . 久留米東部商工会補助金、N o 8 8 . 田主丸町商工会補助金

(久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金)

(1) 概要

- ①久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金の概要

久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金は、久留米市の商工会及び商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号。以下、「小規模事業者支援促進法」という。）第 4 条第 1 項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発展を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）、商工会が行う設備の導入・修繕及び備品の購入（以下、「商工会館設備等導入」という。）に対し、久留米市が久留米市産業の振興発展を図ることを目的として予算の範囲内で久留米市小規模事業指導費補助金及び小規模事業対策推進事業費等補助金（以下、「市補助金」という。）を交付している。

市補助金の交付対象経費は、福岡県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱（平成 7 年 8 月 21 日付 7 経営第 230 号。以下「県要綱」という。）第 4 条に規定する経費（以下「県の補助対象経費」という。）、商工会館設備等導入費のうち、予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認めたものとされている。

経営改善普及事業に係る市補助金の金額は、下表のとおりである。また、商工会館設備等導入に係る補助金の金額は、商工会館設備の導入・修繕及び備品購入費の 3 分の 1 以内とされている。

補助金交付対象	補助基準額
久留米商工会議所	当該前々年度の県の補助対象経費に 0.2 を乗じた額（平成 22 年度は 0.2 を 0.12 とし、平成 23 年度以降については、0.12 が 0.2 に至るまで毎年度 0.02 を加えて算出した額） ただし、市補助金の額は、当該年度の県の補助対象経費の合計額から、県が交付する補助金額の合計額を控除した額を超えないものとする。
久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	当該前々年度の県の補助対象経費に 0.2 を乗じた額（平成 22 年度から平成 26 年度については 0.2 を 0.25 とし、平成 27 年度以降については、0.25 が 0.2 に至るまで毎年度 0.01 を減じて算出した額） 田主丸町商工会については、当該補助を受ける年度当初において商工会合併に取り組んでいない、又は年度当初においては商工会合併に取り組んでいたものの当該年度において合併しなかった場合、上記の算出した額のうち職員設置費補助額を除く額に 0.9 を乗じて得た額に職員設置費補助額を加えた額 ただし、市補助金の額は、当該年度の県の補助対象経費の合計額から、県が交付する補助金額の合計額を控除した額を超えないものとする。

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

下表は、交付先である久留米商工会議所より入手している平成 28 年度における事業実績報告書及び収支決算書を踏まえた審査結果である。

事業実績報告書

(1) 商工会・商工会議所及び商工会連合会の行う経営改善普及事業の実績

経営指導員の指導件数			対象企業数 (企業)	経営革新 (回)	経営一般 (回)	情報化 (回)	金融 (回)	税務 (回)	労働 (回)	取引 (回)	環境対策 (回)	その他 (回)	計 (回)
	巡回指導	製造業	84	14	45	1	14	11	25	12	0	92	214
		建設業	89	3	23	1	8	14	31	0	0	96	176
		小売業	242	9	287	13	43	91	58	9	0	248	758
		卸売業	73	3	90	0	4	7	13	16	0	115	248
		サービス業	221	6	179	3	21	66	45	10	0	292	622
		その他	10	0	6	0	0	1	0	1	0	9	17
		計	719	35	630	18	90	190	172	48	0	852	2,035
	窓口指導	製造業	175	39	189	2	91	74	44	58	6	81	584
		建設業	273	13	118	5	63	183	158	2	5	77	624
		小売業	380	44	436	12	191	344	85	60	3	179	1,354
		卸売業	138	8	114	3	46	37	54	49	7	65	383
		サービス業	590	22	433	17	195	563	115	33	3	347	1,728
		その他	27	0	24	0	1	9	4	1	0	12	51
		計	1,583	126	1,314	39	587	1,210	460	203	24	761	4,724
	指導業	巡回指導	18	0	18	0	12	10	0	1	0	11	52
		窓口指導	96	2	122	1	91	37	0	2	0	46	301
		計	114	2	140	1	103	47	0	3	0	57	353
開催による指導件数			対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
	集団指導	回数	2	2	3	1	0	4	2	0	0	10	22
		人数	0	22	192	14	0	86	50	0	0	969	1,333
	個別指導	回数	0	0	90	0	0	226	0	0	0	0	316
		人数	0	0	81	0	0	1,379	0	0	0	0	1,460

金融のあつせん			幹旋件数	貸付件数	幹旋総額(千円)	貸付総額(千円)
	国 企	一般・特別	10	1	70,900	2,000
		マル経資金	6	5	51,000	37,500
		生活衛生貸付	0	0	0	0
		新創業融資	3	1	12,200	900
		計	19	7	134,100	40,400
	そ の 他	県制度融資	13	7	67,700	25,200
		市町村制度融資	24	21	53,130	46,830
		商工貯蓄共済	0	0	0	0
		その他金融機関	0	0	0	0
		計	37	28	120,830	72,030
	合計		56	35	254,930	112,430

事務の代行	社会保険等		事業所数	従業員数				
			0	0				
	各種共済加入者数		小規模共済	倒産防止共済	中退金共済	商工貯蓄	その他	
			1,048	191	0	0	0	

記帳指導継続			配分単位	員数	雇用延日数	指導延回数	対象事業者数	うち機械化数
	記帳専任職員		2	2	477	95	0	0
	指導手当		0	0	0	0	0	0
	謝金		6	4	507	1,445	182	0

法律認定企業等	中小企業新事業活動促進法（経営革新）	
	指導回数	認定企業数
	163	14

商工会議所青年部・女性部の指導		延回数	延人数								
		0	0								
商工会議所青年部・女性部活動推進費		講習会等		研修会		交流会		地域振興		その他	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
	青年部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものである。
 従って、数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントすること。
 2 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度の指導を受けているような実態がある場合、すべての指導回数をカウントし、各欄に回数を記載すること。
 創業欄には、創業を予定している者に対する指導回数を記載のこと。
 経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。
 経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。
 3 複数日にわたる講習会については、1日につき1回とカウントし、人数は延人数を記載すること。
 4 各種共済加入者数については、その保有者数を記入のこと。
 5 法律認定企業等欄については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。
 また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。
 6 別添1から15までを添付すること。

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(審査結果)

(1) 市補助金の確定について

①市補助確定額 25,519,000 円 ≤ 27,918,928 円

(126,398,545円-98,479,617円)

(県補助対象経費-県補助金額)

②市の補助金交付決定額(平成26年度の県補助対象経費×20%)は、平成28年度の県補助対象経費と県補助金額の差額以内となっていることから、市の補助金交付決定額を補助金額に確定する。

(2) 平成27年度 県補助金について(県への補助事業実績報告額) 単位：円

経費区分	区分	内容	県への補助金申請額		増減	備考
			交付決定時 A (H28.4.1)	実績報告 B (H29.3.31)	B-A	
経営改善普及指導職員設置	(1)	職員設置費	79,620,540	82,356,490	2,735,950	
		小計	79,620,540	82,356,490	2,735,950	

費(1)						
経営改善普及事業費 (2)～(11)	(2)	指導事業費	7,391,960	8,069,060	677,100	
	(3)	資質向上対策事業費	324,240	258,523	△ 65,717	
	(4)	経営指導推進費	767,000	767,000	0	
	(5)	小規模事業施策普及事業費	397,870	397,870	0	
	(6)	指導施設建設費	0	0	0	
	(7)	指導環境推進費	0	0	0	
	(8)	若手後継者等人材育成事業	0	0	0	
	(9)	提案公募型地域活性化等事業	4,348,580	4,208,000	△ 140,580	
	(10)	広域連携等対策事業	0	0	0	
	(11)	地域中小企業支援協議会推進事業	0	1,184,405	1,184,405	
	(12)	経営安定特別相談事業	1,000,000	689,600	△ 310,400	
		小計	14,229,650	15,574,458	1,655,208	
	(13)	商工振興委員費	468,160	468,160	0	
	(14)	商工会長費用弁償	0	0	0	
	(15)	記帳機械化等オンライン化推進事業	0	0	0	
	(16)	小企業者等事業費	108,280	80,509	△ 27,771	
		小計	576,440	548,669	△ 27,771	
合計			94,426,630	98,479,617	4,052,987	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 13 年度より交付開始している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	71, 121	69, 865	70, 713	68, 094	68, 180
決算額	70, 857	68, 268	70, 648	68, 018	68, 084

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

上表の決算額の交付先別及び事業区分別の内訳は下表のとおりである。(単位：千円)

交付先	事業区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
久留米商工 会議所	経営改善普 及事業費	18, 452	21, 495	23, 677	25, 307	25, 519
久留米南部 商工会	経営改善普 及事業費	25, 057	23, 798	24, 989	22, 458	22, 309
久留米東部 商工会	経営改善普 及事業費	16, 547	14, 741	13, 338	13, 341	13, 273
田主丸町商 工会	経営改善普 及事業費	9, 751	8, 234	8, 644	6, 912	6, 983
	商工会施設 改修費	1, 050	—	—	—	—
計		70, 857	68, 268	70, 648	68, 018	68, 084

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

商工会議所や商工会は、商工会議所法、商工会法により規定された組織であり、商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織である。

市が商工業の振興施策を効果的に実施するためには、商工会議所・商工会をはじめとする地域経済団体との連携が不可欠であり、そのため、商工会議所等の経営改善事業に要する職員等の経費の一部を助成し、市と団体が連携を図り事業を実施している。本補助金を廃止することは、商工業者への経営支援が円滑に行えないことが考えられ、引いては地域の経済に影響がでてくると想定する。

⑦市が期待する補助金の効果

- ・各団体の経営指導に係る者の質を向上させ、地域事業者への経営指導をより充実させる効果。
- ・地域事業者への経営支援、指導の充実。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

補助事業の実績報告の観点において、久留米商工会議所より入手している資料を基に、補助対象経費の審査を実施している。当該審査に係る資料にて、全体合計及び市補助金の確定額に影響を及ぼすほどの重要な内部統制上の不備ではないが、「経営改善普及事業費(2)～(11)」欄の増減の小計が誤っており、当該資料に係る確認方法を改善することが必要である。

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「各団体の経営指導に係る者の質を向上させ、地域事業者への経営指導をより充実させる効果、地域事業者への経営支援、指導の充実」を示す指標は、事業実績報告書にて指導件数等の計数で集計されている。当該実績件数の報告を受領することは効果測定を実施するうえで客観的かつ定量的に把握できると評価できる。

実績報告をさらに活用するために、定量的な側面のみならず、定性的な側面の報告を受領することが必要と考える。例えば、経営指導を受けた対象企業先より経営指導の良い点及び改善点等を聴くことができれば、より良い経営指導の向上に向けた取り組みに繋がると考える。

№78. 産業技術振興事業費補助金

(1) 概要

①産業技術振興事業費補助金の概要

産業技術振興事業費補助金は、株式会社久留米リサーチ・パークが中小企業に対し行う産業技術振興事業に対し一部を助成することにより、久留米市における産業技術の高度化並びに活力ある地域企業の創出及び育成を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として交付される。

当該補助金は、久留米市まち・ひと・しごと創生に係る施策において、「安定した

雇用を創出する」という基本目標のうち、「ものづくり企業イノベーション促進事業」並びに「大学等の魅力向上支援事業」の政策事業の一環として交付されている。

当該補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「科学技術交流事業」、「産業技術支援基盤施設の機能強化事業」及び「産学官連携による研究開発支援事業」と定められている。

補助金の交付先は、株式会社久留米リサーチ・パークであり、補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する下表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
科学技術交流事業	謝金	講師等謝金
	旅費	講師等旅費 職員旅費
	庁費	会議費 会場借上料 印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 消耗品費 雑役務費
	委託料	当該事業の一部を委託する経費
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費
産業技術支援基盤施設の機能強化事業	事業費	試験研究機器等の整備にかかる購入・改良・据付・借用・保守又は修繕に要する費用 原材料費 副材料費
	人件費	試験研究機器の活用支援人材の設置に要する費用
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費
産学官連携による研究開発支援事業	委託料	産学共同研究委託料
	人件費	テクニカルコーディネーターの設置に要する費用
	謝金	講師等謝金
	旅費	講師等旅費 職員旅費 テクニカルコーディネーター旅費
	庁費	会議費 会場借上料

	印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 消耗品費 雑役務費
その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

なお、科学技術交流事業とは、久留米市内中小企業の技術開発又は研究開発を目的して開催されるセミナー、展示会、交流会等に係る取組みを行う事業を指す。

産業技術支援基盤施設の機能強化事業とは、株式会社久留米リサーチ・パークが運営する開放型試験研究施設の強化及び整備並びに試験研究機器の活用支援等に係る取組みを行う事業を指す。

産学官連携による研究開発支援事業とは、久留米市内中小企業の新製品又は新技術開発のための産学共同研究の実施、産学コーディネート、ゴム加工技術者人材育成講座の実施等に係る取組みを行う事業を指す。

補助率は下表に掲げる割合とし、限度額は久留米市の予算の範囲内とする。

事業区分	補助率
科学技術交流事業	補助対象経費の2分の1以内
産業技術支援基盤施設の機能強化事業	補助対象経費のうち人件費は全額
	人件費を除く補助対象経費については2分の1以内
産学官連携による研究開発支援事業	産学共同研究にかかる委託料については全額
	テクニカルコーディネーターの人件費は2分の1以内
	テクニカルコーディネーターの活動費は全額
	ゴム加工技術者人材育成講座にかかる補助対象経費の2分の1以内

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

下表は交付先より入手している平成28年度における収支決算書である。

収入	久留米産業技術振興事業費補助金	23,330,096
	当社負担	16,430,313
	会費収入	576,000
	計	40,336,409

支出	I 科学技術交流事業	①テクノ交流会	755,918
	II 産業技術支援基盤施設の機能強化事業	②オープン・ラボ機能充実支援	18,973,789

	Ⅲ産学官連携による研究開発支援事業	③地域研究開発促進支援	4,320,000
		④産学コーディネート	13,888,060
		⑤ゴム加工技術者人材育成講座	2,398,642
	計		40,336,409

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

また、各事業における支出内訳は下表のとおりである。

Ⅰ 科学技術交流事業（テクノ交流会）

(税込)

項目	決算額（円）	備考
講師謝金・旅費	75,500	
会場・設備使用料	377,157	
印刷製本費	88,884	
通信運搬費	57,573	
消耗品費	11,164	
その他の経費（全体交流会等）	145,640	
計	755,918	

Ⅱ 産業技術支援基盤施設の機能強化事業（オープン・ラボ機能充実支援）(税込)

項目	決算額（円）	備考
試料切断機及び研磨機他	5,523,120	
試験研究機器のメンテナンス	4,486,481	
試験研究機器の活用支援人材の設置	8,964,188	
計	18,973,789	

Ⅲ 産学官連携による研究開発支援事業（地域研究開発促進支援）(税込)

項目	決算額（円）	備考
可能性調査事業①福岡県工業技術センター （化学繊維研究所）	1,080,000	水素ステーション 用硫黄フリー・低膨 張水素耐性ゴムの 開発
可能性調査事業②福岡県工業技術センター （化学繊維研究所）	1,080,000	伸縮繊維用インク ジェット技術の確 立
可能性調査事業③福岡県工業技術センター （化学繊維研究所）	1,080,000	いぶし瓦製法を応 用した「軽量加飾壁 建材」の開発
可能性調査事業④久留米工業大学	1,080,000	竹植繊維育苗マッ ト成形工法の開発

計	4,320,000	
---	-----------	--

Ⅲ産学官連携による研究開発支援事業（産学コーディネータ）（税込）

項目	決算額（円）	備考
テクニカルコーディネータ設置費	10,395,223	
研修会講師謝金・旅費	662,320	
会場・設備使用料	663,084	
印刷製本費	158,546	
通信・運搬費	66,767	
消耗品費	785,782	
旅費交通費	666,726	
その他（図書費、諸会費など）	489,612	
計	13,888,060	

Ⅲ産学官連携による研究開発支援事業（ゴム加工技術者人材育成講座）（税込）

項目	決算額（円）	備考
コーディネータ等労務費	1,198,269	
講師謝金・旅費	210,270	
印刷製本費	86,396	
通信運搬費	26,837	
会場設備使用料	809,040	
消耗品費	67,830	
計	2,398,642	

（出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市産業技術振興事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

④補助金の交付開始年度

平成 25 年度より交付している。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額		24, 000	24, 000	24, 000	24, 000
決算額		21, 909	20, 835	21, 316	23, 330
備考	* 1	* 2			

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

* 1：平成 24 年度以前は（財）久留米地域産業技術振興基金の事業として実施

* 2：公募による開発支援事業の採択状況、分析機器購入の入札状況により
決算額が変動する。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

市内産業の振興のため、生産波及の大きな製造業への支援は効果的であり、工業団地への市外企業誘致など他の政策との相乗効果が見込める点からも当該補助金は公益上必要と考える。また、平成 20 年のダイハツ九州工場の建設以来、当市の輸送用機器の製品出荷額は大きく伸びており、関連産業が集積しつつある。自動車産業は関連産業の裾野が広く、当該補助金はこの動きを更に加速させるものと期待できる。

当該補助金を廃止した場合、関連企業の競争力の低下、域外への流出、産学官連携の衰退などが懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

製造業全般の活性化及びオープンイノベーション基盤を活用した産学官連携などによる競争力のある製品群の創出など。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果を示す具体的な指標等は設定されていない。例えば、当該補助金に係る補助事業により創出された製品群等の数を指標として設定し、毎年度創出された製品群等を集計し、データとして蓄積する。そして、蓄積された製品群等のデータを市民側へホームページ上等で情報公開することが必要である。

(意見 2)

交付先である株式会社久留米リサーチ・パークに対しては、産業技術振興事業費補助金以外にバイオ産業振興事業費補助金が交付されている。補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を定期的に見直すことも必要と考える。

№ 80. くるめ水の祭典振興会事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

水の祭典・久留米まつりは、市民の祭りとして、市民相互の融和と連携意識を高め、本市のまつり文化の向上に寄与するものであるため、「水の祭典久留米まつり開催事業費補助金交付要綱」に従い、くるめ水の祭典振興会に対し補助金を交付している。



(イ) 交付先

くるめ水の祭典振興会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

無し

(オ) 市の政策との関連性など

地域に根ざした市民主導の都市型祭典として「水の祭典久留米まつり」の充実は、まちづくりの一助として、また対外的 PR による交流人口の増加と地域の活性化に寄与していると考えられる。

②補助金の交付要綱等の名称

水の祭典久留米まつり開催事業費補助交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

④補助金の交付開始年度

平成 16 年度（現行交付要綱適用開始年度）

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	15,800	15,800	17,925	17,200	17,200
決算額	15,800	15,800	17,925	17,200	17,200

水の祭典・久留米まつり

平成 28 年度決算書

収入の部

単位：円

提灯募金	14,996,000	1241 件
祭り手拭募金	2,081,200	10,406 本 99 企業・団体・個人
広告協賛金	4,495,500	うちわ 38,200 枚、45 企業・団体
市補助金	17,200,000	
商工会議所補助金	1,000,000	
その他	431,007	
前年度繰越金	3,856,304	
収入計	44,060,011	

支出の部

事務局費	管理費	3,183,603	倉庫賃借料、事務負担金、通信連絡費等
事業費	総務費	2,625,925	廃棄物処理費、支援団体弁当、飲料水等
	企画費	2,182,882	ボランティア T シャツ、車両・会場借り上げ料等
	広報宣伝費	10,954,172	うちわ・手拭製作費、ポスター等製作費
	部会費	太鼓	722,812

	前夜祭	1,254,402	
	オープニング	189,968	
	パワーストリー		
	ト	1,478,662	
	総踊り	1,296,960	
	フィナーレ	276,220	
施設費	安全対策	3,243,826	警備業務費、交通規制看板など
	設営費	7,447,446	ステージ、テント、提灯等
	演出	8,104,310	照明、音響、特殊効果等
	45 周年事業費	260,007	
支出計		43,221,195	
収支差額		838,816	

⑥成果指標及びその実績

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
観客者数	488,300	148,600	359,500	464,500	407,000

※平成 25 年度：パレード・太鼓競演会荒天中止

※平成 26 年度：太鼓競演会荒天中止

※平成 28 年度：太鼓競演会荒天中止

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該補助金は、市民相互の融和と連帯意識を高め、本市のまつり文化の向上や、対外的 PR による交流人口の増加と地域の活性化に寄与する「水の祭典・久留米まつり」の開催を支援するものである。上記は市の実施する各種施策の目的に合致するものである。

なお、補助金を廃止した場合、警備体制の確保や広報費用等の確保が難しくなり、まつりの実施に支障が生じる。

⑧市が期待する補助金の効果

当該補助金によるまつりの実施により、市民相互の融和と連帯意識を高め、本市のまつり文化の向上や、対外的 PR による交流人口の増加と地域の活性化に寄与することを期待する。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

No 82. ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分)

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市が 16.26%を出資する、株式会社久留米ビジネスプラザが創業者・創業希望者に対し行う、ビジネスインキュベーション支援事業に対し、助成をすることにより、本市における創業の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。株式会社ビジネスプラザが、インキュベートルームの運営及び関連するビジネス支援事業を行うにあたり、上記目的の遂行のため、久留米市も助成を行うものである。

(イ) 交付先

株式会社久留米ビジネスプラザ

(ウ) 終期の設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

補助金交付要綱に補助対象者を規定しているため、公告は行っていない

(オ) 市の政策との関連性

・【3次基本計画】

活力あふれる中核都市久留米ー創業支援事業

・【キラリ創生創業戦略】

雇用・就業応援パッケージ「久留米で創業」応援事業

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市ビジネスインキュベーション支援事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

④補助金の交付開始年度

平成 28 年度

平成 27 年度以前は委託事業として実施

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	5,173
決算額	-	-	-	-	4,881

⑥成果指標及びその実績（インキュベートルーム入居率）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
-	-	-	-	100 %

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

平成 8 年に設立された株式会社久留米ビジネスプラザは、久留米地域の産業振興に寄与することを目的に、国・県・市・地元企業が出資する第三セクターで、その事業の一つに、ビジネスインキュベーション支援事業がある。この事業は、活力あるベンチャー企業の育成および新産業の創出による地域産業活性化等を目的とする。一方、久留米市は、キラリ創生総合戦略の中の最重要課題として、雇用・就業応援パッケージを挙げ、創業を支援する事業も重要課題の一つに位置付けている。

第三セクターである株式会社久留米ビジネスプラザが市の政策を具体化する事業を行う際に、事業を効果的に行うために必要な資金として助成することは、公益上も必要と考えられる。

活力あるベンチャー企業の育成および新産業の創出による地域産業活性化には、一定のノウハウが必要であるが、補助金を廃止した場合、株式会社久留米ビジネスプラザとして 10 年以上継続して事業を行い、ノウハウも蓄積している事業が効果的に行えなくなるリスクが生じる。

⑧市が期待する補助金の効果

久留米ビジネスプラザが行うビジネスインキュベーション事業により、本市におけ

る創業が促進され、地域経済の活性化に寄与することを期待している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1) 補助金の使途について

この補助金を支給している株式会社久留米ビジネスプラザは、資本金 18 億 5 千万円のうち久留米市が 16.26%を出資するオフィスビル、駐車場の賃貸・管理及び運営を行い、平成 29 年 3 月期は、賃貸等不動産に関する利益は 18,685 千円を計上している第三セクターである。

一方、当該補助金の支出内訳は以下のとおり、経費の 70%に当たる 3,393 千円が株式会社久留米ビジネスプラザの専務、参事（いずれも市職員の退職者）の人件費である。インキュベーションに係る直接的な経費は賃料補助 463 千円とセミナー関連費用 980 千円である。

専務、参事は株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担っていることから、専務、参事の人件費全てをビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出するのは補助金の趣旨に合致していない。賃貸事業の管理等にかかる人件費は第三セクターの収入等他の財源で負担すべきで補助金の人件費負担を明確に区分しなければならない。

項目		金額（円）	割合	備考
補助金額（収入）		4,880,788	100%	
支出	賃料補助	463,776	10%	
	審査会謝金	43,138	1%	
	インキュベーションマネージャー経費	0	0%	
	セミナー開催費用	980,829	20%	
	ベンチャー	0	0%	

	支援経費			
	事業運営費	3,393,045	70%	専務、参事の人件費を知的財産普及活用推進事業費補助金と折半
	支出計	4,880,788	100%	

N o 8 3、1 0 5. 久留米市雇用・就労推進協議会補助金

(1) 概要

①久留米市雇用・就労推進協議会補助金の概要

久留米市では、昭和 52 年に国、福岡県、経済団体及び労働団体等とともに、地域雇用の安定と勤労者福祉の向上を目的として「久留米市雇用問題協議会」を設立し、同協議会へ平成 27 年度まで久留米市雇用問題協議会補助金を交付していた。

一方、平成 19 年に商工経済団体と行政により、仕事と子育ての両立支援を推進し、次代を担う子供たちの成長を支えあい、応援する社会を実現することを目的として「久留米市仕事と子育て両立支援推進会議」を設立し、仕事と子育て両立の支援取り組みを実施していた。

久留米市の人口維持及び地域経済の発展等を図り、上述した 2 つの組織で取り組んできた事業を新たな組織で一体的に取り組むため、久留米市雇用・就労推進協議会（以下、協議会という。）が設立された。

久留米市雇用・就労推進協議会補助金は、協議会の経費の一部を補助することにより、久留米市地域の雇用及び就労の推進並びに安定、勤労者福祉の向上に資すること、また、久留米市キラリ創生戦略の雇用や就労に関する分野を推進することを目的として、安定した雇用を創出するという基本目標に基づき、医療・福祉・介護現場の人材確保事業及び若年者雇用安定促進事業に係る政策事業に対する補助金として、平成 28 年度より交付されている。

補助の対象となるのは、協議会が行う事業及び協議会の運営に係る経費であり、下記の 4 つのいずれかの事業に該当し、上述した目的に合致することが要求されている。

- ・久留米市キラリ創生総合戦略に掲げるキラリ政策パッケージ及び政策事業
- ・地域の雇用や就労の推進及び安定、勤労者福祉の向上についての情報交換、実態調査及び研究討議に関する事業
- ・仕事と子育ての両立支援の推進など、快適でゆとりのある労働環境の整備に関する事業
- ・その他、上述した目的を達成するために必要な事業

チラシ、パンフレットまたは久留米市のホームページにて事業者へ公告している。

なお、久留米市キラリ創生総合戦略は平成 31 年度で終了する予定である。

協議会は、下表に掲げる団体により構成されている。

構成団体	委員
久留米労働基準監督署	署長
久留米公共職業安定所	所長
福岡労働局雇用環境・均等部	部長
福岡県筑後労働者支援事務所	所長
福岡県久留米中小企業振興事務所	所長
福岡県立久留米高等技術専門校	校長
連合福岡北筑後地域協議会	議長
久留米商工会議所	副会頭
久留米南部商工会	会長
久留米東部商工会	会長
田主丸町商工会	会長
一般社団法人筑後中小企業経営者協会	会長
一般社団法人福岡県中小企業団体中央会	久留米支部長
一般社団法人福岡県中小企業家同友会	久留米支部長
職業訓練法人久留米地区職業訓練協会	常務理事
公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター	常務理事
久留米市	副市長 商工観光労働部長 男女平等推進担当部長 子ども未来部長

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料)

協議会の執行機関として、久留米市副市長が会長、久留米商工会議所副会頭が副会長を務め、会長の指名により監事 2 名が選出される。協議会は、久留米市商工観光労働部労政課に事務局が設置されており、労政課長が事務局長を務め、臨時職員を一人雇用し協議会の事務に専従させている。

また、協議会が事業を行うにあたり、課題や目標を共有し連携・協働しながら主体的に事業を推進するため、推進委員会が設置されている。推進委員会は下表の団体により構成されている。

構成団体
久留米商工会議所
久留米南部商工会
久留米東部商工会

田主丸町商工会
一般社団法人 筑後中小企業経営者協会
一般社団法人 久留米青年会議所
一般社団法人 福岡県中小企業家同友会
社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院
学校法人 久留米大学
学校法人 久留米工業大学
学校法人 聖マリア学院 聖マリア学院大学
学校法人 久留米信愛女学院 久留米信愛女学院短期大学
独立行政法人 国立高等専門学校機構 久留米工業高等専門学校
久留米市立久留米商業高等学校
久留米市立南筑高等学校
久留米労働基準監督署
久留米公共職業安定所
福岡労働局雇用環境・均等部
福岡県筑後労働者支援事務所
職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会
一般社団法人 久留米銀行協会
連合福岡北筑後地域協議会
久留米市

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料)

当該補助金は、交付決定通知後に概算払いによって支払われ、年度末において事業報告及び収支決算書を入手し実績内容を確認している。平成 28 年度における協議会の収支決算書は下表のとおりである。

(久留米市雇用・就労推進協議会の平成 28 年度事業報告書)

事業名	内容	実施日	会場	参加人員等
雇用機会 拡大事業	若年者むけ合同会社説明会	8 月 2 日	久留米工業大学	17 名
		8 月 12 日	久留米シティプラザ	131 名
		9 月 2 日	久留米大学	118 名
就職促進 支援事業	若年者就職支援セミナー（経営者と語る）	10 月 17 日	久留米大学	55 名
	職業観育成セミナー事業	平成 28 年 6 月 3 日～平成 29 年 2 月 16 日	久留米市内の大学、高校、中学校、小学校	1,769 名

	中小企業魅力発信情報誌「くるめで働こう」発行	平成 28 年 9 月 平成 29 年 2 月 平成 29 年 3 月		各 7,000 部
	企業向けインターンシップ受入マニュアル作成	3 月		1,000 部
	障害者、新規高卒合同面談会	8 月 24 日 9 月 23 日 11 月 22 日	久留米リサーチ パーク	85 名 122 名 38 名
求人開発事業	手話奉仕員配置	毎週月曜	公共職業安定所	相談延 22 件
労働環境改善事業	職場のハラスメント対策セミナー	9 月 14 日	久留米商工会館	51 名
	仕事と子育て両立支援推進セミナー	8 月 26 日	久留米商工会館	61 名
	採用力向上セミナー	7 月 28 日 1 月 24 日	えーるピア久留米	64 名 50 名
	指導力向上セミナー	3 月 17 日	えーるピア久留米	53 名
	同一労働同一賃金対策セミナー	3 月 22 日	久留米シティプラザ	55 名
	労働環境改善推進アドバイザー派遣事業	3 月 2 日		申請 1 社
労働者支援事業	若年者向けハンドブック発行	1 月作成		4,300 部
	はたらく人へのインフォメーションリーフレット発行	12 月作成		2,500 部
その他の共催事業	労働経営講座	10 月 7 日 11 月 2 日	えーるピア久留米	23 名 27 名
	労働教育講座	10 月 12 日 10 月 27 日	えーるピア久留米	18 名 10 名

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

上表の事業のうち、採用力向上セミナー及び中小企業魅力発信情報誌「くるめで働こう」発行については、該当事業に係る効果測定の方法として参加者並びに中小企業へアンケート調査をセミナー終了後又は毎年度実施している。なお、上記以外に係る事業の効果測定については、次回の実施内容へ反映するためのアンケート調査を事業実施時に

行っているが、アンケート調査による効果検証を実施することが馴染まない理由等から、総括的な雇用統計調査結果に依拠している。

(採用力向上セミナーは合同会社説明会の参加企業を主な対象としており、説明後に採用状況等のアンケート調査を行い、事業効果を測定している)

(久留米市雇用・就労推進協議会の平成 28 年度収支決算書) (単位：円)

(収入の部) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

項目	内容	予算額	決算額	増減
1 補助金	久留米市補助金	16,749,000	14,989,859	1,759,141
2 雑入	雇用保険料被保険者負担金、預金利息等	1,000	6,044	△ 5,044
合 計		16,750,000	14,995,903	1,754,097

(支出の部)

項目	内容	予算額	決算額	増減
I 事務費	総会 1 回、推進委員会 5 回、推進グループ会議 3 回の飲食代など	40,000	35,965	4,035
II 事務局費	臨時職員賃金、労働保険・社会保険、図書、消耗品、旅費等	2,200,000	2,199,192	808
III 事業費		14,510,000	12,760,746	1,749,254
①雇用機会 拡大事業	若年者むけ合同会社説明会	3,461,000	2,617,047	843,953
②就職促進 支援事業	若年者就職支援セミナー (経営者と語る) 職業観育成セミナー事業 地元企業魅力発信事業 インターンシップ普及促進事業 障害者、新規高卒合同面談会	7,607,000	7,176,724	430,276
③求人開発 事業	手話奉仕員配置	300,000	138,000	162,000

④労働環境改善事業	職場のハラスメント対策セミナー 仕事と子育て両立支援推進セミナー 採用力・指導力向上セミナー 同一労働同一賃金対策セミナー 労働環境改善推進アドバイザー派遣事業	2,602,000	2,600,245	1,755
⑤労働者支援事業	若年者向けハンドブック、はたらく人へのインフォメーションリーフレット印刷費	400,000	198,730	201,270
⑥調査研究事業	旅費（先進地調査）	70,000	0	70,000
⑦その他の共催事業	労働経営講座負担金 その他共催事業	70,000	30,000	40,000
合 計		16,750,000	14,995,903	1,754,097

（出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成）

上表のうち、①雇用機会拡大事業、②就職促進支援事業、③求人開発事業、④労働環境改善事業、⑤労働者支援事業、⑥調査研究事業及び⑦その他の共催事業の支出額が補助対象事業の必要経費に該当して補助金が交付対象となっている。久留米市商工観光労働部労政課の事務局にて、補助対象事業に係る経費の明細を作成及び領収書等を管理している。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市雇用・就労推進協議会補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 労政課

④補助金の交付開始年度

平成 28 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額					16,749
決算額					14,990

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

なお、平成 24 年度から平成 27 年度における久留米市雇用問題協議会補助金の予算額及び決算額は下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	7,589	7,589	7,769	8,142	
決算額	5,963	6,672	7,760	7,295	

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

「久留米市キラリ創生総合戦略」に掲げられた、「安定した雇用の創出」や「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」などの基本目標を達成する為には、行政のみならず市民や地域、関係団体、金融機関、民間事業者などとの協働による取り組みが必要不可欠である。

昨今、景気の回復傾向などに伴い、有効求人倍率や内定率の増加が見られるが、若年求職者の都市部への流出も激しく、久留米市を支える中小企業には人手不足を訴える企業が多く見られる。

また、少子高齢化や人口減少の影響で生産年齢人口が落ち込む中、社会的に問題となっている長時間労働や労働者のメンタルヘルスへの対策、子育てしやすい環境づくりなどを進めるためには、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント対策、女性活躍の推進など企業の働き方改革の推進は急務である。

それぞれの分野や施策における関係団体等が連携をとり、事業を展開していく久留米市雇用・就労推進協議会へ必要な経費を補助することにより、上記課題の解決に寄与することが出来るため、公益上必要と考える。

また、当該補助金を廃止した場合、久留米市雇用・就労推進協議会による事業規模が大幅に縮小し、市内での若年求職者などの就職率低下や、働き方改革の停滞に繋がりが、地域経済の衰退が懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米市雇用・就労推進協議会がこの補助金を活用し、市の雇用労働問題について課題解決に向け、構成団体が連携を強化し、主体的に取り組みを推進することにより、市内の雇用情勢や労働環境の改善に結びつくものとする。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、セミナー参加者又は中小企業に対するアンケート調査方法等の具体的な要領等は見受けられない。そのため、アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、久留米市雇用・就労推進協議会補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。

つまり、久留米市雇用・就労推進協議会補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。

N o 8 4. 久留米南部観光物産振興会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市南西部地区(久留米南部商工会エリア)における観光事業の振興を図ると共に、地域文化を生かした街づくりを推進し、地域振興を図ることを目的とし、酒蔵びらき、エツ解禁と感謝祭などの事業を行う。

(城島酒蔵びらき)



(イ) 交付先

久留米南部観光物産振興会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

城島酒蔵びらき、エツ解禁と感謝祭実施のための補助金であるため、公告していない。

(オ) 市の政策との関連性

久留米市新総合計画の「久留米ならではの魅力ある観光の振興」、予算要求書「魅力ある観光都市づくり」、久留米とんこつ戦略プラン（久留米観光・MICE戦略プラン）、地域資源を活かした観光の推進の久留米市の政策に関連する補助金である。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市南部観光物産振興会観光振興事業費補助金交付要綱

③所管部署

城島総合支所 産業振興課

④補助金の交付開始年度

久留米市としては、合併した平成17年度より交付している。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

城島酒蔵びらき

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2,850	8,919	8,727	9,280	9,280
決算額	2,850	8,919	8,727	9,280	9,280

エツ解禁と感謝祭

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	285	295	295	281	281
決算額	285	295	295	281	281

平成 28 年度 収支決算書

久留米南部観光振興会

収入の部

科目

会費	98,000	49 社
補助金	9,560,800	久留米市からの補助金
助成金	1,717,969	久留米南部商工会、福岡県酒造組合より
広告掲載費	1,000,000	福岡県観光推進協議会より
手数料	938,308	
売上	12,974,550	(酒蔵) 飲み比べ、角打ち、元気鍋等
特別賦課金	7,381,580	酒蔵出店料、協賛金、パンフレット掲載料
飲酒運転防止対策協力金	723,000	酒蔵びらき
広告協賛金	16,000	
雑収入	35,954	
借入金	554,367	* 1
合計	35,000,528	

支出の部

事業費	34,576,034	
酒蔵びらき	32,956,507	
エツ感謝祭	355,045	
九州うまいもの大食堂	864,482	
国際フラワーEXPO	400,000	
協賛金	200,000	
委託料	130,000	商工会事務手数料
その他	94,494	
支出合計	35,000,528	

収支差額 0

* 1 平成 28 年度は、天候不良のため売上等が芳しくなく資金不足となったために、商工会より 554 千円の借入を行っている。

⑥成果指標及びその実績

城島酒蔵びらき

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数	70,000	100,000	110,000	100,000	110,000
出店数	144	160	161	157	154

エツ解禁と感謝祭

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数	100	100	100	100	100
観光客数	4,030	3,990	3,760	3,987	2,995

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

城島酒蔵びらきは城島、三潞、大善寺の酒蔵 9 蔵が参加し、集客数 10 万人を超す九州最大のお酒のイベントに成長している。また、九州、福岡県内はもとより東京、関西圏からも多数の客が来場し、お酒や地元物産品の消費拡大につながっており、地域経済への波及効果が期待できる。

エツ解禁と感謝祭は 5 月 1 日から筑後川を遡上するエツ漁の解禁日にあわせ、7 月下旬までの漁期の豊漁と安全を祈願する祭りである。このイベントにより地元の貴重な観光資源「エツ」を P R し、エツを食する目的で県内外からの集客につなげ、交流人口の増、地域経済活性化につながることを期待している。

補助金を廃止した場合、自主財源のみでの事業開催が困難となり、久留米市全体の観光推進にも大きな影響が出るものと考えられる。

⑧市が期待する補助金の効果

地域資源を活用し観光を推進することで、久留米市及び城島地域へ年間を通して交流人口の増加を図り、その結果、酒造業、飲食店にとどまらず、地域産業全体への経済波及効果が期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

№85. 久留米市ふるさとみづま祭補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

明るく活力ある地域づくりの一環として「ふるさとみづま祭」を実施し、三潞地域の市民のふれあいを基本に、地域の特色を活かした産業振興及び文化交流を深め、次代を担う青少年の健全育成に寄与することを目的とするふるさとみづま祭実行委員会に対し、市の補助金 6,479 千円、地域振興基金 2,700 千円の交付を行っている。

「ふるさとみづま祭」では、YOSAKOI みづま、アンパンマンショー、歌謡ショー、各種団体によるステージイベントの他、物販としてちっこへその市、みづまん市が行われている。



(イ) 交付先

ふるさとみづま祭実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

ふるさとみづま祭実施のための補助金であるため、公告していない。

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市新総合計画の「久留米ならではの魅力ある観光の振興」

②補助金の交付要綱等の名称

ふるさとみづま祭事業補助金交付要綱

③所管部署

三潞総合支所 産業振興課

④補助金の交付開始年度

久留米市としては、合併した平成17年度より交付

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	9,698	9,698	10,062	9,479	9,179
決算額	9,698	9,698	10,062	9,479	9,179

収入の部

市補助金 9,179,000 市補助金 6,479 千円、地域振興基金 2,700 千円

農協助成金 500,000

商工会助成金 475,000

出店料 1,062,086 ちっこへその市 49 店舗

協賛金 1,328,000 33 団体、124 事業所

雑収入 14,042

前年度繰越金 804,966

収入計 13,363,094

支出の部

イベント事業費 2,652,113 YOSAKOI、こどもパフォーマンス大会、ステージイベント

みづまん市事業費 809,452

総務広報事業費 751,098 ポスターチラシ等広報関係

運営費 7,803,462 主に会場設営費、電気、警備、水道

保険料 117,250

予備費 203,040

支出計 12,336,415

収支差額 1,026,679

積立金へ繰出 450,000

繰越額 576,679

⑥成果指標及びその実績

(単位：人)

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数	65,000	55,000	65,000	65,000	65,000

※平成 25 年度は、開催日が雨天だったため来場者数が減少

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市だけでなく、県内外・近隣自治体からも多くの方が来場されるイベントとなっており、様々な取組みにより地域及び近隣からの出店を確保されていることから、地域産業活性化と観光振興に一定の効果が現れていると認識している。

補助金を廃止した場合、現在のような集客力のあるステージイベントや催し物の実施が不可能となり、イベントの実施自体が困難になる可能性がある。

⑧市が期待する補助金の効果

イベントを通じて、少しでも多くの方に三潞へ訪れてもらい、地域の魅力を知ってもらうことで、定期的に遊びに来ていただくリピータになってもらうことを期待している。

また、三潞の特産品やハトムギを使用した加工品などの情報発信を行い、地域産業の振興に寄与することも期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見 1)

市の補助金の内、地域振興基金分 2,700 千円は合併特例の基金であり、合併から 10 年経過すると同時に基金がなくなり、市の補助金は単費の 6,479 千円のみとなることから、実行委員会は出店料や協賛金の増収と支出の削減を検討する必要がある。

る。

№ 86. コスモスフェスティバル関連事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

北野地域のコスモス街道をはじめとした観光資源を活用し、コスモスが見頃を迎える時季に開催される「久留米市コスモスフェスティバル」に要する経費に対して補助金を交付することで、地域産業の活性化と観光振興を図ることを目的とする。

コスモスフェスティバルは、毎年、コスモスパーク北野において、コスモスが開花する10月中旬の土、日の二日間開催され、コスモスウエディング、ステージイベント等が行われる。



(イ) 交付先

コスモスフェスティバル実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

コスモスフェスティバル実施のための補助金であるため、公告していない。

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市新総合計画の「久留米ならではの魅力ある観光の振興」、予算要求書「魅力ある観光都市づくり」に関連する。

②補助金の交付要綱等の名称

コスモスフェスティバル関連事業費補助金交付要綱

③所管部署

北野総合支所 産業振興課

④補助金の交付開始年度

久留米市としては、合併した平成17年度より交付

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	8,674	8,674	8,755	8,598	8,598
決算額	8,674	8,674	8,755	8,598	8,598

平成28年度コスモスフェスティバル実行委員会 収支決算書は以下のとおりである。

収入の部

(円)

項目

決算額

1市補助金

8,598,000

2. 久留米東部商工会助成金

500,000

3雑収入(出店料、協賛金等)

1,277,311

4前年度繰越金

713,768

収入合計

11,089,079

支出の部

1.イベント関連事業費

5,809,810

イベント費

3,007,059

コスモスレディ事業費

582,802

広告宣伝費

808,695

テント設置撤去費

1,205,772

その他

205,482

2. コスモス育成関連事業費

2,284,814

*1

コスモス育成費

1,368,000

種子・除草剤・肥料等

916,814

3. 会場施設整備費

2,254,956

交通整理費

1,269,648

駐車場対策費

338,040

施設管理費

415,412

トイレ設置費

231,856

支出合計

10,349,580

収支差額

739,499

*1年間を通して土壌分析、土壌改良、種まき、育成作業、刈取り作業を行うコスモス街道育成愛好会へ補助を行う。

⑥成果指標及びその実績

(単位：人)

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数	61,000	45,000	20,000	56,000	37,000

※平成 26 年度は台風 19 号の接近に伴い 2 日目を中止した。また平成 28 年度は開催日が雨天だったため来場者数が減少した。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

コスモスが北野町のシンボルとなったきっかけは、1971 年に街道沿いに住んでいた住民が、まちの環境美化と生まれてくる子どものために家の前にコスモスの種をまき始めたことであり、その後地元住民の協力のもとコスモス街道ができた経緯がある。フェスティバル(当初はコスモスフェア)はコスモスで北野町を盛り上げようと、1985 年に北野町商工会が主体となって開催し、今では実行委員会が主催する秋を代表するイベントとなった。

イベント開催時には、北野町内を中心として、近隣自治体からもコスモスの花とイベントを楽しもうと多くの方が来場され、農業地域である特性を生かした地元野菜の販売など、交付目的である地域産業活性化と観光振興に一定の効果が現れている状況である。

補助金を廃止した場合、集客力のあるステージイベントの実施やコスモス街道のコスモスの良好な生育を維持することが困難となり、自己財源を確保するために協賛金や出店料の増額をすると、協賛企業や出店者が激減することが予測され、イベントの縮小につながりかねない。

⑧市が期待する補助金の効果

フェスティバルをきっかけに、市内だけではなく市外からも北野町に訪れ、コスモスをはじめとした観光資源に親しみ、リピーターとして再び北野地域を訪れてもらうことで、年間の入込客数の増加を期待している。

また、入込客数が増加することにより、地域の飲食店や酒蔵などの利用者が増加し、地域経済の活性化と地域産業の振興に寄与すると考えている。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ

効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

N o 8 7. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金

(1) 概要

① まちなか賑わいづくり支援事業費補助金の概要

まちなか賑わいづくり支援事業費補助金は、まちなか地域物産店事業補助金であり、久留米市地域の魅力の発信及び中心市街地の賑わいづくりを図るため、中心商店街においてまちなか地域物産店事業を実施するまちづくり会社に対して交付されている。

当該補助金は、久留米市まち・ひと・しごと創生に係る施策において、安全な暮らしを守るという基本目標に基づき、中心拠点整備事業に係る政策事業に該当する。

補助金の対象となる団体は、まちづくり会社の団体とされている。当該団体は、地方公共団体、商店街振興組合、事業協同組合又は商工会議所が出資し、一つの事業者からの出資が2分の1以下であり、定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できるものと定義されている。

補助金の交付対象は、上述した団体が行うまちなか地域物産店事業のために必要な経費が対象範囲であり、経費の内容及び補助の割合については下表のとおりである。

補助の対象となる経費	内容	補助の割合
まちなか地域物産店の整備に係る経費	設計費 改装費及び備品購入費	左欄に掲げる経費 の10分の10以内
まちなか地域物産店の維持管理に係る経費	店舗賃借料 光熱水費及び下水道使用料 清掃費及び警備費 保険料 アーケード維持管理経費	
その他市長が必要と認める経費		

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

なお、対象事業について、別に定めのある補助金等の交付対象事業として補助を受けることができる場合には、当該補助金は交付しない。

中心商店街においてまちなか地域物産店事業を実施するまちづくり会社は、株式会

社ハイマート久留米であり、地域物産店名はくるめヨカモン屋である。

下表は、株式会社ハイマート久留米より入手しているくるめヨカモン屋に係る平成 28 年度久留米市まちなか地域物産展事業に係る収支決算書である。

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額	備考
整備に係る経費	0	0	0	
設計費	0	0	0	
改装費及び備品購入費	0	0	0	
維持管理に係る経費	7,285,320	7,285,320	7,285,320	
店舗賃借料	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
光熱水費及び下水道使用料	1,069,320	1,069,320	1,069,320	
清掃費及び警備費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
アーケード維持管理費	216,000	216,000	216,000	
その他市長が必要と 認める経費	0	0	0	
その他	0	0	0	
合 計	7,285,320	7,285,320	7,285,320	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

上表にて、店舗賃借料は地域物産店舗の家主と月額 500 千円の賃貸契約を締結している。また、電気代、上下水道代及び六ツ門商店街振興組合に係る年間組合費を計上している。くるめヨカモン屋における損益分岐点となる日商と平均日商を比した場合、補助金を含む場合で損益分岐となる日商のおよそ 2 分の 1、補助金を含まない場合では 3 分の 1 程度である。なお、平成 28 年度における販売額は補助金込みで約 14,000 千円、購買客数は約 14,000 人前後という状況である。

②補助金の交付要綱等の名称

まちなか地域物産店事業補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 27 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	—	—	—	20,856	8,738
決算額	—	—	—	20,758	7,286

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

まちなか地域物産店「くるめヨカモン屋」は、市が交流や賑わいの拠点として整備した久留米シティプラザへの来訪者を主なターゲットとし、久留米地域の伝統工芸品や地域産食品などの特産物の展示・即売を行い、その販売を通じて久留米地域の魅力を発信するとともに、まちなかの案内や、イベント・観光情報の発信を併せて行う施設であり、当該補助金は、同施設の運営にかかる経費の一部を対象に補助するものである。

現時点ではイベントの無い平日の売上が少ない状況となっており、当該補助金を廃止した場合、まちなかの賑わい、来街者の利便性向上、情報発信などが円滑に行われず、シティプラザを核とした賑わいづくりに支障が生じると考えられる。

■対象経費：家賃地代・光熱水費・アーケード負担金の固定経費

■会社負担：人件費、仕入、備品費、消耗品費、広報費・販促費など

⑦市が期待する補助金の効果

まちなか地域物産店の安定的な運営による来街者への久留米の魅力発信、地場産品の振興

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

くるめヨカモン屋における損益分岐点となる日商と平成28年度の平均日商とを比した場合、補助金を含む場合で損益分岐となる日商のおよそ2分の1、補助金を含まない場合では3分の1程度という状況である。くるめヨカモン屋が開店し補助金が交付されて2年目であるも、損益分岐点の日商と著しく乖離していることから、補助金の効果（地場産品販売を通じた魅力ある情報の発信）が見受けられないと判断されるなら、事業そのものからの撤退を検討しなければならない。現在、その効果を測る指標がないことから、その指標の設定と、効果測定の終期の設定について検討すべきである。

(意見1)

損益状況を改善するひとつの方法として、運営母体を変更することも必要と考える。現在は株式会社ハイマートがくるめヨカモン屋を運営している。物産店に係る経営方法を有していること、つまり魅力ある物産の仕入先に精通しており、来店者以外の販路先を拡大することができる等の運営母体へ変更することも損益状況及び資金収支を改善する方法と考える。また、購買者の動向を分析し、購入された物産数を集計し、在庫リスク（物産が陳腐化し廃棄する等）を低減する策を実施することも必要である。

補助対象事業に係る対象経費の家賃について、黒字化及び収支プラス等の損益状況を改善するため、契約先と賃料について減額交渉することも必要と考える。

N o 8 9 . 田主丸耳納の市補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

田主丸耳納の市実行委員会が実施する「田主丸耳納の市」に要する経費に対し、補助金を交付することにより、久留米市田主丸地域の観光振興及び特産物振興を図ることを目的とする補助金である。イベントの開催を通じて、特産物である柿や植木・苗木、新鮮な野菜等を展示・販売し、地域産業の活性化を図り、同時に地域の魅力をアピールすることで、周辺部の観光を振興することが目的である。

耳納の市では、田主丸産の新鮮な野菜、フルーツ、地元の酒、植木・苗木などの販売や田主丸の企業も展示会を開き、地元企業の認知や若者の就労のきっかけとなるよう工夫されている。

開催は、毎年 11 月後半の土曜、日曜の 2 日間である。



(イ) 交付先

田主丸耳納の市実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

田主丸耳納の市実施のための補助金であるため、公告は行っていない。

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市新総合計画の「久留米ならではの魅力ある観光の振興」に対応した事業として実施している。

②補助金の交付要綱等の名称

田主丸耳納の市事業補助金交付要綱

③所管部署

田主丸総合支所 産業振興課

④補助金の交付開始年度

久留米市としては、合併した平成 17 年度より交付

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,175	6,175	6,387	6,068	6,852
決算額	6,175	6,175	6,387	6,068	6,852

平成 28 年度の田主丸耳納の市 決算書は以下のとおりである。

収入の部		(円)
項目	決算額	
1 市補助金	6,852,000	
2. 出店料	908,000	
3 雑収入	11,126	
4 前年度繰越金	395,643	
収入合計	8,166,769	
支出の部		
1. 総務部会費	1,040,419	
警備委託経費	704,160	
その他	336,259	
2. イベント部会	3,422,173	
出演者謝金	50,000	
ステージ設営・進行	3,320,800	
その他	51,373	
3. 交通部会	222,882	
消耗品費	2,882	
交通指導者金	220,000	
4. 出品設営部会	2,816,777	
設営委託費	1,416,960	
電気水道設備費	988,880	
ゴミ処理清掃費	319,140	
消耗品・雑費	91,797	
5. 広報部会	269,352	
宣伝・広告費	162,756	
消耗品・雑費	106,596	
支出合計	7,771,603	
収支差額	395,166	

収入額は、出店料が 908 千円あるが、その大半は市の補助金 6,852 千円である。

⑥成果指標及びその実績

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数（人）	35,000	40,000	50,000	55,000	35,000
出店数（店）	67	63	57	65	70

※平成 24 年度と平成 28 年度は、開催日が雨天だったため来場者数が減少した。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市だけでなく、近隣自治体からも多くの方が来場されるイベントとなっており、様々な取組みにより地域からの出店を確保されていることから、交付目的である地域産業活性化と観光振興に一定の効果が現れていると認識している。

補助金を廃止した場合、現在のような集客力のあるステージイベントや催し物の実施が不可能となり、出店料も高額となるため、出店希望が減少することが予測され、イベントの実施が困難になる可能性がある。

⑧市が期待する補助金の効果

「田主丸耳納の市」をきっかけに、少しでも多くの方に田主丸へ訪れていただき、田主丸地域の魅力を知ってもらうことで、定期的に遊びに来るリピーターを増やすことが補助金の効果である。

その結果として、地域の店舗やフルーツ観光農園への来客者が増加し、地域産業の振興に寄与することを最終的な目的としている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

N o 9 0 . 城島まつり補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市城島地区において、市民の交流と連携を深めるなど、地域の活性化を推進し、地域振興を図ることを目的とした城島まつり事業を開催するために城島まつり実行委員会に対し、城島まつり事業補助金交付要綱に従い補助金を交付している。

まつりは、町民の森をメイン会場として、例年 9 月中旬の土日に実施され、大獅子パレード、アオみこしりレー、地域物産展等が実施される。



(イ) 交付先

城島まつり実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

城島まつり事業のための補助金であるため、公告していない。

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市新総合計画の「久留米市ならではの魅力ある観光の振興」

予算要求書「魅力ある観光都市づくり」

久留米とんこつ戦略プラン（久留米観光・M I C E 戦略プラン）

・地域資源を活かした観光の推進

②補助金の交付要綱等の名称

城島まつり事業補助金交付要綱

③所管部署

城島総合支所 産業振興課

④補助金の交付開始年度

久留米市としては合併した平成17年度から

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	10,575	8,075	8,260	7,847	7,847
決算額	9024	8,075	8,260	7,847	6,747

※平成24年度と28年度は本祭が中止となったため、予算額と決算額の差額をそれぞれ返還している。

平成28年度の城島まつり実行委員会会計決算書は以下のとおりである。

収入の部

項目	決算額
1市補助金	6,747,000
2協賛金	696,000
3雑収入	124,000
4前年度繰越金	910,348
収入合計	8,477,348

支出の部

1.大獅子ストリート事業費	1,875,531	
1. 仮装パレード	394,750	
2. 大獅子パレード	1,480,781	
2. まつり広場事業	1,414,179	
1. アオみこしリレー	413,564	*1
2. フィナーレ	321,379	
3. 夢まつり踊り大競演	300,000	
4. 前夜祭	369,116	
5. 地域物産展	10,120	
3. まつりPR事業費	459,002	
1. 水の祭典PR事業費	308,390	
2. 博多どんたくPR事業費	146,498	
3. 写真コンテスト事業費	4,114	
4. 運営事務費	3,856,817	
1. 広報費	382,076	
2. 会場設営費	2,383,344	
3. イベント運営	948,557	

4. クリーンアップ費	0
5. シャトルバス運行事業	42,120
6. 事務費	92,446
7. 備品購入費	0
8. 会議費	8,274
9. 修繕料	0
支出合計	7,605,529
収支差額	871,819

＊ 1 : リレー上位者への賞金、商品等の費用

⑥成果指標及びその実績

成果指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来場者数	1,000	28,000	28,000	30,200	600
出店数	26	26	25	24	23

※平成 24 年度と平成 28 年度は大雨による天候不良のため、前夜祭のみの実施となったため来場者が減少している。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市だけではなく、近隣自治体や他県からも来場されるイベントとなっており、交付目的である地域活性化（観光振興）に一定の効果が現れていると考えられる。まったり前はラジオやテレビ、雑誌など多くのメディアからの取材を受けたり、どんたくに出場したりするなど、城島町ひいては久留米市の PR にも活用できている状況である。

補助金を廃止した場合、現在のような集客力のあるパレードや催し物の実施が不可能となる。出店料や協賛金の値上げをせざるを得なくなるが、年々出店者数も増加しない中、出店料の値上げは出店数の大幅な減少を招くことが予想される。また、協賛金は、実行委員が収集しているが、現在でも資金集めに苦慮しており、イベントの実施が困難になると思われる。

また、同イベントは昭和 47 年から行われている伝統あるまつりで、城島地域には欠かせないイベントとなっており、まつりを通して地域への愛着やコミュニティの繋がりも強くなることから、今後も継承していくべきイベントであろう。

⑧市が期待する補助金の効果

イベントをきっかけに、少しでも多くの方の訪問のきっかけとなり、久留米市民や市外の方々に城島地域の魅力を知ってもらうことで、リピーターとして訪問してもら

えれば、市内への交流人口増加・定住人口増加につながれると考えられる。

また、城島の知名度を高めることで、酒・瓦などの地域の伝統産業を含めた地域産業の発展にも寄与し、久留米市城島地域の経済活性化を期待できる。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

まつりで実施されるアオみこしのタイムレース賞、仮装賞として、順位に応じ、現金2万円～4万円が支出されているが、市の補助金の使途としては好ましくない。商品等を提供するとしても市の祭りであることに鑑み再検討しなければならない。

(意見1) 人件費について

平成28年度の決算書を記載したが、この決算書には実働部隊の人件費が入っていない。すなわち、まつりは城島支所の職員が実働部隊として準備を行っているが、職員の作業時間の付替えは行われておらず、まつり全体の経費が明らかにできない状況である。このことが、まつりに対し金銭を請求するというわけではないが、評価に際しては、市からの人的支援がどのくらいあるのかも含めて評価を行うべきである。

(意見2) 開催時期について

現在の久留米市は旧久留米市と旧4町が合併した関係で、旧久留米市と旧4町が開催するまつりがそれぞれに継続し、久留米市の各地域の振興を図ることは望ましいことと考えられる。

しかし、旧4町の祭りは9月～11月の時期に集中していることから、市内、市外の観光客がそれぞれの祭りに分散し、久留米市のまつり全体の集客効果が薄れているのではないかと考えられる。

また、台風、大雨の時期に重なり、来客数が大幅に減少している祭りも出ていることから、開催時期を見直し可能なまつりについては開催時期を見直し、より効果的

な集客が行えるよう努めるべきだと考えられる。

N o 9 1. 久留米都心部イルミネーション事業費補助金

(1) 概要

①久留米都心部イルミネーション事業費補助金の概要

久留米都心部イルミネーション事業費補助金は、くるめ光の祭典事業を円滑にかつ効果的に実施するために、事業に係る費用の一部を補助し、中心市街地に賑わいと活力を創出し、もって地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与することを目的として交付される。

補助金の交付対象者は、まちづくり会社であり、まちづくり会社とは、地方公共団体、商店街振興組合、事業協同組合又は商工会議所が出資し、一つの事業者からの出資が2分の1以下であり、定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できるものと定義されている。

補助金の交付対象となる経費は、以下のとおりである。

- ・事業に係る材料代及び設営撤去費
- ・事業に係る電気代
- ・事業に係る運搬費及び保管料
- ・事業に係る広報費
- ・事業に係るイベント費
- ・事業に係る会議費、消耗品、その他事業実行委員会の運営に関する事務的経費
- ・その他事業に要する経費で市長が認めるもの

補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、久留米市が定める予算の範囲内で交付する。

下表は、まちづくり会社である株式会社ハイマート久留米より入手しているくるめ光の祭典事業に係る平成28年度事業報告及び収支決算書である。

(くるめ光の祭典事業に係る平成28年度事業報告)

項目	内容
イルミネーション装飾	点灯期間：平成28年11月19日（土）～平成29年1月9日（月） 点灯時間：17時～24時 装飾箇所：西鉄久留米駅東口広場、久留米シティプラザ六角堂広場、明治通り（郵便局前～NTT前）、六ツ門テラス

期間中の実施 イベント	点灯式 期日：平成 28 年 11 月 19 日（土） 会場：久留米シティプラザ六ツ門テラス、六角堂広場 内容：主催者・来賓挨拶、バッジデザイン受賞者表彰、ミニコンサートなど イルミネーションフェスタ ①キラリ☆イルミネーションフェスタ 期日：平成 28 年 12 月 10 日（土） 会場：西鉄久留米駅東口広場 内容：コンサート、くるっぱラリー、飲食ブース、抽選会 ②ハッピーイルミネーションフェスタ 期日：平成 28 年 12 月 17 日（土） 会場：久留米シティプラザ六角堂広場 内容：コンサート、くるっぱラリー、飲食ブース（女性会、青年部）、抽選会
団体協賛	90 団体 3,531,000 円（昨年度：68 団体 2,891,000 円） ※WeLove 久留米協議会、久留米ほとめき通り商店街、カトリック教会、久留米シティプラザ
個人協賛 （オリジナルグッズ販売）	2,338,000 円（バッジ 2,338 個）（昨年度：2,059,000 円） ①デザイン：「がんばろう九州！」をテーマに公募により選定 ②販売期間：平成 28 年 10 月下旬～平成 29 年 1 月 9 日 ③購入者への特典 ・イルミネーションフェスタ（12/10, 12/17 開催）抽選会への参加 ・ハッピーイルミネーションフェスタ（12/17）飲食ブースでの 100 円割引 ・販売期間終了後、バッジ購入者全てを対象としたダブルチャンス抽選 ・売上金の一部を熊本県に寄附

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

（くるめ光の祭典事業に係る平成 28 年度収支決算書）

収入

単位：円

項目	H28 予算			H28 決算		
		内訳			内訳	
市補 助金	6,000,000			6,000,000		
商工	200,000			200,000		

会議 所補 助金						
企 業・団 体協 賛金	3,000,000			3,531,000	90 団体	
個人 協賛 金	2,200,000			2,338,000	2,338 個	
自己 資金 (繰 越金)	791,310			791,310		
雑収 入	690			5,060	募金箱 : 3,827 円	
計	12,192,000			12,865,370		

支出

項目	H28 予算			H28 決算		
		内訳			内訳	
工事 費	7,020,000	西鉄久留米駅 東口	3,240,000	6,928,200	西鉄久留米駅 東口	3,132,000
		六角堂広場周 辺	3,780,000		六角堂広場、明 治通り	3,418,200
					六ツ門テラス 植込み	378,000
備品 費	1,000,000	備品費	1,000,000	1,213,812	LED 電球等	1,213,812
光熱 費	80,000	電気代	80,000	24,840	電気代	24,840
委託 費	946,000	デザイン企 画・工事監理	480,000	858,600	デザイン企 画・工事監理	464,400
		公式サイト管 理運営	216,000		公式サイト管 理運営	194,400
		協賛広報看板	250,000		協賛広報看板	199,800

		設置			設置	
広報費	520,000	チラシ等デザイン一式チラシ 12,000 部	520,000	485,892	チラシ等デザイン一式チラシ 12,000 部	434,052
		ポスター500 部			ポスター500 部	51,840
		抽選券 1,000 枚			抽選券 1,000 枚	
イベント費	1,550,000	点灯式会場設 営費他	200,000	2,034,289	点灯式会場設 営費他	383,400
		フェスタ（西 鉄東口）会場 設営費他	540,000		フェスタ（西鉄 東口）会場設営 費他	415,650
		フェスタ（六 角堂広場）会 場設営費他	200,000		フェスタ（六角 堂広場）会場設 営費他	572,400
		出演料	380,000		出演料	406,833
		抽選会景品	150,000		抽選会景品	156,806
		チラシ作成費	80,000		チラシ作成費	86,400
					サービス券換 金代	12,800
記念 品作 成費	729,000	事業応援グッ ズ（バッジ）		621,000	事業応援グッ ズ（バッジ）	621,000
事務 費	200,000	保険料、消耗 品、手数料等		196,406	保険料、消耗 品、手数料等	196,406
単年 度事 業費 （義 捐金 除く）	12,045,000			12,363,039		
義捐 金	100,000			100,000		
予備 費（余 剰金）	47,000			402,331		

合計	12,192,000			12,865,370		
----	------------	--	--	------------	--	--

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

久留米市は、平成 28 年 4 月に市民の中で対象となったモニターの方へ、平成 27 年度市政アンケートモニター「くるモニ」第 5 回「くるめ光の祭典・ほとめきファンタジー」アンケート調査を実施している。なお、当該アンケート調査は平成 28 年度において実施されていない。

下表は、アンケート調査の項目及び回答内容である。

アンケート調査（回答 256 件）

項目	回答内容
回答者の属性	性別、年齢、地域ブロック、職業
住んでいる地域	中心市街地、中心市街地以外、無回答
イルミネーションの鑑賞状況	見た：42.2% 見ていない：56.6% 無回答：1.2%
イルミネーションの装飾	満足できる：5.9% まあ満足できる：22.3% どちらともいえない：6.3% あまり満足できない：5.9% 満足できない：0.8% 無回答：59%（見ていない方を含む）
イルミネーションの実施場所	今の実施場所でよい：39.8% もっと拡大、拡充すべき：30.1% どこかに集中すべき：8.2% 他の実施場所がよい：5.1% わからない：14.1% 無回答：2.7%
イルミネーションの終了時期	12 月 25 日（クリスマス）：12.5% 12 月末：27% 1 月年明け：16.8% 1 月前半：35.5% その他：6.6% 無回答：1.6%
イルミネーションで力を入れてほしいこと	通りを歩きたくなるような工夫、親子連れで楽しめる（子供が喜ぶ）工夫、写真撮影ができるシンボル（スポット）設置など

参加してよかったイベント	ハッピーイルミネーションフェスタ、歳末感謝祭、参加しなかった（参加しようとは思わない）など
今後してほしいイベント	音楽コンサート、子どもが参加しやすいイベント、お笑いや大道芸等のパフォーマンスなど
ほとめきファンタジーへの協賛	協賛してもいいと思う、協賛しようと思わない、無回答
市民協賛	まちづくりに関わっているという実感がある、資金負担だけで具体的な実感がない、わからないなど

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市くるめ光の祭典事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 17 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
決算額	6,000	6,000	6,000	5,918	6,000
協賛金収入額	6,305	5,374	5,294	4,970	5,869

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料）

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米青年会議所や商工会議所青年部、女性会など 19 団体からなる実行委員会が実施する「くるめ光の祭典」は、人出が少なく賑わいづくりの課題となっている冬場において、イルミネーションの装飾等により中心市街地に賑わいと活力を創出し、もって地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与する事業である。

当該補助金は事業費の 2 分の 1 を補助するものであり、これを廃止した場合、市民に冬場の風物詩として定着している「くるめ光の祭典」の大幅な事業縮小につながり、中心市街地の冬場の賑わい創出に大きな支障が生じるものと想定される。

⑦市が期待する補助金の効果

中心市街地における冬場の賑わいづくり

市民の郷土愛の醸成など

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「中心市街地における冬場の賑わいづくり、市民の郷土愛の醸成など」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、イルミネーション参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。平成27年度にくるめ光の祭典事業のイルミネーションに係るアンケート調査は実施しているものの、平成28年度においては同様のアンケート調査は実施されなかったことから、情報資産の蓄積の意識に乏しいといえる。

イルミネーションの必要性を確認するためには、久留米市民の意見を伺うことが必要であり、かつ当該意見を反映できるような取り組みを行うことが重要である。したがって、アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。

N o 9 2 . 雇用奨励補助金

(1) 概要

①雇用奨励補助金の概要

雇用奨励補助金は、就職が特に困難な者を雇用する事業主に対して、国が支給する特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者雇用開発助成金（高年齢者については高年齢者雇用開発特別奨励金）（以下、国の助成金という。）に引き続き、雇用奨励金を支給することにより雇用の継続を奨励し、地域雇用の促進及び安定並びに労働福祉の向上を図ることを目的として交付される。

雇用奨励金の支給を受けることができる者（以下、支給対象事業主という。）は、久留米市に事業所を有する事業主で、下記のすべてに該当することが必要である。

- ・国の助成金の対象労働者のうち、高年齢者（雇い入れ時点で **65 歳以上**）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母等もしくは父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）のいずれかに該当し、久留米市に住民登録を有する者（以下、対象労働者という。）を雇い入れた事業主

- ・労働者災害補償保険及び雇用保険に、対象労働者を加入させている事業主
- ・健康保険及び厚生年金保険又はこれと同等の制度に、対象労働者を加入させている事業主、（任意適用事業所又は対象労働者が健康保険及び厚生年金保険の加入資格を有しない事業主を除く。）

- ・国の助成金の受給資格決定を受けた事業主
- ・対象労働者を国の助成金の支給対象期間に引き続き、国の助成金の支給対象期間の満了した日の翌日から 6 月継続して雇用した事業主

雇用奨励金の支給額は下表のとおりであり、対象労働者の区分に応じて金額が定められている。

該当条文	区分	支給額	限度額
第4条第1号	重度身体障害者 重度知的障害者 45歳以上の身体障害者 45歳以上の知的障害者	支給対象事業主が支給対象期間に対象労働者へ支払った賃金総額の3分の1の金額	30,000円×支給対象期間の月数を上限とする (最大180,000円)
第4条第2号	第1号を除く知的障害者 精神障害者	支給対象事業主が支給対象期間に対象労働者へ支払った賃金総額の3分の1の金額	25,000円×支給対象期間の月数を上限とする (最大150,000円)
第4条第3号	第1号及び第2号以外の者	支給対象事業主が支給対象期間に対象労働者へ支払った賃金総額の4分の1の金額	20,000円×支給対象期間の月数を上限とする (最大120,000円)

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

雇用奨励金の支給を受けようとする支給対象事業主は、国の助成金の支給対象期間の満了した日の翌日から2月以内に、雇用奨励金支給申請書等の必要書類を準備して申請することが必要となる。

久留米市長は、申請があったときは審査及び支給決定することとされている。なお、審査基準については、久留米市雇用奨励金支給要綱取扱要領2において下記が定められている。

- ・対象労働者について、雇用年月日と健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得年月日とのずれが1か月以上ないこと。
- ・支給対象事業主について、支給申請期間の末日の翌日において、労働者災害補償保険料と雇用保険料の両方を滞納していないこと。ただし、保険料が未納の場合でも支払の意思があると認められるものについては、この限りではない。また、チラシ、ホームページ上で当該補助金の存在は公告されている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市雇用奨励金支給要綱（最終改正 平成28年3月10日第134号）

久留米市雇用奨励金支給要綱取扱要領（最終改正 平成12年8月31日）

③所管部署

商工観光労働部 労政課

④補助金の交付開始年度

昭和 58 年度より交付されている。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	7,680	7,560	7,560	7,560	7,560
決算額	4,502	5,835	7,533	6,837	5,629

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

過去 5 年間における補助金の申請件数及び却下・返却件数は下表のとおりである。

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高年齢者	19	15	21	14	9
母子家庭の母等	15	13	17	13	13
身体障害者	3	2	6	4	4
重度障害者	0	6	6	5	5
知的障害者	1	4	1	9	3
精神障害者	0	6	13	15	13
計	38	46	64	60	47
却下・ 返却件数	3	0	2	0	0

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

上表における却下・返却件数の内容は、平成 24 年度においては労働時間が実態として保険加入対象だが未加入であり要綱第 2 条第 1 項 3 号に該当しないため却下した件数が 2 件、健康保険加入時期が 3 ヶ月相違したため要綱第 6 条第 3 項に該当せず却下した件数が 1 件である。また、平成 26 年度においては要綱第 6 条第 3 項に該当しないため却下した件数が 1 件、要綱第 2 条第 1 項に該当しないため却下した件数が 1 件である。

また、所管部署では、概ね前年度申請分を翌年度において支給対象期間終了後 6 ヶ月以上継続雇用の状況に係るアンケート調査を実施している。つまり、翌年度の 1 月から 2 月にかけて前々年度の 2 月 1 日から前年度の 1 月 31 日までを対象として、該当年度の申請者に係る雇用の定着率を雇用先へアンケート調査票を送付している。所管部署にてアンケート送付先一覧表を作成しており、離職した場合には離職日及び離職理由も含めて補助金対象労働者の状況を電話等にて交付先へ確認している。

過去6年の定着率の推移は下表のとおりである。

定着率

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	過去6 年
高年齢者	75%	93%	100%	100%	78%	79%	89%
母子家庭の母等	92%	83%	82%	83%	82%	71%	82%
身体障害者	0%	100%	100%	67%	100%	25%	67%
重度障害者	67%	60%	—	100%	86%	75%	79%
知的障害者	—	0%	100%	67%	67%	75%	78%
精神障害者	—	—	—	43%	93%	75%	76%
合計	79%	86%	94%	84%	84%	72%	82%

※平成28年の定着率は30年1月に調査予定

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

対象者数、定着者数

(単位：人)

区分	平成22 年		平成23 年		平成24 年		平成25 年		平成26 年		平成27 年		累計	
	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者	対 象 者	定 着 者
高年齢者	8	6	15	14	16	16	18	18	18	14	14	11	89	79
母子家庭の 母等	13	12	18	15	11	9	17	14	17	14	14	10	90	74
身体障害者	1	0	1	1	3	3	3	2	3	3	4	1	15	10
重度障害者	6	4	5	3	0	0	7	7	7	6	4	3	29	23
知的障害者	0	0	3	3	1	1	3	2	3	2	8	6	18	14
精神障害者	0	0	0	0	0	0	7	3	14	13	16	12	37	28
合計	28	22	42	36	31	29	55	46	62	52	60	43	278	228

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

本補助金の対象者である高年齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母若しくは父子家庭の父など就職が困難な者の定着雇用を図るためには、事業所側の様々な配慮や取り組みが必要となる。そこで、国の補助金に引き続き本補助金を支給することにより雇用の定着に向けた職場環境等への配慮などに取り組むことで、地域雇用の促進および安定並びに労働福祉の向上が図られることから本補助金は公益上必要と考える。

本補助金を廃止した場合において、見込まれる影響については、事業所での定着雇用に向けての職場環境や就業形態への配慮や安心して働ける職場への取り組みの遅

れが離職につながり、定着雇用への課題が顕著になると考えられる。

⑦市が期待する補助金の効果

障害者の自立にとって就労は重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要である。

市では一般就労のための訓練や就職後の職場定着などの支援を行う就労移行支援事業所の整備を進めたことにより、一般就労する人も徐々に増加しているが、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の一般就労率は、最も高い 30 歳代でも 4 割を下回っている。また、公共職業安定所別障害者雇用状況報告（平成 28 年 6 月 1 日現在）より久留米市において法定雇用率を達成している企業・事業所は全体の半数 51.2%にとどまるなど、依然として少ない状況である。

就労できた場合でも、就労に関してさまざまな課題を抱えている人が多く、障害者（児）生活実態調査では、仕事上の悩み・困りごととして、収入が少ないことや障害への周囲の理解不足、人間関係やコミュニケーションが難しいことや体調不良時の休暇取得が厳しいことなどが上位に上がっている。

このような就労に係る悩みを解決し、障害者が一般就労し続けられる環境を作る為には、事業所の理解・協力が不可欠である。

このため、事業所において職場環境等への配慮や取り組みを実施し、雇用を継続している事業所に対し本補助金の支給を行うことで地域雇用の促進が期待できる。

高年齢者の雇用について、平成 28 年度久留米市市民意識調査では、7 割以上の人が 60 歳以上になっても仕事をしたいとの結果がある。厚生労働省の全国調査でも同様の傾向が見られる。また、福岡県 70 歳現役応援センターの報告では 60 歳以上の求人登録が年々増加している一方、他の年代に比べ高齢者の就職は厳しいといわれている。年金支給開始年齢の段階的引き上げがされる状況の中、高齢者の雇用継続や就業支援が大きな課題となっている。

このため、事業所において定年引上げや定年の定めを廃止するなど、高年齢者の雇用機会の拡大を図り継続雇用している事業所に市補助金を支給することで更なる定着雇用が期待できる。

母子家庭の母等若しくは父子家庭の父（ひとり親）は、子育てをしながら働かなければならないため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくない。また、平成 28 年度久留米市のひとり親家庭実態調査より、就業形態については父子家庭では「正規社員・正職員」は全体の約 7 割であるのに対し母子家庭では「正規社員・正職員」は全体の約 5 割、「パートタイマー」「派遣・契約社員」などの非正規雇用就業が約 4 割を占めている。非正規雇用においては収入が不安定であったり、休みが取りにくいなどの問題もある。このため、ひとり親就労者に対し就業形態等の配慮などに取り組み、継続して雇用が可能な事業所に対し市補助金を支給

することで安定した定着雇用が期待できる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし。

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、所管部署では翌年度の1月から2月にかけて前年度の4月1日から3月31日までを対象として、該当年度の申請者に係る雇用の定着率を雇用先へアンケート調査している。当該定着率を効果測定の指標として用いることは適当と判断する。

しかし、当該調査期間については、平成27年度より上述した対象期間にて調査しており、平成26年度以前においては現在の対象調査期間と異なることから、雇用の定着率の期間比較可能性が損なわれていることは否定できない。また、雇用の定着率に係る調査方法の具体的な業務を指示する要領等は見受けられないゆえ、雇用の定着率を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、雇用奨励補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。

つまり、雇用奨励補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し、当該方法を継続運用すること、さらには当該方法により集計された雇用の定着率等を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことまで必要とされたい。

N o 9 3. ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(くるめ創業ロケット分)

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

株式会社久留米ビジネスプラザが創業者、創業希望者に対し行う、ビジネスイ

ンキュベーション支援事業に対し助成をすることにより、本市における創業の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

事業の対象となるくるめ創業ロケットは、インキュベートルーム、交流スペース、相談ルームを備えた施設で、創業支援から創業後のフォローアップまで行い、市内で一層、創業しやすい環境づくりを進めるために平成 28 年度に創設されたものである。市内中心部に当該施設を設けたことで、まちなかの活性化にも一定程度寄与するものと期待している。

(イ) 交付先

株式会社 久留米ビジネスプラザ

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

補助金交付要綱に補助対象者を規定しているため、公告は行っていない

(オ) 市の政策との関連性など

・【3 次基本計画】

活力あふれる中核都市久留米－創業支援事業

・【キラリ創生創業戦略】

雇用・就業応援パッケージ「久留米で創業」応援事業

・【第 2 期久留米市中心市街地活性化基本計画】

中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市ビジネスインキュベーション支援事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

④補助金の交付開始年度

平成 28 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	13,178
決算額	-	-	-	-	12,771

平成 28 年度から交付開始。

⑥成果指標及びその実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員登録数	-	-	-	-	165 人
インキュベートルーム入居率	-	-	-	-	100%

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

平成 8 年に設立された株式会社久留米ビジネスプラザは、久留米地域の産業振興に寄与することを目的に、国・県・市・地元企業が出資する第三セクターで、その事業の一つに、ビジネスインキュベーション支援事業がある。この事業は、活力あるベンチャー企業の育成および新産業の創出による地域産業活性化等を目的とする。一方、久留米市は、キラリ創生総合戦略の中の最重要課題として、雇用・就業応援パッケージを挙げ、創業を支援する事業も重要課題の一つに位置付けている。

第三セクターである株式会社久留米ビジネスプラザが市の政策を具体化する事業を行う際に、事業を効果的に行うために必要な資金として助成することは、公益上も必要と考えられる。

活力あるベンチャー企業の育成および新産業の創出による地域産業活性化には、一定のノウハウが必要であるが、補助金を廃止した場合、株式会社久留米ビジネスプラザとして 10 年以上継続して事業を行い、ノウハウも蓄積している事業が効果的に行えなくなるリスクが生じる。

⑧市が期待する補助金の効果

くるめ創業ロケットが行うビジネスインキュベーション支援事業により、本市における創業を促進し、もって地域経済の活性化に寄与することを期待する。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見)

特になし

№94. バイオ産業振興事業費補助金

(1) 概要

①バイオ産業振興事業費補助金の概要

バイオ産業振興事業費補助金は、久留米市におけるバイオ産業の拠点化および集積（クラスター）の形成を促進することにより、地域産業の活性化を図るため、株式会社久留米リサーチ・パークが行う福岡バイオ産業拠点化構想に基づく事業に対し一部を助成することを目的として交付される。

当該補助金は、久留米市まち・ひと・しごと創生に係る施策において、「安定した雇用を創出する」という基本目標のうち、「バイオ産業振興事業」並びに「高度メディカルシティづくり事業」の政策事業の一環として交付されている。

補助金の交付先は株式会社久留米リサーチ・パークであり、交付対象経費は、株式会社久留米リサーチ・パークが行う下記に掲げる事業に要する経費のうち、市長が認めたものが対象となる。

(ア) 福岡県バイオ産業拠点推進会議の運営

(イ) セミナー開催およびその他運営にかかる事業

(ウ) 福岡バイオインキュベーションセンター、福岡バイオファクトリーを拠点としたバイオベンチャー企業の誘致促進事業

(エ) バイオ分野への取り組み支援によるバイオクラスター形成の裾野拡大を推進する事業

(オ) その他、バイオ産業振興に市長が必要と認める事業

下表は、交付先である株式会社久留米リサーチ・パークより入手している平成 28 年度事業報告及び収支決算書である。

平成 28 年度事業報告

項目	主な内容
バイオ産業拠点推進会議 の運営	総会の開催 開催期間：平成 28 年 8 月 1 日 開催場所：久留米シティプラザ

	企画運営委員会の開催 開催期間：平成 28 年 6 月 29 日 開催場所：福岡県庁
	バイオ研究・ビジネス最前線等の開催 開催期間：平成 28 年 5 月 24 日など
	情報交流機能強化（各種連絡会議との連携） 九州地域バイオクラスター推進協議会 全国バイオ関係者会議
	その他（メールマガジンの発行、視察対応）
医薬など先端分野における研究開発の推進	国際展示会への出展 BioJapan2016 開催期間：平成 28 年 10 月 12 日～14 日 開催場所：パシフィコ横浜
バイオベンチャー育成事業	会員の事業化支援（企業支援：延べ 69 件、その他支援：延べ 36 件）
	バイオインキュベータの運営 F-BIC：平成 28 年度は入居率 100%（17 室/17 室） F-BF：平成 28 年度は入居率 80%（12 室/15 室）
バイオ製品開発研究事業	理化学研究所との連携にかかる協議会および共同研究の推進 開催期間：平成 29 年 1 月 12 日
	理化学研究と地域大学・企業等が行う機能性表示食品や医薬品等のバイオ分野に関する共同研究

（出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料より作成）

平成 28 年度収支決算書

収入

項目	決算額（円）	備考
久留米市補助金	34,861,786	バイオ産業振興事業補助金
その他	43,730,802	福岡県補助金ほか
計	78,592,588	

支出

項目	決算額（円）	市補助金（円）	その他（円）	備考
産業拠点化推進会	7,702,664	4,676,878	3,025,786	産学官 500 機関で組織する「バイオ産業拠点推進会議」の総

議の運営費				会、企画運営委員会、セミナー、交流会等開催
バイオプロデューサー、ディレクターの設置	26,273,875	13,136,938	13,136,937	バイオ産業振興プロデューサー等の人件費
国際フォーラム出展	1,585,627	792,811	792,816	・BioJapan へ出展
ベンチャー育成事業	11,482,904	5,739,321	5,743,583	・インキュベーションマネージャーの人件費、旅費等・F-BIC 等のパンフ印刷費
バイオ製品開発研究事業	31,547,518	10,515,838	21,031,680	・理化学研究所との連携にかかる協議会・九州大学等との共同研究
計	78,592,588	34,861,786	43,730,802	

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市バイオ産業振興事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

④補助金の交付開始年度

平成 13 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	20,318	16,584	28,416	23,460	35,655
決算額	20,318	16,584	28,415	23,460	34,862
備考		* 1	* 2	* 3	* 4

* 1：平成 24 年度はアジア地域を対象とした展示会を久留米で開催したが、平成 25 年度は開催しておらず、補助金額は減少

* 2：平成 25 年度の国事業終了に伴い、当該事業の一部を市の補助事業として実

施したため、補助金額は増加

＊３：上記事業の一部を廃止したため、補助金額減。うち一部はリサーチ・パークの自主財源で継続

＊４：国事業採択により、補助金額は増加

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

将来の基幹産業を育成し、安定した雇用の創出を通じた定住人口や税収確保のために当該補助金は公益上必要と考える。バイオ産業は今後大きく成長が見込まれる分野であるとともに、食や医療といった久留米のポテンシャルを活用した産業であり、地域発の競争力のある製品・企業の創出が期待できる分野である。

一方で当該産業は研究開発を中心とした先行投資が必要であるが、回収可能性が不確実であることから金融機関からの資金調達が難しいケースも多く、事業の初期段階において市が支援を行うことについても一定の妥当性があるものとする。

当該補助金を廃止した場合、関連企業の競争力の低下、域外への流出による雇用の喪失などが懸念される。

⑦市が期待する補助金の効果

バイオ関連企業・機関の一大集積の実現と、関連産業の高度化。機能性表示食品等の地域資源を活かした高付加価値製品の創出や、革新的医薬品群の創出など。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見１)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果を示す具体的な指標等は設定されていない。例えば、当該補助金に係る補助事業により創出された高付加

価値製品及び革新的医薬品群等の数を指標として設定し、毎年度創出された高付加価値製品及び革新的医薬品群等を集計しデータとして蓄積する。そして、蓄積された高付加価値製品及び革新的医薬品群等のデータを市民側へホームページ上等で情報公開することが必要である。

交付先である株式会社久留米リサーチ・パークに対しては、バイオ産業振興事業費補助金以外に産業技術振興事業費補助金が交付されている。補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を定期的に見直すことも必要と考える。

N o 9 5 . 知的財産普及活用推進事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

株式会社久留米ビジネスプラザ内に開設した久留米知的所有権センターを拠点に、筑後地域の知的財産の創造・普及啓発および活用を推進していくことを目的とする。

地域の事業者、大学、研究機関、行政による知的財産の創出、保護、活用に向けた取り組みを推進し、既存産業におけるイノベーションと、新たな産業創造を進め、加えて本市の地域資源を活かしたブランド化の推進など、知財戦略への取り組みを行う。

(イ) 交付先

株式会社久留米ビジネスプラザ

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

補助金交付要綱に補助対象者を規定しているため、公告は行っていない

(オ) 市の政策との関連性など

・【3次基本計画】

活力あふれる中核都市久留米ー地域産業育成促進事業

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市知的財産普及活用推進事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

④補助金の交付開始年度

平成 19 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,681	4,571	4,573	4,869	4,833
決算額	4,673	4,545	4,541	4,786	4,522

⑥成果指標及びその実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知財相談件数	174	164	244	302	306
フォーラム参加者数	-	-	70	86	74

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

株式会社久留米ビジネスプラザは、久留米地域の産業振興に寄与することを目的に、国・県・市・地元企業が出資する第三セクターで、平成 8 年に設立された。ここで行われる事業の一つが、知的財産普及活用推進事業である。この事業は、地域の事業者、大学、研究機関、行政による知的財産の創出・保護活用に向けた取り組みを推進し、既存産業におけるイノベーションと新たな産業創造を進めることを目的としている。市内の雇用を支える中小企業が、経済活動を行っていくうえで、押さえるべきポイントの一つである、知的財産の普及・啓発は、市の地域経済を振興するという政策にも合致し、公益上も必要と考える。

仮に当該補助金が廃止された場合、知的財産の創造・普及啓発および活用が推進されず、その結果、既存産業におけるイノベーション、新たな産業創造、加えて本市の地域資源を活かしたブランド化の推進も遅滞し、地域経済の活性化に負の効果を与える可能性がある。

⑧市が期待する補助金の効果

筑後地域の知的財産の創造・普及啓発および活用が推進され、既存産業におけるイノベーションや、新たな産業創造が進行し、地域経済の活性化に寄与することを期待する。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘1)

以下は、平成 29 年度の補助金の決算書である。人件費 3,393 千円は、第三セクターの株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担う専務、参事（いずれも市職員の退職者）の人件費になるが、専務、参事の人件費は補助対象事業以外の業務にかかる部分については補助金額から減額すべきである。詳細はビジネスインキュベーション支援事業費補助金（久留米ビジネスプラザ分）に記載している。

項目			金額	割合
補助金額（収入）			4,521,736	100%
支出	普及啓発費	謝金	157,409	3%
		旅費	64,815	1%
		使用料	159,865	4%
		印刷製本費	280,900	6%
		諸経費	16,000	0%
		小計	678,989	15%
	センター運営費	人件費	3,393,038	75%
		委託料	0	0%
		需用費	449,709	10%
		小計	3,842,747	85%
支出計			4,521,736	100%

(意見1) ㈱久留米リサーチ・パークへの補助金との整合性

久留米市は、産業技術振興事業費補助金、バイオ産業振興事業費補助金を㈱久留米リサーチ・パークに対しても支給している。これらの補助金は、密接に関連する内容であることから、整理統合することでより有効な結果が得られる可能性があると考えられるので、一度整理する必要性が高いと考えられる。

N o 9 6 . 中心市街地活性化協議会補助金

(1) 概要

①中心市街地活性化協議会補助金の概要

中心市街地活性化協議会補助金は、久留米市中心市街地活性化協議会（以下、協議会という。）に係る費用に対して補助することにより、まちづくり三法改正に伴う新久留米市中心市街地活性化基本計画作成に関連し、民間事業者の意見集約や事業管理を行う協議会の設立、運営、取り組みについて支援することを目的として交付される。

補助金の交付先は、久留米市中心市街地活性化協議会に対して交付される。

補助金の対象経費は下記のとおりである。

- ・協議会の開催に要する経費
- ・協議会及び協議会規約第 13 条に定める運営委員会が、協議会運営に伴い具体的な調査等を行うために要する経費
- ・その他上述した目的を達成するために市長が必要と認める経費

下表は、交付先である久留米市中心市街地活性化協議会から入手している平成 28 年度事業報告及び収支決算書である。

(久留米市中心市街地活性化協議会に係る平成 28 年度事業報告)

項目	内容
認定計画目標指数 検証のための調査	①認定計画目標指数検証のための調査 中心市街地歩行者通行量調査 (7 月・11 月の平日・休日延べ 4 回実施) ②空き店舗調査 (毎月実施)
エリアマネジメン トの推進	①タウンマネージャーによる店舗誘致・新規出店 ②まちなか起業家支援事業 ③久留米市中心市街地商店街活性化パートナー出店促進事業の推進 ④ハイマート久留米
市街地整備関連ソ フト事業	①久留米シティプラザ関連事業の推進 ②新世界第 2 期工区・銀座地区優良建築物等整備事業の推進サポート
商業活性化ソフト 事業	①西鉄東口地区活性化事業サポート ②100 円商店街事業 まちゼミ事業 ③産学連携事業サポート ④商店街組織活性化サポート
まちなか地域資源 ネットワーク事業 サポート	① B 級グルメの聖地事業 ②筑後の S A K E 事業 ③文化街振興事業
諸会議の開催	①総会開催

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

(久留米市中心市街地活性化協議会に係る収支決算書)

(収入)

単位：円

費目	予算額	決算額	摘要
負担金	1,850,000	1,976,452	久留米商工会議所
久留米市補助金	4,500,000	4,500,000	久留米市
	6,350,000	6,476,452	

(支出)

費目	予算額	決算額	摘要
タウンマネージャー設置費	5,291,000	5,820,012	タウンマネージャーおよびアドバイザー謝金
調査旅費	50,000	90,100	タウンマネージャー出張旅費
会議費	80,000	7,340	会議飲み物代、会場使用料（2回分）
通信運搬費	20,000	1,998	切手代等
消耗品費	0	3,418	事務用品費
調査研究費	882,000	534,480	歩行者通行量調査 7/29, 30 @16,740 円×20 人 11/11, 13 @12,960 円×8 人、@8,000 円×12 人
雑費	27,000	19,104	謝金振込手数料、傷害保険代、印紙代等
	6,350,000	6,476,452	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 18 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

(単位：千円、人、%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
決算額	4,075	4,184	4,351	4,351	4,500
歩行者	35,680	30,609	31,417	30,591	35,433

通行量 (*1)					
交流施設の 利用者数 (*2)	660,095	512,779	507,362	496,834	963,785
空き店舗率 (*3)	19.9	17.0	19.1	18.0	17.9
居住人口 (*4)	14,786	14,999	15,271	15,455	15,833

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(*1) 歩行者通行量とは、毎年7月の最終金曜日及び日曜日における中心市街地10地点（六ツ門アーケード入口、あけぼのアーケード、一番街アーケード、西鉄駅前商店街、リベール前、岩田屋玄関、明治通り東、明治通り中央、明治通り西、六ツ門交差点）を通過する歩行者及び自転車の平均通行量である。

(*2) 交流施設の利用者数とは、10交流施設（市民会館、六角堂広場、六角堂プラザ、六ツ門図書館、市民活動サポートセンター、児童センター、一番街多目的ギャラリー、一番街プラザ、子育て交流プラザくるるん、久留米シティプラザ）の延べ利用者数である。なお、平成27年度及び平成28年度における利用者数の増減要因は、平成27年度は久留米シティプラザに係る工事期間であり、平成28年度は当該プラザの開設に伴い利用者数が増加している。

(*3) 空き店舗率とは、中心市街地内の10中心商店街（西鉄駅前商店街、ベルモール商店街、一番街商店街、東町明治通り商店街、112モール商店街、東町西栄通り商店街、六ツ門商店街、六ツ門あけぼの商店街、あけぼの商店街、二番街商店街）における空き店舗率である。なお、平成28年度末では17.9%（57店舗／総店舗数319店舗）である。

(*4) 居住人口とは、中心市街地12町（縄手町、中央町、京町、城南町、天神町、六ツ門町、日吉町、東町、大手町、通東町、通町、小頭町）の住民基本台帳登録人口である。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に関する法律第15条に位置付けられた組織であり、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や事業の推進に関すること、及び市が策定する基本計画の実効性に寄与することなど、中心市街地の活性化を総合的に推進する組織である。

当該補助金を廃止した場合、協議会の運営ならびに官民連携した中心市街地活性化の総合的な推進が円滑に実施できなくなると想定される。

⑦市が期待する補助金の効果

基本計画作成における民間事業の集約

基本計画の進捗管理、効果測定

活性化事業の推進、連携促進

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし。

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。協議会より提供される事業報告書は書面にて入手しているものの、情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。

そして、蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。

№97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金

(1) 概要

①人にやさしい商店街づくり事業費補助金の概要

人にやさしい商店街づくり事業費補助金は、補助事業者が実施する戦略モデル事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、中心市街地商店街の活性化に寄与することを目的として交付されている。

補助事業者とは、商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、まちづくり会社、特定非営利活動法人であって、下記に掲げる事業を行う者である。

・空き店舗の活用促進事業（空き店舗への店舗誘致、施設活用、社会実験等）

- ・地域連携システム構築事業（地権者、商業者、地元住民等が協力して行うまちづくりの取り組み等）

- ・商店街活性化の戦略的事業（上記に掲げる以外の中心市街地商店街のにぎわい創出を目的としたイベントの開催等）

戦略モデル事業とは、中心市街地商店街における活性化の成功事例となる可能性のある上記３つの事業を指している。

当該補助金は、補助事業者が戦略モデル事業を実施するために必要な経費であって、市長が必要かつ適当と認めるもので予算の範囲内で交付される。

下表は、交付先である久留米商工会議所から入手している平成 28 年度久留米市中心市街地商店街にぎわい創出戦略モデル事業「街元気プロジェクト事業」に係る事業実績報告及び収支決算書の一例である。

「街元気プロジェクト事業」に係る事業報告書

実施事業	実施事業期間	事業内容
商店街活性化事業	平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	1 街元気プロジェクト「まちゼミ&100 緑商店街事業」 ①第 6 回得する街のゼミナール 参加店数目標 63 店舗実績 66 店舗 ゼミ数目標 90 ゼミ実績 95 ゼミ 参加者数目標 1,300 名実績 1,617 名 ②第 7 回得する街のゼミナール 参加店数目標 65 店舗実績 79 店舗 ゼミ数目標 95 ゼミ実績 105 ゼミ 参加者 1,300 名実績 1,547 名 ③第 3 回夏休みまちゼミ Kids 参加店数目標 25 店舗実績 32 店舗 ゼミ数目標 30 ゼミ実績 38 ゼミ 参加者目標 350 名実績 812 名 ④まちゼミアカデミー ⑤“商店主がセンター”「まちゼミ“お魅せの個性が光る”ポスター展」 ⑥まちゼミ研修会等の実施
		2 クロス・メディア・アプローチ ①Crossmedia approach 活動“商店街の繋がりを強める”“顧客の満足を高める” ②ネットワークサポーター活動 ③パブリシティ戦略
		3 まちゼミ新たな取り組み（久留米方式） ●ゼミインターナショナル参加者 7 講座 46 名 ●熊本地震復興支援まちゼミ参加者 1 講座 92 名 ●第 1 回まちゼミ元気な仲間たち交流会 in 久留米(補助対象外)

		で実施)
		4 久留米まちゼミ効果測定調査 まちゼミ参加店 18 店舗に効果測定調査を実施 ①参加者の大満足・満足度率 98% ②ゼミ後の再来店率 135% ③ゼミ後の顧客化率 133% ④売上貢献前年比 108% ⑤客数貢献前年比 111%
		5 100 緑商店街 第 19 回 100 緑商店街平成 28 年 6 月 17 日～18 日参加店 67 店舗 第 20 回 100 緑商店街平成 28 年 10 月 14 日～15 日参加店 72 店舗 第 21 回 100 緑商店街平成 28 年 12 月 16 日～17 日参加店 66 店舗 第 22 回 100 緑商店街平成 29 年 2 月 17 日～18 日参加店 68 店舗

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

(「街元気プロジェクト事業」に係る収支決算書等)

(収入)

単位：円

項目	金額	備考
県補助金	2,495,000	
市補助金	1,996,000	
自己負担	1,710,421	
合計	6,201,421	(税込)

(支出)

単位：円

項目	金額	備考
会場借料	20,000	
通信運搬費	4,441	
広報費	5,160,997	
消耗品費	36,863	
委託費	972,000	

雑費	7,120	
合計	6,201,421	(税込)

補助金支出表

(単位：円)

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	市補助金 の算定基 礎	備考
目	節				
謝金	委員等謝金				(注) 補助対象 となる経費に ついては、各々 の積算明細を 備考欄に記載 又は別紙資料 として添付す ること。
旅費					
	委員等旅費				
	職員旅費				
事業費					
	会議費				
	会場借料	20,000	18,519	7,407	
	専門人材活用支援 費				
	店舗等賃借料				
	内装・設備・施工 工事費				
	無体財産購入費				
	プロバイダー契約 料・使用料				
	回線使用料				
	通信運搬費	4,441	4,113	1,645	
	広報費	5,163,157	4,778,701	1,911,480	
	イベント費				
	借料・損料				
	備品費				
	消耗品費	36,863	34,132	13,652	
	委託費	974,820	900,000	360,000	
	通訳料				
	翻訳料				
	交通費	2,140	0	0	
	雑役務費				
	原稿料				

	印刷製本費				
合計		6,201,421	5,735,465	2,294,184	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中心市街地商店街にぎわい創出戦略モデル事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 18 年度より交付されている。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

(単位：千円、%、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	9,000	7,240	7,240	8,556	6,580
決算額	3,750	5,016	5,076	4,957	4,322
空き店舗率	19.9	17.0	19.1	18.0	17.9
歩行者通行量	35,680	30,609	31,417	30,591	35,433

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

上表において、空き店舗率の最高率は平成 20 年度における 26.8%であり、当該年度と平成 28 年度を比較した場合、8.9%空き店舗率が改善している。また、歩行者通行量は、中心市街地 10 地点（西鉄久留米駅東口から六ツ門交差点までの中心商店街及び明治通り：六ツ門アーケード入口、あけぼのアーケード、一番街アーケード、西鉄駅前商店街、リベール前、岩田屋玄関、明治通り東、明治通り中央、明治通り西、六ツ門交差点）を通過する歩行者及び自転車を毎年 7 月の最終金曜日及び日曜日に測定している。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

人口減少・超高齢社会への対応としてコンパクトなまちづくりを推進するためには、その核となる中心市街地において商業機能を高めるとともに日常的な賑わいを創出し、広域的な求心力づくりに繋げることが重要である。

当該事業は、中心市街地の商店街の魅力の向上と賑わいづくりを進めることを目的に、まちづくり会社、商工会議所、商店街が行う起業支援や顧客化促進、繁盛店づくりなどの取り組みを県とともに支援するものである。

当該補助金を廃止した場合、上記の取り組みによる来街者（28 年度実績：六ツ門大学 4,270 人、まちゼミ 3,164 人）ならびに副次的な効果による来街者が減少すると

ともに、商店街の活性化の取り組みが進まないことにより、街の賑わいと商業機能の維持に支障が生じると考えられる。

⑦市が期待する補助金の効果

- ・事業実施による来街促進、高齢者の生きがいづくり、市民大学によるコミュニティ醸成（六ツ門大学）
- ・商店街の新たな担い手の投入と魅力的な店舗を誘致（まちなか起業家支援事業）
- ・商店街の魅力の情報発信（マップによる情報発信）
- ・個店の新規顧客獲得、商店街の魅力向上（まちゼミ、100 縁商店街）

（２）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

（意見１）

補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。

（意見２）

所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。

N o 9 8 . 久留米つつじマーチ事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

「人間の心と体の健康増進」を目的にウォーキング大会を開催し、市民の健康意識の高揚を図り、日本マーチングリーグ及び東亜フラワーウォーキングリーグ公式大会であることから、市内だけではなく国内外からの参加者に対して久留米市の観光資源を広くアピールし、来訪された参加者との交流を通じて、ホスピタリティーの向上を図ると共に、地域の振興を図ることを目的とする。

(イ) 交付先

久留米つつじマーチ実行委員会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

無し

②補助金の交付要綱等の名称

久留米つつじマーチ開催事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

④補助金の交付開始年度

平成16年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
決算額	5,000	5,000	5,000	5,000	4,188

第 19 回久留米つつじマーチ決算の状況である。

	準備 決算額 (平成 27 年 度分)	開催 決算額 (平成 28 年 度分)	(単位：円) 合計	
収入の部				
参加費	4,290,200	3,105,500	7,395,700	参加費他
協賛金	50,000	4,130,000	4,180,000	
補助金	1,914,000	3,086,000	5,000,000	久留米市
雑収入	137,267	23,591	160,858	グッズ販売等
前年度繰越金	67,072		67,072	
収入計	6,458,539	10,345,091	16,803,630	
支出の部				
広告宣伝費	733,663	0	733,663	参加申込書、ポスター
記念品費	28,248	4,574,340	4,602,588	大会誌、バッジ、記念品費
会場費	483,152	6,498,825	6,981,977	大会会場、コース設営費
関連行事費	0	1,166,895	1,166,895	パーティー、コース設営等
維持運営費	30,500	722,110	752,610	日本ウオーキング協会等の会費
事務費	687,808	549,653	1,237,461	
支出計	1,963,371	13,511,823	15,475,194	
収支差額			1,328,436	

*開催時期が4月中旬のため、年度を跨いだ決算となっている。

収入の 1/3 が参加費、1/3 が協賛金、1/3 が久留米市からの補助金と久留米市の補助金に依存した運営ではない状況で、翌年度繰越金も確保している状況である。

⑥成果指標及びその実績

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加者推移	16,709	14,363	12,530	15,335	*

*平成 28 年度は熊本地震のため中止した。申込数は 16,556 人であった。

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市の観光資源を広くアピールするために、毎年、自然や歴史をテーマとしたコース編成を行うなどの工夫をしながら、市内外から多くの参加者を集めることができる市の一大行事で、補助金を廃止した場合、警備員や広報費用などの確保が難しくなり、実施が困難になると考える。

⑧市が期待する補助金の効果

国内のみならず、海外からの観光客（インバウンド向け）にも観光資源として活用され、観光振興が図られると期待している。

（２）監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

（意見１）

成果指標をただ参加者人数とするのではなく、海外からの参加者、県外からの参加者、市民の参加者、宿泊者の経済的效果など細かく把握し、イベント開催の効果を目に見える形に落とし込み、次年度以降への開催につなげる視点があっても良いものと考えられる。

Ｎｏ９９．（公財）高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金

（１）概要

①補助金の概要

（ア）交付目的

幕末の偉人高山彦九郎先生の史蹟を顕彰する公益財団法人高山彦九郎顕彰会の運営及び事業等に要する経費の一部を補助することにより、教育・文化の発展及び地域振興に寄与するとともに、久留米市の観光振興を図ることを目的とする。

（イ）交付先

公益財団法人高山彦九郎先生史蹟顕彰会

（ウ）終期設定の有無

無し

（エ）公告の方法

無し

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市の地域資源と特性を活かした魅力ある観光拠点を整備するとともに、適正に維持管理することにより、観光振興を図る。ほとめき歩き「寺町めぐり」や寺町観光の拠点に位置付けられた施設であり、観光客誘致やおもてなしの施設としての役割を担っている。

②補助金の交付要綱等の名称

公益財団法人高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

④補助金の交付開始年度

平成16年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	3,800	3,800	3,909	3,909	3,909
決算額	3,800	3,800	3,909	3,909	3,909

⑥成果指標及びその実績

訪問者数（把握している分のみ）

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
成果指標	96	63	79	125	137

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

高山彦九郎の墓所に隣接する遍照院庭園や茶室を一般開放することで、ほとめき歩き「寺町めぐり」や寺町観光の拠点に位置付けられた施設として、観光客誘致やおもてなしの施設としての役割を担っているため、維持管理が必要である。仮に、補助金を廃止した場合、庭園としての景観等の保持ができず、観光資源としての活用が難しいとともに、心字池の水質汚濁や悪臭等に対する近隣住民からの苦情も予想される。

⑧市が期待する補助金の効果

国内のみならず、海外からの観光客（インバウンド向け）にも観光資源として活用され、観光振興が図られると期待している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

高山彦九郎の墓所に隣接する遍照院庭園や茶室は管理が行き届いており、寺町の観光スポットの一つとなる可能性を持った庭園等であると考えられるが、訪問者数は少なく、市内住民、市外、海外の観光客に対する認知が全くない状況である。また、久留米市側の観光資源として活用していく具体的方針がない状況である。一定の補助金を支給して庭園などを管理しているのであれば、市が認めている価値を一般市民が共有できるような発信をする責任が市には存在するものとする。

№100. 中小企業共同事業等補助金

(1) 概要

①中小企業共同事業等補助金の概要

久留米市の中小企業者及び協同組合等が業界や地域の活性化を促進するために実施する共同事業で相当の効果が予測されるものに対し、補助金を交付する。

下表は、平成28年度における商店会振興事業に係る事業報告及び収支決算書の一例である。

(事業実績報告書)

1. 補助事業の名称	商工会振興事業（年末大売出し）
2. 事業の完了年月日	平成29年3月8日
3. 事業費の総額	金492,609円
4. 補助金の交付予定額	金217,000円
5. 実施事業の効果	近郊の大型店舗（大手スーパー等）に奪われつつある地元消費者を年末謝恩セールにて足止め及び町内の活性化が図られたものと思われる。

6. その他特記事項	
------------	--

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(事業収支決算書)

(収入の部)

単位：円

費目	全体事業費	計算基礎（明細）
久留米市補助金	217,000	福岡県南部信用組合
実施者負担金	255,609	
協賛金	20,000	
合 計	492,609	

(支出の部)

単位：円

費目	全体事業費	補助対象経費	計算基礎（明細）
事業費	301,946	301,946	商品代
広告宣伝費	89,748	89,748	チラシ印刷・新聞折込料
会議費	57,261	0	
賃金	40,000	40,000	アルバイト代（4名分）
消耗品費	3,654	3,654	封筒・その他
合 計	492,609	435,348	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(審査結果)

(1) 市補助金の確定について

市補助確定
額

217,000

円 ≤

350,000

円

※交付決定額：217,000 円

$(301,946 + 89,748 + 40,000 + 3,654) \times 1/2$

※千円未満切捨て

$(\text{①事業費} + \text{②広告宣伝費} + \text{④賃金} + \text{⑤消耗品費}) \times 1/2$

(2) 支出内訳

(単位:円)

経費区分	領収 番号	内容	事業費	補助対象 経費	補助対象 経費外	備考
①事業費	1	大売出し商品券(換金分)	225,000	225,000		
	3	大売出し商品代(ガム他)	12,690	12,690		
	4	大売出し商品代(ガム)	2,256	2,256		
	5	大売出し商品代(洗剤)	62,000	62,000		
小計			301,946	301,946	0	
②広告宣 伝費	5	チラシ、抽選券	64,800	64,800		
	6	折込料	24,948	24,948		
小計			89,748	89,748	0	
③会議費	7～ 10	食糧費	57,261	0	57,261	
小計			57,261	0	57,261	
④賃金	11～ 14	アルバイト費	40,000	40,000		
小計			40,000	40,000	0	
⑤消耗品 費	15	品代	2,157	2,157		
	16	品代	1,497	1,497		
小計			3,654	3,654	0	
合計			492,609	435,348	57,261	

(出所: 商工観光労働部 商工政策課提供資料)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中小企業共同事業等促進助成要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成8年度より交付されている。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円、件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,912	6,955	6,567	5,810	5,540
決算額	5,284	5,375	4,429	4,530	3,671
事業別申請件数					
商店街振興	9	9	8	7	7
組合活性化	2	2	1	1	2
地域活性化	2	2	2	2	1

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

上表において、申請件数を却下した案件は該当ない。また、組織化事業及び組合研修事業に係る申請は平成 24 年度以降、該当ない。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該事業は、中小企業者や共同組合等が、業界や地域の活性化を促進するために行う事業への支援として「組織化事業」、「商店会振興事業」、「組合活性化事業」、「組合研修事業」、「地域活性化事業」に対して補助を行い、地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化に寄与するものである。

本事業を廃止した場合、中小企業者や共同組合等が行っている取り組みが円滑に実施されず、地域商業の活性化や賑わいづくり等に支障が生じると想定される。

⑦市が期待する補助金の効果

地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化」を示す具体的な指標（例.商店街における購入者の人数又は売上高等）の設定は見受けられない。交付先より事業実績報告書における実施・効果欄にて回答結果は得ているものの、当該回答は主観的な感想に留まっており、客観的な計数等で示された測定検証は見受けられない。

補助事業の効果を検証するために、商店街における購入者の人数又は売上高等の具体的な指標を設定することが必要である。そして、当該指標のデータを蓄積し、期間比較を実施できるよう業務体制の整備及び運用方法を構築することが必要である。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は可否を検討することが可能となると考える。

№101. 中小企業経営改善支援事業費補助金

(1) 概要

①中小企業経営改善支援事業費補助金の概要

中小企業経営改善支援事業費補助金は、久留米市内の中小企業者の経営の安定及び改善を図るため、久留米商工会議所が行う中小企業者への専門的知識を有する者（以下、専門家という。）の派遣事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって久留米市産業の振興発展を図ることを目的として交付される。

専門家とは、下記のいずれかの要件を備えるものとして定義されている。

- ・各種の技術、技能等（以下、技能等という。）に関する実務に10年以上の経験を有する者
- ・技術等に関する公的資格を有し、かつ、実務に5年以上の経験を有する者
- ・技能等に関する指導、教育機関に所属し、指導、教育、研究等に5年以上の経験を有する者
- ・上記までに規定する者と同等以上の技能及び経験等を有すると認められる者

補助の対象となる者は、久留米商工会議所であり、当該商工会議所が久留米市内の中小企業者の安定及び改善を図るために行う、専門家派遣事業が補助対象事業となる。補助金の対象経費は、専門家謝金、専門家旅費、その他市長が必要かつ適当と認める経費と定められている。

補助を受ける商工会議所は交付申請書並びに事業計画書を市長宛てに提出しなければならない。市長は申請内容を審査し、交付決定をした場合は商工会議所へ決定通知書を送付する。

商工会議所は、補助金の交付を受けた事業が完了したとき又は交付決定に係る市の

会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。市長は実績報告内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書により通知する。久留米商工会議所における本事業については、収入は久留米市からの補助金（事業者の費用負担はなし）であり、支出は専門家への謝金等の支払であり、久留米市の補助額イコール講師への支払額となる。商工会議所は交付先よりアンケート調査による回答を入手している。

なお、補助事業については、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業を行うときは、商工会議所は協力するよう努めなければならないとされている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中小企業経営改善支援事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 25 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

（単位：千円、件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額		816	1,515	2,892	3,585
決算額		450	1,504	2,394	3,447
件数		20	65	105	161

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

平成 31 年 10 月予定の消費税増税、中長期的な人口減少に伴う労働者不足など、市内企業を取り巻く状況は厳しく、経営支援に対するニーズは高まっていくことが想定される。また、経営者の高齢化が進むことで廃業することを回避する方策として、円滑な事業承継への支援も必要となると考える。これら中小企業からの経営安定・経営改善等の専門性が高い相談に対応するために、専門家を派遣して行う伴走型の支援や事業者ニーズを収集することは重要である。

本補助金を廃止することは、商工業者への経営支援が円滑に行えないことが考えられ、引いては地域の経済に影響がでけると想定する。

⑦市が期待する補助金の効果

商工会議所の職員では対応が難しい専門性が高い相談への対応が可能となり、もって、中小企業への経営安定・経営改善が期待できる。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「商工会議所の職員では対応が難しい専門性が高い相談への対応が可能となり、もって、中小企業への経営安定・経営改善が期待できる。」を示す指標は、定量的に設定はされていない。当該事業の利用件数を増加させるという指標を設けるよりも、中小企業改善支援事業の交付先よりアンケート調査による回答を入手している現状は効果測定を定性的に評価できることから、当該調査を継続していくことが望ましい。また、調査により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。

N o 1 0 2 . 海外経済交流事業費補助金

(1) 概要

①海外経済交流事業費補助金の概要

海外経済交流事業費補助金は、久留米市海外ビジネス推進事業費補助金と久留米市販路開拓促進事業費補助金に分類される。当該補助金は、久留米市まち・ひと・しごと創生に係る施策において、安定した雇用を創出するという基本目標のもと、地域企業成長支援事業に係る補助金として交付される。久留米市販路開拓促進事業費補助金については、チラシおよび市ホームページによる方法で当該補助金の存在を公告した。

久留米市海外ビジネス推進事業費補助金は、久留米市内の企業等の海外展開を支援

するための取り組みを検討し実施することで、海外との経済交流を促進し、地域産業の振興を図る事業を実施する久留米市海外ビジネス推進検討会（以下、検討会という。）の事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を平成 23 年度より交付開始している。もとは中国の合肥市と間に交流関係を築いており、経済交流等を図っていたものの、平成 26 年度より、中国以外のアジア地域等へと海外ビジネス展開支援の対象エリアを拡大して取り組みを実施している。また、久留米市販路開拓促進事業費補助金は、久留米市内の企業等が海外展示会へ出展するにあたり発生する経費に対して、一部充当する補助金を平成 24 年度より交付開始している。

交付先は検討会であり、検討会の事務局は、久留米市商工観光労働部商工政策課内に設置されており、検討会に係る事務処理等は同課の職員が実施している。なお、検討会は市内企業の海外ビジネス展開支援における一定の成果をもって解散することが、検討会規約第 14 条にて明示されている。

年度初めに検討会から概算払い要求があり、当該要求事項に基づき、交付している。検討会の事務局が会計事務を実施しており、同局の職員は所管部署である商工政策課の職員である。

検討会に係る平成 28 年度の事業報告及び収支決算書の内容は下表のとおりである。
（久留米市海外ビジネス推進検討会に係る平成 28 年度事業報告）

事業名	内容	件数等
海外ビジネス コーディネーター事業	検討会とコーディネーターによる市内企業への訪問を実施し、海外ビジネス展開の意向や支援ニーズに関するヒアリングを実施した。	33 案件延べ 50 社
海外ビジネス セミナー事業	海外販路開拓セミナー（平成 28 年 6 月 1 日開催、みんくる会議室）	57 名
	福岡県海外駐在員活動報告会 in 久留米（平成 28 年 9 月 6 日開催、みんくる会議室）	35 名
	出張イブニングセミナー in 久留米（平成 29 年 2 月 10 日開催、みんくる会議室）	26 名
海外ビジネス 調査事業	久留米市内の中小企業及び個人事業者計 1,022 社に対して平成 28 年 8 月に、海外ビジネス展開の現状及び課題、ターゲット先及び支援ニーズ等のアンケート調査を実施した。	1,022 社中、212 社より回答を得た。

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

（久留米市海外ビジネス推進検討会に係る平成 28 年度収支決算書）

（収入の部）

単位：円

項目	平成 28 年度予算	平成 28 年度決算	内容
----	------------	------------	----

1 補助金	2,973,740	2,973,740	
2 行政補助金	2,973,740	2,973,740	久留米市
3 平成27年度繰越金	0	0	
4 利息他	300	27	
収入計 ①	2,974,040	2,973,767	

(支出の部)

単位：円

事業名	平成28年度予算	平成28年度決算	内容
1 海外ビジネス コーディネーター 事業	2,825,740	2,714,134	海外ビジネスコー ディネーター業務委託 費
2 海外ビジネス セミナー事業	148,000	140,770	講師謝金、会場借上 料
3 その他	350	58,748	銀行振込手数料（海 送金手数料含む）
支出計 ②	2,974,090	2,913,652	

剰余金③（収入計 ①－支出計②）	0	60,115	剰余金は翌年度会計 へ繰越
---------------------	---	--------	------------------

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

久留米市販路開拓促進事業費補助金は、久留米市の中小企業者に対して、自社製品や自社技術、自社が取り扱う製品等を国内外の見本市又は展示会等（以下見本市等という。）に出展する場合の必要な経費の一部を補助し、当該中小企業者の販路開拓を支援することにより、市内企業の取引の促進や国際化、地域経済の活性化を図ることを目的として交付される。

補助金交付を受けることができる者は下記の要件を全て満たす中小企業者である。なお、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

- ・市内に事務所又は事業者を有し、当該事務所又は事業所が主体的に事業を実施すること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・大企業が補助金の交付を受けようとする中小企業者の発行済株式の2分の1を超えて保有していないこと。

補助対象となる事業は下表のとおりである。なお、当該補助制度以外の補助金の交付を直接又は間接に受けることが決定している事業は補助対象とはなら

ない。

(国内展示会の場合 ※海外展示会は制限なし)

見本市等の規模	開催地域
募集小間数が 100 以上、又は出展予定企業が 100 社以上	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県以外で開催されるもの

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

補助の対象となる経費（以下、補助対象経費という。）は、下記のとおりである。

※印は海外展示会への出展のみ

- ・出展（小間）料及び展示装飾費
- ・出展物輸送費
- ・通訳経費※
- ・資料作成費※
- ・下表に定める旅費（業務に対する直接的な旅費に限る。事務的協議に係る出張の旅費は対象外とする。）※
- ・その他市長が特に認める経費

地域		旅費補助上限額	対象国・地域
A	東アジア・東南アジア	旅費（1 人の旅費に限る。）の 2 分の 1 以内 （当該額が 5 万円を超えるときは 5 万円とする）	中華人民共和国 香港 マカオ 台湾 大韓民国 モンゴル国 インドネシア王国 カンボジア王国 シンガポール王国 タイ王国 フィリピン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 マレーシア ミャンマー連邦共和国 ラオス人民民主共和国 東ティモール民主共和国

B	その他の地域	旅費（1人の旅費に限る。）の2分の1以内 （当該額が8万円を超えるときは8万円とする）	Aに含まれない全ての地域
---	--------	--	--------------

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

交付回数は一中小企業者につき1回限りとし、当該年度の交付回数は1回である。ただし、海外の見本市等については、補助金を受けて出展実績のある国・地域における出展事業に対する補助金の交付は通算3回までとする。

支給される補助金の額は下表のとおりである。

回数	国内の見本市等	海外の見本市等
1	補助対象経費の2分の1以内であって、かつ20万円を限度とする。	補助対象経費の2分の1以内であって、かつ30万円を限度とする。
2		補助対象経費の3分の1以内であって、かつ20万円を限度とする。
3		補助対象経費の4分の1以内であって、かつ10万円を限度とする。

（出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成）

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市海外ビジネス推進事業費補助金交付要綱

久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

久留米市海外ビジネス推進事業費補助金交付要綱：平成23年度

久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱：平成24年度

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

久留米市海外ビジネス推進事業費補助金

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,021	842	4,059	3,530	2,974
決算額	3,976	755	982	2,750	2,914

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

久留米市海外ビジネス推進事業費補助金は、平成 23 年度の補助金交付開始時から平成 28 年度まで、延べ 77 案件 102 社の支援実績となり、平成 28 年度における予算額は、セミナー事業が 148 千円、コーディネーター事業が 2,825 千円である。また、「久留米市キラリ創生総合戦略」における重要業績評価指標としてビジネスマッチング目標件数を設定しており、平成 28 年度においては当該件数を 10 件と定めており、実績件数は 20 件と目標件数を上回る結果となった。

久留米市販路開拓促進事業費補助金

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	900	900	900	1,500	1,500
決算額	474	300	678	708	430
件数	3	1	4	5	4

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該補助金を公益上必要と考える理由としては下記のとおりである。

- ・市内中小企業が持続的な成長をするためには、堅調な経済成長を続ける海外市場の活力を取り込むことが不可欠である。
- ・他方、人材や情報等の経営資源が脆弱な中小企業が、単独で海外ビジネス情報の収集や海外ビジネスネットワーク構築等を行うことは困難である。
- ・行政が海外ビジネスへの意欲と潜在力がある中小企業を支援することは、地域経済を下支えする中小企業の振興に資するものである。

⑦市が期待する補助金の効果

期待する補助金の効果としては下記のとおりである。

- ・市内中小企業の海外ビジネス展開の促進
(海外マーケット情報の取得、現地バイヤーとのビジネスマッチング等)
- ・海外ビジネス展開した企業の収益向上に伴う税収増加。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

海外ビジネスコーディネーター事業におけるビジネスマッチング成約後の企業に対する調査までは実施されていないことから、所管部署等において、ビジネスマッチング後のフォローアップを行うが重要と考える。具体的には、ビジネスマッチングが成功した事例又は失敗した事例の該当企業に対して、アンケート調査を実施し、成功した要因並びに失敗した要因を把握し、要因の情報を蓄積することが必要である。当該情報を検討会におけるコーディネーター等と情報共有できる仕組みを構築し、新規案件時に情報を活用することで市が期待する補助金の効果である、海外ビジネス展開した企業の収益向上に伴う税収増加に間接的に繋がると考える。

N o 1 0 3 . 中心市街地活性化推進イベント補助金

(1) 概要

①中心市街地活性化推進イベント補助金の概要

中心市街地活性化推進イベント補助金は、久留米市中心市街地の活性化を図るため実施されるイベント等に要する費用に補助金を交付することにより、久留米市の中心市街地の振興を推進し、もって地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与することを目的として交付される。

なお、中心市街地とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下、法という。）第 9 条第 1 項に基づき久留米市が作成した中心市街地活性化基本計画において定められた、同条第 2 項に基づく中心市街地のことを指している。

補助金の交付対象者は、下記のとおりと定められている。

- ・まちづくり会社
- ・商店街振興組合等
- ・民間非営利団体等
- ・その他市長が特に必要と認めるもの

また、補助金の交付の対象となる事業は、下記のとおりと定められており、原則、中心市街地において実施されることが義務づけられている。

- ・上述した交付対象者が自ら企画し、かつ実施するイベント等の事業
- ・空き店舗活用イベント事業

- ・商店街振興組合等が実施する商店街エリアの魅力向上事業

なお、空き店舗活用イベント事業については、平成 31 年 3 月 31 日までの交付期限が設けられている。

上記の対象事業については、下記項目の効果が認められ、かつ、公益性を有するものでなければならない旨が定められている。

- ・中心市街地への来街が促進され、かつ、賑わいが創出されること
- ・中心市街地のまちづくりに関し、その考え方や意識が広く市民等に共有化されること
- ・その他中心市街地の振興が促進されること

別に定めのある交付対象事業として久留米市の補助を受けることができる場合には、当該補助金は交付しないこととされている。

下記は、当該経費に係る事業実績報告書並びに収支決算書の各一例である。

(くるめ日曜市に係る事業実績報告書)

1 事業名	くるめ日曜市
2 事業対象期間	平成 28 年 4 月 29 日 (金) 9 時～15 時 平成 28 年 10 月 30 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 5 月 29 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 11 月 27 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 6 月 26 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 12 月 25 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 7 月 31 日 (日) 9 時～15 時 平成 29 年 1 月 29 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 8 月 28 日 (日) 9 時～15 時 平成 29 年 2 月 26 日 (日) 9 時～15 時 平成 28 年 9 月 25 日 (日) 9 時～15 時 平成 29 年 3 月 26 日 (日) 9 時～15 時
3 会場 (実施場所)	久留米ほとめき通り商店街 明治通り商店街アーケード内
4 来街者数	15000 人
5 事業の実施概要・効果等	販売内容としては筑後地域で生産・製造されたもの・または事業所の臨時店舗を募集し、毎月コンスタントに 40 店は出店販売を行った。平均来街者数は約 1500 名であった。ポスティングや市政くるめ、行政の部署にチラシの設置をお願い出来たことによって来場者が確実に増えてきているのを感じている。また設営側である出店者・設営スタッフ・商店主との相互交流により、困った時は互いに助け合うなどの積極的なコミュニケーションが生まれ、人のふれあいという魅力を設営者サイドの共通認識として感じる事ができた。来場者は主に徒歩或いは自転車での来場が多かった。さら魅力を深め街の活性化に繋がるようアンケート調査などで市民の声を聞いていきたい。
6 補助要望額	300,000 円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(くるめ日曜市に係る事業収支決算書)

(収入の部)

費目	金額	計算基礎 (明細)
出店料	1,436,670 円	1 ブース (2,000) 年払い (14 店)
賛助会員費	162,000 円	一口 3,000 円
売り上げ	63,975 円	ラムネ代
補助金	300,000 円	商工政策課
協賛金	150,000 円	
雑収入	108,700 円	
会負担金	54,004 円	
合 計	2,275,349 円	

(支出の部)

費目	金額	計算基礎 (明細)
広告費	1,742,168 円	
通信費	101,805 円	
備品購入費	64,754 円	
雑費	140,859 円	
人件費	90,814 円	シルバー人材センター自転車押歩き推進
道路使用料	28,800 円	
仕入れ	82,949 円	
立替金	23,200 円	商店街電気代
合 計	2,275,349 円	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(商店街エリアの魅力向上事業に係る事業実績報告書)

1 事業名	一番街商店街魅力向上事業
2 事業対象期間	平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月支払分
3 会場 (実施場所)	一番街商店街
4 事業の実施概要・効果等	商店街アーケード照明の点灯時間を 24 時まで延长了ことにより、来街者に対して明るく、快適な歩行空間を提供した。
5 補助額	414,000 円
6 添付書類	収支決算書等
7 その他	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

(商店街エリアの魅力向上事業に係る事業収支決算書)

(収入の部)

費目	金額	計算基礎 (明細)
市補助金	414,000 円	
自己負担金	2,297,091 円	
合 計	2,711,091 円	

(支出の部)

費目	金額	計算基礎 (明細)
電気代	2,711,091 円	平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月支払分
合 計	2,711,091 円	

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料)

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市中心市街地活性化推進イベント事業補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 商工政策課

④補助金の交付開始年度

平成 13 年度より交付している。

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額等

(単位：千円、件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	2,900	2,900	2,900	2,900	4,700 (※)
決算額	1,842	2,475	2,305	1,556	3,230
申請件数					
商店街	7	9	9	7	7
NPO 法人	2	2	2	3	2
アーケード 照明代	—	—	—	—	5

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

上表の（＊）において、平成 28 年度より久留米市シティプラザの開業に伴い、商店街エリアの魅力向上事業に要する費用として、商店街エリアの明るい歩行空間作りのために要する費用（電気代）を補助対象に追加計上したことで予算額が上方補正されている。

また、平成 28 年度の決算額 3,230 千円の申請者別の内訳として、商店街に対して 1,465 千円、NPO 法人に対して 600 千円、アーケード照明代に対して 1,165 千円が支給されている。商店街及び NPO 法人における補助対象事業は自ら企画し、かつ、実施するイベント等に係る事業であり、空き店舗活用イベント事業は該当しない。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

当該事業は、中心市街地の活性化を図るために商店街組合等が実施するイベントや安全安心な環境づくり等を支援することにより、中心市街地の振興を推進し、地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与することを目的としている。

商店街の組織力が低下しつつあるなか、当該補助金を廃止した場合、商店街による取り組みに支障が生じるとともに、さらなる連携の低下に繋がり、中心市街地の賑わいが低下すると想定される。

⑦市が期待する補助金の効果

商店街組合等が実施するイベントによる賑わいの促進と組織力の維持
NPO 等団体等が実施するイベントによる新たな賑わいの促進

（２）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

(意見1)

補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「各団体等が実施するイベントによる賑わいの促進」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。現状、くるめ日曜市や商店街魅力向上事業に対するアンケート調査方法等の具体的な要領等は見受けられない。

そのため、アンケート調査を含む効果測定の見証方法の要領等を作成し、中心市街地活性化推進イベント補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。

つまり、中心市街地活性化推進イベント補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。

N o 1 0 4 . 久留米市勤労者福祉推進団体補助金

(1) 概要

①久留米市勤労者福祉推進団体補助金の概要

久留米市勤労者福祉推進団体補助金は、久留米市内に事務所又は組織を持つ労働組合で構成する団体で勤労者のための教養文化活動、福利厚生事業等を行うもの(以下、勤労者福祉推進団体という。)に対して、必要な経費の一部を補助することにより、勤労者の組織化の育成、労使関係の安定及び近代化を図り、もって勤労者の福祉の増進及び生活の安定に寄与することを目的として交付される。

補助の対象となる勤労者福祉推進団体は、久留米市内に事務所又は組織を持つ労働組合で構成する連合体のうち、職種別、産業別組織に止まらず、市内勤労者を広範に包含する団体を指しており、交付先は、久留米地区労政懇談会及び筑後地区労働福祉推進会議の2団体である。

補助金交付の対象となる必要経費の内容は、下記のとおりである。

- ・ 勤労者を対象に行う研修、講座、講習会等事業
- ・ 勤労者を対象に行う福利厚生事業
- ・ 勤労者を対象に行う教養、文化、スポーツ及びレクリエーション事業
- ・ 勤労者を対象に行う祭典事業（主にメーデー）
- ・ 地域社会との連帯交流事業
- ・ その他市長が勤労者の福祉増進のため必要と認める事業

当該補助金は、所管部署が補助金等交付決定通知後に概算払いを行い、年度末において事業報告及び収支決算書の提出を受けて実績内容を確認している。平成28年度

における久留米地区労政懇談会及び筑後地区労働福祉推進会議の事業報告及び収支決算書は下表のとおりである。

(久留米地区労政懇談会の平成 28 年度事業報告書)

事業名	内容	実施日	会場	参加人員
第 87 回北筑後地区メーデー大会	久留米地区の勤労者の祭典	2016 年 4 月 29 日	久留米市中央公園	1,359 人
平和の集い	非核平和行進を行い、市民に核兵器の怖さをアピールしてきた。	2016 年 7 月 26 日	久留米市	64 人
	広島市で開催された「平和の集い、シンポジウム」に参加した。	2016 年 8 月 5～6 日	広島県立体育館	1 人
	長崎市で開催された「反核・平和の集い」に参加した。	2016 年 8 月 8～9 日	長崎県立体育館	37 人
文化・体育	会員の健康増進と相互の交流・親睦を図ることを目的にボウリング大会を実施した。	2016 年 9 月 16 日	ユーズボウル	96 人
クリーンキャンペーン	空缶・ビン等の収集を市内の主要道路で実施し、環境保全の大切さをアピールした。	2016 年 11 月 5 日	小頭町公園	161 人
確定申告学習会	税金の仕組みを知り、医療費や住宅取得控除等の説明会を実施した。	2017 年 2 月 2～4 日	労働会館	28 人
学習・講演会	地場・中小労組を対象とした、労働条件などの使用者と労働者の義務等の学習会を実施した。	2017 年 3 月 18 日	九州労働金庫久留米支店	30 人
無料法律相談	会員が抱える様々な問題を解決するために、法律相談事業を実施した。	毎月第 3 火曜日	労働会館	6 人
労働相談	未組織労働者からの解雇や労働条件等の相談を受けた。	随時	労働会館	48 件

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

(久留米地区労政懇談会の平成 28 年度収支決算書)

(単位：円)

(収入の部)

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1 会 費	2,808,000	2,825,280	△ 17,280	18 円×13,080 人×12 か月
2 補助金	2,090,000	2,090,000	0	
3 繰越金	332,330	332,330	0	
4 雑収入	200	220	△ 20	
合 計	5,230,530	5,247,830	△ 17,300	

(支出の部)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1 事務費	1,020,000	960,790	59,210	
(1) 会議費	100,000	97,700	2,300	
(2) 旅費	100,000	94,350	5,650	
(3) 印刷製本費	120,000	109,600	10,400	
(4) 使用料	220,000	202,200	17,800	
(5) 通信費	250,000	237,050	12,950	
(6) 消耗品費	230,000	219,890	10,110	
2 事業費	4,040,000	3,858,120	181,880	
(1) 調査・研究	280,000	248,500	31,500	
(2) 学習・講演会費	550,000	579,300	△ 29,300	会場使用料、講師謝礼金他
(3) 文化・体育	230,000	227,110	2,890	スポーツ交流他
(4) メーデー	1,100,000	1,065,550	34,450	会場設営他
(5) 平和の集い	1,050,000	963,730	86,270	バス代、宿泊費、弁当代他
(6) 地域懇談会	350,000	338,750	11,250	会場使用料他
(7) クリーンキャンペーン	300,000	255,180	44,820	タオル・軍手・ホウキ・弁当代
(8) 労働相談事業	180,000	180,000	0	アドバイザー交通費

3 諸費	100,000	59,140	40,860	
4 予備費	70,530	0	70,530	
合 計	5,230,530	4,878,050	352,480	

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

上表のうち、(2) 学習・講演会費、(3) 文化・体育、(4) メーデー、(6) 地域懇談会、(7) クリーンキャンペーン及び(8) 労働相談事業の支出額が、補助対象事業の必要経費に該当して補助金が交付されている。

(筑後地区労働福祉推進会議の平成 28 年度事業報告書)

施策・事業名	施策・事業の目的及び内容	実施日	会場	参加人員
雇用問題及び地域経済動向の調査、研究 学習活動	当推進会議の活動、展開の基礎となる雇用問題と地域経済の動向調査、研究活動、会員の意識高揚と宣伝活動、労働相談活動	6 / 24 8 / 26 1 / 27 通年	筑後地区 労連事務 所外公共 施設街頭 宣伝	300 人
医療機関の設置拡充の活動と健康づくり	医療機関の設置・施設の拡充などの諸活動、くるめ医療生協との協力・共同	通年	久留米市 内	130 人
労働者の祭典等の活動	筑後地区の勤労市民に幅広く呼びかけて、労働者の祭典などを開催する。	5 / 1 3 / 14	小頭町公 園 屋内施設	160 人 300 人
スポーツ・レ クレーション 活動、健康・ 福祉まつり	勤労市民及び会員相互の交流を深めるため、各種スポーツ・文化・レクレーション等の活動を実施する。	10/23	屋内他	120 人
医療・年金・ 社会保障・福 祉問題全般の 学習研修、調 査活動	地域の勤労市民に幅広く呼びかけ、社会保障推進会議などと共同して、充実した社会生活をめざした活動を深める。	通年	公共施設 筑後地区 労連事務 所など	250 人
労働基準法・ 派遣事業法・ 最低賃金法・ 男女機会均等 法などの学 習・啓蒙活動	ゆとりある生活、生き生きとした労働をめざして、労働関係法の学習・研修、啓蒙活動を行う	5 / 1 通年	公共施設 等 街頭宣伝	230 人 120 人

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

(筑後地区労働福祉推進会議の平成 28 年度収支決算書)

(単位：円)

(収入の部)

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

項目	予算額	決算額	執行率	備考
1 会 費	500,000	500,000	100.0%	
2 補助金	171,000	171,000	100.0%	
3 助成金	100,000	100,000	100.0%	
4 繰越金	18,438	18,438	100.0%	
5 雑収入	562	27	4.8%	
合 計	790,000	789,465	99.9%	

(支出の部)

項目	予算額	決算額	執行率	備考
1 事務費	124,000	127,000	102.4%	
①会議費	26,000	25,500	98.1%	
②旅費	16,000	17,000	106.3%	
③印刷製本費	22,000	23,500	106.8%	
④使用料	19,000	20,000	105.3%	
⑤通信費	27,000	26,000	96.3%	
⑥消耗品費	14,000	15,000	107.1%	
2 事業費	635,000	630,000	99.2%	
①雇用問題	240,000	240,000	100.0%	
②医療・年金・福祉	170,000	165,000	97.1%	
③医療機関設置	15,000	15,000	100.0%	
④勤労者祭典	160,000	160,000	100.0%	
⑤文化・体育	25,000	25,000	100.0%	
⑥時短	25,000	25,000	100.0%	
3 諸費	17,000	18,000	105.9%	
4 予備費	14,000	0	0.0%	
合 計	790,000	775,000	98.1%	

(出所：商工観光労働部 労政課提供資料より作成)

上表のうち、①雇用問題、②医療・年金・福祉、④勤労者祭典、⑤文化・体育及び⑥時短の支出額が補助対象事業の必要経費に該当して補助金が交付されている。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市勤労者福祉推進事業補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 労政課

④補助金の交付開始年度

平成4年度より交付している。

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2,261	2,261	2,261	2,261	2,261
決算額	2,261	2,261	2,261	2,261	2,261

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

また、過去5年間の組合員数の推移は下表のとおりである。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
久留米地区 労政懇談会	13,695	13,211	12,981	13,014	13,161
筑後地区労働福祉推進 会議	1,211	1,222	1,199	1,124	1,140

(出所：商工観光労働部 労政課作成資料)

過去5年間における補助金の予算額及び決算額に変動は見受けられない。また、過去5年間における組合員数において、平成28年度は13,161人(平成24年度比△534人)及び1,140人(同比△71人)と著しい減少傾向は見受けられない。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

事業主に対して弱い立場にある労働者が連帯して、要望を集約し団体交渉を行うことで、その成果が中小、零細あるいは未組織労働者の労働条件を下支えしている役割は大きい。そのためにも、健全な労使関係を構築し、労働組合が労働者を組織化し団結することが必要である。

このような中、市内に事業所又は組織を持つ労働組合で構成する団体で勤労者のための教養文化活動、福利厚生事業等を行うもの(勤労者福祉推進団体)に対して必要な経費の一部を補助することにより、勤労者の教養文化・福利厚生の充実、勤労者の組織化の育成、労使関係の安定及び近代化を図り、もって勤労者の福祉の増進及び生活の安定に寄与することが出来るため公益上必要であると考えます。

また、当該補助金を廃止した場合、勤労者福祉団体の活動状況が低下し、労働組合組織率(組合員数)の低下へ繋がっていく影響が考えられる。

⑦市が期待する補助金の効果

勤労者福祉団体が補助金等を活用し、教養文化活動、福利厚生事業等を実施することで、勤労者の教養文化・福利厚生の充実を図るとともに、勤労者の連帯感が強化されることによって労働組合組織率（組合員数）の維持・向上に結びついてくるものと考ええる。

（２）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

（意見１）

補助事象の実績報告の観点において、所管部署では、交付先より事業報告書及び収支決算書を入手しているものの、補助対象事業に係る必要経費の決算額の内訳を把握できる資料明細までは入手していない状況である。つまり、久留米地区労政懇談会の収支決算書における補助対象事業の必要経費である（２）学習・講演会費、（３）文化・体育、（４）メーデー、（６）地域懇談会、（７）クリーンキャンペーン及び（８）労働相談事業の支出額、並びに筑後地区労働福祉推進会議の収支決算書における補助対象事業の必要経費である①雇用問題、②医療・年金・福祉、④勤労者祭典、⑤文化・体育及び⑥時短の支出額については、各経費明細の確認検証は実施されていない。

ゆえに、所管部署において、交付先から入手する収支決算書に係る事業経費のうち、補助対象事業の経費については、交付先より補助対象事業の経費金額及び内容等の明細を確認できる資料を入手すると共に、領収書等の根拠証憑の有無を確認する及び補助対象経費に該当するか否か等精査することが必要である。また、交付先に対して、該当する補助対象経費の元帳、根拠証憑の整理及び保管を含む指導を強化していくことも必要である。

No 106. サイクリングセンター事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

久留米市における観光事業の振興を図るとともに、都市魅力を生かしたコンベンション都市づくりを推進し、併せて市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域振興を図ることを目的として事業を実施する、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の運営及び事業等のうち観光コンベンション振興に要する経費に対し、補助金を支給している。

具体的補助対象事業は公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が実施する百年公園サイクリングセンター事業に対し、年間 646 千円の補助金を支給している。

【百年公園サイクリングセンター事業概要】 平成2年開始	
営業日	毎週土曜日、日曜日、祝祭日、春休み（12月～2月の3ヵ月間は休止）
営業時間	午前9時～午後5時 （但し夏休期間は、午前8時～午後7時）
貸出料金	基本料金4時間 大人:300円（以降1時間毎100円） 中学生:150円（以降1時間毎50円） 小学生:150円（以降1時間毎50円） タンデム車:500円 基本料金4時間（以降1時間毎100円）
台数	86台 （うち、スポーツ自転車4台、タンデム車3台）
事業形態	市補助事業（646千円）



(イ) 交付先

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

(ウ) 終期設定の有無

無し

(エ) 公告の方法

無し

(オ) 市の政策との関連性など

久留米市はかねてより、医者、芸者と並んで自転車の街と呼ばれており、自転車は観光面においても、観光地間の有効な移動手段であると同時に、利用促進によって市内の周遊性を高めることから、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会と連携して、サイクリング観光を推進している。現在、「久留米市観光・MICE 戦略プラン」(平成 27～31 年度)において、4 つのリーディングプロジェクトの一つとして「すいすい自転車プロジェクト」を掲げており、レンタサイクルの拡充やサイクルイベントの実施等によりサイクルツーリズムを推進しているため、自転車関連施設を市内各所に設けている。

②補助金の交付要綱等の名称

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の観光コンベンション事業に係る経費の補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 観光・国際課

④補助金の交付開始年度

平成 16 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	637	646	646	646	646
決算額	637	646	646	646	646

⑥成果指標及びその実績

百年公園サイクリングセンター貸出推移 (台)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成果指標	2,252	1,872	2,381	2,807	2,433

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

久留米市の資源と特性を活かした魅力ある観光事業を進めるためには、観光施設・

拠点を整備するするとともに、それらを適正に維持管理することにより、観光振興を図る。仮に補助金を廃止した場合、サイクリングセンターの人件費の一部として活用しているため、維持管理が困難になることが考えられる。

⑧市が期待する補助金の効果

観光拠点の維持管理が円滑に実施され、観光振興につながると考えている。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

③補助金額の算定及び交付時期は適切か。

④補助事業の実績報告は適切か。

⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。

⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1) 制度の一体的運営

久留米市にはブリヂストンの発祥の地として、自転車利用を促進するための取組が複数の部で複数存在するが、それぞれが単発で方向性が異なっているように見受けられる。

制度、部署を今一度見直し、調和性のある一体的な制度となるよう整理することが望まれる。

具体的には、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が市の補助金を活用し、(1) サイクルファミリーパーク、(2) レンタサイクル事業 ①百年公園サイクリングセンター、②耳納北麓レンタサイクルを実施しており、都市建設部交通政策課がコミュニティサイクル利用促進事業として久留米市コミュニティサイクル『くるクル』を実施している。

観光・国際課は観光客や市民の観光や休日の楽しみの一環としてのサイクリングに着目し、交通政策課は日常の乗り物としての自転車に着目しているのかもしれないが、一体的に展開することでより効果が期待できると考えられる。

(意見2) 百年公園サイクリングセンター

百年公園サイクリングセンターの事業は646千円と少額の予算で貸自転車86台、開園日数98日を管理運営している。開園日98日1日当たりの管理運営経費は6,591円(利用料収入は考慮外)で1日8時間～11時間の貸出時間をカバーしているので、収支はマイナスとなり、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が不足額を補填する、という構造である。

利用者も少なく、久留米市民の認知度も低いことから事業を廃止して、他の観光ツールへ事業費を集約した方が、観光資源の有効活用になると考えられる。

No107. ものづくり支援事業費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

市内中小製造業者等が行う、新事業展開事業、生産・業務改善事業および新製品に係る販路拡大事業に対し、その経費の一部を補助することにより、将来に向けた目標を定めて発展する意欲あるものづくり産業を支援し、もって地域製造業の振興を図ることを目的とする。

地域経済力の基盤である中小企業製造業の意欲を喚起し、自ら新商品開発や生産方法の改善等に取り組む活動を支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(イ) 交付先

市内の中小企業で、製造業を営むもの

(ウ) 終期設定の有無

平成28年度で終了している。29年度からは産業技術振興事業費補助金へ統合している。

(エ) 公告の方法

募集開始時期以前に説明会を行い、市の公式ホームページで募集

(オ) 市の政策との関連性など

・【3次基本計画】

活力あふれる中核都市久留米ー地域産業育成促進事業

・【キラリ創生総合戦略】

ものづくり企業イノベーション促進事業

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市ものづくり振興事業費補助金交付要綱

③所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課(H28 年度)

商工観光労働部 商工政策課(～H27 年度)

④補助金の交付開始年度

平成 22 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	40,000	40,000	30,000	30,000	24,000
決算額	22,046	16,839	17,223	15,803	8,801

⑥実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付決定社数	9	6	7	7	3
交付決定金額	30,511	23,391	24,041	15,890	9,337
交付社数	8	4	7	7	3
交付金額	22,046	16,839	17,223	15,803	8,801

平成 28 年度は、以下 3 社に補助金を補助している。

	企業名	内容	補助金額（千円）
1	A 社	多様な媒体への特殊加工印刷を活用したトータルプリントサービスと事業領域	4,000
2	B 社	手縫いの感覚を残した機械化による量産化縫製の革新	3,828
3	C 社	「福岡県農林水産ブランド品」の「秋王」及び「とよみつひめ」の新製品加工品の開発と販売の取り組み	1,509
合計			9,337

⑦市が補助金について、公益上必要と考える理由

市内中小製造業者が、新事業展開、生産・業務改善あるいは新製品に係る販路拡大等を行っていくためには、そのために必要な経費が大きな負担となる。その経費の一部を助成することで、市内中小製造業者の背中を後押しする効果的な施策として公益上必要と考えている。

なお、平成29年度からは、技術シーズの研究から製品化（事業化）までを一貫して支援する体制を整えることで、効果的に製品化（事業化）につながる事業スキームとすべく、枠組みを変えて株式会社久留米リサーチパークへの補助事業としている。

仮に当該補助金を廃止した場合、市内中小製造業者が、新事業展開、生産・業務改善あるいは新製品に係る販路拡大等を行う際、そのために必要な経費が大きな負担となり躊躇することで、地域経済の活性化に負の効果を与える可能性がある。

⑧市が期待する補助金の効果

市内中小製造業者が、新事業展開、生産・業務改善あるいは新製品に係る販路拡大等を補助金を活用し積極的に行い、地域製造業の振興につながり、地域経済が活性化することを期待している。

（２）監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

（意見１）

当該補助金に関するホームページには、制度概要（対象者、対象事業、委託支援額等）を記載しているのみで、各年度の補助企業、補助内容、補助金額等は公表されていない。補助企業名等の公表は利用者側が好まないこともあるかもしれないが、市からの補助実績については公表することで市民への説明責任を果たすことになり、後発の補助金申請者への補助金利用の誘因となると考えられる。従って、補助実績、成果等についてできるだけ公表することがのぞまれる。

9. 都市建設部

N o 1 0 8 . 久留米みどりの市民会議補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市の緑化推進を目的とする「久留米みどりの市民会議」の事業を支援し、久留米市における緑の保全、創出、育成施策、緑化啓発事業の促進を図るため、同会議にその経費の一部を交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米みどりの市民会議補助金交付要綱

③所管部署

都市建設部 公園緑化推進課

④補助金の交付開始年度

平成2年度（※会則施行時期）

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	6,996,000	6,996,000	6,996,000	6,996,000	6,996,000
決算額	6,996,000	6,996,000	6,996,000	6,996,000	6,996,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

久留米市における緑の保全、創出、育成施策、緑化啓発事業の促進を図る目的であり、特に市民に対する緑化啓発については、市民団体との協働が重要であるため、目的を同じくする久留米みどりの市民会議に対する補助金交付には公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

久留米みどりの市民会議の実施する緑化啓発事業等を通じて、久留米市の緑化及び久留米市民の緑化啓発を促進する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(久留米みどりの市民会議の活動概要)

久留米みどりの市民会議は、緑化推進のため、「花いっぱい事業」(様々な市民団体等への種子・球根の配布)、「緑化啓発事業」(各種イベントでの花苗の配布、学習会・講演会の実施、花と緑の名所巡りのバスツアー等)、「くるめ緑の祭典事業」(園芸一般の相談会、サイクリング大会の実施、こどもの日に鳥類センターを無料開放しての子供向け体験型イベント「チビッコ天国」の開催、みどりの日に鳥類センターにて緑の貢献者表彰式の実施、ハイキングの実施等)を実施し、また、久留米みどりの市民会議の基金である「久留米市緑化基金」による文化財保全事業等を実施している。

久留米みどりの市民会議の活動費のうち約97%が久留米市からの補助金である。

また、久留米市緑化基金の平成28年度末時点での残高は、47,117,659円である。

(意見1)

監査の着眼点①～③について特段の問題点は見受けられなかった。

④実績報告書においても、参加実績や写真添付とともに、その活動内容・実績が、一読・一見して把握できる程度の報告がなされており、当該報告書から把握される事業規模に照らし、補助金額が相当であることも把握できた。

もともと、上述したとおり、久留米みどりの市民会議の活動資金の約97%が久留米市からの補助金であるから、同団体が実施している緑化啓発事業等が効果的・効率的に実施されているのか、より詳細に分析・検討をしていく姿勢が必要であると考ええる。

この点、実績報告書においては、その実施内容と結果は把握できるが、これが毎年繰り返されていることによって、どの程度緑化推進が図られてきているか、どの程度市民の緑化啓発が促進されているかについて分析・検討をするには若干不十分である。

市としては、参加者数や参加実績などについて、これまでの推移を分析するなどしているが、加えて、単にリピーターでとどまっていないか、新規参加者はどの程度いるのか、各種イベントの参加者や花苗交付先団体に対しアンケートを実施してその分析・評価を求めたりするなど、効果的・効率的実施を分析・検討できる報告

をするよう指導・監督していただきたい。

また、久留米市緑化基金に基づく事業については、年々寄付金額が減少し、一部基金を取り崩しながら事業を実施してきているが、昭和 59 年度から平成 28 年度までの 32 年間に於ける事業費平均額を算定してみると、1 年あたり約 118 万円となっており、一方、基金残高は上記のとおり、約 4,700 万円となっている。

そして、基金の使用目的は、「みどりの育成事業及び保全事業の推進のため」となっており、久留米みどりの市民会議が実施している事業とその目的をほぼ同一にしている。

したがって、久留米みどりの市民会議の実施事業と久留米市緑化基金による実施事業について、統一的な事業実施が工夫できないか、基金の取り崩しの可否と補助金交付額の減額の視点も含め、何が最も効果的・効率的な事業実施のための補助金交付となるのかについて一度整理して議論していただきたい。

N o 1 0 9 . 消防家族慰安会補助金

(1) 概要

①補助金の概要

消防団員の家族の慰労及び親睦交流を図り、消防の士気を高めるため、久留米市消防家族慰安会を実施する久留米市消防家族慰安会実行委員会に対し交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市消防家族慰安会事業補助金交付要綱

③所管部署

都市建設部 防災対策課

④補助金の交付開始年度

昭和 5 3 年

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
決算額	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

消防団は、火災や大規模災害発生時に消火活動・救助活動を行い、あるいは予防啓

発活動等を行う非常勤特別職の地方公務員である。地域に密着した防災活動を通じて市民の安寧秩序を保持するために必要な存在であるところ、他に仕事等をもちながら活動する消防団員の確保のためには家族の理解や協力が不可欠であり、消防団家族の慰安等のための補助金交付には公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

補助金支出により消防団家族の慰安会を充実させ、家族の慰労と親睦交流を図り、消防の士気を高めるとともに、ひいては、消防団員の維持・確保に寄与する効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か
- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(指摘1)

今回、過去5年間の手続等資料の監査を実施したが、平成24年度及び平成25年度の実績報告書の確認ができなかった。

担当者にヒアリングしたところ、補助金に関する書類の保管期間は5年間であるが、家族慰安会の事業に関する書類の保管期間は3年間となっており、補助金に関する書類として保管しなければならないところ、慰安会に関する書類として誤って保管したことから保管期間経過により破棄された可能性がある、とのことであった。

どのような理由であれ、当該補助金の効果的・効率的な支出がなされているか否かを検証するために最も重要な資料である実績報告書の現存が確認できないことがあってはならない。当該補助金の効果的・効率的な支出がなされているか適切な検証がなされていないのではないかと疑念を抱かせる要因ともなる。

したがって、重要書類の提出・保管が確認できなかった原因を精査の上、そのようなことがないよう再発防止対策をとられたい。

(意見1)

平成26年度以降の実績報告書を確認したところ、実施内容の概要と参加人数は

把握できたが、当該慰安会の実施によって、どの程度、消防団員家族の慰労や親睦交流が図れたのか（寄与したのか）を判断することが難しく、報告内容として不十分である。

消防団員の活動、ひいては団員自体の確保のために家族の理解や協力は不可欠であり、各種イベントを執り行い、家族に楽しんでもらう慰安会の必要性は十分に理解でき、かかる観点から久留米市が当該補助金を交付していることは理解できる。しかし、それは補助金を交付する公益上の必要性（監査の視点①）の問題であって、当該補助金の交付によって、当該補助金交付の目的が、どの程度、効果的・効率的に達成できているか（監査の視点④～⑥）は、別途、分析・検討する必要がある。実績報告書はそのためのものである。

担当者からのヒアリングによると、年度ごとにイベント内容について様々な検討や工夫が試みられていることは伺えるため、是非、家族の慰労・親睦交流のために、どのような工夫を実施したのかを含めた具体的な事業内容の報告とともに、参加した家族の声をアンケートを実施する（あるいはヒアリングと実施する）などして事業の成果を具体的に検証しうる報告をするよう指導・監督していただきたい。さらに言えば、真の事業の成果は消防団員の確保、入団促進であり、当該補助金の効果を測る上で必要な視点であることは留意しなければならない。

また、実績報告書に添付された決算書には監事による監査報告がなされ、市担当者による領収書等の原本確認・突合は行われていない。

しかし、監事は、久留米市消防家族慰安会実行委員会規約に基づき実行委員会構成メンバー選出されることになっているため、支出の適切性の担保が交付先団体に委ねられている。

したがって、支出の適切性の確認は市担当者自らが実施すべきである。

（意見 2）

現在の補助金については、毎年一律 1,800 千円となっており、画一した規模での事業を展開せざるを得ない。事業を効果的に実施するためには、事業の成果の検証体制を確立させながら、新企画の事業等を取り入れ、補助金を毎年一律で固定させるのではなく、中長期的な事業計画を策定し、補助金の中長期的運用を行うなど工夫が必要である。

10. 議会事務局

№110. 政務活動費交付金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市議会議員の調査研究その他の活動（政務活動）に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、所属議員数に月額 50,000 円を乗じた金額を交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

③所管部署

議会事務局

④補助金の交付開始年度

平成 13 年度（政務調査費）※平成 25 年度から政務活動費に名称変更

⑤過去 5 年間の補助金の交付額及び決算額

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付額	22,800,000	22,800,000	22,250,000	20,900,000	22,800,000
決算額	20,176,775	19,684,100	17,194,136	19,023,369	19,010,190
執行率	88.4%	86.3%	77.2%	91.0%	83.3%

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

法律に基づくものであり公益上の必要性がある。

⑦市が期待する補助金の効果

充実した政務活動によって、久留米市政の充実と久留米市民の福祉の増進が図られる効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及び市政への反映は適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(意見総論)

上記(2) 監査の着眼点①について特段問題はなく、②についても手続上の適切性に問題は見受けられなかったが、③の点に関し、広報費及び旅費・交通費について若干意見したい。

また、④の点については、その報告内容について改善を求めたい事項がある(その結果、⑤及び⑥についても同様の観点から改善を求めたい事項がある)ため、この点を中心に以下意見を述べたい。

(意見1) 調査研究費について

政務活動費の支出事務は、市議会の申し合わせによって策定された「政務活動費マニュアル」に従って実施されているところ、同マニュアルによると、調査研究の報告書は、「宿泊を伴う視察調査」を行った場合にのみ提出を求める扱いとなっている。

しかし、この点について意見がある。

まず、政務活動は、「久留米市議会政務活動費の交付に関する条例」(以下、「本件条例」という。)第6条において、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」と定義されており、当然、調査研究費も、このような活動のために支出されなければならないものである。

この点、調査研究(そのほとんどは視察である)を実施した後の「視察報告書」とは、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察先を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのか、を把握するために極めて重要なものである。端的に言えば、「視察報告書」とは、当該調査研究(視察)が真に政務活動としての意義を有しているか否かを判断しうるものでなければならない。

そして、このような「視察報告書」の重要性は、「宿泊を伴う」視察であろうと、「宿泊を伴わない」視察であろうと、何ら異なるところはないのであるから、「視察報告書」の提出を「宿泊を伴う」視察に限定している取り扱いは見直すべきであ

る。

また、政務活動費支出の適切性・効率性等を判断するために本件条例第 8 条が規定する事業実績の報告書においては、視察日時と場所しか記載されておらず、実績報告書からは具体的な視察目的・成果が全く分からないものとなっていることから、各視察の報告書は、実績報告書に添付して議長へ提出すべきである。

また、「視察報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい。

前述したとおり、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、「視察報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察地を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握できる内容でなければならないはずである。

しかし、視察報告書の「感想」欄には、数行程度の単なる感想が記載されているものが散見されるとともに、視察先で入手したパンフレットや説明文を添付しただけのものも見受けられ、どのような成果が得られ、どう生かせるのかについて記載されたものはほとんどなかった。

これは「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。視察報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「視察地」、「参加者」、「視察項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかない。

上述した視察報告書の意義に照らすならば、報告書には、上記項目に加え、「当該視察地を選定した背景」や、「視察の目的」を設けるべきである。そして、「感想」ではなく、「視察の成果と久留米市へ期待される効果」を記載すべきである。

政務活動費のうち、視察費用及び研修費が多くの割合を占めている（平成 28 年度の決算額 19,010,190 円のうち、視察費用及び研修費は 12,706,470 円で全体の約 67%を占めている）ことからすれば、その報告書の重要性はさらに大きいといえる。

（意見 2）研修費について

研修費についても、「政務活動費マニュアル」において、研修会の報告書は、「宿泊を伴う研修会」に参加した場合にのみ提出を求める扱いとなっている。

しかし、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、その活動の一環としての「研修報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって研修への参

加が必要であると考えたのか、当該研修に参加した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握するために重要な意義を有するものであるから、調査研究費で述べたのと同様、報告書の提出を「宿泊を伴う」場合にのみ限定することは見直すべきである。

また、「研修報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい点がある。

これも、調査研究費で述べたのと同様、研修会参加の動機・目的が不明で、「感想」も単なる感想に留まるものがほとんどである。これも、「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。研修報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「開催地」、「参加者」、「研修項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかなく、研修会への参加動機・目的、得た成果が把握できない。

一方、研修会は、それ自体、市政に関する重要なテーマを扱っているものがほとんどであること、知識やノウハウの習得は、それ自体が市議会議員の資質を向上させるものと考えられること、研修会での成果は直ちに具体的な市政への反映が実現できるわけではないものも多いと考えられることなどから、調査研究における報告書と同程度の詳細な報告を求めることが必ずしも適切とはいえない。

したがって、少なくとも、報告書には、上記項目に加え、「当該研修への参加動機・目的」を設け、「感想」ではなく、「研修の成果」を設けるべきである。

（意見３）広報費について

広報費として支出されているもののほとんどが、「市政報告」である。

会派によってかなりのばらつきがあり、政務活動費から市政報告の費用を支出していない会派もあれば、会派所属の複数の議員が、政務活動費から個別に市政報告を作成している会派もあった。

この点、政務活動費における広報費は、「会派が」行う活動の成果等を住民に報告するために要する経費であり、議員個人の活動内容や成果を報告するために支出してはならない。

参考判例として、東京高裁平成２２年１１月５日判決は、議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面のいずれかが明らかに強いともいえないような広報活動については、その費用の半額については「議員の調査研究に資する」ものとして政務調査費から支出することができる旨判示している。

複数の議員が個別に「市政報告」を作成しているものの内容をみると、Ａ３用紙複数枚に詳細に記載しているものから、はがきに極めて簡潔に記載しているものまでかなりのばらつきがあり、また、作成した議員個人の写真が掲載しているものから、議員名のみで写真が掲載されていないものもあった。いずれも、会派の記載があるが、議員個人名の方が大きなフォントで記載されていることは共通してい

た。

会派として住民に報告することが目的だとすれば、内容にばらつきのあるものを複数個別に配布する必要性・合理性に乏しいこと、作成した議員ごとに報告内容の具体性に差があるとともに会派より個別名が強調され、個別写真が掲載されているものもあることに照らすと、個別の議員の選挙民へのアピールの側面があることは否定できない。

以上のことから、直ちに、東京高裁がいう「議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面のいずれかが明らかに強いともいえない」とまではいえない。しかし、複数の議員が自分の名前を示してそれぞれ内容・体裁の異なる市政報告を配布することによって個別の議員をアピールする側面が否定できない以上、会派内において、内容の統一性や個別に配布する必要性について協議して判断すべきである。

上記のような疑念を払拭するためには、政務活動費による市政報告の作成・配布は、会派ごとに統一して作成するとするか、個別の議員の判断で個別に作成・配布するのであれば、個人宣伝的な側面を有するものとみなし、一律に半額の支出のみを認めるとするか、いずれかの画一的な基準を設けることが望ましいと考える。

これらを受け、内容の統一性や個別に作成・配布する必要性、議員の個人宣伝的な側面の有無などについて、一度、慎重に議論していただきたい。また、かかる市政報告作成・印刷の委託先について、業者ではなく個人へ委託した場合、利害関係等疑念を抱かせる危険性があるため、個人への委託はしないことが望ましい。

（意見４）旅費・交通費について

ガソリン代については、提出された領収書に基づき、その具体的な移動内容を確認するのではなく、領収書合計額の $1/2$ を超えず、かつ、１万円を上限として支出する運用となっている。

自家用車による移動の詳細を報告・把握し政務活動用の移動か否か判断することは円滑な支出事務処理上困難であること、通常の政務活動として全体のガソリン代の $1/2$ かつ１万円を上限とする額は妥当であることから、合理的な運用と考える。

また、調査研究及び研修会参加の旅費については、「久留米市職員等旅費支給条例、久留米市職員等旅費支給条例施行規則及び久留米市職員等旅費支給条例及び同施行規則の運用方針について」に従って処理されており、それ自体は適正に処理されている。

もっとも、実際の実費は基準額より相当程度低額であることが多いこと、調査研究及び研修会参加の旅費が政務活動費の大部分を占めることに照らせば、実費精算とする条例等の改正を検討することをしてよいのではないかと考える。

1 1. 農業委員会

№ 1 1 1. 土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金

(1) 概要

①補助金の概要

米の生産調整に積極的に取り組む土地利用型認定農業者等の経営安定に寄与し、農用地の有効利用促進と生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、農業振興地域内の生産調整対象水田を新たに有償で借り受けた一定条件を満たす農業経営体に対し、10アール当たり8,000円を上限に1年間に限り交付するものである。

②補助金交付要綱等の名称

久留米市土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金交付要綱

③所管部署

(所管課) 農政部 農政課

(事務執行) 農業委員会

④補助金の交付開始年度

平成10年

⑤過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	7,378,220	13,269,056	18,437,648	39,972,264	29,681,688
決算額	7,329,391	11,777,808	5,594,576	24,723,712	16,567,144

⑥市が補助金について公益上必要と考える理由

土地利用型認定農業者の経営安定は、農地の有効利用促進と生産性の高い土地利用型農業の確立に資するものであり、公益上の必要性があると考えている。

⑦市が期待する補助金の効果

認定農業者による農地の有償貸借を支援することで、農地の集積、遊休農地の有効利用の促進が図られる効果を期待している。

(2) 監査の着眼点

①補助対象は適切で公益上の必要性はあるか

②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か

③補助金額の算定及び交付時期は適切か

- ④補助事業の実績報告書は適切か
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか

(3) 結果

(指摘 1)

本件補助金は、交付を受けようとする農業経営体が、所定の申請書を提出して申請し（本件交付要綱第4条1項）、これを受理した市長が、その内容を審査し、その適否を決定するものとされている（同第5条1項）。

しかしながら、実際の運用上は、まず、市側から、交付要件を満たすと思われる申請対象者に対し、申請を促す「案内文」を発送し、申請対象者は、印鑑と振込先通帳を持参して登庁し、既に市側で作成された申請書に、日付、生年月日を記載し、捺印することとなっている。

この「案内文」発送にかかる決裁手続において、本件「交付要綱第4条に基づき、申請対象者に発送したい」として決裁を仰いでいるが、上述したとおり、「案内文」発送は、本件交付要綱第4条に基づく行為ではなく、同条第4項に基づく申請を促すための誘引行為であり、決裁を仰ぐ根拠として誤った表現（決裁手続）となっている。

したがって、かかる表現（決裁手続）について見直す（改める）必要がある。

(意見 1)

本件補助金交付にあたり、農業委員会において実施している農家及び農地の把握、新規有償借人の把握と申請手続上の事務処理など、その多大な作業量・労力や、緻密な事務処理そのものについては指摘・意見すべきことはない。

但し、補助金交付後の実績報告は、これも市側が作成・準備した報告書に申請者が署名(記名)・捺印することとなっており、その内容は、「補助金の交付を受けた」という報告だけで、交付を受けた結果、どのような実績や効果があったのか、についての報告内容がない。

このようなことから、本件補助金の交付が、どの程度、認定農業者の経営安定に寄与しているのかなどについて把握することができない。

この点、客観的データによると、認定農業者による土地の集積率は直近5年間で約10%向上しているとのことであり、様々な施策が一定の効果を生んでいることが伺われるが、本件補助金がその中でどのように機能（どの程度寄与）しているのか分かりにくい。

一般論として、一定金額の交付が経営安定に資することは理解できるが、補助金

交付の適切性を判断するためには、当該補助金の交付によって、当該補助金交付の目的が、どの程度、効果的・効率的に達成できているかを分析・検討することが必要不可欠である。

また、現在の実績報告書は、補助金の交付を受けたことのみを報告する書式となっているため、これを改め、目的との関連で、例えば、経営安定にどのように（どの程度）寄与したかなどについて、具体的事実をもとに報告するよう指導・監督していただきたい。

12. 上下水道部

№112. 久留米市浄化槽維持管理費補助金

(1) 概要

①補助金の概要

久留米市内に浄化槽を設置され、設置補助を受けられた方を対象として、浄化槽の維持管理に要した経費の一部を補助するもの。年間 10,000 円を最大 5 年間を限度として支給する。

ここで「維持管理」とは、保守点検、清掃、法定検査の 3 つのことをいう。保守点検とは、浄化槽の運転状況の点検、確認、必要に応じ調整や修理、消毒剤の補充のことをいい、清掃とは、浄化槽内にたまったスラムや汚泥の引き抜きと付属装置や機械類の洗浄をいい、法定検査とは、浄化槽法に基づく 7 条検査と 11 条検査のことをいう。

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市浄化槽維持管理費補助金交付要綱

③所管部署

上下水道部 給排水設備課

④補助金の交付開始年度

平成 22 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	14,250	13,840	14,080	13,270	12,040
決算額	12,820	12,270	11,870	10,360	9,140

過去 5 年間の補助金の推移を見ると、決算額が平成 24 年度は 12,820 千円あったが、平成 28 年度 9,140 千円となり、大きく減少している。この原因は、下水道設備の普及や下水道が整備されていない農村地区の過疎化により、補助対象となる浄化槽が減少したことが考えられる。

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

補助金を交付することにより、浄化槽管理者が浄化槽の維持管理を適正に行い、公共用水域の水質汚濁の防止、及び生活環境の向上に寄与するものとする。

合併浄化槽（浄化槽）は生活排水やし尿等を、下水道と同等のレベルに処理できる

設備であり、主に下水道の未整備地域で使用されている。しかし、浄化槽は、微生物のちからで浄化する装置であるため、維持管理や清掃等を適正に行なわれなければ、その能力を十分に発揮することができない。そのため、浄化槽法においては、浄化槽管理者に対し保守点検・清掃を義務づけることによって浄化槽の正常な機能を維持し、し尿・雑排水の適正な処理による「公衆衛生の向上」、「生活環境の保全」に寄与することが目的とされている。

⑦市が期待する補助金の効果

この補助金制度は、浄化槽の適正な維持管理の定着を市民へ図ることを目的としている。浄化槽の維持管理契約は一度結び、数年間継続していれば、その後も契約を継続すると考える。

補助金を受けるためには、維持管理に費やした領収書及び法定検査の結果を合わせて確認しているため、適正に維持管理を行っていない場合は補助金を受けることができない。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(意見1)

補助金の申請、決定、交付等の手続きは、監査を実施した範囲内において適正に実施されていた。また、申請者が提出した領収書等の写しも適切に保管されていた。浄化槽の維持管理には、平均して年間約 60,000 円必要となっている。現状では 5 年間に限り年 10,000 円の補助となっているが、浄化槽の必要性に鑑み、補助金の増額や期間の延長を検討すべきではないかと考える。

Ｎｏ１１３．久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金

(1) 概要

①補助金の概要

(ア) 交付目的

「清掃事業協同組合」の運営を助成することにより、環境衛生事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。ここで、清掃事業協同組合は、し尿、浄化槽汚泥（以下、し尿等）収集運搬業者で構成される団体であり、安定的なし尿等処理及び浄化槽維持管理という業務を担っている。また、普段から、市民生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けて、組合員対象の各種研修や講演会等を実施している。

補助金の対象となる事業は、し尿処理及び浄化槽の清掃に係る事業であり、ごみ収集事業は除かれる。

(イ) 交付先

久留米市清掃事業協同組合

(ウ) 終期設定の有無

なし

(エ) 公告の方法

なし

(オ) 市の政策との関連性

- ・久留米市新総合計画（第 3 次基本計画）

「誇りがもてる美しい都市久留米」

「快適な都市生活を支えるまち」

「快適な都市基盤・生活基盤の構築」に関する具体的な施策

②補助金の交付要綱等の名称

久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金交付要綱（以下、交付要綱）

③所管部署

上下水道部 下水道施設課

④補助金の交付開始年度

昭和 42 年度

⑤過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,800	1,800	1,620	1,620	1,620
決算額	1,800	1,800	1,620	1,620	1,620

⑥市が補助金について、公益上必要と考える理由

公共下水道整備区域の広がりに伴い、し尿等収集運搬の業務量が年々縮小しているため、し尿等処理業者における経営の近代化や規模の適正化が図られなければ、持続

的なし尿処理が困難になると予想される。このようなことから、市としては、し尿等処理事業の円滑な遂行の持続のため、「組合員の知識・技術の向上」、「経営の安定化・規模の適正化」等に努めるための取組みについて財政的支援を行っている。

⑦市が期待する補助金の効果

組合員の知識・技術の向上等が、快適な都市基盤・生活基盤の構築につながっていくこと。

(2) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か、また補助事業は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(指摘)

特になし

(意見1)

平成28年度における補助金の交付決定に関する文書は、清掃事業協同組合の申請書、事業計画、収支予算案等が添付され、また補助金の確定に関する文書も清掃事業協同組合の実績報告書、事業報告書、収支決算書等が添付された状態で久留米市に適切に保存されていた。

これらの文書は、担当者から決裁権者である部長までの押印がなされており、補助金の交付決定及び補助金額の確定に関する手続きは、監査を実施した範囲において適正であった。

ここで、清掃事業協同組合の収支決算書をみると、貸借対照表の純資産の部における別途積立金に対応するだけの預金を平成28年度末に有していた。今後は、補助金額の決定にあたり、収支のみならず、清掃事業協同組合の財政状態も勘案してみてはどうか考える。

(負 担 金)

1. 健康福祉部

N o 1 1 4. 浮羽老人ホーム組合負担金

(1) 概要

①浮羽老人ホーム組合負担金の概要

浮羽老人ホーム組合負担金（以下、負担金と略す。）は、うきは市内で営んでいる浮羽老人ホームに対して、当該ホームに係る経費のうち、久留米市の負担分(約 6.7%)を交付している。

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規程に基づく養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。

老人福祉法第十一条第一項一号において、「市町村は必要に応じて措置を採ることが義務づけられており、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る）により、居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する義養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する養護することを目的とする」と定義されている。

また、老人福祉法第二十条の四において、「養護老人ホームは第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする」と定義されている。

浮羽老人ホーム組合（以下、組合という。）は、うきは市吉井町内に事務所があり、うきは市及び久留米市をもって組織される。当該組合に係る規約は平成 17 年 3 月 20 日より施行されており、平成 28 年度で 13 年目となる。

組合の議会の議員定数は 6 名であり、内訳はうきは市から 4 名、久留米市から 2 名の各関係市議会の議員が選出される。組合の執行機関として、組合長はうきは市長、副組合長には久留米市長が任にあたる。他、組合長から任命された会計管理者 1 名を設置している。また、組合には監査委員 2 名を設置することが定められている。また、施設職員の配置人員（平成 29 年 7 月 1 日時点）は下表のとおりである。

職員数 職種名	配置基準	現職員数	増減	職員の内訳
施設長	1	1	—	嘱託職員
事務員	1	1	—	正規職員
主任生活相談員	1	1	—	正規職員
生活相談員	1	1	—	嘱託職員
主任支援員	1	1	—	正規職員
支援員	3	4	1	正規職員 1、嘱託職員 2、臨時職員

				1
看護職員	1	1	一	嘱託職員
栄養士	1	1	一	正規職員
調理員	4	5	1	正規職員 2、嘱託職員 2、臨時職員 1
医師（嘱託）	(1)	(1)	一	原鶴温泉病院院長
計	14	16	2	正規職員 7、嘱託職員 7、臨時職員 2

（出所：健康福祉部 長寿支援課提供資料）

なお、医師（嘱託）1名については、上表の計には含まれていない。

組合の経費に対して、老人福祉法による老人保護措置費、関係市（うきは市並びに久留米市）及びその他収入を充当すると定められている。関係市による負担割合は市割が2割であり、うきは市が3分の2（約13.3%）、久留米市が3分の1（約6.7%）の割合と定められており、世帯数割の8割は、関係市（久留米市は田主丸地域）の世帯数の割合により按分算出される。平成28年度に久留米市が負担した負担金は15,222,800円であり、組合の平成28年度における歳入歳出決算額は下表のとおりである。

歳入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金		40,735,000	40,735,000	40,735,000	0	0	0
	1 分担金	40,735,000	40,735,000	40,735,000	0	0	0
2 市町村支出金		81,245,000	81,385,051	81,385,051	0	0	140,051
	1 市町村負担金	81,245,000	81,385,051	81,385,051	0	0	140,051
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 繰越金		26,349,000	26,349,325	26,349,325	0	0	325
	1 繰越金	26,349,000	26,349,325	26,349,325	0	0	325
5 諸収入		90,000	124,501	124,501	0	0	34,501
	1 諸収入	90,000	124,501	124,501	0	0	34,501
歳入合計		148,420,000	148,593,877	148,593,877	0	0	173,877

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 組合費		318,000	141,000	0	177,000	177,000
	1 諸会費	150,000	64,800	0	85,200	85,200
	2 総務費	136,000	60,000	0	76,000	76,000
	3 監査委員費	32,000	16,200	0	15,800	15,800
2 老人ホーム費		119,894,000	115,321,697	0	4,572,303	4,572,303
	1 事務費	95,529,000	93,357,330	0	2,171,670	2,171,670
	2 事業費	24,365,000	21,964,367	0	2,400,633	2,400,633
3 公債費		10,000	0	0	10,000	10,000
	1 公債費	10,000	0	0	10,000	10,000
4 予備費		28,198,000	0	0	28,198,000	28,198,000
	1 予備費	28,198,000	0	0	28,198,000	28,198,000
歳出合計		148,420,000	115,462,697	0	32,957,303	32,957,303

(出所：健康福祉部 長寿支援課提供資料)

上表のうち、歳出における2老人ホームの支出済額1事務費及び2事業費の内容を把握できる明細資料は所管部署では入手している。

②負担金支出の根拠

浮羽老人ホーム組合同規約（最終改正 平成27年4月28日）

③所管部署

健康福祉部 長寿支援課

④負担金支出開始年度

平成16年度より支出開始している。

⑤過去5年間の負担金の予算及び決算額等

(単位：千円、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,862	8,789	9,555	17,697	17,697
決算額	5,861	8,879	9,554	17,697	15,223
入居率（*）	96.4	96.4	83.6	70.9	70.9

(出所：健康福祉部 長寿支援課提供資料より作成)

(※) 入居率とは、施設の定員数（55 名）に対して、入所者数（年度当初の入居者）の割合である。

久留米市からの入居者は平成 28 年度においては 2 名であり、残りはうきは市を含む近隣自治体（小郡市など）からの入居者である。

⑥市が考える負担金支出の必要性について

「養護老人ホーム浮羽老人ホーム」は、久留米市とうきは市で構成する一部事務組合（地方自治法第 284 条）により、運営しているが、その主な収入としては、（１）老人保護措置に伴い市町村が負担する措置費（老人福祉法）と（２）組合の構成市で負担する負担金（以下「負担金」という。）がある。

（１）措置費は、養護老人ホームへの措置に伴い、市町村が負担すべき経費のことであり、その内訳は、事務費や一般生活費等になる。そのため、養護老人ホームの入所者（措置者）数によって、措置費の額が増減する。

（２）負担金は、久留米市とうきは市の市議会議決を経た組合同規約第 11 条に基づくものであり、関係市で按分して負担しており、措置費の増減による組合収入の不足分を補填する役割を担っている。

浮羽老人ホーム組合において、負担金は施設運営費の約 3 割を占める重要な収入であり、負担金がない状況では、養護老人ホームの運営が成り立たない。

そのため、今後も「養護老人ホーム浮羽老人ホーム」が、現在の形態で運営がなされる限り、負担金を廃止することは現実的に困難である。

（２）監査の着眼点

- ①団体等に参加した経緯及び目的は合理的か。
- ②規約、会則等の支出の根拠となるものはあるか。また算定根拠は明確か。
- ③支出の手続きや時期は適切であるか。
- ④負担金支出による効果は得られているか。また団体等への参加を継続する必要があるか。

（３）結果

（指摘）

特になし

（意見 1）

負担金支出による効果について、規約で負担金割合が定められており、規約に則り負担金を支出することには問題ないとする。一方、定員数 55 名に対して久留米市からの措置による入居者数は 2 名、平成 28 年度における負担金支出額は

15,223 千円であり、規約どおりに久留米市における負担金支出が妥当か否かを検討することが望ましい。

(意見 2)

組合が浮羽老人ホームの運営に携わり、13 年以上経過している。運営主体の見直しを実施することにも必要と考えられる。なお、見直しする際には、見直しの根拠となる経営指標（例. 入居率が一定水準で維持できる、歳入歳出の収支が継続してプラスなど）を設定することが必要である。

組合からの歳入歳出決算書のうち、歳出における 2 老人ホームの支出済額 1 事務費及び 2 事業費の内容を把握できる明細資料を入手しているものの、当該資料を基に組合側への質問等を実施し、当該事務費及び事業費の検証をすることも、久留米市側が負担金支出の妥当性を検討する上での一つの有効な手段と考えられる。

また、うきは市と久留米市の市長をはじめとする市議会議員にて組合における歳入歳出決算書は決議されており、かつ監査委員による監査が実施されている。しかし、一層の負担金支出の妥当性を確保する手段として、負担金の実質的な効果を測定するため、福岡県、うきは市と協議し、第三者による外部監査を導入することも効果的と考える。

(交 付 金)

1. 都市建設部

№ 115. 久留米市消防団運営費交付金

(1) 概要

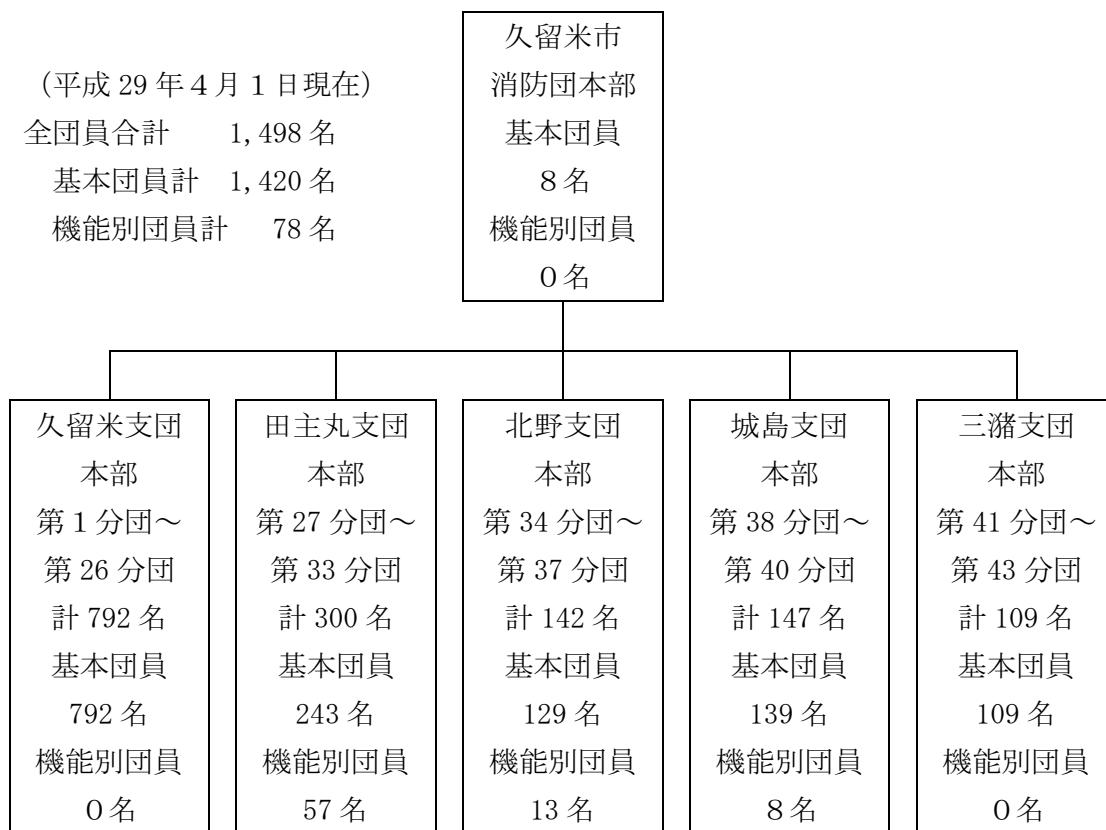
①久留米市消防団運営費交付金の概要

久留米市消防団運営費交付金（以下、交付金と略す。）は、久留米市消防団の適切な運営を図り、消防団の活性化並びに社会公共の福祉の増進と消防団員の資質の向上に寄与することを目的として、久留米市消防団へ交付している。

交付先としては、以下のとおりである。

- ・久留米市消防団本部規則（昭和 26 年久留米市規則第 20 号）別表第 2（以下、規則別表という。）に定める本部
- ・消防団支団本部（規則別表に定める各支団本部をいう。）
- ・消防団分団（規則別表に定める第 1 分団から第 43 分団までをいう。）

下図は上記の交付先の団員数等である。



(出所：都市建設部 防災対策課提供資料より作成)

基本団員とは、消防団における全ての活動に従事する団員であり、当該団員の活動経費等が交付金の支給対象となっている。一方、機能別団員とは、大規模な災害等が発生した場合における消防活動等に特化して活動する団員であり、当該団員の活動経

費等は交付金の支給対象ではない。

交付金の対象となる経費は、以下の経費のうち補助することが公益上必要と市長が認めた経費とする。

- ・消防団本部、各消防団支団本部及び各消防団分団の運営に要する経費
- ・梯子のり訓練に要する経費
- ・ポンプ操作訓練に要する経費

下表は平成 29 年度の上記経費に係る交付金の各消防団の内訳である。なお、過去 5 年にわたり、交付金の予算額並びに実績額に変動は見受けられない。支団における一人当たり交付金は平均 120 千円/人であるのに対して、消防団本部は 185 千円/人と 65 千円/人高い状況である。

(単位：千円、千円/人)

	久留米市 消防団本部	久留米 支団	田主丸 支団	北野 支団	城島 支団	三潴 支団	計
運営に要する経費に係る交付金	1,485	99,176	29,591	15,841	16,459	12,212	174,764
一人当たり交付金 (*)	185	125	121	122	118	112	123
梯子のり訓練に要する経費に係る交付金							600
ポンプ操作訓練に要する経費に係る交付金							585
合計							175,949

(*) 運営に要する経費に係る交付金を基本団員数で除して算出している。

(出所：都市建設部 防災対策課提供資料より作成)

交付金は、交付金申請書に事業計画及び予算書を添付して、久留米市長宛てに申請する。久留米市長は上述した交付要件の対象に適すると認めたときは、速やかに交付決定通知書により通知する。また、交付金の交付時期は年 4 回（4 月上旬、8 月上旬、11 月上旬、2 月上旬）に分けて交付される。交付を受けた消防団本部、各消防団支団本部及び各消防団分団は、会計年度終了後、速やかに実績報告書を提出する義務を

負っている。

下表は上述した各種経費の交付金支給等に係る流れである。

	団本部・支団本部・分団運営交付金	梯子のり運営交付金	ポンプ操法運営交付金
4 月	上旬（第 1 回交付金支給）		
5 月			
6 月		下旬（第 1 回）交付金支給手続 年間事業計画・予算書添付	下旬 交付金支給手続 年間事業計画・予算書添付
7 月	下旬～ （第 2 回）交付金支給手続の準備	上旬（第 1 回支給）	中旬（支給）
8 月	上旬（第 2 回交付金支給）		
9 月			
10 月	下旬～ （第 3 回）交付金支給手続の準備		
11 月	上旬（第 3 回交付金支給）	下旬 （第 2 回）交付金支給手続	
12 月		上旬（第 2 回支給）	
1 月	下旬～ （第 4 回）交付金支給手続の準備		当該年度監査 監査終了後、実績 報告・決算報告提出
2 月	上旬（第 4 回交付金支給）		
3 月	下旬～ 第 1 回交付金申請手続の準備（次年度分） 年間事業計画・予算書添付	当該年度監査 監査終了後、実績 報告・決算報告提出	
4 月～ 5 月	団幹部による会計監査（前年度分） 4 月下旬～5 月上旬 監査終了後、実績報告・決算報告提出		

(出所：都市建設部 防災対策課提供資料より作成)

下図は、監査対象年度（平成 28 年度）における収支計算書の項目内容である。

会計検査収支科目の説明

収 入 の 部

項 目	説 明	備 考
前年度繰越金	前年度からの繰越金	・繰越額は、交付金額の5%相当額とする。 ・支払書綴りの1枚目に受入書を付ける。
市 交 付 金	市からの運営交付金	・交付時の明細(受入書・次に通知文)を付ける。 ・出納帳、元帳への内訳の記載は不要
雑 収 入	銀行利息等	

支 出 の 部

項 目	説 明	備 考
表 彰 費	分団表彰等に関する経費	・団体、個人に対する記念品代等(現金の支給は認めない。)
慶 弔 費	見舞い、香典、学校及びコミセン等への祝儀	・慶弔費については、領収書に代えて分団長の支払証明書を添付する。 ・入学式の祝儀については案内状を添付する。 ・慶弔費からの結婚の祝儀は認めない。
会 議 費	分団の諸会合(幹部会・全体会議)に関する飲物の経費 ※ お茶・ジュース・コーヒー等 10万円未満	・分団が行う出初式の経費については、出場訓練費で支出。
備 品 費	一時的でなく長く使用するもので、1個1万円以上の物品の購入費	
修 理 費	各分団で購入した備品等の修理費	・格納庫、ポンプ車の修理費については、市で負担
消 耗 品 費	1個1万円以下の物品(筆記用具、掃除用品等)の購入費	
水 道 光 熱 費	プロパンガス料、エアコン用電気料等	
出 場 訓 練 費	災害、各種訓練、教養、防火夜警及び出初式等に出場した際の諸経費(交付金の70%以上)	・防火夜警については、支払書を4日間まとめる。 ・出初式にかかる案内状・礼状印刷、郵送代、分団式典等に要する費用は、出場訓練費として整理する。 ・ポンプ操法及び規律訓練に使用する靴、手袋等は出場訓練費として整理する。 ・訓練に伴うタクシー代は、出場訓練費として整理する。
視 察 研 修 費	他消防団及び防災施設等への視察研修に関する経費 ※30人規模で60万円程度	・分団員及び家族による防災施設等への視察研修費(資料等を添付)
諸 負 担 金	分団運営交付金から支払う各負担金(四半期ごとに、幹部会議経費など消防団全体の共通経費等を負担金として徴収)	・四半期ごとの各負担金については、その都度一括して記載(内訳の記載は不要⇒交付時の負担金明細書を支払書に添付) ・諸負担金を振込みにより支払っている場合は、振込み手数料を計上する。
保 険 料	交通傷害保険料、市民交通傷害保険料など	・視察旅行時の保険は、視察研修費として整理する。
通 信 費	電話料及び郵便料等	・支払証明による支出は、認めない。
雑 費	いずれの科目にも属さないもの。	・振込み手数料等

(出所：都市建設部 防災対策課作成資料)

消防団の活動が継続する限りは、交付金の終期設定はない。当該消防団は、消火活動のほか、風水害による活動、年3回の夜警活動等を行っており、市民への防火に対する普及啓発にも取り組んでいる。

また、久留米市内には、地域住民（市民）の防火・防災活動への参加を促進することを目的として、女性防火クラブや少年消防クラブという団体があり、当該団体には補助金が支給されている。

②交付金の根拠法令、交付規程

久留米市消防団交付金交付規程

③所管部署

都市建設部 防災対策課

④交付金の交付開始年度

久留米市消防団では、昭和 63 年度より交付金制度を導入し、平成 22 年度に 5 つの消防団が統合した後も継続して交付金を交付している。

⑤過去 5 年間の交付金の予算及び決算額

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	175, 949	175, 949	175, 949	175, 949	175, 949
決算額	175, 949	175, 949	175, 949	175, 949	175, 949

（出所：都市建設部 防災対策課作成資料）

⑥市が交付金について、公益上必要と考える理由

交付金は、消防団本部、各支団本部及び各分団が、年間を通して消防団活動を円滑に行うにあたっての運営経費である。

久留米市では、消防団活動における地域密着性を考慮し、団員への費用弁償的要素を含め、年間の交付金として支給している。

交付金として支給することにより、地域での活動に柔軟的に対応できるほか、団員のモチベーションの維持にも繋がっている。

また、今後、地域防災力の中核を担う消防団として、地域住民への日常的な防災に関する学習や訓練など、地域防災力の底上げに向けた取り組みを行うためにも、交付金として支給することが効果的であると考えている。

⑦市が期待する交付金の効果

消防団が、地元地域での活動を含めた年間活動を円滑に行うことによって組織が活性化し、ひいては消防団員の士気高揚に繋がることで、消防団への加入促進への効果が期待できる。

また、消防団がリーダー的存在となって地域を牽引し、地域防災力の向上が図られ

ることの効果も考えられる。

(2) 監査の着眼点

- ① 交付金の交付についてその必要性はあるか。
- ② 交付金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
- ③ 交付金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④ 交付先団体からの実績報告は適切か。
- ⑤ 交付先団体への指導・監督は適切か。
- ⑥ 交付先団体は適正な運営が行われているか。また交付先団体の事務は効果的かつ効率的であるか。

(3) 結果

(はじめに)

上記(2) 監査の着眼点に基づき、所管部署への質問並びに関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、指摘事項は下記のとおりである。

(指摘1)

まず、各消防団からの実績報告について、収支計算書上における勘定科目の設定が適切になされておらず、支出実績の内容を適切に把握することができていないことが挙げられる。上述した概要における会計検査収支科目の説明の図より、平成28年度における収支計算書上の支出の部に係る出場訓練費には、災害、各種訓練等に係る諸経費のみならず、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)が含まれており、各種訓練等に係る実態経費を把握することが困難な状況である。

次に、所管部署における指導・監督について、指導・監督する立場である所管部署の管理の運用状況が不十分な点が挙げられる。交付金は、統合後の平成22年度から平成28年度まで、収支計算書の項目内容等の見直しは実施されなかった事実がある。

なお、所管部署では、平成29年度より収支計算書の項目内容の見直しを実施しており、災害、各種訓練等に係る諸経費のうち、出場訓練費(公費的経費)とし、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)を訓練慰労費(費用弁償的経費)と区分を明確にしている。なぜ、平成29年度より収支計算書の項目内容等の見直しを図ったのかという合理的な理由が乏しいことは否定できないものの、現在の所管部署担当者において交付金に係る収支計算書の適正な実績管理に向けての取り組み並びに姿勢は評価できる点と考える。

(意見1)

平成29年度より収支計算書における勘定科目の見直しを実施しているものの、各消防団等において事務作業の混乱をきたさぬよう、所管部署による運用方法変更の周知活動が重要であり、かつ当該活動を継続し運用の定着を図ることが重要である。

また、下図における消防団運営事務費及び消防団活動費について、当該費目間における予算金額の振替えは実施しない。したがって、収支実績を確認するにあたり、費目間における振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を構築することが必要である。

最後に、消防団の活動自体は地域貢献の観点から地域防災力の向上及び消防団員の士気高揚など必要な活動かつ重要と考えられる。したがって、臨時的な大規模災害等が発生した場合には、消防団の活動経費等も増加することが見込まれることから、既存の予算額の範囲内における活動経費では十二分に賄いきれない側面もあることは否定できない。当該事案が発生した場合には、予算額を上方修正し支給額を増額する等の柔軟な見直し等を図ることも必要と考えられる。

【消防団運営事務費】収支科目の説明

収入の部

項 目	説 明	備 考
前年度繰越金	前年度からの繰越金	・繰越額は、交付金額(30%)の5%相当額とする。 ・支払書綴りの1枚目に受入書を付ける。
市 交 付 金	市からの運営交付金(30%)	・交付時の明細(受入書・次に通知文)を付ける。 ・出納帳、元帳への内訳の記載は不要
雑 収 入	銀行利息等	

支出の部

項 目	説 明	備 考
表 彰 費	分団表彰等に関する経費	・団体、個人に対する記念品代等(現金の支給は認めない。)
慶 弔 費	見舞い、香典、学校及びコミセン等への祝儀	・慶弔費については、領収書に代えて分団長の支払証明書を添付する。(分団のみ) ・入学式の祝儀については案内状を添付する。 ・慶弔費からの結婚の祝儀は認めない。
会 議 費	分団の諸会合(幹部会・全体会議)に関する飲物の経費 ※ お茶・ジュース・コーヒーのみ	食事等の支出は認めない。
備 品 費	一時的でなく長く使用するもので、1個3万円以上の物品の購入費	・テレビ、電子レンジなど、分団が必要とする物品
修 理 費	各分団(支団等)で購入した備品等の修理費	分団(支団等)が利便性を目的として、改修(修理)することも含む。 ※ 格納庫、ポンプ車の故障・破損等の修理費については、市で負担
消 耗 品 費	1個3万円未満の物品(筆記用具、掃除用品等)の購入費	分団(支団等)が必要とする3万円未満の物品購入品
水 道 光 熱 費	プロパンガス料、エアコン用電気料等	
出 場 訓 練 費	災害、各種訓練、教養、防火夜警及び出初式等に出席した際の諸経費 ※ お茶・ジュース・コーヒーのみ	・食事等に使用した経費は、認めない。
諸 負 担 金	分団運営交付金から支払う各負担金(団及び支団への負担金)	・四半期ごとの各負担金については、その都度一括して記載(内訳の記載は不要⇒交付時の負担金明細書を支払書に添付) ・諸負担金を振込みにより支払っている場合は、振込み手数料(雑費)を計上する。
保 険 料	交通傷害保険料、市民交通傷害保険など	視察研修旅行時の保険は、視察研修費として掲げる
通 信 費	電話料及び郵便料等(パソコン通信費等含む)	・支払証明による支出は、認めない。
雑 費	いずれの科目にも属さないもの。	・振込み手数料等
予 備 費	上記の予算が不足した場合の対応経費	・予備費を活用する場合は、分団長(団本部)にあっては団長、支団にあっては支団長の許可が必要 ・上記の予算を流用する場合にも、分団長(団本部)にあっては団長、支団にあっては支団長の許可が必要

【消防団活動費】収支科目の説明

収入の部

項 目	説 明	備 考
前年度繰越金	前年度からの繰越金	・繰越額は、交付金額(70%)の5%相当額とする。 ・支払書綴りの1枚目に受入書を付ける。
市 交 付 金	市からの運営交付金(70%)	・交付時の明細(受入書・次に通知文)を付ける。 ・出納帳、元帳への内訳の記載は不要
雑 収 入		

支出の部

項 目	説 明	備 考
視察研修費	視察研修に関する経費	・分団等の慰労旅行費用
訓練型労費	災害、各種訓練、教養、会議等に出席した後の分団長(支団にあっては支団長)が認める慰労(飲食等)する経費	・人数及び日付が記入された領収書を添付
交通費	分団長(支団にあっては支団長)が必要と求めた場合の交通費	・日付、名目が記入された領収書の添付
予備費	上記の予算が不足した場合の対応経費 ※ 予算当初は、交付金額の5%を計上	・予備費を活用する場合は、分団長(団本部)にあっては団長、支団にあっては支団長の許可が必要 ・上記の予算を流用する場合にも、分団長(団本部)にあっては団長、支団にあっては支団長の許可が必要